

森林総合研究所
交付金プロジェクト研究 成果集 29

森林所有権の流動化が
森林管理と中山間地域の
活性化に及ぼす影響の解明

独立行政法人 森林総合研究所
2010.3

序 文

わが国の国産材価格は 1980 年にピークを迎えたが、その後は長く続落傾向が続き、価格上昇の見通しがつかない深刻な状況になっている。このため、林業への関心の低下や林業後継者がいないなどの理由により、林業の継続をあきらめて森林を売却する所有者も全国的に見られるようになっている。森林売却後に皆伐された伐採跡地の放置や、売却森林が産業廃棄物の投棄場所に違法に転用されている事例等が報告されている。特に伐採跡地の放置による再造林放棄の問題は、平成13年の森林・林業基本法制定の背景の一つにもなっている。このように昨今の森林所有権の流動化は、同基本法の基本理念の一つである「林業の持続的かつ健全な発展」を阻害する危険性を内包しており、その実態を全国規模で調査することは、国や地方の林野行政にとって適切な森林管理と林業生産による地域経済活性化の諸方策を講じる上で重要な課題となっている。しかし、森林の売買は売却林家のプライバシーの問題もあり実態把握が困難なため、これまでの研究蓄積は非常に少ない。

そこで、森林所有権の流動化の実態を全国的規模で調査し、その結果に基づく適切な森林管理の実施が林業の持続的発展の基礎であるという視点から、国や地方自治体がそれぞれの立場で講じるべき所有権移転後の育林作業や再造林の義務付け、違法な林地利用を阻止する厳格な規制、森林組合等による森林巡視等、適切な森林管理を行うための諸方策を提案することを目的に、平成 16 年から 3 カ年の研究計画のもとに交付金プロジェクトⅡ「森林所有権の流動化が森林管理と中山間地域の活性化に及ぼす影響の解明」を実施した。本研究には、本所ばかりでなく全支所の経営関係研究者が参加し、統一フォーマットの森林組合調査票を利用して森林所有権流動化の実態を調査するなど、組織的に情報を収集する体制を整えて実施した。

この種の全国調査は過去にほとんど行われておらず、本研究成果が林業だけでなく地球温暖化対策や水源林確保問題にも大きく関わる林地売買の情報としても有用であるため、林野・環境行政担当者や林業団体など広く関係者に活用していただきたいと考え、ここに本書を刊行する次第である。

平成 22 年 3 月

独立行政法人 森林総合研究所
理事長 鈴木 和夫

目 次

研究の要約 1

はじめに 7

第1章 森林所有権移動の全国的な動向 8

1. 再造林放棄の概要 8

2. 林地売却者の概要 11

3. 林地売却の面積・価格等の状況 15

4. 林地購入者の概要 17

5. 林地売却後の森林取り扱い状況 18

第2章 森林所有権移動の地域的な動向 21

1. 北海道地方 21

2. 東北地方 26

3. 関東・中部・北陸地方 32

4. 中国地方 43

5. 四国地方 47

6. 九州地方 48

まとめ－森林所有権移動の問題点と対応方策－ 55

資料 57

研究の要約

I 研究年次及び予算区分

平成 16 ～ 18 年（3 カ年）

交付金プロジェクト（II）

II 主任研究者

主査：研究管理官（林業経営・政策） 埴田 宏（平成 16 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）

副主査：林業経営・政策研究領域長 鶴 助治（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）

林業経営・政策研究領域長 野田英志（平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）

取りまとめ責任者：林業経営・政策研究領域 林業システム研究室長 駒木貴彰

III 研究場所

森林総合研究所、本所・北海道支所・東北支所・関西支所・四国支所・九州支所

IV 研究目的

木材価格が低迷する中、森林所有者の森林経営に対する意欲は急速に衰え、林業を核とする地域活性化に悪影響を及ぼすことが懸念されている。この森林経営意欲の衰え等の様々な理由によって、施業放棄のみならず所有森林そのものを売却する事例も少なくない。そもそもわが国の場合、森林は農地とは異なり誰でもが買い受けすることができ、保安林以外では用途の制限はないと言って良い状況である。もちろん、所有権が移動しても森林として適切に管理され、経済的にも環境的にも地域社会に貢献していれば問題はない。しかし、森林売却後に皆伐された伐採跡地の放置や、売却森林が産業廃棄物の投棄場所に違法に転用されている事例等が後を絶たないという現実があることも事実である。特に伐採跡地の放置による再造林放棄の問題はわが国の持続可能な林業実現の大きな問題であり、平成 13 年の森林・林業基本法制定の背景の一つにもなっている。このように昨今の森林所有権の流動化は、同基本法の基本理念の一つである「林業の持続的かつ健全な発展」を阻害する危険性を内包しており、その実態を全国規模で調査することは、国や地方の林野行政にとって、適切な森林管理と林業生産による地域経済活性化の諸方策を講じる上で喫緊の課題となっている。

しかし、森林の売買は売却林家のプライバシーの問題もあり実態把握が困難なため、これまでほとんど研究対象とされてこなかった。先行研究をみると、森林所有権の移転及び伐採跡地放置の実態については山田茂樹（森林総研）や九州大学の堺教授らの現地調査結果があり、また林政総研（現九州大学）の興梠らは、全国の森林組合のアンケート調査を行っている。ただ、堺や興梠らの調査は再造林放棄の実態調査との関係で土地付き立木販売を扱っており、森林売却の理由や購入の目的といった森林所有者の意志決定要因にはほとんど踏み込んでいない。この点については、山田が高知県嶺北・吾北地域の素材生産業者を対象とした面接調査により実態を明らかにした業績があるだけで、全国規模での実態解明が求められていた。

以上のことから、本研究は森林所有権の流動化の実態を経営者が置かれている経済状況等の様

々な要因に踏み込んで全国的規模で調査し、その結果に基づいて適切な森林管理の実施が林業の持続的発展の基礎であるという視点から、国や地方自治体がそれぞれの立場で講じるべき所有権移転後の育林作業や再造林の義務付け、違法な林地利用を阻止する厳格な規制、森林組合等による森林巡視等、適切な森林管理を行うための方策を提示することを目的とする。

V 研究方法

本研究は、今後森林所有権の流動化は不可避であり、例え移転が行われたとしても森林として適切な管理が継続的に行われる条件を政策的に整えることが、林業生産を通じた地域経済の活性化にも貢献するという基本的な立場に立っている。こうした研究視角から、まず全国規模で森林所有権の移転の実態を把握するため、全国の全ての森林組合に対して所有権移転の状況を調査票を用いて郵送方式で収集する。その結果を基に森林所有権移転の全国的・地域的な動向を明らかにする。さらに、調査票データから移転が顕著な地域を抽出し、管轄の森林組合、市町村の関係部局、売買の当事者に対して面接調査を行い、所有権移転の理由を地域ごとに比較分析する。比較分析により所有権移転理由の地域的特徴を明らかにするとともに、以上の各調査結果の考察から国や地方自治体がそれぞれの立場や実態に基づいて講じるべき森林管理方策を提示する。

VI 研究結果

(研究計画)

16 年度

目的：森林所有権流動化の実態を、本支所が担当する地方ごとに明らかにする。

方法：全国共通の調査票様式を作成し、それを用いて実態調査を行う。対象は森林組合連合会の正会員 1,187 組合（平成 12 年度末現在）のうち、16 年度は、北海道（142 組合）、関東（129 組合）、中部（211 組合）、四国（103 組合）を対象として調査を行う。調査票の回収率は、過去の同種の調査から約 50 %を見込む。さらに、調査表により森林所有権流動化が特徴的に見られる地域を 1 支所当たり 2～3 箇所選定し、当該地域の森林組合、自治体の林務関係部局、森林売買の当事者に対して面接調査を行う。次年度調査の本支所は、調査準備のために関連情報の収集を行う。

17 年度

目的：森林所有権流動化の要因を地域間で比較検討するため、16 年度に引き続き地方ごとに実態調査を行う。

方法：東北（132 組合）、近畿・中国（320 組合）、九州（沖縄を含む 150 組合）を対象に調査を行う。16 年度に調査を実施した 3 本支所は補足調査を行う。

18 年度

目的：2 年間の調査を集約して全国的規模での森林所有権移転の実態を明らかにし、中山間地域の活性化と関連づけた国及び地方自治体を実施すべき森林管理方策を提案する。

方法：共通様式を用いた地方ごとの調査を集約することにより、全国的規模での森林所有権流動化の実態を定量的に明らかにする。また、各本支所では全国的な動向と地方での結果を比較分析し、森林所有権流動化要因の地域特性を明確にする。こうした作業に基づき、中山間地域における森林の適切な管理のために国や地方自治体を実施すべき森林管理方策を考察する。

第1章 森林所有権移動の全国的な動向

長期間にわたる木材価格低迷を主な要因とする林業への関心の低下や、林業後継者がいないなどの理由により、所有森林面積20ha未満の小規模な林家層を中心に森林の売却が行われている。特に、北海道や九州では不在村所有者が売却する事例が多くみられる。

一方、森林を購入する階層は、森林所有規模が50ha以下の小中規模の林家や素材生産業者を中心とする林業関連企業、林業とは接点のない他業種の企業や地方自治体等である。特に、四国や九州では素材生産業者が森林を購入するケースが多くみられる。

森林（土地と立木）の売買価格には幅がある。北海道、東北、関東そして九州では1ha当たり50万円以下、また北陸・中部、中国・近畿、四国では100万円以下という価格が主体である。こうした森林の売買価格の違いは、売買の対象となった樹種や林齢、立地条件、地域的な林産業の成立の歴史、そして購入者側の思惑など、さまざまな要因が関わっていると考えられる。ただ、この売買価格帯から明らかなことは、スギで1ha当たり250万円程度といわれる育林投資が回収できないほど低い価格で森林が売買されているということである。

森林売買に伴い売却された森林に対して皆伐作業が行われた場合、皆伐後3年以上再造林が行われない傾向がみられる。特に、負債整理を目的に皆伐した場合や素材生産業者が購入した森林を皆伐した場合などに再造林放棄が目立つようである。

第2章 森林所有権移動の地域的な動向

1. 北海道地方

北海道では、不在村所有者を中心に森林を売却する動きが顕在化し始めている。木材価格の低下による林業への関心の薄れや林業後継者の不在から20ha以下の小規模森林所有者を中心に林地売却が行われており、村外所有者の林地を村内者が購入するパターンが多い。また、広葉樹天然林と50年生未満のカラマツ林を中心に売却されており、1ha当たり50万円未満という価格が中心である。一方、売却後に皆伐された森林や皆伐跡地の売却では、再造林が遅れるか実施されない場合が調査件数の半数に達するなど、持続可能な森林経営の達成という点では問題がある。

2. 東北地方

東北地方では、森林の所有権移動は減少傾向にある一方で再造林放棄は増加傾向にある。一方、スギ人工林と広葉樹天然林を中心として零細・小規模林家から小規模林家や林業関連会社への売買が多いことや、売買価格にばらつきが大きいことなどが分かった。また、売買多発地域や売買にブローカーが介入する地域、負債整理の売却が多い地域などで再造林放棄も多い傾向がある。

3. 関東地方

関東地方では、林地売買があるというのは回答した森林組合のうち約20%である。時期的には90年代に入ってからのものであるが、90年前後と90年代後半から2000年代初頭にかけての2つのピークがみられる。現在はあまりみられないようである。売却したのは20ha以下の小・零細規模林家が多い。森林売却の理由としては、後継者がいないことと林業への興味の喪失が指摘される。また、森林を購入しているのも小・零細規模林家で、小・零細規模層間での林地の売買が生じている可能性がある。その一方で、林業以外の会社等もあり、従来からみられた投機的な林地購入も依然として存在していることが窺える。

4. 中部地方

中部・北陸地方では皆伐はほとんど行われておらず、大半が切り捨て間伐を中心に実行されている。再造林放棄は石川、福井など日本海側で目立ち、長野、愛知を除いて増加する見通しである。また、林地売買は中部地方全体ではまだ件数、面積とも多くはみられず、主に小・零細規模林家を中心とした売買である。売買対象はスギ人工林の10～50年生が中心である。

なお、林地売買が比較的多く、今後も増える見通しが高い岐阜、静岡に関しては、小規模林家以外に素材生産業者、林業関係会社など林業セクターによる買取が目立ち、売却価格も高いことから、条件のよい林地を売買する市場がすでに形成されている可能性もある。

5. 近畿・中国地方

近畿・中国地方では、再造林放棄があるという回答が約6割であった。また、林地売却の現状については約2割があると回答しており、林地売買が極端に目立つ状況ではない。しかし、20ha以下の小・零細規模林家が木材価格低迷を理由に森林売却の中心となっており、規模の小さな林家が林業経営に意欲を失っている状況が窺われる。

なお、林地売買については、売却希望が多いものの購入希望がないという回答する森林組合も多く見られ、経営放棄の可能性は潜在的に高まっているとみられる。

6. 四国地方

四国における林地売買は、30～50年生のスギ・ヒノキ人工林を対象として、小規模・零細所有者から素材生産業者や小規模林家および木材会社等へ売却されるケースが多い。林地売買と再造林放棄の関連では、林地売買に伴い林業経営上消極的な理由による皆伐が行われた場合、再造林放棄に繋がりが易いことが窺われた。また、素材生産業者へのアンケート調査及び聞き取り調査から、素材生産業者は立木のみを購入したいが、所有者からの希望で土地付きの立木購入を行っているケースもあることが明らかとなった。

7. 九州地方

九州地方では、森林の所有権移動はわずかに減少傾向にあること、再造林放棄は増加傾向にあること、スギとヒノキ人工林を中心に、小・零細規模林家から素材生産業者や木材会社等の個人や企業に所有権が移動するケースが多いことなどが明らかとなった。地域的には、所有権移動、再造林放棄ともに、熊本、大分、宮崎の3県に集中して発生していた。また、売却価格はばらつきが大きい。さらに、負債整理を目的とした売買が多い地域や、ブローカーが多く介在する地域などで再造林放棄が多い傾向がみられた。

まとめー森林所有権移動の問題点と対応方策ー

今回の全国調査の結果、森林所有権の移動はそれほど目立つ状況にはないが、潜在的な売却希望はかなり多いことが明らかとなった。現状では木材価格の急激な上昇は見込めないことから、小規模層を中心に林家の森林売却が顕在化することが考えられ、そのような事態への対応として適切な森林管理の担い手の下で森林の諸機能が十全に発揮されるように、森林所有権の移動から生じるリスクを回避する対策を講じる必要がある。

今回の3年にわたる調査結果から、全国の森林所有権移動の実態の一端が明らかとなったわけだが、所有権移動への適切な対処と、所有権移動に付随して発生する再造林放棄への対応が必要であり、本研究のまとめとして次のような対策を提案したい。

- ①経営意欲を失った森林所有者層から意欲ある経営者層に経営委託や森林所有権を移動させること。
- ②森林組合は林地供給事業を拡充し、売り手と買い手の情報集約と仲介を行う森林売買情報センター

としての機能を強化すること。

③施業計画を実行できない所有者に対しては、自治体が補助金支給の停止や経営権(または所有権)委譲勧告など強制力のある措置を講じて、意欲ある事業体に経営権(または所有権)を移転させること。

④森林取得のための農林漁業金融公庫の林業経営育成資金(金利1.5～1.9%)の融資金利を相続税の延納利率(0.6%)程度に下げる方向で見直すこと。

⑤経営と所有の分離及び企業的経営の実現という点では、所有権の流動化方策と団地法人化の結合を図ること。

⑥伐採跡地の違法な利用を未然に防ぎ、造林未済地の把握を確実にを行うため、行政機関と森林組合及び地域住民とが協力した森林巡視を行うこと。

VII 成果の利活用

森林所有権流動化に地域性があること、流動化の要因が明らかとなったこと、今後も流動化が進む可能性があることが全国調査によって分かったことから、森林所有権の流動化が再造林放棄や森林育成の放棄につながらないようにするための方策を地域ごとに具体的に講じる際の情報として利用できる。例えば、経営資金となっている林業補助金支給の運用を厳格にすることは、経営意欲のある経営主体に森林を集中させる施策となりうる。また、森林組合がこれまでほとんどやってこなかった森林売買情報提供と仲介機能、森林巡視は、森林組合等の体制整備を行うことで実行できるであろう。

VIII 今後の問題点

森林所有権の移動は、林業経営の行く末が不透明な段階では持続的な森林経営にマイナスの影響(再造林放棄や育林放棄)を及ぼす可能性があるが、林業維持政策が打ち出されることによってその危険性はかなり減らすことができる。昨今、森林の適正な管理のためには林業活動が必要であることが国民にも理解されるようになってきており、また地球温暖化防止対策としても森林の役割が広く認知されていることから、そうした国民の関心を資金や作業就労面を含めていかに森林管理に向けさせることができるか、林業振興と関わってさらに研究面から解明すべき課題である。加えて、木材価格が低迷する中で森林所有者の後継者世代の意向を定量的分析手法を用いて把握し、森林組合の施業提案型方式の分析と合わせて林業再生の施策に科学的な情報を提供していきたい。

IX 研究発表

- 1) 都築伸行、駒木貴彰、山田茂樹、林雅秀(2004) 森林所有権流動化が地域森林管理に及ぼす影響—四国地域の事例から—、第55回日本林学会関西支部大会研究発表要旨集：12
- 2) 田中亘・駒木貴彰・山田茂樹・近藤洋史(2005) 再造林放棄と森林所有権移動の実態—本州西部2府12県の森林組合に対するアンケート調査から—、第56回日本森林学会関西支部大会研究発表要旨集：12
- 3) 垂水亜紀(2005) 林地売買の実態と今後の分析視点—北陸・中部地方のアンケート結果を中心に—、第57回日本森林学会関東支部大会発表論文集：7-10
- 4) 山田茂樹、垂水亜紀、駒木貴彰(2005) 北関東(栃木県)における林地売買の実態、日本林学会関東支部大会講演要旨集、57：10

- 5) 林雅秀・駒木貴彰・山田茂樹・都築伸行（2006）東北地方における森林所有権移動の実態、日林講 117 : N012
- 6) 都築伸行、駒木貴彰、山田茂樹、林雅秀（2005）四国における林地売買と再造林放棄の関係ー森林組合へのアンケート調査からー、第 116 回日本森林学会大会学術講演集、: 3
- 7) 都築伸行（2005）四国における林地売買と素材生産業者の動向、2005 年林業経済学会秋季大会研究報告要旨 : B20
- 8) T.Komaki (2005) Influence of the disposition of private forests on sustainable forest management in Hokkaido, Japan、IUFRO 世界大会ポスター発表
- 9) 山田茂樹（2006）森林所有権移転の実態ー高知県ー、『森林・林業・木材産業の将来予測ーデータ・理論・シミュレーションー』、森林総合研究所編、日本林業調査会 : 205-225
- 10) 駒木貴彰（2006）森林所有権移転の実態ー北海道ー、『森林・林業・木材産業の将来予測ーデータ・理論・シミュレーションー』、森林総合研究所編、日本林業調査会 : 226-238
- 11) 都築伸行、野田巖、駒木貴彰（2007）四国・九州における素材生産業者等による土地付き立木購入の実態、森林応用研究、16(2) : 93-99

X 研究担当者（2007 年 12 月 1 日現在）

駒木貴彰（林業経営・政策研究領域林業システム研究室長）

垂水亜紀（林業経営・政策研究領域林業システム研究室）

林雅秀（東北支所森林資源管理研究グループ）

田中亘（関西支所森林資源管理研究グループ主任研究員）

都築伸行（四国支所流域森林保全研究グループ主任研究員）

山田茂樹（九州支所森林資源管理研究グループ長）

はじめに

木材価格の低迷に起因する様々な要因によって森林経営そのものの持続性が困難に直面していることは、紛れもない事実である。こうした中で、森林所有者の経営意欲は低下し、ひいては森林の売却まで進む事例も見られるようになってきている。こうした事態は持続可能な森林経営、すなわち森林の多面的機能の永続的な発揮を困難にし、わが国の林業再生にも影響を与えることは避けられない。そこで、森林所有権移動の実態を全国規模で把握し、それを基に森林機能を十全に発揮するためにいかなる対応を取ったらいいかを明らかにすることが求められている。

森林売買の実態把握は森林を売却した森林所有者のプライバシーに関わるため困難であり、これまでわが国での研究蓄積はあまり多くない。数少ない先行研究によると、まず山田（2002）は高知県嶺北・吾北地域における素材生産業者に対する面接調査により、1990年から2001年までの約10年間に立木だけでなく土地も一緒に売却して収入を増やそうとする森林所有者の数が増加していることを明らかにしている。これは、立木価格の低下による森林資産価値低下や世帯主の高齢化と後継者不在が重なった結果、森林管理ができなくなったことが理由であると指摘している。また、堺ら（2002）は1998年に13道県の450森林組合に対して人工林施業放棄実態に関するアンケート調査を行い、人工林伐採後の再造林放棄という状況が調査した森林組合の約60%でみられ、北海道が特に顕著であることや、森林所有者による再造林放棄にとどまらず、森林所有権の移転（売却）にまでつながっている事例を報告している。興梠ら（2003）は、全国1,021森林組合のアンケート調査により、近畿、四国、九州、北海道で森林売却が多くみられ、そうした地域では再造林放棄の可能性も高いと指摘している。

このように、森林売却は持続的な森林資源利用に影響を与えるが、売却それ自体は、再造林やその後の適切な育林作業が実行できる経営主体への所有権移動である限り問題はない。森林所有権の移動が問題となるのは、それによって再造林放棄や育林放棄が起こった場合である。

本研究では、森林所有権の移動実態を明らかにするため全国を7つの地域（北海道、東北、関東、中部、近畿・中国、四国、九州）に分け、森林所有者の森林管理および所有権移動の実態をよく把握している可能性が高い各地域の森林組合に対して、調査票を用いて郵送方式による調査を実施した。もちろん、森林組合の職員が、森林の売買や再造林放棄が管轄区域内で頻繁に行われていても、その事実を把握していない可能性もあるし、また少数の森林売買や再造林放棄の事実を調査票に記入する段階で過大に評価してしまうかもしれないという調査手法上の限界はある。しかしながら、こうした限界は全ての社会調査が孕む問題でもあり、こうした調査方法に起因した問題があることを十分認識した上で分析することが重要である。

本研究は、森林所有権の移動が行われた場合でも、継続的に適切な森林管理が行われる条件を政策的に整えることが林業生産を通じた地域経済の活性化に貢献する、という基本的な立場に立っている。まず森林所有権の移転の実態を把握するため、平成16年と17年の二カ年にわたって全国の全ての森林組合に対して所有権移転の状況をアンケート郵送方式で調査した。さらに、森林所有権の移転が比較的多くみられる森林組合と管内の森林所有者、素材生産業者について面接調査を行い、所有権移転の特徴を明らかにした。それらの結果を基に、森林所有権の売買が各地域の森林管理に及ぼす影響を考察した。

第1章 森林所有権移動の全国的な動向

1. 再造林放棄の概要

(1) 再造林放棄の発生

再造林放棄（皆伐後、再造林が3年以上行われない場合）は、全国で56%もの組合が「よくある」または「多くはないがある」と認識している。地域別では、東北地方（73%）で多く、関東地方（29%）で少なかった（表1-1-1）。ここで、今回の調査結果をそのまま読み取って、先行研究や学会等で報告されてきた九州地方（堺，1999；NODA and HAYASHI，2004など）よりも、東北地方のほうが再造林放棄が多いという認識は正しいのか，という疑問が生ずる。この点は九州地方のデータをより細かく見ることで，解消される。九州地方における再造林放棄を県別にみると，熊本県，大分県，および宮崎県の九州中央部の3県に集中して発生しており，今回の調査結果でも，これら3県における再造林放棄は東北地方よりも多く発生しているという結果が得られている。したがって，九州地方の一部では，他の地方と比較して深刻と思える再造林放棄が発生しているという認識は，今回の調査結果と矛盾するものではないといえる。

最近5年間の再造林放棄の増減では，全国で43%の森林組合が増加傾向にあると認識しており，減少傾向にあると認識している組合（25%）を上回っていた。地域別では，増加傾向の組合と減少傾向の組合との差が大きいのが東北地方（53ポイント）で，北海道（-25ポイント）でのみ減少傾向が増加傾向を上回っていた。以下に見るように，多くの地域では木材価格低下を背景とした再造林放棄が増えていると考えられるなかで，北海道でのみ再造林放棄が減少しているのはどのような事情によるものなのかは，より詳細な調査・分析を要する。

表1-1-1 再造林放棄の発生

	再造林放棄の発生(%)							最近5年間の再造林放棄の増減(%)						
	回答数	よくある	多くはないがある	あまりない	ほとんどない	人工林の皆伐はない	よくわからない	回答数	かなり増えている	増えている	変わらない	減っている	かなり減っている	その他
全国	689	17.9	37.9	10.0	23.1	7.5	3.6	506	5.9	36.6	33.2	11.3	6.5	6.5
北海道	98	10.2	44.9	19.4	19.4	3.1	3.1	76	0.0	25.0	23.7	25.0	25.0	1.3
東北	95	27.4	45.3	5.3	14.7	3.2	4.2	75	8.0	50.7	32.0	5.3	0.0	4.0
関東	51	3.9	25.5	13.7	35.3	11.8	9.8	29	0.0	31.0	48.3	6.9	6.9	6.9
中部	140	19.3	32.9	8.6	25.0	10.7	3.6	99	6.1	40.4	29.3	11.1	5.1	8.1
関西	75	16.0	44.0	8.0	21.3	9.3	1.3	57	12.3	15.8	45.6	7.0	3.5	15.8
中国	59	20.3	28.8	6.8	30.5	10.2	3.4	44	6.8	43.2	25.0	13.6	2.3	9.1
四国	69	21.7	39.1	5.8	24.6	7.2	1.4	51	7.8	37.3	39.2	3.9	5.9	5.9
九州・沖縄	102	18.6	37.3	11.8	21.6	6.9	3.9	75	5.3	42.7	34.7	12.0	1.3	4.0

(2) 再造林放棄の理由

再造林放棄の理由として最も多いのが木材価格低下（69%），次いで，再造林費の不足（44%），森林経営に興味ない（31%）の順となった（表1-1-2）。木材価格低下は再造林放棄発生のきっかけとなっていることは間違いないと思われるものの，そのこと自体はもはや当然といえる。ただし，同じように木材価格が低下しても再造林放棄は発生する場合と発生しない場合とがあることが分かっている。今後はこうした事例の発見とその原因の解明によって，再造林放棄発生のメカニズムがより明らかになると考えられる。

なお、再造林費の不足は木材価格低下を前提に起こっている可能性が高いことから、2つの質問の意味するところはほぼ同義である可能性が考えられる。また、木材価格が低下したことは森林経営への興味を失わせた原因となっている可能性もある。なお、一般に、複数の質問の意図するところが同じか否かは、探索的因子分析を行うことによって明らかにすることができるものの、今回はデータでは、項目数と標本数の問題から因子分析を行うことができない。

表 1－1－2 再造林放棄の理由*

	木材価格 低下	労働力 不足	安心でき る委託先 がない	補助金の 補助率が 低い	補助金の 手続きが 面倒	森林経営 に 興味ない	売却を 検討中	再造林費 の不足	知識の ある者が いない
全国	68.6	5.9	0.4	20.5	1.6	31.0	6.3	43.5	22.2
北海道	55.3	0.7	0.0	17.3	2.0	39.3	15.3	26.7	25.3
東北	74.3	6.1	0.0	23.0	1.4	29.1	3.4	56.1	16.9
関東	58.8	13.2	0.0	16.2	0.0	23.5	7.4	39.7	13.2
中部	72.0	6.0	1.0	22.0	2.0	30.0	4.5	38.5	22.0
関西	76.7	4.2	1.7	19.2	3.3	25.0	5.8	54.2	21.7
中国	73.8	7.1	1.2	34.5	2.4	39.3	1.2	42.9	33.3
四国	67.9	0.9	0.0	12.3	1.9	33.0	9.4	37.7	20.8
九州・沖縄	67.3	12.0	0.7	21.3	0.7	28.0	4.7	53.3	26.7

*:選択肢のうち、「最もよくあてはまる」=1,「あてはまる」=0.5に得点化して、回答者数に対する合計得点の割合(%)を示した。

(3) 林地売買の発生

全国の林地売買は、かなりある・ある程度あると答えた組合(27%)よりも、あまりない・ほとんどないと答えた組合(54%)のほうが多かった(表1－1－3)。地域別でこの差が特に大きいのは関西地方(-53ポイント)で、小さいのが北海道(-11ポイント)だった。相対的に見て、近畿・中国地方では林地売買が少なく、北海道では多いと考えられる。最近5年間の林地売買の増減では、減少傾向(27%)が増加傾向(16%)を上回っていた。地域別では北海道でのみ増加傾向(28%)が減少傾向(23%)をわずかながら上回っていた。北海道を除いた林地売買の減少傾向は、基本的には木材価格低下によって説明できる。つまり、木材価格が低下したために、森林経営を前提とした投資目的で林地を購入する人が減ったものと考えられる。

再造林放棄の増減傾向と同様に、林地売買の増減傾向についても、北海道のみがやや例外的であることを示す結果が得られた。この点も、北海道について詳述した別稿で論じる。

表 1－1－3 森林売買の発生

森林売買の発生(%)								最近5年間の森林売買の増減(%)						
	回答 数	かなり ある	ある程度 ある	あまり ない	ほとんど ない	わから ない	その他	回答 数	かなり 増えて いる	増えて いる	変わら ない	減って いる	かなり 減って いる	その他
全国	686	0.9	25.8	30.3	24.1	17.1	1.9	648	0.6	15.3	44.1	14.5	12.0	13.6
北海道	97	1.0	40.2	43.3	9.3	6.2	0.0	95	3.1	25.0	44.8	14.6	8.3	4.2
東北	94	0.0	29.8	27.7	20.2	22.3	0.0	89	0.0	11.2	48.3	16.9	6.7	16.9
関東	51	2.0	11.8	33.3	19.6	31.4	2.0	49	0.0	12.2	51.0	14.3	0.0	22.4
中部	133	0.0	24.1	28.6	21.1	21.8	4.5	126	0.0	11.9	49.2	9.5	11.9	17.5
関西	76	0.0	13.2	18.4	47.4	19.7	1.3	70	0.0	10.0	34.3	20.0	15.7	20.0
中国	63	0.0	20.6	27.0	30.2	19.0	3.2	59	0.0	11.9	40.7	13.6	18.6	15.3
四国	69	1.4	29.0	30.4	27.5	8.7	2.9	65	0.0	10.8	43.1	18.5	18.5	9.2
九州・沖縄	103	2.9	28.2	32.0	24.3	11.7	1.0	95	1.1	24.2	38.9	12.6	15.8	7.4

(4) 林地売買と再造林放棄との関連

林地売買と再造林放棄とのクロス集計では、林地売買が多い組合で再造林放棄も多いと回答す

る傾向が見られた（表 1－1－4）。しかしながら，この関係を地域別にみると，東北を除くすべての地方では統計的に有意な関連（ χ^2 検定）が認められなかった（表 1－1－5）。このような結果の直接の原因は，地域別では全国に比べてサンプル数が大きく減少することと，全国では少数の地域の影響が集計に現れたことによると考えられる。

ここで考察すべきは，林地売買と再造林放棄は因果的に結びついて発生しているのか否か，ということであろう。たとえ東北地方のように両者に強い相関が認められたとしても，因果的に結びついていないとみなすには疑問が残る。なぜなら，何か別の原因が売買発生と再造林放棄発生との両方に同じような影響を与えており，その結果として両変数の相関が高くなっている可能性があるからである。そして，このケースでは，その原因を林業生産活動の活発さと考えることができる。つまり，林業生産活動が活発であれば，皆伐も多いと思われ，皆伐が多ければ再造林放棄もある程度は多くなるであろう。皆伐が少なければ所有者の意欲とは無関係に，再造林放棄も少ないはずである。また，林業生産活動が活発であれば，新たに森林を取得して経営しようとする人が現れ，売買が増えると考えられる。このように考えれば，売買発生と再造林放棄発生との間の正の相関は，林業生産活動の活発さが両変数に正の影響を与えていることによるものと思われる。

表 1－1－4 森林売買と再造林放棄発生との関連

森林売買	回答数	再造林放棄(%)			χ^2 値 ¹⁾
		よくある	多くはないがある	あまりない・ほとんどない	
かなりある・ある程度ある	177	23.2	49.7	27.1	23.09 **
あまりない	202	21.3	41.6	37.1	
ほとんどない	154	14.3	33.1	52.6	
計	533	19.9	41.8	38.3	

1) **:p<0.01を意味する。

表 1－1－5 森林売買と再造林放棄との独立性の検定結果

	回答数	χ^2 値	確率
北海道	89	2.92	0.571
東北	71	19.59	0.001
関東	31	6.78	0.148
中部	94	6.83	0.145
関西	56	3.87	0.423
中国	46	6.95	0.138
四国	59	9.06	0.060
九州・沖縄	87	5.07	0.281

参考文献

NODA Iwao and HAYASHI Masahide (2004) Characteristics differences of non-reforested lands compared with reforested lands in Kumamoto, Kyushu, Bulletin of FFPRI, 3(1), 29-32.

堺正紘（1999）林家の経営マインドの後退と森林資源管理，林業経済研究，45(1)，3-8.

（林 雅秀）

2. 林地売却者の概要

(1) 売却者の所有規模、業態など

表1-2-1は、売却者の所有規模や経営形態についてみたものである。全国では、売却者は所有規模5ha以下の零細規模所有者が多いとする組合が40%、5～20haの小規模林家とする組合は30%、20～100haの中規模林家とする組合は9%、100ha以上の大規模林家とする組合は3%、林業関係（森林経営、製材など）の会社が多いとする組合は5%、林業以外の会社が多いとする組合は6%という構成になっている（その他9%）。

表1-2-1 売却者の内訳別比率

回答数；組合、回答組合比率；%

		零細規模 林家 (5ha以下)	小規模 林家 (5～20ha)	中規模 林家 (20～100ha)	大規模 林家 (100ha以上)	林業関係 の会社	林業以外 の会社	その他	回答 組合数
北海道	回答組合数	48	53	8	4	13	13	11	98
	同 比率	49.0	54.1	8.2	4.1	13.3	13.3	11.2	—
東北	回答組合数	48	30	13	4	5	6	8	114
	同 比率	42.1	26.3	11.4	3.5	4.4	5.3	7.0	—
関東・山梨	回答組合数	23	20	9	1	1	5	10	103
	同 比率	22.3	19.4	8.7	1.0	1.0	4.9	9.7	—
中部	回答組合数	57	35	12	3	5	10	22	181
	同 比率	31.5	19.3	6.6	1.7	2.8	5.5	12.2	—
近畿・中国	回答組合数	67	50	16	7	5	9	16	154
	同 比率	43.5	32.5	10.4	4.5	3.2	5.8	10.4	—
四国	回答組合数	30	29	11	5	8	5	5	71
	同 比率	42.3	40.8	15.5	7.0	11.3	7.0	7.0	—
九州	回答組合数	63	32	10	4	4	2	4	119
	同 比率	52.9	26.9	8.4	3.4	3.4	1.7	3.4	—
全国	回答組合数	336	249	79	28	41	50	76	840
	同 比率	40.0	29.6	9.4	3.3	4.9	6.0	9.0	—

注) 「回答組合比率」では、売却者について複数回答可としているので、地域毎に回答組合比率を合計しても100になるとは限らない。

まず、林家の所有規模に着目し、各地域を全国の値と比較すると、北海道では零細規模および小規模林家による売却が多いと回答した組合比率が高く、また、大規模林家が多いと回答した組合がやや多い。東北地方は零細規模林家が多いとする組合比率は全国と同程度であるが、小規模林家とする組合比率はやや低い。関東・山梨と中部地方では零細規模林家、小規模林家が多いとする組合比率が低く、とくに零細規模林家と回答した組合数比率が低くなっている。また、これらの地域では大規模林家の売却が多いとする組合比率は低い。近畿・中国地方は、全国の数値と似通っているが、やや大規模林家が多いとする組合が多かった。四国は零細規模林家が多いとする組合比率は全国と同程度であるが、小規模林家の売却が多いとする組合数比率がかなり高い。また、中規模、大規模層が多いとする組合比率が多いことも特徴である。九州では零細規模林家とする組合比率が北海道より高いが、小規模林家が多いとする組合比率は全国よりもやや低くなっている。中規模、大規模層についての組合比率は全国と同程度である。

各地域には元々、所有構造の違いがあり一概にはいえないが、関東・山梨および中部地方では小・零細規模層の林地売却はそれほど目立って行われていない、つまりこの地域の小・零細規模林家は少なくとも林地の売却を決断せざるを得ないほど追い込まれているわけではないように思われる。これらの2地域に比べるとやや零細規模層の数値は高いものの、東北地方も同様の状況で

あると思われる。これら3地域と比較すると、北海道、四国、九州では小・零細規模林家による林地売却がより頻繁に生じていると思われるが、とくに北海道での小・零細層、九州の零細層ではかなり目立つ状況にあることが示唆されている。また、四国では中規模、大規模層に多いとする回答組合比率も高く、全層的に林地売却が行われていることを示唆している。

（２）売却者の在村・不在村

次に、林地売却者の在村・不在村別についてである。

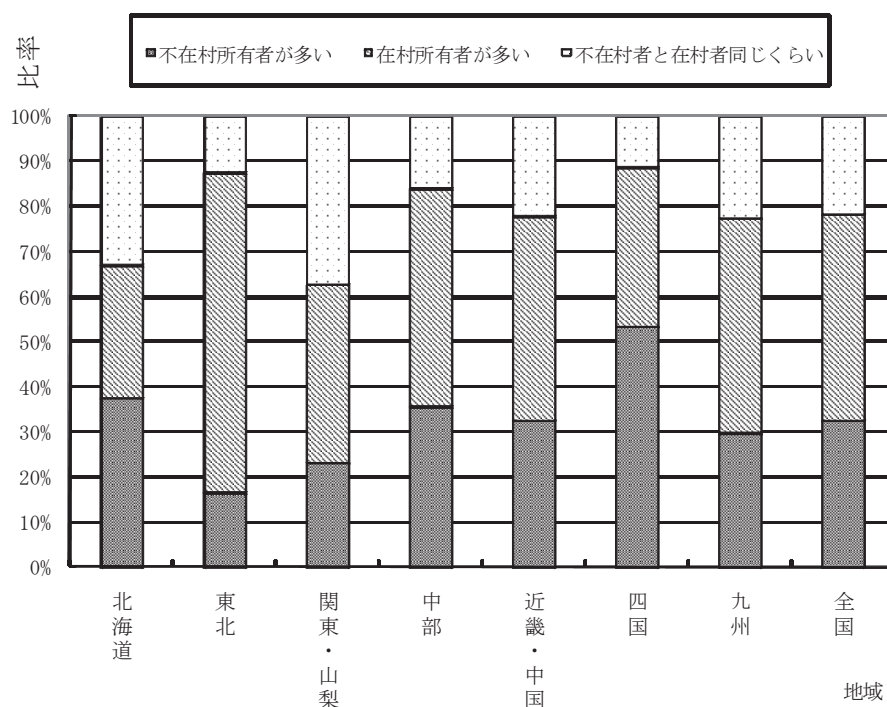


図 1－2－1 林地売却者の在村・不在村別

図 1－2－1は、林地売却が在村者に多いか、不在村者に多いか、それとも両者同じくらいかを森林組合に尋ねた結果である。林地売却は不在村所有者が多いと思われがちであったが、在村型所有構造である東北地方をはじめ、比較的不在村所有の多い所有構造の地域を含む近畿・中国あるいは四国地方などでも在村者による売却がみられていることが示唆されている。

一般の林家の場合、都市部への転居等を契機に不在村所有者化する場合が多い。一部の専門ないしはそれに近い大規模林家は別として、彼等の多くは都市部でなんらかの生業につくため林業収入への依存度は低い。このため後継世代も含め山林の経営や所有への関心はあまり高くない。また、木材価格水準の低下は立木販売収入を圧迫する形で現れるため、山林経営・所有への関心は余計低くなる。さらに都市部居住者は、山村地域在住者に比べて伝来の土地を処分するのは悪であるという、山村地域一般にみられた価値観からも相対的に自由であると思われる。したがって、とくに中規模以下の森林所有者の場合は在村者よりも不在村者の方が林地売却を決断する際のハードルが低いと考えられる。また、会社等による大所有の場合は不在村所有者化している場合

が多く、投資先としての有利性の消失、運転資金繰り、経営破綻による債務処理等々の理由で山林を処分する場合には、当然、不在村所有者による売却として把握される。不在村所有者による林地売却が比較的、目立ちやすかったのはこのような事情によると思われる。しかし、在村所有者、とくに小・零細規模所有者の場合は、元々林業収入への依存度が低い。また、次世代はすでに都市部に他出していたり、林業以外の生業をもっていたりする場合が多い。そのため林業経営ないしは山林所有への関心が薄いという点では不在村所有者と大きく変わらないものと思われる。今後も在村所有者による売却は生じるものと思われる。

(3) 林地売却の理由

表 1－2－2 林地の売却理由

回答数；組合、回答組合比率；％												
	經常的 家計 支出	臨時 家計 支出	事業 資金 調達	納税	負債 整理	財産 処分	後継者 不在	経営 担当 者の 不在	山林に 興味 なし	価格安 で将来 の見通 しなし	その他	回答 組合数
北海道	8	21	9	0	27	37	50	19	41	42	5	98
回答組合 比率	8.2	21.4	9.2	0.0	27.6	37.8	51.0	19.4	41.8	42.9	5.1	—
東北	28	35	9	5	39	9	22	7	20	40	6	114
回答組合 比率	24.6	30.7	7.9	4.4	34.2	7.9	19.3	6.1	17.5	35.1	5.3	—
関東・山梨	20	29	7	6	21	13	23	9	22	36	7	103
回答組合 比率	19.4	28.2	6.8	5.8	20.4	12.6	22.3	8.7	21.4	35.0	6.8	—
中部	34	33	17	5	30	28	41	23	41	46	12	181
回答組合 比率	18.8	18.2	9.4	2.8	16.6	15.5	22.7	12.7	22.7	25.4	6.6	—
近畿・中国	37	36	17	7	28	27	49	23	51	60	15	154
回答組合 比率	24.0	23.4	11.0	4.5	18.2	17.5	31.8	14.9	33.1	39.0	9.7	—
四国	14	15	6	2	20	22	17	17	20	33	1	71
回答組合 比率	19.7	21.1	8.5	2.8	28.2	31.0	23.9	23.9	28.2	46.5	1.4	—
九州	31	25	12	3	37	20	38	18	36	53	2	119
回答組合 比率	26.1	21.0	10.1	2.5	31.1	16.8	31.9	15.1	30.3	44.5	1.7	—
全国	172	194	77	28	202	156	240	116	231	310	48	840
回答組合 比率	20.5	23.1	9.2	3.3	24.0	18.6	28.6	13.8	27.5	36.9	5.7	—

表 1－2－2 は林地を売却した理由と考えられる事項を森林組合に尋ねたものである。該当するものをいくつでも選択してもらう形での複数回答である。

全国的には37％の組合で、木材価格安により将来の見通しが立たないことを売却理由の首位に位置づけている。次いで、後継者の不在や山林への興味の消失が3割近くの森林組合であげている。經常的ないしは臨時の家計支出のための売却ではないかとする回答も、各々21％、23％の森林組合であげている。これら家計支出にかかる理由は、一般の林家の場合を指していると推測されるが、余程、大きな出費を強いられない限り通常は立木の販売のみに止まる場合が多い。また、公的制度である林地供給事業による場合はともかく、ブローカー等の介在による売買の場合、林地そのものを売り足したからといって販売総額が大きく変わるわけではない場合が多い。したがって、これらを回答した森林組合では立木売却理由と混同している可能性も少なくない。たとえ

これらの理由で立木を売却したとしても、林地そのものの処分まで至るということは、やはり不透明な将来の見通し、山林への興味喪失、後継者不在等が影響していると考えられる。このほか、負債を整理するための売却、財産処分による売却がそれぞれ24%、19%を占めており、林地売却の理由として少なからぬウェイトを占めている。

地域別にみると、北海道では経常的支出と回答した組合比率が低い一方で、財産処分によるものとする組合比率が飛び抜けて高い。このほか、後継者の不在、将来の見通しが立たない、山林に興味がないなどを処分理由と認識している組合比率も高い。北海道における森林所有者のカラマツ林業からの撤退の加速がうかがわれる。東北地方の場合、経常、臨時を問わず家計支出のための売却と認識している組合比率が高いが、先に述べたように、これが立木販売理由と切り離して把握されているとはいいいろい面はある。しかし、後継者の不在や山林への興味喪失のような理由で売却されているとする組合が少ないことはこの地方の特徴といえ、この地方の林家経営は比較的安定しているといえるかも知れない。しかし、負債整理によるものと認識している森林組合が他地域に比べて多い理由はアンケートのみでは不明である。関東・山梨では、臨時家計支出への対応をあげている組合は若干多いものの、東北と同様に後継者不在や山林への興味喪失を理由としてあげている森林組合は少ない。中部は他の地域ほど各理由間の比率のばらつきが少ないのが特徴であるが、相対的にはやはり後継者の不在や山林への興味喪失などの理由を挙げる組合が多くなっている。近畿・中国地方では全国的な傾向とよく似ているが、経常的家計支出への対応と山林への興味喪失をあげる組合がやや多かった。前項までの内容も同様であるが、近畿地方と中国地方では地域全体として所有構造の差があると考えられるため、2地方を分離して分析するとやや違った傾向が見られる可能性はある。四国、及び九州では経常的な支出への対応をあげる組合比率に違いがあるが、将来の見通しへの不安をあげる組合比率がかなり高いことが共通して指摘できる。この点は北海道も同様であるが、他地域と比べて林業経営への依存の程度が高かったのではないかと推測される。この点については何らかの裏付けが必要であろう。

（４）小括

総じて、北海道、四国、九州など、これまで林地売却や再造林放棄等の事例が多く報告されている地域で、特定の階層ないしは全層に渡り林地売却が目立つと回答している組合が多いことが注目される。また、北海道のカラマツ林業、九州、四国のスギ人工林業など、価格低下の影響を強く受けている地域で、小・零細層ないしは全層に渡り林地売却が生じていることを示唆する結果となっている。

売却理由としては、木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たない、山林に興味がない、後継者がいない、山林経営を担当できる者がいないなど、山林経営の有利性ないしは資産としての価値の低下、さらにはそのことによる後継者も含めた山林経営・所有への興味・関心の喪失が大きいと思われる。この傾向は上述の北海道、四国、九州の3地方で相対的に強い。対して、東北、関東・山梨については林家、ないしは森林所有主体は比較的安定した状況にあると推察される。また、中部地方については同様と思われる。近畿・中国については全国的な結果ともっとも似通ったものとなっている。

（山田茂樹）

3. 林地売却の面積・価格等の状況

(1) 売却林地の規模

売買されている林地の面積規模の傾向をみると、全国合計では10ha未満が90%を占めている。北海道では、100ha以上の売買が6%を占め、1ha未満の売買は3%と少なく比較的大規模な林地売買が多いことがわかる。また、四国では0.1～1ha未満の零細規模の割合が15%と他地域に比べて少なく、10～50haでは20%と比較的高い割合を占めており、やや中規模以上の林地売買が多いことが窺われ、東北地域でもこの傾向に近い（表1-3-1）。

表1-3-1 売却林地の面積

	回答数	0.1～1ha	1ha～10ha	10～50ha	50～100ha	100ha以上
全国	542	32%	58%	7%	1%	1%
北海道	89	3%	79%	10%	2%	6%
東北	75	28%	64%	7%	1%	0%
関東	39	44%	46%	5%	5%	0%
中部	95	46%	47%	4%	1%	1%
近畿・中国	102	37%	59%	3%	0%	1%
四国	59	15%	63%	20%	2%	0%
九州	83	48%	46%	5%	1%	0%
注1: わからないを除いた回答数に定める各選択肢の割合						

(2) 売買林地の林相

売却された林相では、北海道と近畿・中国を除く地域でスギ人工林が最も多く、回答のあった割合は70～80%前後を占めている。ヒノキ人工林の割合は関東と中部で40%前後、近畿・中国以南では60～70%となっている。北海道では、カラマツ人工林が63%と最も高い割合だが、広葉樹天然林の割合も55%と高い。広葉樹天然林の割合は東北では4割を越え、九州では20%を下回っており南下するほど低い割合となる傾向がある（表1-3-2）。

表1-3-2 売却林地の林相（複数回答）

	回答数	スギ人工林	ヒノキ人工林	カラマツ人工林	広葉樹天然林	人工林伐採跡地	その他
全国	545	62%	41%	12%	34%	12%	3%
北海道	86	7%	0%	63%	55%	26%	58%
東北	70	80%	4%	4%	46%	14%	36%
関東	41	76%	44%	2%	39%	10%	17%
中部	101	69%	36%	6%	33%	8%	23%
近畿・中国	101	59%	69%	0%	29%	9%	26%
四国	60	68%	65%	0%	20%	13%	10%
九州	86	88%	66%	0%	19%	8%	9%
注1: わからないを除いた回答数に定める各選択肢の割合							
注2: その他には、マツ人工林、スギ・ヒノキ・マツ・カラマツ以外の針葉樹人工林、広葉樹人工林及び針葉樹天然林を含む。							

(3) 売買林地の林齢

売却林地の林齢では、30～50年生との回答がどの地域でも最も高い割合を占め50～70%の回答率となっている。次いで多くを占めるのが、10～30年生の間伐期の林分で、最も高い割合が中部の52%であり、その他の地域では30～40%の回答率となっている。人工林伐採跡地との回答は北海道、関東、中部などで比較的高い割合で20%弱を占め、西日本では10%以下となっている。50～70年生の比較的高齢級の売買との回答は四国で29%と最も高く、東北・関東・北海道で20%を越え比較的高い割合となっている（表1-3-3）。

表1-3-3 売却林地の林齢（複数回答）

	回答数	1～10年生未満	10～30年	30～50年	50～70年	70年生以上	人工林伐採跡地	未立木地
全国	494	6%	41%	65%	19%	4%	14%	3%
北海道	84	12%	39%	68%	21%	4%	19%	13%
東北	47	0%	40%	55%	26%	6%	11%	2%
関東	63	3%	32%	73%	24%	5%	19%	2%
中部	97	9%	52%	55%	10%	1%	18%	0%
近畿・中国	86	3%	44%	71%	17%	8%	9%	1%
四国	31	3%	42%	55%	29%	3%	3%	3%
九州	86	3%	33%	72%	17%	2%	10%	0%
注1:わからないを除いた回答数に定める各選択肢の割合								

(4) 売買林地の価格

林地の売却価格は、林相や林齢または地位等によって異なるために回答しにくい面があったと考えられ、「わからない」との回答が全国で41%を占めていた。1ha当たり100万円以上との回答は、関東や中部などで比較的高い割合である。一方、北海道では10万円以下との回答が22%を比較的多くを占め、10～30万円と合わせた30万円未満の割合が60%を越え、他地域に比べて売却価格は安い傾向がみられる（表1-3-4）。

表1-3-4 売却林地の価格

	回答数	10万円未満	10～30万円	30～50万円	50～100万円	100万円以上
全国	445	13%	24%	20%	26%	17%
北海道	98	28%	35%	27%	11%	0%
東北	67	15%	28%	21%	24%	12%
関東	37	5%	19%	19%	19%	38%
北陸中部	64	6%	16%	16%	28%	34%
近畿中国	67	7%	18%	19%	39%	16%
四国	41	5%	12%	22%	46%	15%
九州	71	14%	28%	15%	24%	18%
注1:わからないを除いた回答数に定める各選択肢の割合						

（都築伸行）

4. 林地購入者の概要

(1) 林地購入者

林地の購入者の属性に関する回答を全国および地方別に並べた。林地の購入者の属性は表 1－4－1 に示されるとおり多岐にわたるが、全国では小規模林家、素材生産業者、林業以外の会社の順に多く回答された。零細規模林家という回答も少なくなく、比較的小規模でも林業経営に意欲のある林家が森林を購入して規模拡大を図っていることがうかがえる。また、「その他」の中では都市住民が趣味的にあるいは投資的に購入する例が記入回答に挙げられていた。

表 1－4－1 地方別の林地購入者(複数回答)

	回答数	零細規模林家 (5ha以下)	小規模林家 (5～20ha)	中規模林家 (20～100ha)	大規模林家 (100ha以上)	素材生産業者	林業・木材 関係の会社	林業以外の 会社	ブローカー	森林組合
全国	612	17.3	22.7	13.4	3.8	22.2	17.5	19.0	10.1	4.7
北海道	94	14.9	25.5	23.4	9.6	21.3	23.4	18.1	6.4	12.8
東北	82	18.3	29.3	13.4	2.4	14.6	24.4	24.4	6.1	3.7
関東	44	6.8	11.4	13.6	2.3	11.4	13.6	31.8	4.5	4.5
中部	109	22.9	25.7	9.2	0.9	11.9	14.7	15.6	14.7	2.8
近畿	76	13.2	17.1	15.8	10.5	25.0	7.9	17.1	10.5	1.3
中国	51	27.5	23.5	19.6	2.0	13.7	7.8	13.7	3.9	2.0
四国	64	14.1	26.6	9.4	1.6	42.2	20.3	15.6	14.1	1.6
九州	92	17.4	17.4	5.4	0.0	35.9	21.7	19.6	15.2	6.5

地方別に見ていくと、北海道では全国の数字を上回る属性が比較的多く、林地の購入に積極的な様子が分かる。特に、回答割合が他地方に抜きんで高い森林組合を始め、中規模および大規模林家、林業・木材関係の会社で多く回答されている。逆に中部地方は零細規模及び小規模林家という回答の割合が高く、中規模及び大規模林家という回答が低くなっている。関東地方は林業以外の会社とその他の回答割合が高いものの他は低いことから、林地の購入に積極的な林業関係者が少ないことが分かる。

近畿・中国地方は中規模および大規模林家という回答が多いことが特徴である。また、四国地方と九州・沖縄地方は中規模から大規模林家の回答が少なく、素材生産業者、林業・木材関係の会社、ブローカーといった林家以外の業者に関する回答が多い。ことに両地方における素材生産業者の回答割合が高く、素材生産業者が林地を購入しながら業務展開していることが分かる。

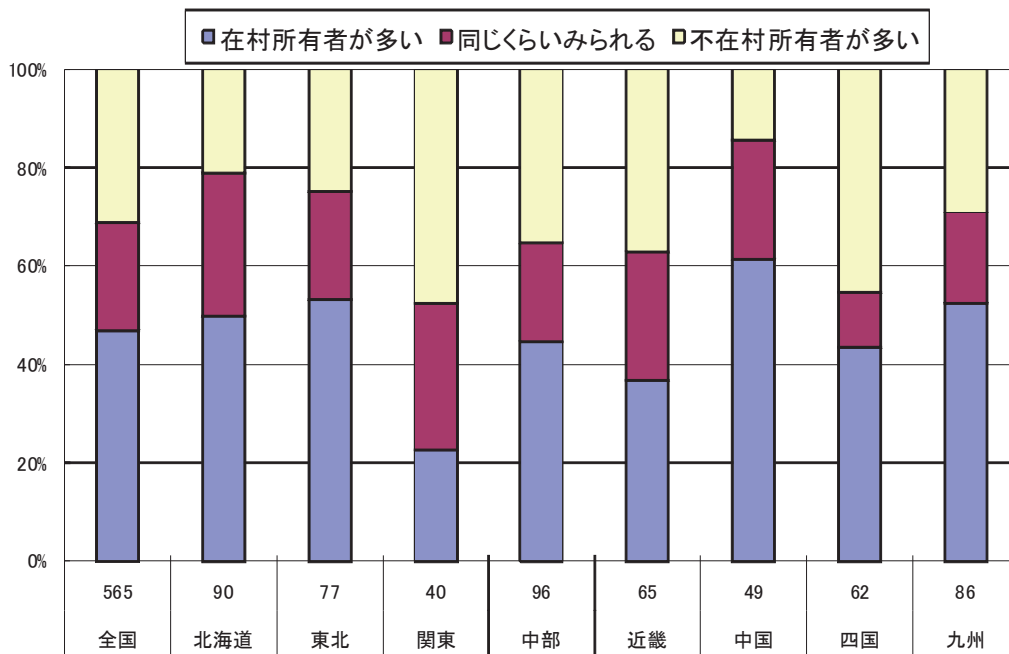
(2) 林地購入者の在村・不在村別割合

林地の買い取り者の在村・不在村別の内訳に関して全国および地方別に並べた(図 1－4－1)。全国では約 3 割の森林組合が不在村者に、また半数近くの森林組合が在村者に購入されることが多いと回答している。「2005年農林業センサス(概数値)」によれば全国の私有林に占める不在村者所有率は24%であるから、購入面積の実数は不明であるものの不在村所有者による森林の購入意欲はいまだ活発であるということが推測される。

地方別では、四国地方及び関東地方において不在村所有者による購入が多いと回答する森林組合が多かった。四国地方では素材生産業者などによる購入が多いという特徴が前質問から明らかになっており、本質問と合わせると不在村の林業事業体によって林地が活発に購入されていることが推測される。一方、不在村者による購入が多いとする回答が少なかったのが北海道及び東北地方であった。北海道は私有林に占める不在村者所有率が53% (2005年農林業センサス(概数値))

と全国で最も高いということを考えれば、不在村者による林地の購入意欲が減退している様子がうかがえる。

図 1－4－1 林地購入者の在村不在村別の回答割合



(田中 亘)

5. 林地売却後の森林取り扱い状況

(1) 林地売却後の取り扱い

林地が売却された後にどのような取り扱いが行われているのかをみると(図1-5-1)、回答した644森林組合のうち265組合(42%)は、「皆伐されずにそのまま管理されることが多い」と回答している。次いで、117組合(18%)が「皆伐されることが多い」、118組合(18%)が「わからない」となっている。このように、売却事例のほぼ40%は現状のまま伐採されずに維持されているようである。では、地域別にどのような違いがあるかみてみよう(表1-5-1)。

まず、林地売却後に「皆伐されることが多い」と回答した比率が高いのは九州で、全国の回答組合数117のうち31組合(27%)を占めている。九州に次いで近畿・中国(20%)、北海道(19%)、四国(19%)となっており、近年伐採量が増加している地域とほぼ重なっている。第2章の各地域別の分析に示されているが、九州や四国では、丸太を求める素材業者が森林所有者の意向で土地込みで森林を購入して伐採することが増えており、それを裏付ける結果となっている。また、「皆伐されずにそのまま管理されることが多い」のは近畿・中国(30%)、東北(16%)、北海道(14%)の順となっている。一方、現状がどうなっているか「わからない」という回答も多く、全国で118組合である。地域的には近畿・中国(29%)、中部(19%)、東北(18%)となっている。これは、森林組合と森林所有者との関わり合いの程度や、森林組合の活動状況とも関係している可能性がある。

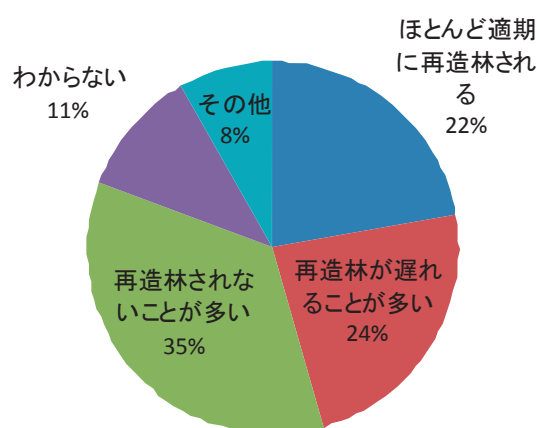


図 1-5-1 林地売却後の取り扱い状況

表 1-5-1 各地域における林地売却後の取り扱い状況

	皆伐されることが多い	%	皆伐されずそのまま管理されることが多い	%	皆伐跡地の売却が多い	%	皆伐できない伐期前の林分が多い	%	わからない	%	その他	%
全国	117	100	265	100	22	100	77	100	118	100	45	100
北海道	22	18.8	37	14	7	31.8	11	14.3	7	5.9	12	26.7
東北	6	5.1	42	15.8	3	13.6	12	15.6	21	17.8	4	8.9
関東	7	6	21	7.9	0	0	5	6.5	10	8.5	3	6.7
中部	6	5.1	29	10.9	4	18.2	7	9.1	22	18.6	4	8.9
近畿・中国	23	19.7	79	29.8	4	18.2	30	39	34	28.8	12	26.7
四国	22	18.8	23	8.7	1	4.5	6	7.8	9	7.6	4	8.9
九州	31	26.5	34	12.8	3	13.6	6	7.8	15	12.7	6	13.3

(2) 林地売却後の再造林

伐採跡地または林地売却後に皆伐された場所の再造林が行われているかどうかを聞いた（図 1-5-2）。全国の傾向では、「再造林されないことが多い」（36%）と「再造林が遅れることが多い」（23%）を合わせると回答森林組合の約60%に上る。「ほとんど適期に再造林される」という回答は22%であり、伐採跡地の再造林が遅れるか行われないことが常態化している可能性がある。

地域別にみると（表 1-5-2）、「再造林されないことが多い」という回答に占める比率は九州（28%）が最も高く、次いで近畿・中国（23%）、四国（13%）などとなっている。再造林放棄問題が九州で問題になっていることは知られているが、近畿・中国でもそうした事態が進行している可能性を示唆する結果となっている。一方、再造林が比較的良好に行われているという回答の比率は北海道が高い（34%）。しかし、最近のカラマツ材需要の高まりから皆伐面積が増加し、それに伴って造林未済地面積が増えているといわれていることから、ここ 1～2 年の国産材需要の高まりが林地売却後の皆伐を招き、再造林を遅らせるか行わない事例が増えている可能性がある。

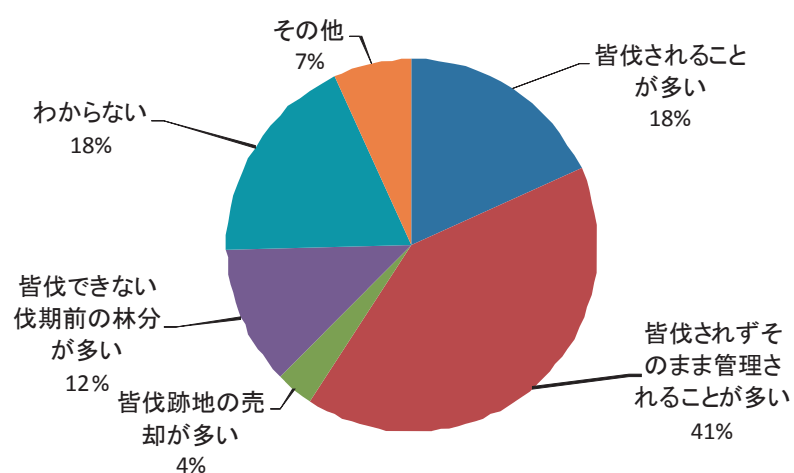


図 1 - 5 - 2 林地売却後の再造林

表 1 - 5 - 2 各地域における林地売却後の再造林の状況

	ほとんど適期に再造林される	%	再造林が遅れることが多い	%	再造林されないことが多い	%	わからない	%	その他	%
全国	38	100	40	100	60	100	19	100	14	100
北海道	13	34.2	11	27.5	5	8.3	2	10.5	3	21.4
東北	2	5.3	0	0	6	10	1	5.3	1	7.1
関東	1	2.6	0	0	8	13.3	0	0	0	0
中部	6	15.8	2	5	2	3.3	1	5.3	1	7.1
近畿・中国	7	18.4	6	15	14	23.3	8	42.1	5	35.7
四国	3	7.9	10	25	8	13.3	5	26.3	1	7.1
九州	6	15.8	11	27.5	17	28.3	2	10.5	3	21.4

(駒木貴彰)

第2章 森林所有権移動の地域的な動向

1. 北海道地方

平成16年9月に北海道の全森林組合（119組合）に対してアンケート郵送方式の調査を行い、平成17年と18年の両年に森林組合と森林所有者、素材生産業者の聞き取り調査を行った。

（1）再造林放棄の実態

北海道における再造林放棄の状況を森林組合アンケート調査でみると（図2-1-1）、回答した98組合のうち、「再造林放棄がよくある」が10%、「あまり多くはないがある」が46%であり、道内でも再造林放棄が顕在化してきたことを示している。一方、再造林放棄の有無を把握していない森林組合は3%にとどまっており、森林組合は管轄内の伐採と造林の状況を比較的良く把握していることが分かる。ここで再造林放棄とは、伐採後3年以内に植栽を行わない場合を指している。

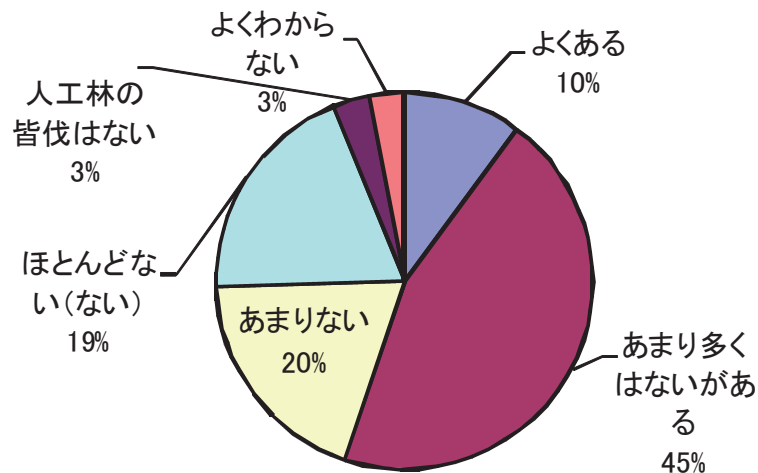


図2-1-1 再造林放棄の有無（98組合の回答）

次に、森林所有者の再造林放棄の理由を複数回答方式によって森林組合に尋ねたところ、「木材価格の低下」を理由とするものが53組合と最も多く、次いで「森林の経営・管理に興味がない」（47組合）、「世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」（38組合）と続いている（図2-1-2）。木材価格の低下により林業に収入源としての魅力がなくなり、しかも山林経営を継ぐべき後継者もなく、再造林するインセンティブがないという森林所有者の現状が示された結果となっている。

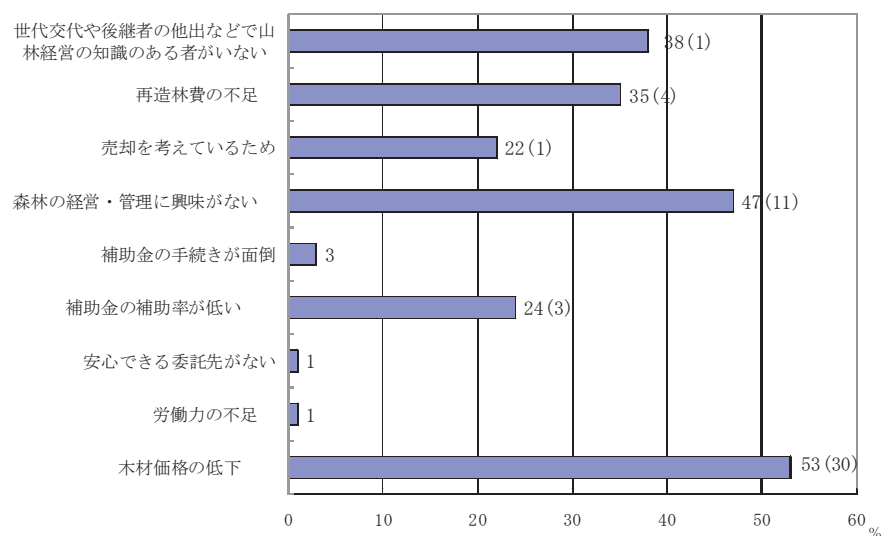


図 2－1－2 再造林放棄の理由（複数回答）
（ ）内は主要な要因としてあげられた数で内数）

（２）森林売買の実態

木材価格の低迷と、それに起因する後継者世代を中心とする森林経営に対する関心の低下は、再造林放棄にとどまらず林地売却という形で森林経営からの撤退にしばしば結びついている。森林売買が実際に行われているかどうかを森林組合に聞いた結果、森林売買があると回答した森林組合は97組合中40組合（41%）であった。この森林売買の最近5年間の増減傾向をみると（図2－1－3）、回答した95組合では「変わらない」という回答が最も多く45%、「かなり増えている」と「増えている」を合わせると28%、「減っている」と「かなり減っている」は合計24%となっている。森林売買の増加と減少が拮抗しており、森林所有を諦めて売却する所有者と、林地も木材価格も安いので売却せずに所有し続けるしかないと思っている所有者に分かれていると考えられる。

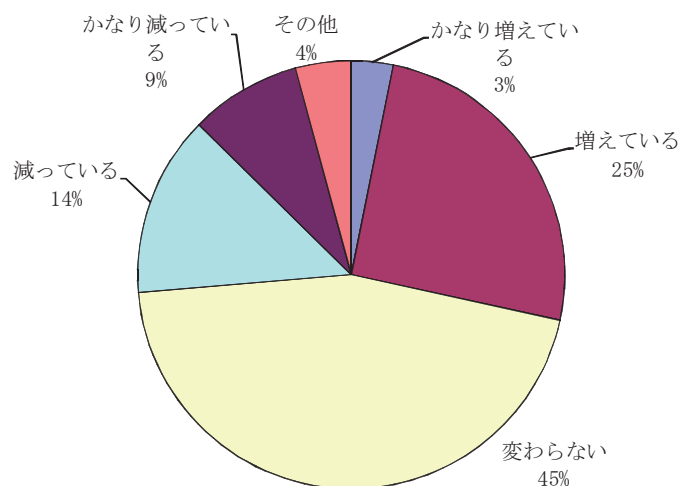


図 2－1－3 最近5年間の林地売却の増減傾向（95組合の回答）

森林を売却した人達がどのような森林所有規模階層あるいは業種に属しているかをみると（図2－1－4）、圧倒的に森林所有面積20ha未満の小規模所有者層に多いことが分かる。森林所有面積が小さいと、木材価格が低迷している現在では林業収入がほとんど期待できないため森林経営に関心が向かず、さらに所有者の森林売却への心理的な抵抗感も少ないのであろう。

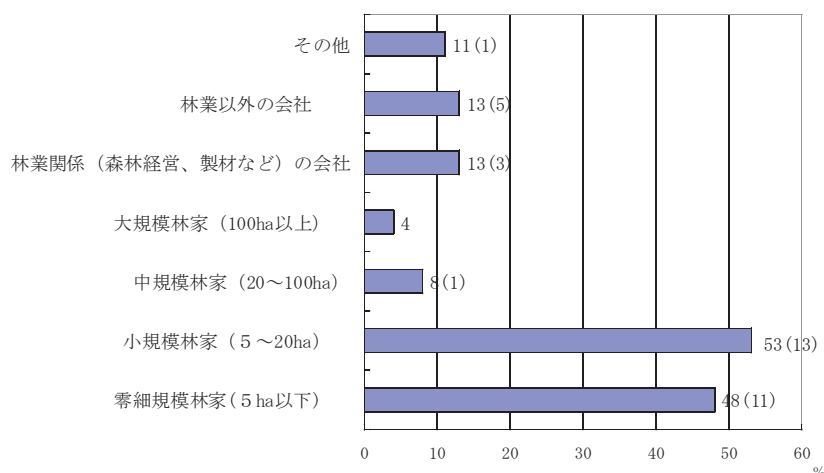


図2－1－4 林地売却者（複数回答）

(()内は最も多い対象者としてあげられたものの数で内数)

森林売却者の居住地については、所有森林が存在する市町村ではなく他市町村に居住する不在村者が多いと回答した森林組合が88組合中の38%を占めている。間伐実施の遅れも不在村者が所有する森林で多いことが林野庁の調査で分かっており、森林管理に関心が高くない不在村の森林所有者の場合には、森林売却も容易に行われると考えられる。その一方で、不在村者ほどではないが在村者が森林売却を行う事例も少ないとは言えず、在村者が代々引き継いできた森林を売却せざるを得ない状況に立ち至っていることは、森林の資産価値低下の一端を示している。

売却対象となった森林はカラマツ人工林と広葉樹天然林が多く、1箇所当たりの売却森林面積は10ha未満が大半を占めている。また、売却された森林の林齢は、人工林の場合30～50年が多く、間伐作業がほぼ終わって皆伐時期に達したものが売却対象となっている。

ここで森林売却の理由をみてみよう（図2－1－5）。最も多くの森林組合が森林所有者の森林売却理由としてあげたのは「後継者がいない」（50組合）ということで、次いで「木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たない」（43組合）、「山林に興味がない」（41組合）、「財産処分」（37組合）等と続いている。この中で最も大きな理由としてあげられたのは木材価格の低迷に起因する事項である。木材価格が安く林業に魅力を感じない後継者世代が増えるにつれて、林業の将来に希望を見いだせない現在の所有者が、財産処分や負債整理のために森林売却を行っている様子がうかがえる。森林の購入者は多岐にわたっているが、特徴的なことは森林所有面積100ha未満の小中規模層の森林所有者が購入している例が多いことである。森林を売却する階層と購入する階層がほぼ同じ森林所有規模層であることは、小規模森林所有者層が所有森林を売却する

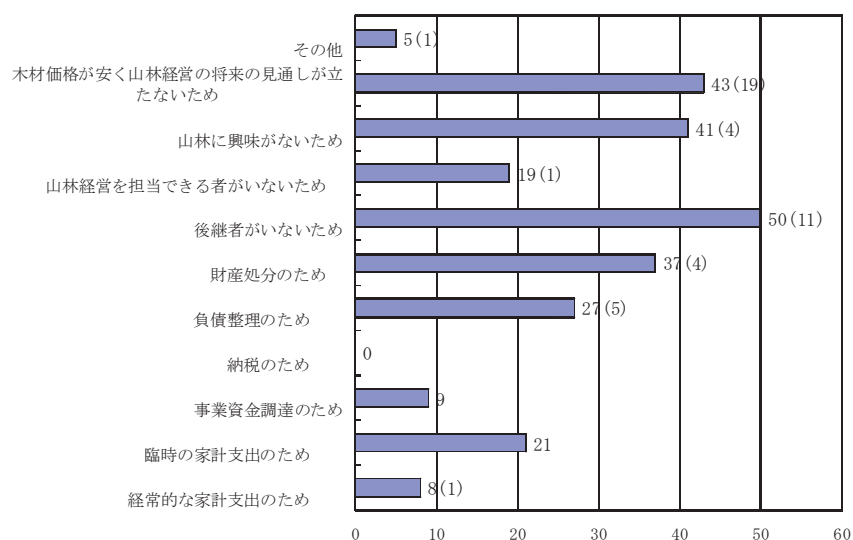


図 2－1－5 林地売却の理由（複数回答）
（（ ）内は最も主要な要因としてあげられた数で内数）

ことで林業から撤退していく一方で、売りに出された森林を購入することで所有する森林面積の拡大を意図する森林所有者が存在することを示している。そこには、売却する側と購入する側の双方の森林所有に対する考え方や、経済的状況の違いが反映されている。また、森林購入者の居住地をみると、森林が所在する町に居住する在村者が購入する例が多いと回答した森林組合は、回答した全組合（90組合）の50％と半数に当たり、森林の所有権が市町村外に流出する例はそれほど多くないと推測される。このように森林所有権が市町村内にとどまることは、森林育成作業を担う森林組合にとっては、新規購入者との連絡が容易にできるという点から望ましいことである。

次に、森林はどの程度の価格で売買されているのであろうか。今回の調査では、土地と立木を合わせた林地価格は1 ha当たり50万円未満という事例が多く、100万円を超える事例はないようである（図 2－1－6）。この売却額が北海道でどの程度のレベルにあるかを日本不動産研究所の資料（『山林素地及び山元立木価格調』）と比較してみる。ただし、不動産研究所の資料はカラマツだけでなく、それ以外の樹種も含んだ平均値である。この資料では、年々土地と立木の価格が低下傾向を示しており、2003年度では土地価格が1 ha当たり換算で約15.2万円、立木価格は1 m³当たり4,300円である。40年生カラマツ林分から250m³/ha生産されると仮定すれば108万円/haの立木価格となり、土地と合わせると約123万円/haになる。したがって、今回の調査事例では全国平均の半分以下の金額で売却していることになる。森林が立地する土地条件や立木の品質の優劣、売却側の経済的な事情など様々な理由があるとはいえ、現状の売却価格は森林所有者にとってあまりにも魅力に欠ける低水準に落ち込んでいっているといえる。

森林売却後に皆伐された場所や伐採跡地が売買された事例では、伐採後3年以内に再造林が行われない（再造林遅れ）か、再造林が全く実行されない場合があると回答した森林組合が30組合中15組合と半数に達している。木材価格が低迷する中で、森林の売却が再造林の遅れや再造林放

棄につながり、それによって持続的な森林経営ができなくなってしまうことは、地域経済への貢献や林業部門での雇用確保という面で大きなマイナス要因となる。

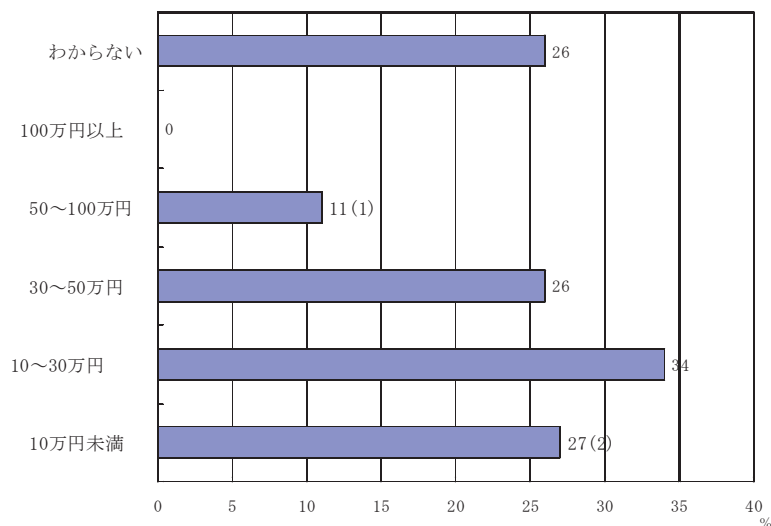


図 2－1－6 林地（素地と立木）の売却価格（複数回答）
（（ ）内は最も多い売却価格で内数）

（3）まとめ

今回、道内119森林組合のうち98組合から回答を得て、森林売買の実態を調査した。その結果、木材価格の低下による林業への関心の低下や林業を引き継ぐべき後継者がいない等の理由により、所有森林面積20ha未満の小規模森林所有者層を中心に森林の売却が行われていることが明らかとなった。森林売買は、村外所有者の林地を村内者が購入するパターンが多く、比較的小さい森林所有者層が購入して所有面積を拡大させていることが分かった。森林売買は広葉樹天然林と50年生未満のカラマツ林が対象となることが多く、土地と立木を合わせて1haあたり50万円未満という価格帯が大半である。こうした低い価格帯であるがゆえに、村外の資本ではなく村内の小規模森林所有者でも購入でき、森林所有権が村内に維持されることになる。このことは、森林組合が間伐作業等の各種の作業を実施する上で、新しい所有者も村内者であるという点で同意を取り付けやすいという利点があるし、森林組合や森林行政担当者との意思疎通が迅速に行われるという点でも望ましいことである。しかしその一方で、売却後に皆伐された林地では、再造林が遅れたり実行されない事例が、回答した30森林組合の半数に当たる15組合から報告されている。九州地方では、素材生産業者が立木だけを購入したくても、森林所有者が土地付きでの売却を強く望む事例が多いという報告もあり、皆伐後に放置される伐採跡地の拡大が問題となっている。北海道でも九州地方と同様の事態が発生しているとみられる。

わが国は、補助金や造林資金融資を梃子に木材生産を目的とした造林奨励策が戦後一貫してとられてきた。その結果、1,000万haを超す造林地が造成されたわけだが、国産材価格の低迷は森林所有者の林業離れを加速させ、持続可能な森林経営を根底から揺るがす事態となっている。

森林の環境保全機能や二酸化炭素吸収機能が注目されている現在、森林の持続的な育成は益々重要性が高まっており、林業の担い手や人工林に対する育林費用の確保が喫緊の政策課題となっている。

(駒木貴彰)

2. 東北地方

平成 17 年 3 月に東北地方の全森林組合(114 組合)に対して郵送方式の調査を行い、回収率は 85 %となった。また、平成 17 年度および 18 年度に森林組合、森林所有者、ならびに素材生産業者の聞き取り調査を行った。

(1) 森林売買の発生状況

森林組合に対する郵送調査の結果、林地の売買が「かなりある」という回答は無く、「ある程度ある」が30%、「あまりない」が28%、「ほとんどない」が20%であった(表 2-2-1)。

この数字の評価は、東北地方以外での調査結果、あるいは異なる時点での調査結果との比較によって判断しなければならない。県別では、「ある程度ある」が多いのが秋田県(57%)、少ないのが山形県(17%)や宮城県(19%)で、売買の発生には地域的な偏りが大きく、とくに東北南部では少ないようである。それ以前と比べたときの最近の5年間の森林売買の増減傾向では、「かなり増えている」という回答は無く、「増えている」が11%だったのに対し、「減っている」と「かなり減っている」を合わせて24%となった。東北地方全体では林地を含む森林の売買は減少傾向にあるといえる。売買減少の原因には、木材価格が低下したために投資対象として森林を取得しようとする人が減ったこと、景気の低迷等によって開発目的で森林を取得しようとする人が減ったことなどがあると考えられる。また、県別では、青森県および山形県では減少傾向の組合よりも増加傾向の組合が多く、それ以外の県では減少傾向の組合が多かった。

なお、この質問で、「その他」と答えたうちで具体的な内容について記述があったものとして、分からない、あるいは把握していないという主旨の回答が11件と最も多く、次いで、売却希望者は多いけれど購入希望者がほとんどいないという主旨の回答が3件であった。今回の郵送調査からは、後者の見方をする組合がどの程度存在するのかを確認することはできないものの、岩手県内および秋田県内の森林組合における面接でも、こうした見方を示す森林組合の担当者は多い。このことは、林地の売買価格の決定において、買い手側がある程度の主導権を握っている可能性が高いことを示していると考えられる。

表 2-2-1 森林売買の頻度

	森林売買の発生(%)						最近5年間の森林売買の増減(%)						
	回答数	かなりある	ある程度ある	あまりない	ほとんどない	わからない	回答数	かなり増えている	増えている	変わらない	減っている	かなり減っている	その他
東北全体	94	0.0	29.8	27.7	20.2	22.3	89	0.0	11.2	48.3	16.9	6.7	16.9
青森県	13	0.0	38.5	15.4	0.0	46.2	12	0.0	25.0	58.3	0.0	8.3	8.3
岩手県	20	0.0	30.0	50.0	5.0	15.0	19	0.0	5.3	63.2	15.8	5.3	10.5
宮城県	16	0.0	18.8	6.3	50.0	25.0	15	0.0	6.7	46.7	13.3	6.7	26.7
秋田県	14	0.0	57.1	21.4	14.3	7.1	14	0.0	21.4	28.6	28.6	7.1	14.3
山形県	12	0.0	16.7	25.0	41.7	16.7	12	0.0	8.3	58.3	0.0	0.0	33.3
福島県	19	0.0	21.1	36.8	15.8	26.3	17	0.0	5.9	35.3	35.3	11.8	11.8

（２）売却者と購入者

売却者および購入者の特徴について、まず、売却者では、規模別林家や会社など7つの選択肢に対する回答を得点化して表２－２－２を作成した。東北地方全体で売却者として最も多いのは5ha以下の零細林家であった。都道府県別にみてもこの傾向は一貫しているものの、岩手県でのみ5～20haの小規模林家が最も多かった。こうした傾向には元の森林の所有階層構造の影響が大きいと考えられる。

購入者についても売却者と同様に得点化した結果、最も多いのが小規模林家（17%）、次いで、林業・木材会社（15%）、林業以外の会社（13%）となった。県別では、青森県で中規模林家（18ポイント）が多いこと、岩手県で小規模林家（28ポイント）がとくに多いこと、宮城県では零細林家（15ポイント）、素材生産業者（15ポイント）、および林業以外の会社（19ポイント）が多いこと、秋田県では林業・木材会社（25ポイント）が多いことなどが特徴的で、県によって購入者のタイプが異なっている。

以上の売却者および購入者についての結果をまとめると、東北地方では、零細・小規模林家が売却した森林を、小規模林家、林業関連会社、および林業以外の会社が購入するというパターンが主流であることが分かる。ここでは大規模林家による売却は表面化していない。これには、大規模林家の絶対数が少ないことが原因となっていると考えられる。また、先のセンサスデータと考え合わせると、郵送調査で比較的多かった民間の会社による購入は、10ha以下の比較的小規模な売買が中心であると思われる。

続いて、こうした売却者および購入者の所在地を見る。東北地方全体では、売却者の所在地として在村が多いと答えた組合が71%だったのに対し、購入者の所在地として在村が多いと答えた組合は53%だった（表２－２－３）。これらの数字から、近年の林地売買では在村者の森林を村外者が購入するケースも多く、林地売買が不在村化の一因となっている可能性を指摘できる。県別では、福島県（売却者在村：67%；購入者在村：40%）で売買による不在村化が進んでいる可能性が高い。

表２－２－２ 売却者および購入者のタイプ*

	売却者							購入者									
	零細林家	小規模林家	中規模林家	大規模林家	林業関連会社	林業以外会社	その他	零細林家	小規模林家	中規模林家	大規模林家	素材生産業者	林業・木材会社	林業以外会社	ブローカー	森林組合	その他
東北地方	39.6	20.7	9.1	3.0	3.7	3.7	6.7	10.8	17.1	8.5	1.8	8.5	15.2	13.4	3.0	1.8	11.0
青森県	40.9	18.2	9.1	0.0	0.0	9.1	18.2	0.0	18.2	18.2	0.0	4.5	18.2	13.6	4.5	4.5	18.2
岩手県	16.7	38.9	13.9	2.8	2.8	2.8	2.8	11.1	27.8	11.1	0.0	8.3	13.9	8.3	2.8	0.0	5.6
宮城県	38.5	11.5	7.7	0.0	3.8	3.8	3.8	15.4	19.2	0.0	7.7	15.4	7.7	19.2	0.0	0.0	3.8
秋田県	57.1	14.3	14.3	7.1	7.1	0.0	7.1	7.1	17.9	10.7	0.0	3.6	25.0	10.7	0.0	0.0	14.3
山形県	45.5	18.2	4.5	4.5	0.0	4.5	4.5	18.2	0.0	4.5	0.0	9.1	4.5	13.6	4.5	9.1	22.7
福島県	46.7	16.7	3.3	3.3	6.7	3.3	6.7	12.5	13.3	6.7	3.3	10.0	20.0	16.7	6.7	0.0	6.7

*: 選択肢のうち、「最もよくあてはまる」=1, 「あてはまる」=0.5に得点化して、回答者数に対する合計得点の割合(%)を示した。したがって、とりうる値の最小値は0, 最大値は100である。

表2-2-3 売却者および購入者の所在地

	売却者の所在地(%)				購入者の所在地(%)			
	回答数	不在村が多い	在村が多い	同じくらい	回答数	不在村が多い	在村が多い	同じくらい
東北地方	79	16.5	70.9	12.7	77	24.7	53.2	22.1
青森県	9	22.2	77.8	0.0	8	25.0	62.5	12.5
岩手県	18	11.1	66.7	22.2	18	22.2	66.7	11.1
宮城県	13	23.1	61.5	15.4	13	38.5	38.5	23.1
秋田県	14	0.0	85.7	14.3	14	14.3	57.1	28.6
山形県	10	20.0	70.0	10.0	9	22.2	55.6	22.2
福島県	15	26.7	66.7	6.7	15	26.7	40.0	33.3

(3) 売買対象森林の概況

売買対象の森林の特徴として、まず、売買対象地の林相を見ると、東北全体ではスギ人工林(64%)、広葉樹天然林(36%)、マツ人工林(16%)の順で多かった(表2-2-4)。県別では秋田県ではとくにスギ人工林が多いこと(93%)、岩手県ではマツ人工林(32%)と広葉樹天然林(47%)が多いこと、福島県では広葉樹天然林が多いこと(50%)などが特徴的である。これらの売却対象の林相は基本的には資源構成を反映していると考えられる。

売却対象森林の林齢では、30～50年生の伐期に達しつつある森林が最も多く41%、次いで10～30年と若齢で施業を必要とする森林も38%と多い(表2-2-5)。県別では、山形県ですでに伐期に達した50～70年生の森林の売買が27%と比較的多いのが目立っている。

表2-2-4 売却対象地の林相(%) (複数回答)

	回答数	スギ人工林	ヒノキ人工林	マツ人工林	カラマツ人工林	その他針葉樹人工林	広葉樹人工林	針葉樹天然林	広葉樹天然林	人工林伐採跡地	わからない	その他
東北地方	88	63.6	3.4	15.9	3.4	2.3	4.5	5.7	36.4	11.4	20.5	0.0
青森県	12	66.7	0.0	16.7	8.3	0.0	8.3	16.7	33.3	0.0	33.3	0.0
岩手県	19	73.7	0.0	31.6	5.3	0.0	0.0	5.3	47.4	21.1	10.5	0.0
宮城県	14	64.3	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0	28.6	21.4	21.4	0.0
秋田県	14	92.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	21.4	7.1	7.1	0.0
山形県	11	45.5	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	9.1	27.3	9.1	27.3	0.0
福島県	18	38.9	5.6	16.7	5.6	0.0	16.7	0.0	50.0	5.6	27.8	0.0

表2-2-5 売却対象森林の林齢(%) (複数回答)

	回答数	1～10年	10～30年	30～50年	50～70年	70年以上	人工林伐採跡地	未立木地	わからない	その他
東北地方	88	5.7	38.6	40.9	6.8	0.0	12.5	0.0	27.3	0.0
青森県	12	0.0	33.3	41.7	0.0	0.0	8.3	0.0	50.0	0.0
岩手県	19	5.3	42.1	36.8	5.3	0.0	15.8	0.0	21.1	0.0
宮城県	14	7.1	35.7	35.7	14.3	0.0	21.4	0.0	21.4	0.0
秋田県	14	7.1	57.1	64.3	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1	0.0
山形県	11	0.0	9.1	36.4	27.3	0.0	18.2	0.0	27.3	0.0
福島県	18	11.1	44.4	33.3	0.0	0.0	5.6	0.0	38.9	0.0

売買価格についての回答にはかなりのばらつきがある。10万円未満という低価格で売買がある回答は1%と一定程度認められる一方、100万円以上の高額な売買があるという回答も9%ある(表2-2-6)。また、わからないという回答も40%を超えており、森林組合で取引価格までは把握できていないケースも多いようである。県別では、10万円未満の低価格での売買が宮城県(21%)および秋田県(21%)で多く、100万円以上の高額な売買は青森県(17%)および秋田県(14%)が多い。秋田県ではとくに売買価格のばらつきが大きいといえる。こうした売買価格のばらつきは、基本的には様々な林齢、林相の森林が売買対

象となっていることに起因していると思われる。ただし、このほかの要因として、売買の当事者らが適切な価格水準について十分な情報を持っていないことにも原因があると考えられる。

表2-2-6 1ha当たり売買の価格(%) (複数回答)

	回答 数	～10 万円	10～ 30万円	30～ 50万円	50～ 100万円	100万円 以上	わから ない
東北地方	88	11.4	21.6	15.9	18.2	9.1	42.0
青森県	12	0.0	25.0	16.7	16.7	16.7	50.0
岩手県	19	10.5	31.6	26.3	26.3	5.3	26.3
宮城県	14	21.4	50.0	14.3	7.1	0.0	28.6
秋田県	14	21.4	14.3	21.4	28.6	14.3	21.4
山形県	11	9.1	0.0	9.1	27.3	9.1	54.5
福島県	18	5.6	5.6	5.6	5.6	11.1	72.2

(4) 再造林放棄

適切に森林が管理されているかどうかの指標として、今回の調査では再造林放棄（皆伐後、再造林が3年以上行われない場合）の発生状況について質問を設けた。その結果、「よくある」が27%、「多くはないがある」が45%で（表2-2-7）、東北地方ではあわせて7割以上の森林組合が再造林放棄の発生を認識していることが分かる。県別でとくに「よくある」という回答が多いのは岩手県（45%）であった。

最近5年間の再造林放棄の増減傾向に関する質問では、「かなり増えた」または「増えた」（59%）と答えた増加傾向の組合が「かなり減った」または「減った」（5%）を大きく上回っていた。このことから、再造林放棄発生についての回答は近年の増加傾向を反映したものと考えられる。県別では、とくに岩手県（75%）と青森県（73%）で増加傾向が強く、秋田県（17%）と福島県（14%）で「減った」とする組合が比較的多かった。こうした再造林放棄発生の理由についての質問（複数回答）で回答を得点化した結果、理由としては何よりも木材価格低下（75%）が最も多く、つづいて多い方から順に、再造林費の不足（56%）、森林経営に興味がない（29%）、補助金の補助率が低い（23%）などとなった。

表2-2-7 再造林放棄の発生状況

再造林放棄の発生(%)								最近の再造林放棄の増減(%)					
	回答 数	よく ある	多くは ないが ある	あまり ない	ほとんど ない	皆伐は ない	わから ない	回答 数	かなり 増えた	増えた	変わら ない	減った	かなり 減った
東北地方	95	27.4	45.3	5.3	14.7	3.2	4.2	75	8.0	50.7	32.0	5.3	0.0
青森県	14	28.6	50.0	0.0	21.4	0.0	0.0	11	0.0	72.7	18.2	0.0	0.0
岩手県	20	45.0	35.0	0.0	15.0	0.0	5.0	16	12.5	62.5	25.0	0.0	0.0
宮城県	16	18.8	56.3	12.5	12.5	0.0	0.0	14	7.1	42.9	50.0	0.0	0.0
秋田県	14	28.6	42.9	7.1	14.3	0.0	7.1	12	8.3	33.3	41.7	16.7	0.0
山形県	12	16.7	41.7	8.3	25.0	0.0	8.3	8	12.5	37.5	37.5	0.0	0.0
福島県	19	21.1	47.4	5.3	5.3	15.8	5.3	14	7.1	50.0	21.4	14.3	0.0

(5) 売買の発生状況と森林管理との関連

以下では、売買の発生状況が森林管理、とくに再造林放棄の発生とどのように関連しているのかをクロス集計によって検討する。なお、クロス集計に当たって、変数間の関連をより見やすくする目的で、元の項目を適宜縮約した。

売買の発生と再造林放棄の発生との関係では、両者に比較的強い関連があることが分かる（表 2-2-8）。すなわち、売買が多く発生している地域では再造林放棄も多く発生している傾向が認められる。

表 2-2-8 森林の売買時の諸条件と再造林放棄の発生状況との関連

売買時の条件		再造林放棄(%)				χ^2 値 ¹⁾
		回答数	よくある	ある	ほとんどない	
売買の発生	ある	26	53.8	34.6	11.5	19.6 **
	あまりない	26	34.6	53.8	11.5	
	ない	19	0.0	52.6	47.4	
	計	71	32.4	46.5	21.1	
売買価格	～10万円	回答なし	74	28.4	47.3	0.35
		回答あり	10	20.0	50.0	
	50～100万円	回答なし	68	23.5	50.0	2.67
		回答あり	16	43.8	37.5	
	100万円～	回答なし	76	27.6	47.4	0.03
		回答あり	8	25.0	50.0	
	計		84	27.4	47.6	25.0
売買形態	直接交渉	35	25.7	48.6	25.7	13.59
	ブローカーが仲介	7	71.4	28.6	0.0	
	木材関連業者が仲介	6	33.3	33.3	33.3	
	森林組合が仲介	6	33.3	50.0	16.7	
	不動産業者が仲介	4	0.0	75.0	25.0	
	わからない	19	15.8	42.1	42.1	
	その他	2	0.0	50.0	50.0	
	計	79	26.6	45.6	27.8	
売却理由	臨時家計支	回答なし	46	28.3	43.5	0.85
		回答あり	34	26.5	52.9	
	負債整理	回答なし	42	19.0	50.0	3.67
		回答あり	38	36.8	44.7	
	後継者がい	回答なし	59	27.1	45.8	0.56
		回答あり	21	28.6	52.4	
	経営担当者	回答なし	73	24.7	47.9	4.40
		回答あり	7	57.1	42.9	
	計	80	27.5	47.5	25.0	
購入者	零細林家	回答なし	66	30.3	42.4	4.33
		回答あり	14	21.4	71.4	
	小規模林家	回答なし	56	30.4	48.2	0.73
		回答あり	23	26.1	43.5	
	中規模林家	回答なし	70	30.0	45.7	0.34
		回答あり	9	22.2	55.6	
	素材生産業	回答なし	67	31.3	46.3	1.29
		回答あり	12	16.7	50.0	
	林業・木材業	回答なし	59	25.4	45.8	3.35
		回答あり	20	40.0	50.0	
	ブローカー	回答なし	74	27.0	47.3	3.09
		回答あり	5	60.0	40.0	
	計	79	29.1	46.8	24.1	

売買時の価格（土地＋立木）と再造林放棄の関連については、10万円未満の低価格で取引が行われる場合と、50万円以上の高額で取引される場合の再造林放棄の発生状況を示した。いずれの場合も関連は認められないことから、とくに低価格で森林が売買される地域で再造林放棄が多いということはないようである。

売買形態と再造林放棄の関連については、全体としては売買形態が再造林放棄に影響するとは言えないようである。ただし、個別に見ると、ブローカーの仲介による売買が見られる地域では、再造林放棄が「よくある」という回答が71%と突出して高い。つまり、ブローカーによる売買の仲介が多い地域で再造林放棄が多発している傾向が示されている。

売却者の居住地、ならびに購入者の居住地ともに、再造林放棄の発生に影響を与えていないよ

うである。つまり、在村者から不在村者への林地売買によって森林が不在村化する地域であっても、再造林放棄が進むといった関連は認められなかった。

売却理由と再造林放棄との関連では、臨時家計支出を理由とした売却かどうか、また、後継者がいないことを理由とした売却かどうかは、再造林放棄発生とほとんど関連がない。一方、負債整理を理由とした売却が多い地域、また、森林経営の担当者がいないことを理由とした売却が多い地域では再造林放棄も多いという相関が、僅かながらみられた。先行研究では、皆伐理由としての負債整理が再造林放棄と結びつきやすいことが報告されており（興梠，2004；山本，2001），東北地方における売買理由の場合にも同様の傾向があることが確認されたといえる。

購入者と再造林放棄との関連では、いずれも統計的に有意ではないものの（ χ^2 検定），零細林家，林業・木材会社，およびブローカーによる購入が多い場合に，再造林放棄がやや多い傾向が認められた。

（６）考察

東北地方における森林売買の発生状況と再造林放棄の発生状況を個別に確認した結果，再造林放棄がとくに最近になって増加している一方で，森林の売買は近年は減少傾向にあることが分かった。このように両者の増減傾向が異なることから，東北地方では森林の売買が再造林放棄の発生と結びつくケースは少ないのではないかと推察される。

クロス集計によって売買の発生と再造林放棄の発生との関係を見ると，両者に比較的強い関連があることが分かった。しかしながら，両者の間に直接的な因果的關係があると結論づけるには疑問が残る。何か別の原因が売買発生と再造林放棄発生の両方に同じような影響を与えており，その結果として両変数の相関が高くなっている可能性があるからである。このケースでは，その原因を林業生産活動の活発さと考えることができる。つまり，林業生産活動が活発であれば，皆伐も多いと思われ，皆伐が多ければ再造林放棄もある程度は多くなるであろう。そもそも皆伐が少なければ所有者の意欲とは無関係に，再造林放棄も少ないはずである。また，林業生産活動が活発であれば，新たに森林を取得して経営しようとする人も出てきて，売買の発生が増えると考えられる。このように考えれば，売買発生と再造林放棄発生との間の正の相関は，林業生産活動の活発さが両変数に正の影響を与えていることによるもの，と思われてくる。

売買の形態と再造林放棄の発生との関連では，ブローカーの仲介による売買が多い地域で再造林放棄も多い傾向が認められた。ブローカーが仲介する取引では売却者と購入者が互いによく知らない可能性が高い。購入者が売却者のことをよく知らないということは，両者が地理的および社会的に離れていることを意味しており，そのことが売買後の再造林放棄の発生に影響を与えている可能性がある。つまり，購入者と売却者との紐帯のあり方が売買後の森林管理に影響を与えている可能性を示唆していると考えることができる。

ブローカーのほか，零細林家および林業・木材会社が購入する場合にも再造林放棄がやや多い傾向が確認された。しかしながら，これらの関係に因果的なメカニズムを想定することは難しく，零細林家や林業・木材会社による購入自体が再造林放棄に結びついているのか，あるいは単に見かけ上の相関が現れたにすぎないのかは，さらに調査・分析を進めた上で判断すべきと考えられる。

参考文献

- 興梠克久（2004）放置林の実態と企業等下流との連携による森林整備，森林組合，405，13-21.
 堺正紘（1999）林家の経営マインドの後退と森林資源管理，林業経済研究，45(1)，3-8.
 山本美穂（2001）人工林施業放棄をめぐる地域的発現形態と森林管理の行方，林業経済，629，1
 6-20.

（林 雅秀）

3. 関東地方

送付した森林組合の都県別森林組合数と回収組合数は以下の通りである⁽¹⁾。茨城県18（回収数10、以下同様）、栃木県14（11）、群馬県21（8）、埼玉県6（5）、千葉県19（10）、東京都1（0）、神奈川県12（11）、山梨県13（10）、合計104（65）、回収率は63%である⁽²⁾。

（1）皆伐生産

各組合管内の伐採方法を主間伐別に尋ねた結果が図2-3-1である。組合林産事業の主間伐別ではなく、管内地域で行われている伐採について聞いている。回答のあった65組合中、「ほとんどが皆伐である」とする組合が千葉2組合、「皆伐が半数以上」とする組合が茨城1組合、「皆伐と間伐が半々」と回答した組合が山梨2組合であった。この設問で「その他」とした2組合では、それぞれ「皆伐はほとんどない」、「実態把握不能」と記述欄に回答しているので、約9割の組合管内では間伐生産が主体ということになる。

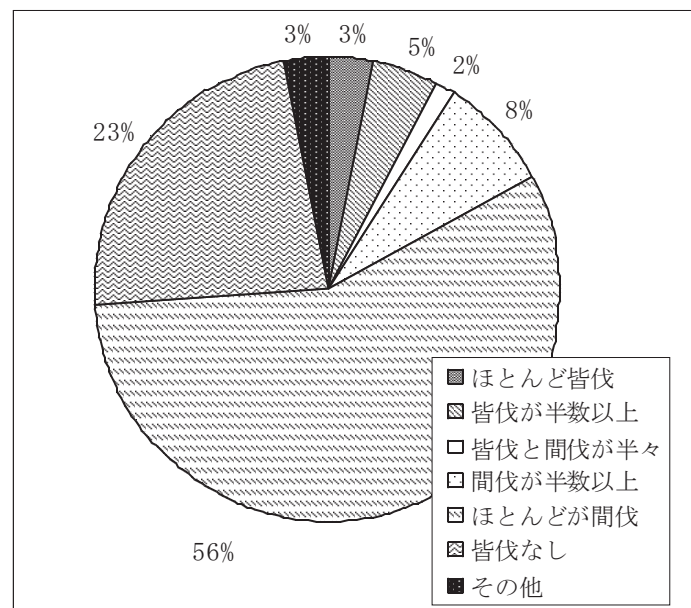


図2-3-1 主要伐採形態（主間伐別）

「皆伐はない」とする組合は15組合で、これらと把握不能1組合を除く49組合ではともかく皆伐生産が行われていることになる。事業規模（面積）は、通常の場合、0.5ha未満17組合、0.5ha以上1ha未満13組合、1ha以上3ha未満9組合、5ha以上10ha未満1組合（当該設問である事業規模にかかる項目の回答組合数42、以下同様）であり、最大規模でも0.5ha未満3組合、0.5ha以上1ha未満8組合、1ha以上3ha未満13組合、5ha以上10ha未満7組合、10ha以上50ha未満1組合（回答組合数

44) と3haに満たない場合が多く、皆伐事業地の規模は小さい。また、5ha以上の皆伐事業地があるとした組合数は、通常の場合で5ha以上10ha未満が茨城1組合、最大規模の場合で5ha以上10ha未満が茨城1、栃木2、群馬2、埼玉1、山梨1、10ha以上30ha未満で栃木1、群馬1、埼玉1、山梨2、30ha以上50ha未満が山梨1であった。

次に、皆伐生産を行った理由を尋ねた結果が図2-3-2である(回答組合数47、複数回答)。第3位の「他用途転用」、第5位の「その他」を除き、通常的林業生産活動でみられる理由が上位を占め、いわゆる窮迫伐採を思わせるような理由が皆伐の主要要因とはいえない。「その他」の内容は土石採取や病害による改植、竹林や雑木林(シイタケ原木を含む)の皆伐などが主であるが、相続税対策とするものが1件あった。また、千葉、神奈川では「他用途転用」をあげた組合がもっとも多かった(千葉8組合中4組合、神奈川4組合中2組合)。

次は皆伐生産の動向と今後の見通しである。まず、皆伐生産が増加傾向にあるとした組合数は、「ある程度の増加」が8組合(茨城、栃木、千葉各1、群馬2、山梨3)あったのみであり(回答組合数48)、今後増加すると回答した組合数は埼玉県のみであった。

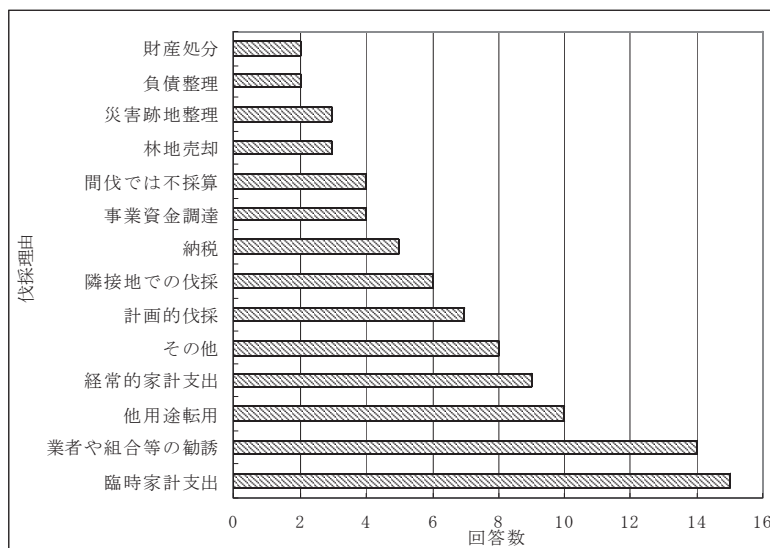


図2-3-2 皆伐生産の理由

(2) 再造林放棄の生起状況

再造林放棄の状況について、回答61組合中、「よくある」が3組合、「あまり多くはないがある」が19組合であり、これらの組合管内では再造林放棄地がある程度目にされるような状況が生じているものと思われる。また、上記2つの回答を選択した組合がなかったのは神奈川のみであった。

次に、再造林放棄の要因を図2-3-3に示す(回答組合数49、複数回答)。「木材価格の低下」、「再造林費不足」あるいは「補助率が低い」などの再造林費の捻出に関わる項目が、「森林経営・管理に興味なし」、「経営知識のある者がいない」、「売却を考慮中」などのいわゆる林業離れや経営放棄とみられる項目よりも多く選択されている。しかし、林業離れ等に関わる項目の方が「労働力不足」や「安心できる委託先なし」などの経営上の問題点に関わる項目よりも回答数が多い。

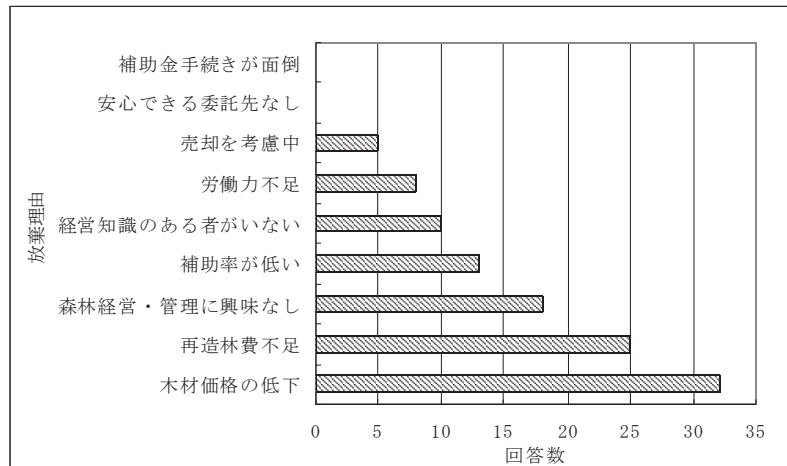


図 2－3－3 再造林放棄の要因

再造林放棄の動向については、再造林放棄が「かなり増えている」とした組合が1組合、「増えている」とした組合が12組合あり、この項目の回答組合38組合中4割弱の組合で増加傾向にあるとしている。また、今後の見通しに関しては、4組合が「かなり増えるだろう」とし、「ある程度増えるだろう」とする22組合と合わせ、回答60組合中約4割の組合で今後の増加が見込まれるとしている。

(3) 林地売買

1) 生起状況

図 2－3－4 に林地売買の生起状況についての回答を示す。回答組合60組合中、「かなりある」とする組合は1組合に過ぎず（群馬）、また、「ある程度ある」とする組合も7組合にすぎない（栃木4、埼玉1、千葉1、山梨1）。

売却林地の平均的規模（面積）は、回答44組合のうち0.1ha以上～1ha未満とする組合が19組合、1ha以上10ha未満が22組合、10ha以上50ha未満が2組合、50ha以上100ha未満が2組合で、総じて零細ないしは比較的小面積の取引が多い（44組合中1組合が2つの選択肢を同時に回答している）。また、最大規模の売却林地面積に関する設問で、50ha以上としてあげられた数値は、40ha1組合（栃木）、100ha、300ha（千葉各1組合）であった。

なお、林地売買の時期に関わる設問（みられ始めた時期及び最盛期）に回答のあった組合は少ないが、始まった時期にせよ最盛期にせよ1990年代以降とする組合がほとんどであった。

2) 売却林地の林相と価格

売却林地の主な林相について回答のあった90組合をみると、スギ人工林33組合、ヒノキ人工林20組合と針葉樹人工林が約60%を占めている。これに次ぐのが広葉樹天然林17組合（19%）で、人工林皆伐跡地は5組合、約6%に過ぎない。これらのほかにはマツ、カラマツ、広葉樹の人工林などと回答した組合が1～3組合ずつあった。

主要林齢は、10～30年生及び30～50年生とする組合が各々19組合（30%）ずつあり約6割を占める。一方で人工林伐採跡地とする組合も7組合、11%あり、林相での回答組合数より若干多くなっている（回答数65組合）。

売却価格は、10～30万円／haとする組合が8組合（14%）、30～50万円／haが7組合（12%）、50～100万円／haが9組合（15%）、100万円／ha以上が12組合（20%）となっているが、「わからない」とする組合がもっとも多く21組合（36%）であった（回答数90組合）。

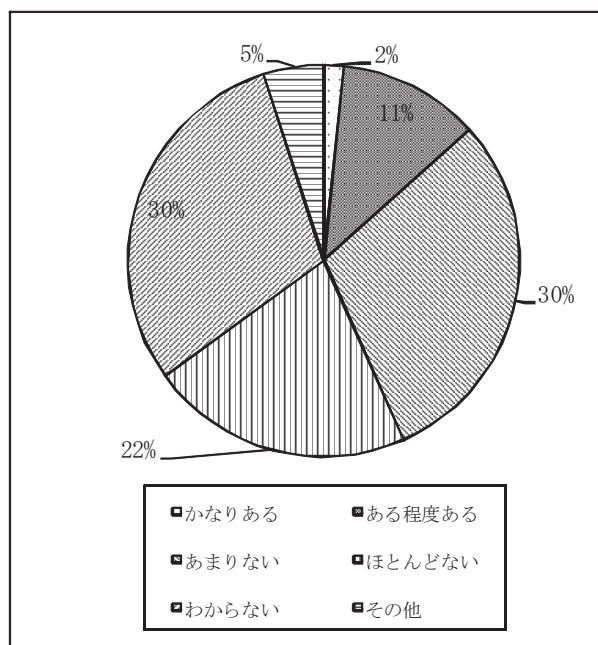


図 2 - 3 - 4 林地売買の生起状況

3) 売却者と売却理由

売却者として目立つ回答は、所有規模5ha以下の零細規模林家とする組合が23組合（33%）ともっとも多く、5～20haの小規模林家が20組合（30%）とこれに次ぐ（回答数69組合）。回答森林組合の6割以上が小・零細林家層が主な売却者と認識しているわけである。所有規模20～100haが多いとする組合が9組合（13%）と比較的多いが、100ha以上の林家とする回答は1組合（1%）に過ぎない。また、会社とする回答も6組合（9%）で、うち5組合は林業以外を主業とする会社による売却が多いとする回答であった。

売却者を在村、不在村別にみた場合、不在村者が多いとする組合は11組合（23%）、在村者が多いとする組合が19組合（40%）、両者が同じくらいみられるとする組合が18組合（38%）となっている。この項目について回答した組合数は多くはないが、比較的在村者の売却が多いことをうかがわせる回答となっている（回答組合数48組合）。

山林を売却した理由として組合が考えているものでは、もっとも多かったのが「木材価格が安く山林経営の将来に見通しが立たないため」とするものであり、26組合（20%）を占めている。これに続くのが「山林に興味がない」、「後継者がいない」であり、各々22組合（17%）、17組合（13%）が回答している。さらに「負債整理」と「財産処分」が各11組合（9%）ずつ、「山林経営を担当できる者がいない」とした組合が9組合（7%）であった（回答組合数128組合）。

4) 購入者

次に、林地の購入者である。森林組合が認識している購入者としては、「林業以外を主業とす

る会社」であり、この回答が17組合（28%）ともっとも多かった。次いで「その他」（内容不明）が9組合（15%）、「所有規模20～100haの林家」、「林業・木材関係の会社」が各7組合（12%）、素材生産業者6組合（10%）、「所有規模5～20haの林家」5組合（8%）、「5ha以下の林家」及び「ブローカー」が各3組合（5%）などとなっており、「所有規模100ha以上」の大規模林家と回答した組合は1組合（2%）であった（回答組合数60組合）。小中規模層の林家まで林地を購入している状況を示唆している。

買取者の在村、不在村別をみると、「不在村者が多い」とする組合が22組合（49%）、「在村者が多い」とする組合が9組合（20%）、「両者が同じくらい」とする組合が14組合（31%）と、不在村化の進行がうかがわれるが、在村者間の取引の存在も示されている（回答組合数45組合）。

5) 売却林地での皆伐生産の状況

売却された林地がどのように取り扱われるか、とくに皆伐の有無について焦点を絞り尋ねた（回答組合数51組合）。結果は、「皆伐されることが多い」とする組合は8組合（16%）であり、「皆伐されずそのまま管理されることが多い」とする回答が24組合（47%）ともっとも多かった。「皆伐できない伐期前の林分が多い」とする組合も6組合、12%あり、基本的に皆伐されることは少ないようであった（「わからない」10組合、「その他」3組合）。

6) 林地売却の増減と今後の見通し

最後に、林地売却の増減と今後の見通しである。ここ数年間の増減については、「変わらない」とするが29組合（50%）、「減っている」ないしは「かなり減っている」とする組合が10組合（17%）であり、「増えている」とする組合は6組合（10%）に留まっている（回答組合数58組合）。また、今後の見通しについては、「変わらないだろう」とする組合がもっとも多く、24組合（44%）あるが、「ある程度増えるであろう」とする組合も20組合（37%）あり、森林組合としては若干、増加する可能性があると考えているようである。しかし、「かなり増えるだろう」とする組合は1組合しかなく、程度の差はあれ「減る」と考えている組合が4組合、「皆伐はなくなる」とする組合が2組合あり、この地域の森林組合は林地の売却についてそれほど大きな危機感を抱いていないようである（回答組合数54組合）。

（4）考察

1) 皆伐生産

先に述べたように、各地の事例では林地の売却は皆伐生産に伴って行われる場合が多い。これは、企業の債務整理にせよ林家の資産処分にせよ、売却する所有者側に現金化の必要性があり、かつ森林経営を継続する意図がないため、立木をすべて処分し（皆伐生産）、より現金の取り分を多くしようと行動する傾向があるからである。また、素材生産業者へ売却する場合は、第一義的な取得目的が立木の生育する土地ではなく立木にあること、間伐生産よりも皆伐生産が素材生産業者にとって有利であることによる。もちろん、現在生じている林地の売買には皆伐生産を伴わない場合もある。しかし、九州、四国地域では林地売却を契機とした皆伐生産が行われており、まず地域の皆伐の動向を把握する必要がある。

前述のように、約9割の組合管内で間伐が主体であり、皆伐が行われる場合でもその面積は3haに満たない場合が多く、かつ伐採理由として通常の林業生産活動でみられる理由が上位を占め、いわゆる窮迫伐採を思わせるような理由が皆伐の主要要因ではないことから、関東地方は依然と

して間伐生産が主体であり、皆伐を行う場合でも、林地の売却につながるような所有山林の処分に伴う皆伐生産はあまり多くないものと思われる。なお、「ほとんど皆伐である」と回答した千葉の2組合の伐採理由は病虫害発生や山砂採取などの他用途への転用が主体である。

2) 再造林放棄

再造林放棄は、基本的には皆伐生産後の再造林費が不足するために生じる。また、当然のことであるが、皆伐生産が行われなければ跡地の再造林問題は生じない。再造林放棄は皆伐生産を前提とし、経営放棄ないしはそれに近い状態を表すものと考えられるから、林地売却の一手手前の状況とってよい。再造林が放棄された伐採跡地が売却されるとは限らないが、森林所有者の森林経営に対する消極性の表れであるといえる。

先に示したように、61組合中、「よくある」とした組合が3組合、「あまり多くはないがある」とした組合が19組合あり、この地域でも皆伐跡地の再造林を行わない森林所有者が現れているのは確かなようである。しかし、そのように回答した森林組合は約3分の1に止まっており、あくまでアンケートの実施時点ではあるが、西日本の一部地域にみられるような状況ではないと考えられる。しかし、回答組合の約4割で今後の増加が見込まれるとしている点には注意を要する。

3) 林地売買

林地売買の生起状況は、前項の再造林放棄の場合よりもさらに顕著ではない。「かなりある」とする組合は1組合であり、「ある程度ある」とする組合も7組合であるが、林地売買そのものは従来から行われている取引であるから、「ある」とする森林組合の管内でも従来からの取引の延長上で行われている可能性が高い。ただ、始まった時期、ないしは最盛期を訊ねる設問に対して、1990年代以降と回答する組合が多かったことは、件数的には多くはないとしても、1990年前後を契機に、従来からの林地取引に加え、経営意欲の喪失や後継者不在（世代交代）等の理由による林地売買が生起し始めていることを示唆している。このことは、林地の売却理由としてもっとも多かったのが「木材価格が安く山林経営の将来に見通しが立たないため」とするものであり、「山林に興味がない」、「後継者がいない」がこれに次いでおり、「山林経営を担当できる者がいない」とする回答もみられたことで裏付けられる。価格動向もあり、経営の将来の見通しが立たず後継者もいない、という売却の構図が透けて見える。

とはいっても、アンケート時点ではこの地域の林地売買は、従来から行われてきた取引が依然として主体だったと思われる。一般的に、林業生産がある程度行われている山村地域では、中・小規模林家が所有山林の隣接地などを中心に、山林経営の拡大や資産増加を目的に林地を取得する、小売業などを主業とするものが収益を山林に投資し数十ha規模の林地を集積するなどの形態で林地の取引が行われていた場合が多い。本地域の林地取引の多くは依然としてこのような形態での取引が主体ではないか、ということである。

このことは、取引林地は、①零細ないしは比較的小面積のものである可能性が高いこと、②10～30年生ないしは30～50年生のスギやヒノキの人工林が主体と、必ずしも皆伐生産を目的とした林地が少なくないと思われること、③実際に「皆伐されずそのまま管理されることが多い」とする回答がもっとも多かったこと、④小中規模林家まで林地を購入している状況があると思われること、さらに、⑤この地域の森林組合が林地の売却についてそれほど大きな危機感を抱いていないことなどにより示唆される。

4) まとめ

以上、東京を除く」関東各県及び山梨県について、皆伐跡地の再造林放棄や、経営放棄による林地の売却状況について検討してきたが、以下のようにまとめられるであろう。

- ①皆伐そのものが頻繁にあるいは大規模に行われているわけではなく、基本的に再造林放棄問題が顕著に生じる素地は少ない。
- ②実際に再造林放棄が頻発しているような状況ではないが、約4割の森林組合では、今後増加する可能性があるとの危慮をもっている。
- ③林地売買は、盛んに行われているという状況ではなく、かつ従来からの取引と同様の形態が主流である可能性が高い。
- ④しかし、1990年代以降に多くみられ始めた山林経営そのものを断念する形態での林地売却も一部でみられ始めており、今後この動向を注視し、対策を採る必要がある⁽³⁾。

注

(1) 森林組合が地域の林地売買について、必ずしも詳細に把握しているとはいえない。しかし、皆伐生産や再造林放棄はもちろん、林地売買についても比較的行われている地域ならば一定の情報を得ることができる。また、林地の売買は不動産業者等も扱っているが、それが一般的あるいは主要な取引ルートとはいえない場合が多く、いわゆるブローカーといわれる地元在住の林地や立木売買の仲介者が関わる場合が少なくない。これらの活動についての情報も森林組合である程度把握している場合が多

(2) 送付組合中1組合は解散。

(3) 聞き取り調査等の結果については、山田茂樹、垂水亜紀、駒木貴彰「北関東(栃木県)における林地売買の実態」として日本林学会関東支部大会において公表している。

ではない。しかし林業生産がある程度行われている地域の森林組合の場合は定款中に組み込んでいる場合が多い。

(山田茂樹)

4. 中部地方

中部地方(新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知)の森林組合178組合に対して、各管内私有林の皆伐・間伐の状況や再造林放棄、林地売買の実態について郵送でアンケート調査を行い、121組合より回答を得た。(回収率68.0%)

(1) 皆伐の現状

中部地方の皆伐・間伐の比率について、「ほとんど間伐」が56.2%を占め、「ほとんど皆伐」「皆伐が半数以上」を合わせても1割程度となっていることから、全国的な傾向ではあるが、中部地方においても皆伐はほとんど行われていないことが明らかとなった。なお、「ほとんど」あるいは「半数以上」皆伐と回答した11組合の地域的特徴をみると、奥地(急傾斜地)かあるいは都市部といった特徴がみられる。つまり、もともと地域の施業体系が架線を利用した皆伐であったり、公共事業等に伴う皆伐であったりする可能性が高い。実際、都市部の森林組合からは、「人工林の皆伐はない」という回答も散見され、そのため、必ずしもこうした組合の管轄地域で再造林放棄が行われている訳ではなかった。

また、皆伐の理由では、「臨時の家計支出」(40.2%)「経常的な家計支出」(26.8%)が主流であり、「林地売却のため」は7.2%にすぎない。さらに、回答があった組合に関しては通常の皆伐面積、過去5年間の最大皆伐面積ともに、ほぼ10ha以内に収まっており、皆伐に関して大きな問題は現出していないと考えられる。

(2) 間伐の現状

間伐の現状について、収入間伐と伐り捨て間伐の比率をみると、「ほとんど切り捨て」と回答した組合が55.4%にのぼり、「伐り捨てが半数以上」と合わせると8割を越え、中部地方において圧倒的に伐り捨て間伐が主となっていることが明らかとなった。

逆に言えば、収入間伐を積極的に行っているところが、素材生産活動を展開し得ている地域と言えるが、「ほとんど収入間伐」「収入間伐が半数以上」と合わせても6組合(5%)しかなく、「収入間伐と伐り捨て間伐が半々」と回答した12組合を含めてようやく15%程度となるのが現状である。

(3) 再造林放棄の現状

再造林放棄の有無に関して、中部全体と県別の内訳を図2-4-1に示した。中部地方全体では「よくある」、「多くはないがある」との回答を合計すると46.2%となり、再造林放棄が顕在化しているが、この内訳をみると、石川、福井では「よくある」との回答が4割から5割を占め、長野、愛知ではまったくみられないのが特徴的である。なお、この傾向は今後の再造林放棄の見通しについても共通しており、「かなり増える」「ある程度増える」と回答した組合数の合計比率をみると、富山が83.3%と圧倒的であるが、石川、福井もともに6割を超えており、新潟、長野、愛知では20%から40%とそれほど高くない。

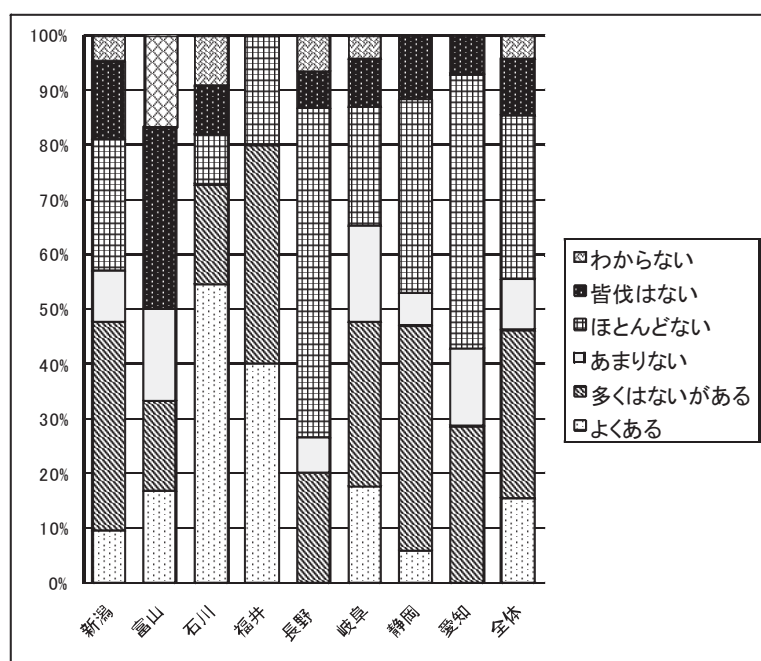


図2-4-1 再造林放棄の発生状況

以上の結果から、再造林放棄については、富山、石川、福井の日本海側地域でさらに増加する可能性が高いと考えられる。ただ、岐阜、静岡でも今後増えるとの見通しが高い。

そこでさらに、再造林放棄の理由(表2-4-1)をみると、「木材価格の低下」と「再造林費の不足」が主な理由であることは中部地方全体に共通しているが、石川、福井では「世代交代や後継者の他出」が他と比較するとやや高く、仮に補助政策の強化などを行っても手遅れといった可能性もある。また、静岡では「森林経営・管理に興味がない」が他県と比較してかなり低いことから、林業に依存しつつも再造林を行えない状況が示唆されている。

表2-4-1 再造林放棄の理由

	新潟	富山	石川	福井	長野	岐阜	静岡	愛知	(%) 全体
木材価格の低下	100.0	75.0	100.0	90.0	85.7	94.1	90.9	87.5	92.4
労働力不足	0.0	0.0	25.0	0.0	14.3	11.8	0.0	37.5	10.1
委託先がない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
補助率が低い	50.0	50.0	62.5	20.0	57.1	41.2	36.4	0.0	39.2
手続きが面倒	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	0.0	12.5	5.1
経営・管理に興味がない	71.4	50.0	37.5	40.0	57.1	64.7	18.2	37.5	49.4
売却検討	7.1	25.0	0.0	20.0	0.0	5.9	9.1	25.0	10.1
再造林費不足	42.9	75.0	50.0	60.0	57.1	64.7	72.7	75.0	60.8
世代交代・後継者他出	57.1	0.0	62.5	50.0	14.3	41.2	36.4	37.5	41.8

(4) 林地売買

1) 林地売買の有無

林地売買の有無では、全ての県で「かなりある」の回答が見られず、「ある程度ある」も25%にとどまっており、中部地方全体では林地売買は目立った状況にはないようである。しかし、県別にみると「ある程度ある」は福井、静岡で4割、岐阜で3割を超える回答があったが、富山、石川、長野ではほとんどみられない。また、「あまりない」「ほとんどない」との回答はこの3県と新潟、福井で5割を超えており、林地売買は東海側や福井の一部に比較的多くみられることが明らかとなった。

2) 林地売却者と購入者

林地の売却者について情報を求めたところ(表2-4-2)、中部全体では6割の組合から「5ha以下の零細規模林家」が該当するという回答を得た。また、岐阜、静岡では「林業以外の会社」による売却が20%程度みられるのが特徴的である。なお、新潟、福井、長野では「その他」として負債整理や競売、金融担保といった個人の不動産処分のための売却が挙げられていた。

表2-4-2 林地売却者(複数回答)

	新潟	富山	石川	福井	長野	岐阜	静岡	愛知	(%) 全体
零細規模林家(5ha以下)	57.9	75.0	50.0	80.0	54.5	63.2	58.3	45.5	59.8
小規模林家(5~20ha)	26.3	0.0	16.7	60.0	27.3	36.8	41.7	45.5	34.8
中規模林家(20~100ha)	5.3	0.0	33.3	20.0	9.1	21.1	0.0	9.1	12.0
大規模林家(100ha以上)	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	3.3
林業・木材関係の会社	10.5	0.0	16.7	0.0	0.0	10.5	0.0	0.0	5.4
林業以外の会社	10.5	0.0	0.0	0.0	9.1	21.1	25.0	0.0	10.9
その他	10.5	25.0	0.0	20.0	45.5	0.0	8.3	9.1	13.0

購入者に関しても中部地方全体をみれば、「零細規模林家」「小規模林家」を合わせて52%となっているが、売却者と比較すると、かなりばらつきがみられる。個別にみると、「素材生産業者」「林業関係の会社」「森林組合」といった林業セクターによる買い取りは、岐阜、静岡、福井で多くなる。「その他」として長野、愛知では行政が挙げられており、公共事業等の開発による売買が比較的多いことが分かる。また、新潟では農家や個人による買い取りが挙げられていた（表－2－4－3）。

表 2－4－3 林地購入者（複数回答）

	(%)								
	新潟	富山	石川	福井	長野	岐阜	静岡	愛知	全体
零細規模林家(5ha以下)	21.1	25.0	0.0	50.0	8.3	26.3	20.0	33.3	23.3
小規模林家(5～20ha)	31.6	25.0	57.1	40.0	16.7	31.6	20.0	11.1	28.9
中規模林家(20～100ha)	5.3	0.0	28.6	30.0	8.3	5.3	0.0	0.0	8.9
大規模林家(100ha以上)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	1.1
素材生産業者	10.5	25	0	20	8.3	10.5	30	0	12.2
林業・木材関係の会社	0.0	25.0	14.3	30.0	8.3	21.1	20.0	11.1	14.4
林業以外の会社	15.8	25.0	28.6	20.0	0.0	15.8	10.0	22.2	15.6
ブローカー	15.8	0	0	10	33.3	10.5	20	33.3	16.7
森林組合	0	0	0	0	0	15.8	0	0	3.3
その他	31.6	0.0	0.0	20.0	25.0	10.5	20.0	22.2	18.9

3) 売却者、購入者の所在

売買者がそれぞれ在村か不在村であるかに関しては、売却者、購入者ともに「在村所有者が多い」という回答が5割近くを占めており、「不在村者による売却、購入が多い」はそれぞれ36%、35%となっている。県別では愛知県のみが、回答した8組合のうち6組合で不在村者による購入が多いと回答している。

4) 売却林相、林齢

売却された林相に関しては、中部地方全体としてスギ人工林が54.9%と圧倒的に多く、長野県以外は40%以上の組合で該当し、長野県ではカラマツ人工林が50%となっている。なお、中部全体でスギに次いで、ヒノキ人工林、広葉樹天然林がそれぞれ27.5%を占めて、ヒノキは岐阜(65%)、静岡(53.8%)、愛知(54.5%)、広葉樹天然林は新潟(42.9%)、岐阜(35%)で目立っている。

林齢では、10～30年生が31.4%、30～50年生が40.2%と概ね集中しているが、福井では50～70年生も40%、70年生以上は20%という結果もみられる

5) 林地売却価格

林地売却価格(立木込み)についての回答を見ると(表 2－4－4)、全体では55.9%の組合で「わからない」との回答があり、とくに、富山(83.3%)、愛知(81.8%)ではほとんど把握されていないといつてよい。数少ない回答ではあるが、結果としてはhaあたり「100万円以上」とする回答が19.6%と最も多く、次いで「50～100万円」が14.7%となっており、中部地方は比較的林地価格の高い地域であることが分かる。各県の林地価格に対する回答では、「50～100万円」と「100万円以上」を合計すると、福井50%、岐阜50%、静岡38.5%と、他県よりもやや多くなっている。ただし、この3県の山林素地価格(用材林地)について、平成16年次の価格を全国ランキング(42道府県対象)にしてみると、岐阜は19位であったが、福井31位、静岡29位であった。

中部地方の他県は18位以内であったので、福井、静岡については高い評価とはいえない。そこで同じく平成16年次の山元立木価格をみると、スギ(42府県対象)では福井が1位、静岡8位、岐阜34位となり、ヒノキ(37府県対象)では福井が4位、岐阜8位、静岡12位という結果であったことから、福井、静岡は立木価格の評価が高い。林地価格の決定要因については、さらに詳細なデータの収集が必要となるが、先述した売買林地の林相、林齢から推測すると、ヒノキ林が多くみられた岐阜、静岡、愛知と高林齢の林地がみられた福井とで立木込みでの林地価格が高くなることは十分考えられる。

表 2 - 4 - 4 林地売却価格の県別内訳（複数回答）

	新潟	富山	石川	福井	長野	岐阜	静岡	愛知	全体
	(%)								
10万円未満	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9
10～30万円	19.0	0.0	11.1	10.0	8.3	0.0	0.0	0.0	6.9
30～50万円	9.5	0.0	11.1	10.0	8.3	10.0	7.7	0.0	7.8
50～100万円	9.5	16.7	11.1	20.0	8.3	25.0	23.1	0.0	14.7
100万円以上	23.8	0.0	22.2	30.0	8.3	25.0	15.4	18.2	19.6
わからない	42.9	83.3	44.4	50.0	66.7	45.0	61.5	81.8	55.9

6) 林地売却理由

表 2 - 4 - 5 をみると、中部地方全体的に回答が多いのは「木材価格が安く、山林経営の見通しが立たない」、「経常的な家計支出」「負債整理のため」となっているが、県別に回答の傾向ははっきり分かれており、「木材価格が安く、山林経営の見通しが立たない」については、富山ではみられず、長野も少ない。このことは、林業経営的な売買があまり行われていないことを示している。また、「経常的な家計支出」については、静岡県では14組合中7組合が該当し、林業依存度が高い所有者の窮迫販売の可能性が考えられる。

表 2 - 4 - 5 林地売買理由の県別内訳

	新潟	富山	石川	福井	長野	岐阜	静岡	愛知	全体
	(%)								
経常的な家計支出のため	21.1	0	20	33.3	30.8	31.8	53.8	25	29.4
臨時の家計支出のため	15.8	0	20	77.7	23.1	31.8	30.8	25	28.4
事業資金調達のため	0	25	20	44.4	23.1	13.6	15.4	8.3	15.7
納税のため	5.3	0	0	11.1	7.7	0	7.7	0	3.9
負債処理のため	26.3	25	50	44.4	38.5	13.6	7.7	33.3	27.5
財産処分のため	36.8	0	40	22.2	15.4	27.3	7.7	16.7	23.5
後継者がいないため	47.4	0	40	44.4	7.7	54.5	15.4	33.3	35.3
山林経営できる担当者がいない	10.5	0	10	22.2	30.8	36.1	23.1	8.3	20.6
山林に興味がない	36.8	50	30	33.3	30.8	36.1	23.1	25	32.4
木材価格が安く山林経営に将来見通し立たず	36.8	0	50	44.4	23.1	54.5	46.2	33.3	40.2
その他	5.3	25	0	0	15.4	9.1	15.4	16.7	9.8

7) 林地売買の今後の見通し

表11は林地売買の今後の見通しに対する回答である。中部地方全体では岐阜、静岡では「かなり増える」「ある程度増える」の2項目の合計がそれぞれ54.5%、71.4%と圧倒的に高い。この2

県に関しては、もともと林地売買の実態が「ある程度ある」と回答した組合が多いだけに、今後の動向に留意する必要がある。ただし、売却後の林地が再造林放棄には必ずしも結びついてはおらず、購入者も在村者や素材生産業者、林業・木材関係の会社、森林組合といった林業セクターであれば、ある程度その後の把握がしやすいと考えられる。

(5) まとめ

中部地方全体としては、現在のところ皆伐、再造林放棄は大きな問題になっていない。ただし、再造林放棄が多く、また今後も増える見通しの日本海側地域（富山、石川、福井）では動向に注意が必要である。

間伐については、一部の林業地を除いて収入間伐はほとんどみられない。これには、木材価格の長期にわたる低迷が影響していると考えられ、全国的な動向と言えるであろう。

林地売買も現時点では問題視されるほど顕在化していない。なお、林地売買が比較的多く、今後も増える見通しが高い岐阜、静岡に関しては、小規模林家以外に素材生産業者、林業関係会社など林業セクターによる購入が目立ち、売却価格も高いことから、条件のよい林地を売買する市場がすでに形成されている可能性もあり、所有権流動化の事例としてより詳細な調査・分析が重要である。

また、林業以外の会社やブローカーによる購入が多い新潟、長野、愛知などは、売却された林地の所有や管理状況の把握がより困難となることが予想され、施業放棄等の問題が生じるかも知れない。

なお、今回の問題点として、森林組合に対するアンケートの限界もみられた。現在、森林組合は合併を促進しており、その弊害として管轄内の林地の状況を把握できなくなっている実態がヒアリング調査では聞かれた。また、実際は、アンケートに回答がないような組合の管内において問題が生じている可能性も考えられる。こうしたことから、森林組合の管理が徹底していない状況で再造林放棄や林地売買が行われていた場合の情報収集方法も検討する必要がある。

（垂水亜紀）

5. 近畿・中国地方

アンケート票を2005年6月に近畿・中国地方にある2府10県の全森林組合に対して郵送し、郵送により回収した。調査票を送付した213森林組合のうち153の森林組合から返信があり、回収率は72%であった。回収率を高めるために、回収期限の1週間前に未回収の組合に対して督促のハガキを送付した。なお、大阪府において唯一の大阪府森林組合から回答をえることができなかったため、以下の記述からは全て大阪府が除かれる。

(1) 再造林放棄の現状

再造林放棄の有無に関して質問したところ、20%の森林組合が「よくある」と回答し、同38%が「あまり多くないがある」と回答している。双方を合わせると、約6割に及び皆伐後に再造林されずに放棄されている森林が近畿・中国地方にも多く現れていることが分かる。一方、「あまりない」と「ほとんどない(ない)」のと回答した森林組合は合わせて3割あまりであった。

これを府県別で見ると(表2-5-1)、「よくある」と「あまり多くはないがある」と回答した森林組合が80%を越える県は三重県、山口県、和歌山県の3県であった。三重県にあつてはその割合が100%と再造林

放棄が見られることがほぼ当然という状況に至っている。発生状況の地域性については三重県や和歌山県で多いというように、紀伊半島の林業の盛んな地域で多く見られる。

表2-5-1 再造林放棄の有無

	全体	三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
回答数	141	7	8	12	22	17	16	5	10	24	13	7
よくある	19.9	57.1	0.0	16.7	13.6	17.6	25.0	0.0	30.0	12.5	15.4	57.1
あまり多くはないが ある	37.6	42.9	62.5	58.3	36.4	23.5	56.3	20.0	40.0	20.8	38.5	28.6
あまりない	7.1	0.0	0.0	8.3	0.0	29.4	0.0	40.0	0.0	4.2	7.7	0.0
ほとんどない(ない)	24.1	0.0	12.5	8.3	31.8	29.4	12.5	40.0	20.0	50.0	15.4	0.0
人工林の皆伐はない	9.2	0.0	25.0	8.3	13.6	0.0	6.3	0.0	10.0	4.2	23.1	14.3
よくわからない	2.1	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

再造林放棄地の今後の見通しについては、**24%**が「かなり増えるだろう」、**33 %**が「ある程度増えるだろう」と回答している。過半が現状よりも増加すると考えていることになる。逆に、「かなり減るだろう」、「ある程度減るだろう」と回答したのは、合わせて9%と1割に未満たない。

この再造林の今後の見通しについて、現時点で再造林放棄地が「よくある」、「あまり多くはないがある」、「その他」と回答した組合の間での差をTable.2に示す。現時点で「よくある」と回答した組合では、63%と3分の2近くの森林組合が「かなり増えるだろう」と回答している。これは「あまり多くはないがある」や「その他」の組合と大きく異なっており、大きな特徴と捉えられる。つまり、現時点で再造林放棄が「よくある」と認識されている地域では、さらにその傾向が加速するのではないかという危機感を抱いている様が見れている。

表2-5-2 再造林放棄の今後の見通し

	(%)			
	よくある	あまり多く はないが ある	その他	
かなり増えるだろう	63.0	15.9	14.1	24.4
ある程度増えるだろう	22.2	36.4	35.9	33.3
変わらないだろう	0.0	15.9	26.6	17.8
ある程度減るだろう	0.0	6.8	3.1	3.7
かなり減るだろう	3.7	6.8	4.7	5.2
皆伐はなくなるだろう	7.4	13.6	12.5	11.9
その他	3.7	4.5	3.1	3.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 林地売却の状況

林地売却について「ほとんどない」と「あまりない」と回答した森林組合を合わせると約6割であった。一方、「かなりある」と回答した森林組合はゼロ、「ある程度ある」と回答した森林組合は17%であり、実際のところ林地売買は目立った状況ではない。「わからない」と回答した森林組合も19%あるが、これは、「直接的に林地売買に関わる森林組合は多くないために多くの情報を持ちえない」(兵庫県)と記入回答した森林組合もあったように、林地売買の情報把握に一定の限界があるものと考えられる。

これを府県別に見ると（表 2－5－3）、山口県、広島県、和歌山県、島根県が30%を越えている。地域的には、島根県、広島県、山口県といった中国地方西部にやや偏って見られる。また、Table.1と見比べると三重県、山口県、和歌山県などでは再造林放棄が比較的多く、かつ林地売買も多く見られるという傾向にある。

表 2－5－3 林地売却の有無

												(%)
	計	三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
回答数	146	7	9	11	22	18	16	6	10	26	14	7
かなりある	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ある程度ある	17.1	28.6	0.0	18.2	4.5	11.1	31.3	0.0	30.0	7.7	35.7	42.9
あまりない	23.3	42.9	33.3	18.2	13.6	16.7	18.8	50.0	50.0	19.2	21.4	14.3
ほとんどない	39.0	28.6	55.6	54.5	45.5	38.9	50.0	16.7	10.0	38.5	35.7	28.6
わからない	18.5	0.0	11.1	9.1	36.4	27.8	0.0	33.3	10.0	26.9	7.1	14.3
その他	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

林地売却の理由として「木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため」と回答する森林組合が最も多い(図2－5－1)。その次に「山林に興味がないため」と「後継者がいないため」が続き、林業経営に対する消極的な姿勢から売却されていることが分かる。別の言い方をすれば、前者については林業という産業自体に構造的な限界を覚え、また後2者については所有者自身に限界を覚えているということが可能である。「山林所有していると手入れ賃や税やらでマイナスの財産化している」(奈良県)や「とにかく、山林に興味がなくなっている」(滋賀県)という記入回答も見られ、森林所有者がかなり厳しい状況に追い込まれている姿がうかがえる。

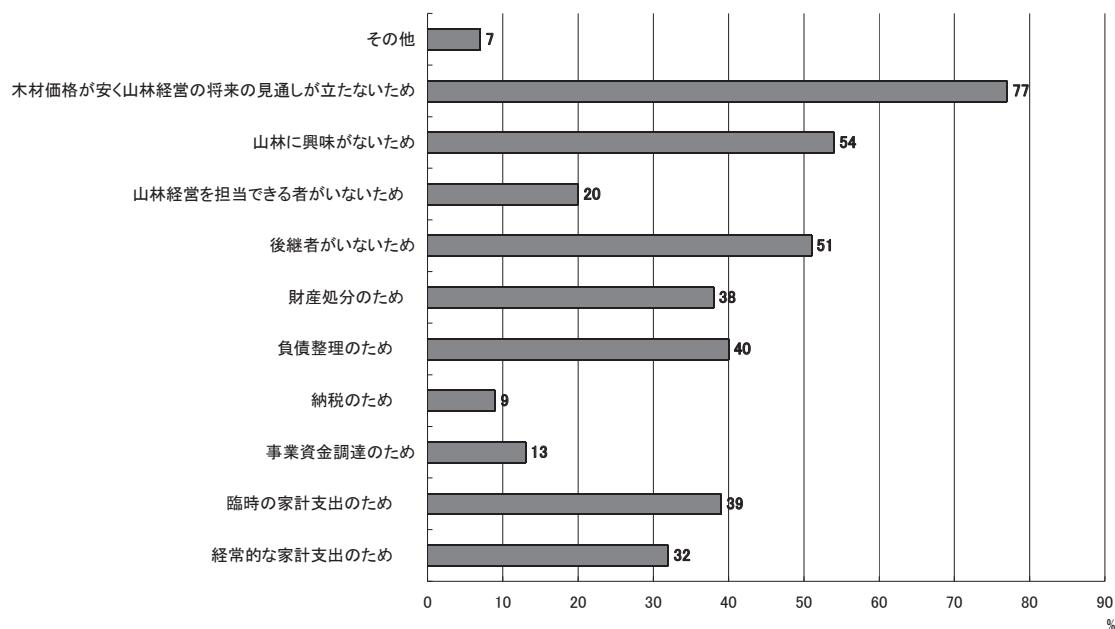


図2－5－1 林地売却の理由（複数回答）

林地の売却者の属性(林家の場合は所有規模)について質問したところ、5 ha 以下の零細規模の林

家が最も多く、5～20ha 所有の小規模林家が次いで多くなっている。図2-5-1に示した林地売却の理由と合わせると、小規模層の林家が木材価格の低迷からもはや林業経営に魅力を見出せなくなって売却している様子がうかがえる。

上記のような状況で売却されている林地の購入者については、零細希望層や小規模層の林家と回答する森林組合がやや多かった。またそういった林家が購入するだけでなく、素材生産業者も多く林地を購入していることが分かる。さらに、林業以外の会社や「その他」といった回答も少なくない。「その他」の中では都市住民が趣味的にあるいは投資的に購入する例が記入回答に挙げられ、林業と直接関係ないものが多いと推測されることから、林業関係者以外の手元にわたる林地も珍しくない状況といえる。このように総じて林地売却者に比べて、様々な属性の者に林地が購入されていることが分かる。

（３）売却森林の状況

売却された林地が皆伐された場合、「ほとんど適期に再造林される」と回答した森林組合は18%にすぎない。一方、「再造林が遅れることが多い」と「再造林されないことが多い」という回答した森林組合を合わせると54%となる。つまり、売却された林地が皆伐された場合、適期に再造林されるよりもむしろ再造林放棄へ結びつきやすいと見られる。この回答からは林地売却後の皆伐は再造林放棄へと比較的高い確率でつながっていることが推測される。

林地売却の今後の見通しについて質問したところ、「かなり増えるだろう」と「増えるだろう」と回答した森林組合は合わせて約4割であった。また、林地売買が現時点で「ある程度ある」と回答した組合とそれ以外の回答をした組合との将来の見通しに関する違いについては、現時点で林地売買が「ある程度ある」と回答した組合では60%が「かなり増えるだろう」、「ある程度増えるだろう」と回答している。「ある程度減るだろう」という回答は1割に満たず、「かなり減るだろう」についてはゼロであった。一方、現時点で林地売買が多くないと判断する森林組合では「ある程度増えるだろう」という回答が34%であり、前者との差が見られた。また、林地売買が「かなり減るだろう」という回答も17%と比較的多くこちらには見られる。

（４）まとめ

近畿・中国地方において再造林放棄は約6割の森林組合が「ある」と回答し、過半で確認されている。一方、林地売却の現状について、「かなりある」がゼロ、「ある程度ある」が17%と林地売買が極端に目立つ状況ではないことが分かった。ただし、「山林を手放すものが、土地立木を一括して素材生産業者に売却し、素材生産の後造林放棄する者が多く見受けられる。一方、立木売りの後再造林しない所有者も増加している」（三重県）という記入回答もあり、林地売却→皆伐→再造林放棄という一連の流れも一部地域では珍しくないこともうかがえる。

また、今後の見通しについて「かなり増えるだろう」、あるいは「ある程度増えるだろう」という回答は再造林放棄に関して約6割、林地売買に関して約4割であった。これは、林地売却の理由として「木材価格が安く将来の見通しが立たないため」が最も多く挙げられたこととも関連するだろう。つまり、これまで厳しい状況でなんとか林業経営を行ってきた森林所有者も現在の経営状況が続くとなれば、森林を手放さざるをえなくなるだろうと多くの森林組合は見通しているのである。

林地売買の実態については、「売却したい人は多いが、買う人がいない」（岡山県）を代表と

するような記入回答も多くある。こういった既に経営意欲を失ってしまっている森林所有者に関しては、施業放棄の可能性も潜在的に高まっているといえる。

上記のような再造林放棄や施業放棄が発生しないよう健全な林業経営を維持するためには、これまでとは異なる森林所有に関する新たな仕組みづくりが必要である。その中では、すでに林業経営の意欲を失って林地を手放そうとする主体に対して、林業経営の発展的継続に意欲を持つ新たな買取主体を第三者機関が積極的に引き合わせ、所有権の移動を円滑に図るなどの対応も考えうる。

(田中 亘)

6. 四国地方

森林組合へのアンケート調査は、2004年8月に郵送により行った。四国内の全森林組合79に送付し、71組合からの有効回答を得た（有効回答率90%）。

(1) 林地売買と再造林放棄の概要

再造林放棄が見られるとの回答は全体で60%となった。林地売買に関しては、林地売買がみられるとの回答は全体で30%であった。表2-6-1のように、林地の売却者では、20ha未満の小規模・零細林家という回答が46～48%と最も高い比率を占めており、購入者では素材生産業者との回答が43%と最も高い。売買の形態では、「売却者と購入者の直接交渉」が36%を占め、「ブローカーが仲介」との回答も36%と高い割合を占めていた。

売却の理由としては、「木材価格の低迷による将来性への不安」(49%)、「財産処分」(32%)、「負債処理」(29%)、「山林への興味の喪失」(29%)、「後継者不足」(25%)などが挙げられており、林業から撤退するためと考えられる回答が多くみられた。

表2-6-1 林地売却者及び購入者の概要

売却者	回答数:63	購入者	回答数:63
零細規模林家(5ha未満)	48%	零細規模林家(5ha未満)	14%
小規模林家(5～20ha)	46%	小規模林家(5～20ha)	27%
中規模林家(20～100ha)	17%	中規模林家(20～100ha)	10%
大規模林家(100ha以上)	8%	大規模林家(100ha以上)	2%
林業・木材関係の会社	13%	素材生産業者	43%
林業以外の会社	8%	林業・木材関係の会社	21%
その他	8%	林業以外の会社	16%
		ブローカー	14%
		森林組合	2%
		その他	11%

(2) 林地売買に伴う皆伐と再造林放棄

林地売却後に皆伐が行われたかどうかであるが、そもそも「皆伐跡地の売却」であるとの回答が2%、「皆伐されることが多い」との回答が34%を占め、両者を合わせると皆伐を伴う林地売買は回答の36%を占めている。「皆伐跡地の売却」と「皆伐されることが多い」を選択した回答者に限り、その後の再造林状況を聞くと、「再造林されない事が多い」が33%、または「再造林が遅れる事が多い」との回答が42

%であり、皆伐を伴う林地売買が発生した場合再造林放棄が起こる可能性が高いことが示唆された。

(3) 素材生産業者の林地購入理由

別に行った素材生産業者へのアンケート結果から、素材生産業者が立木の土地付き購入を行う理由としては、伐採事業の生産性向上や事業量の安定確保のための、「素材生産が計画的・効率的に行えるから」(53%)や「保有山林面積を拡大したい」(41%)を選択する割合よりも、「立木だけ買いたい森林所有者が土地付きの売却を希望する」(76%)との回答率が最も高かった。また、購入の方法では、「ブローカーを通じて」(56%)や「自ら所有者に働きかけて」(50%)との回答よりも「所有者から話を持ってくる」(61%)を選択した業者が多い。聞き取り調査から、「山林の売却希望者がいても、価格の折り合いがつかないか、買い手がいないために売れない」といった状況も聞かれた。実際の売買事例からは、林地と立木を含めた総額ではスギ・ヒノキの人工林40～70年生で、100万円/ha前後のものが多く、そのうち土地の代金は林相や地位・地利によって異なるが、10%前後と見積もっているようである。

(4) まとめ

四国においても負債整理など林業経営上消極的な理由による伐採が発生した場合には、再造林放棄に繋がりやすいことが示唆された。また、事業地を確保するために立木のみを購入をしてきた素材生産業者は、所有者の意向によって土地ごと買わざるを得ないケースも少なくないようであり、林業経営を放棄する所有者では伐採後の再造林を素材生産業者に押しつけるような形となっている。今後は、皆伐を回避するための高齢林分の間伐に関する施業法や、堺(2003)が指摘するように、皆伐跡地の再造林を含めて森林資源を社会的に管理するためのシステムづくりが課題となろう。

参考文献

- 川田勲(2003)高知県嶺北流域 -目立つ地込み立木取引-, (森林資源の社会化, 堺正紘編著, 九州大学出版, 358pp), 92-103.
- 興梠克久(2004)放置林の実態と企業等下流との連携による森林整備, 森林組合, 405, 13-21.
- 堺正紘編著 (2003) 森林資源の社会化, 九州大学出版 358pp
- 山田茂樹(2004) 国内林地における森林管理水準低下の現状把握及び原因究明, (林産物貿易自由化が持続可能な森林経営に与える影響, 農林水産技術会議事務局編, 116pp), 37-49.
- 山本美穂(2001) 人工林施業放棄をめぐる地域的発現形態と森林管理の行方, 林業経済, 629, 16-20.
(都築伸行)

7. 九州地方

平成16年9月に九州・沖縄地方の全森林組合(119組合)に対して郵送方式の調査を行い、回収率は89%となった。また、平成17年度および18年度に森林組合, 森林所有者, ならびに素材生産業者の聞き取り調査を行った。

(1) 林地売買の発生状況

郵送調査の結果, 林地の売買が「かなりある」という回答は全体の3%とわずかで, 「ある程度ある」が28

%,「あまりない」が32%,「ほとんどない」が24%であった(表2-7-1)。県別では、「かなりある」と「ある程度ある」を合わせて、多いのが宮崎県(67%)や熊本県(53%),少ないのが佐賀県(18%)や長崎県(18%),鹿児島県(19%)であった。売買の発生は地域的に偏っており、九州の中央部でとくに多いといえる。

それ以前と比べた場合の最近5年間に森林売買の増減では、「かなり増えている」という回答は宮崎県の1件のみで、「増えている」が24%となった。一方、「減っている」と「かなり減っている」を合わせると28%となることから、九州地方全体では、林地売買が減少傾向にある場合と増加傾向にある場合とに分かれているようである。なお、県別では、宮崎県(67%)と熊本県(40%)で増加傾向の組合が多く、鹿児島県(50%)で減少傾向の組合が多い。

表2-7-1 林地売買の頻度

	林地売買の発生(%)							最近5年間の林地売買の増減(%)					
	回答数	かなりある	ある程度ある	あまりない	ほとんどない	わからない	その他	回答数	かなり増えている	増えている	変わらない	減っている	かなり減っている
九州地方	103	2.9	28.2	32.0	24.3	11.7	1.0	95	1.1	24.2	38.9	12.6	15.8
福岡県	25	0.0	32.0	36.0	12.0	20.0	0.0	22	0.0	27.3	50.0	4.5	13.6
佐賀県	11	9.1	9.1	36.4	45.5	0.0	0.0	10	0.0	10.0	60.0	0.0	20.0
長崎県	11	0.0	18.2	27.3	45.5	9.1	0.0	9	0.0	11.1	55.6	11.1	22.2
熊本県	15	6.7	46.7	20.0	20.0	6.7	0.0	15	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0
大分県	12	0.0	33.3	41.7	16.7	8.3	0.0	12	0.0	16.7	50.0	16.7	16.7
宮崎県	6	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0	6	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0
鹿児島県	21	0.0	19.0	33.3	28.6	14.3	4.8	20	0.0	20.0	20.0	25.0	25.0
沖縄県	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(2) 売却者および購入者の特徴

売却者については、規模別林家や会社など7つの選択肢に対する回答を得点化して表2-7-2に示した。

表2-7-2 売却者および購入者のタイプ

	売却者							購入者									
	零細林家	小規模林家	中規模林家	大規模林家	林業関連会社	林業以外会社	その他	零細林家	小規模林家	中規模林家	大規模林家	素材生産業者	林業・木材会社	林業以外会社	ブローカー	森林組合	その他
九州地方	44.1	20.2	7.4	2.1	2.7	1.1	2.7	10.9	10.9	2.7	0.0	21.7	14.1	12.0	10.3	3.8	6.0
福岡県	34.1	29.5	9.1	2.3	0.0	2.3	2.3	2.3	2.3	6.8	0.0	15.9	11.4	13.6	6.8	4.5	13.6
佐賀県	50.0	25.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	40.0	5.0	0.0	5.0	5.0	15.0	5.0	0.0	0.0
長崎県	62.5	6.3	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	6.3	0.0	0.0	12.5	6.3	37.5	0.0	0.0	0.0
熊本県	23.3	33.3	13.3	3.3	10.0	3.3	6.7	10.7	3.6	0.0	0.0	42.9	17.9	0.0	35.7	3.6	7.1
大分県	33.3	16.7	8.3	8.3	4.2	0.0	4.2	8.3	4.2	4.2	0.0	29.2	33.3	12.5	0.0	4.2	4.2
宮崎県	66.7	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	25.0	0.0	0.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	60.0	10.0	5.0	0.0	2.5	0.0	2.5	18.4	13.2	0.0	0.0	18.4	10.5	10.5	13.2	2.6	5.3
沖縄県	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	####	0.0

*: 選択肢のうち、「最もよくあてはまる」=1, 「あてはまる」=0.5に得点化して、回答者数に対する合計得点の割合(%)を示した。したがって、とりうる値の最小値は0, 最大値は100である。

九州地方全体で、売却者として最も多いのは5ha以下の零細林家、次いで5～20haの小規模林家であった。県別にみてもこの傾向はほぼ一貫していた。ただし、熊本県では20～100haの中規模林家と林業

関連会社による売却がやや多いのが目立つ。購入者についても売却者と同様に得点化した結果、最も多いのが素材生産業者、次いで、林業・木材会社、林業以外の会社となった。県別では、佐賀県や宮崎県、鹿児島県で零細・小規模林家による購入が比較的多いこと、熊本県、宮崎県、大分県で素材生産業者による購入が多いこと、大分県で林業・木材会社の購入が多いことなどが特徴的といえる。

以上の売却者および購入者に関する結果から、九州地方では、零細・小規模林家が手放した森林は、素材生産業者を中心とした林業関連会社、ならびに林業以外の会社などの民間会社に所有権が移動するパターンが主流であると考えられる。

つづいて、こうした売却者および購入者の所在地をみる。九州地方全体では、売却者の所在地として不在村、在村が多いと答えた組合はそれぞれ30%、48%となった(表2-7-3)。一方、購入者の所在地として不在村、在村が多いと答えた組合はそれぞれ29%、52%で、売却者の所在地とほぼ同様の傾向といえる。したがって、近年の森林売買はとくに不在村化には影響を与えてはいないと考えられる。

表2-7-3 売却者および購入者の所在地

	売却者の所在地 (%)				購入者の所在地 (%)			
	回答数	不在村が多い	在村が多い	同じくらい	回答数	不在村が多い	在村が多い	同じくらい
九州地方	88	29.5	47.7	22.7	86	29.1	52.3	18.6
福岡県	19	42.1	26.3	31.6	18	50.0	27.8	22.2
佐賀県	9	33.3	44.4	22.2	9	22.2	77.8	0.0
長崎県	8	0.0	100.0	0.0	8	0.0	100.0	0.0
熊本県	13	15.4	30.8	53.8	13	46.2	15.4	38.5
大分県	12	41.7	50.0	8.3	12	41.7	41.7	16.7
宮崎県	6	50.0	33.3	16.7	6	0.0	66.7	33.3
鹿児島県	20	25.0	60.0	15.0	19	15.8	68.4	15.8
沖縄県	1	0.0	100.0	0.0	1	0.0	100.0	0.0

(3) 売買対象森林の概況

売買対象地の林相を見ると、九州全体ではとくにスギ人工林(81%)とヒノキ人工林(61%)が多く、広葉樹天然林(17%)の売買も一定程度存在することが分かった。ただし、福岡県、熊本県、および宮崎県では広葉樹天然林の売買はほとんど認められない。売却対象森林の林齢では、30～50年と伐期に近い森林が62%と多く、次いで10～30年の若齢林(27%)となった(表2-7-4)。県別では、大分県と熊本県で高齢林の売買が比較的多いこと、宮崎県や大分県で人工林伐採跡地の売買が比較的多いことが特徴的である。九州中央部の森林売買が多い地域では、伐期を過ぎた高齢林や伐採跡地が売買対象となっているようである。

表2-7-4 売却対象森林の林齢(%) (複数回答)

	回答数	1～10年	10～30年	30～50年	50～70年	70年以上	人工林伐採跡地	未立木地	わからない	その他
九州地方	94	4.3	26.6	61.7	18.1	3.2	13.8	1.1	14.9	1.1
福岡県	23	8.7	26.1	60.9	8.7	0.0	4.3	0.0	30.4	0.0
佐賀県	10	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	20.0	0.0	10.0	0.0
長崎県	8	0.0	50.0	62.5	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0
熊本県	14	7.1	14.3	78.6	28.6	7.1	14.3	0.0	14.3	0.0
大分県	12	8.3	8.3	58.3	41.7	16.7	33.3	0.0	0.0	8.3
宮崎県	6	0.0	16.7	66.7	16.7	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	20	0.0	30.0	55.0	15.0	0.0	5.0	0.0	20.0	0.0
沖縄県	1	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

売買価格についての回答はばらつきが大きかった。10万円未満の低価格での売買があるという回答が11%と少なくない一方、100万円以上の高額売買があるという回答も14%あった(表2-7-5)。また、わからないという回答も4割を超えており、取引価格まではよく把握していない森林組合も多いようである。県別では、10万円未満の低価格での売買が熊本県(29%)および宮崎県(17%)で多く、100万円以上の高額売買は宮崎県(50%)および長崎県(50%)で多かった。このように宮崎県ではとくに売買価格のばらつきが大きいようである。

表2-7-5 1ha当たり売買の価格(%) (複数回答)

	回答数	～10万円	10～30万円	30～50万円	50～100万円	100万円以上	わからない
九州地方	93	10.8	21.5	11.8	18.3	14.0	44.1
福岡県	23	0.0	13.0	17.4	0.0	4.3	69.6
佐賀県	9	11.1	33.3	11.1	22.2	11.1	44.4
長崎県	8	12.5	12.5	0.0	12.5	25.0	50.0
熊本県	14	28.6	28.6	14.3	21.4	14.3	35.7
大分県	12	8.3	25.0	33.3	50.0	8.3	16.7
宮崎県	6	16.7	33.3	0.0	16.7	50.0	16.7
鹿児島県	20	5.0	15.0	0.0	20.0	15.0	45.0
沖縄県	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(4) 再造林放棄

適切に森林が管理されているかの指標として、今回の調査では再造林放棄(皆伐後、再造林が3年以上行われない場合)の発生状況について質問が設けられている。その結果、「よくある」が19%、「多くはないがある」が37%で、九州地方ではあわせて5割以上の森林組合が再造林放棄の発生を認識していることが分かる(表2-7-6)。

県別でとくに「よくある」という回答が多いのは宮崎県(50%)、大分県(46%)、熊本県(40%)で、先に見た森林の売買が多い県と一致している。この3県以外では、佐賀県を除いて、「あまりない」あるいは「ほとんどない」という回答が多く、再造林放棄は九州の中央部の3県に偏って発生していることが分かる。最近

の再造林放棄の増減傾向に関する質問では、「かなり増えた」または「増えた」(48%)と答えた増加傾向の組合が「かなり減った」または「減った」(13%)を上回っていた。県別ではやはり宮崎県(83%), 大分県(67%), および熊本県(60%)で増加傾向の回答が多く、これらの3県では近年も再造林放棄が増加していることが分かる。

表2-7-6 再造林放棄の発生状況

	再造林放棄の発生状況(%)							最近の再造林放棄の増減(%)						
	回答数	よくある	多くはないがある	あまりない	ほとんどない	皆伐はない	わからない	回答数	かなり増えた	増えた	変わらない	減った	かなり減った	その他
九州地方	102	18.6	37.3	11.8	21.6	6.9	3.9	75	5.3	42.7	34.7	12.0	1.3	4.0
福岡県	25	0.0	40.0	12.0	24.0	12.0	12.0	13	0.0	46.2	30.8	15.4	7.7	0.0
佐賀県	11	0.0	54.5	18.2	18.2	0.0	9.1	9	0.0	22.2	55.6	11.1	0.0	11.1
長崎県	11	0.0	18.2	9.1	63.6	9.1	0.0	4	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0
熊本県	15	40.0	46.7	6.7	6.7	0.0	0.0	15	6.7	53.3	40.0	0.0	0.0	0.0
大分県	11	45.5	54.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12	8.3	58.3	25.0	8.3	0.0	0.0
宮崎県	6	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	21	19.0	19.0	23.8	28.6	9.5	0.0	14	0.0	35.7	35.7	21.4	0.0	7.1
沖縄県	2	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0

こうした再造林放棄発生の理由については、何よりも木材価格低下(66%)が最も多く、多い方から順に、再造林費の不足(52%), 森林経営に興味がない(27%), 経営の知識のある者がいない(26%), などとなった(表2-7-7)。

表2-7-7 再造林放棄の発生理由*(複数回答)

	木材価格低下	労働力不足	安心できる委託先がない	補助金の補助率が低い	補助金の手続きが面倒	森林経営に興味がない	売却を検討中	再造林費の不足	知識のある者がいない
九州地方	65.6	11.7	0.6	20.8	0.6	27.3	4.5	51.9	26.0
福岡県	57.1	10.7	0.0	14.3	0.0	46.4	10.7	53.6	35.7
佐賀県	66.7	16.7	0.0	16.7	5.6	16.7	0.0	55.6	33.3
長崎県	80.0	10.0	0.0	10.0	0.0	50.0	0.0	40.0	20.0
熊本県	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	30.0	10.0	46.7	20.0
大分県	66.7	25.0	0.0	16.7	0.0	16.7	4.2	66.7	20.8
宮崎県	83.3	25.0	8.3	50.0	0.0	33.3	0.0	66.7	41.7
鹿児島県	50.0	6.7	0.0	23.3	0.0	13.3	0.0	43.3	20.0
沖縄県	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

*: 選択肢のうち、「最もよくあてはまる」=1, 「あてはまる」=0.5に得点化して、回答者数に対する合計得点の割合(%)を示した。

(5) 売買の発生状況と森林管理との関連

以下では、売買時の諸条件が再造林放棄の発生とどのように関連しているのかをクロス集計によって検討する。なお、クロス集計に当たって、変数間の関連をより見やすくする目的で、元の項目を適宜縮約した。

売買の発生と再造林放棄の発生との関係では、売買が多い場合に再造林放棄も多いという傾向はわずかに認められるものの、あまり強い関連ではない(χ^2 検定で有意でない)(表2-7-8)。

表2-7-8 林地の売買時の諸条件と再造林放棄発生状況との関連

				再造林放棄(%)			
売買時の条件			回答数	よくある	ある	ほとんどない・ない	? ² 値 ¹⁾
売買の発生	ある		26	53.8	34.6	11.5	19.6**
	あまりない		26	34.6	53.8	11.5	
	ない		19	0.0	52.6	47.4	
	計		71	32.4	46.5	21.1	
売買価格	～10万円	回答なし	74	28.4	47.3	24.3	0.35
		回答あり	10	20.0	50.0	30.0	
	50～100万円	回答なし	68	23.5	50.0	26.5	2.67
		回答あり	16	43.8	37.5	18.8	
	100万円～	回答なし	76	27.6	47.4	25.0	0.03
		回答あり	8	25.0	50.0	25.0	
	計		84	27.4	47.6	25.0	
売買形態	直接交渉		35	25.7	48.6	25.7	13.59
	ブローカーが仲介		7	71.4	28.6	0.0	
	木材関連業者が仲介		6	33.3	33.3	33.3	
	森林組合が仲介		6	33.3	50.0	16.7	
	不動産業者が仲介		4	0.0	75.0	25.0	
	わからない		19	15.8	42.1	42.1	
	その他		2	0.0	50.0	50.0	
	計		79	26.6	45.6	27.8	
売却理由	臨時家計支出	回答なし	46	28.3	43.5	28.3	0.85
		回答あり	34	26.5	52.9	20.6	
	負債整理	回答なし	42	19.0	50.0	31.0	3.67
		回答あり	38	36.8	44.7	18.4	
	後継者がいない	回答なし	59	27.1	45.8	27.1	0.56
		回答あり	21	28.6	52.4	19.0	
	経営担当者がいない	回答なし	73	24.7	47.9	27.4	4.40
		回答あり	7	57.1	42.9	0.0	
	計		80	27.5	47.5	25.0	
購入者	零細林家	回答なし	66	30.3	42.4	27.3	4.33
		回答あり	14	21.4	71.4	7.1	
	小規模林家	回答なし	56	30.4	48.2	21.4	0.73
		回答あり	23	26.1	43.5	30.4	
	中規模林家	回答なし	70	30.0	45.7	24.3	0.34
		回答あり	9	22.2	55.6	22.2	
	素材生産業者	回答なし	67	31.3	46.3	22.4	1.29
		回答あり	12	16.7	50.0	33.3	
	林業・木材会	回答なし	59	25.4	45.8	28.8	3.35
		回答あり	20	40.0	50.0	10.0	
	ブローカー	回答なし	74	27.0	47.3	25.7	3.09
		回答あり	5	60.0	40.0	0.0	
	計		79	29.1	46.8	24.1	

1) **: p<0.01, *: p<0.05を意味する。

売買時の価格(土地+立木)と再造林放棄の関連については、10万円未満の低価格と、50万円以上の高額で取引される場合の再造林放棄の発生状況を示した。いずれの場合も明確な関連は認められなかったものの、50～100万円、あるいは100万円以上の売買のある地域で再造林放棄が発生する傾向を、弱いながら見ることができる。少なくとも、低価格での売買発生が再造林放棄に結びついているということではないようである。

売買形態と再造林放棄の関連についても、全体としては売買形態が再造林放棄に影響するとは言えなかった。ただし、直接交渉による売買よりも、ブローカーや木材関連業者による仲介によって売買が行われる地域では再造林放棄が多い傾向が弱いながら認められた。

売却者および購入者の居住地も、再造林放棄の発生に影響を与えてはいなかった。在村者から不在村者への林地売買によって森林が不在村化するような地域で、再造林放棄がとくに多いという傾向は認

められなかった。

売却理由と再造林放棄との関連では、理由としての臨時家計支出、後継者がいないこと、あるいは、森林経営の担当者がいないことと、再造林放棄発生との間にはほとんど関連がなかった。一方、負債整理を理由とした売却が多い地域では再造林放棄も多いという関連が認められた。先行研究では、皆伐理由としての負債整理が再造林放棄と結びつきやすいことが報告されており(興梠, 2004; 山本, 2001), 売却理由の場合にも同様の傾向があることが確認されたと言える。

購入者のタイプと再造林放棄との関連では、零細林家による購入が多い地域で再造林放棄が少ない傾向が僅かにあること、林業以外の会社やブローカーによる購入が多い地域で再造林放棄が多い傾向が弱いながらあること分かった。

(6) 考察

九州地方における森林売買の発生状況と再造林放棄の発生状況を個別に確認した結果、再造林放棄がとくに最近になって増加している一方で、森林売買の増減は地域によって異なっており、どちらかといえば減少傾向にあることが分かった。地域的には、森林売買と再造林放棄が、ともに九州中央部の熊本、大分、宮崎の3県に偏って発生していることが分かった。

しかしながら、森林売買と再造林放棄のクロス集計では両者に関連は認められなかった。森林売買と再造林放棄がとくに多く発生していた熊本、大分、宮崎の3県においても、各森林組合のレベルでは、同じ地域内で森林売買と再造林放棄の両方が発生しているケースが多いわけではないといえる。事例的に報告されている森林売買が再造林放棄と結びついて発生するケースは、今回の調査を実施した2004年時点までにマクロなデータに現れるほど顕在化してはいないと考えるのが妥当であろう。

参考文献

興梠克久(2004) 放置林の実態と企業等下流との連携による森林整備, 森林組合, 405, 13-21.

NODA Iwao and HAYASHI Masahide (2004) Characteristics differences of non-reforested lands compared with reforested lands in Kumamoto, Kyushu, Bulletin of FFPRI, 3(1), 29-32.

堺正紘(1999) 林家の経営マインドの後退と森林資源管理, 林業経済研究, 45(1), 3-8.

山本美穂(2001) 人工林施業放棄をめぐる地域的発現形態と森林管理の行方, 林業経済, 629, 16-20.

(林 雅秀)

まとめー森林所有権移動に対する対応方策ー

森林総合研究所の本支所の経営部門の研究者が連携して全国共通の調査票を利用し、全ての森林組合を対象とした森林所有権移動の実態調査を行った。その結果、小規模林家ほど森林経営意欲を無くしており、森林を売却するか売却したという意向を少なからず持っていることが明らかとなった。その一方で、森林の売買情報は様々な理由から公表され難く、水面下で交渉していることが普通であるため、購入者の土地利用目的によっては森林の持続的な管理という点で問題が発生することも危惧される。

このように森林所有権の移動は、林業経営の行く末が不透明な段階では持続的な森林経営にマイナスの影響(再造林放棄や育林放棄)を及ぼす可能性があるが、林業維持政策が打ち出されることによってその危険性はかなり減らすことができる。最近では、森林の適正な管理のためには林業活動が必要であることが国民にも理解されるようになってきており、また地球温暖化防止対策としても森林の役割が広く認知されていることから、そうした国民の関心を資金や作業就労面を含めていかに森林管理に向けさせることができるか、地域振興に関わる林業再生の面でさらに解明しなければならない。加えて、木材価格低迷の中での森林所有者の後継者世代の意向を定量的分析手法を用いて把握し、森林組合の施業提案型方式の分析と合わせて安定的森林経営実現のための方策を提示していく必要がある。

3年間にわたる本研究によって明らかとなった森林所有権移動の実態分析から、さしあたり次のような対策が必要と考えらる。まず、経営意欲を失った森林所有者から意欲ある経営者層に経営委託や森林所有権を流動化させることが必要である。そのためには、森林組合は林地供給事業を拡充し、売り手と買い手の情報集約と仲介を行う森林売買情報センターとしての機能を強化する必要がある。また、施業計画を樹立しているにもかかわらず一定期間作業を実施しない(できない)所有者に対しては、自治体が補助金支給の停止や経営権(または所有権)委譲勧告など強制力のある措置を講じて、意欲ある事業体に経営権(または所有権)を移転させることも考慮すべき時期に来ていると思われる。この場合、森林組合の森林売買情報センター機能との連携強化が望まれる。それと同時に、森林取得のための公的資金の融資金利を相続税の延納利子率(0.7%)程度に下げる方向で見直すことで、意欲ある事業体への森林集中を促進する効果が期待できよう。さらに、森林の団地法人化(立木の現物出資による株式会社化)の議論もされており、経営と所有の分離及び企業的経営の実現という点では、所有権の流動化方策との結合を図ることで有効な森林経営維持方策になると考えられる。一方で、伐採跡地の違法な利用を未然に防ぎ、造林未済地の把握を確実にを行うため、行政機関と森林組合及び地域住民とが協力した森林巡視も不可欠である。こうした対策が講じられることで、森林経営に意欲を失い森林管理放棄が懸念される所有者から意欲ある所有者に所有権移転が進み、森林の有する諸機能の持続的な発揮が確保されることが望まれる。

(駒木貴彰)

資料

項目

I	私有林における伐採の状況	59
II	皆伐跡地の再造林放棄について	115
III	林地の売買について	133
補足：林地売買に関する意見		243

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

1. 状況	2. 面積	3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常 (2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
	※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述

※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」

※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」

※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があつて一概にはいえない, ク. その他」

森林組合番号

北海道

1 ア	1ha以内の皆伐	イ	開発行為にならない	イ	林地開発の届要らない	ク	土砂などを取る1ha以内の開発行為
2 カ							
3 オ		エ		カ		カ	
4 オ		ウ		エ		ウ	
5 オ		ク		ケ		ウ	
6 オ		イ		イ		ウ	
7 オ		イ		イ		ウ	
8 エ		エ		カ		カ	
9 ア		ウ		エ		カ	
10 カ							
11 オ						カ	
12 ウ		ウ		オ		ウ	
13 エ		ウ		カ		カ	
14 オ		ウ		エ		キ	
15 エ		ウ		ウ		カ	
16 ウ		ウ		エ		ウ	
17 オ		ウ		オ		カ	
18 イ		オ		キ		カ	
19 エ		オ		カ		ウ	
20 イ		エ		オ		カ	森林組合へ立ち木のまま販売する50%
21 エ		エ		カ		カ	
22 エ		ウ		エ		カ	
23 エ		イ		イ		カ	
24 ウ		ウ		オ		エ	
25 オ						キ	
26 エ		ウ		エ		キ	
27 カ							
28 オ		エ		カ		カ	
29 イ		エ		カ		ウ	
30 エ		イ		エ		エ	
31 エ		エ		カ			
32 オ		ア		イ		ウ	
33 カ							
34 オ						カ	
35 オ		エ		エ		ウ	
36 オ							
37 イ		カ		ク		カ	
38 オ						ウ	
39 オ		ウ		キ		ウ	
40 オ		エ		オ		ウ	
41 エ		エ		ク		エ	
42 エ		ウ		オ		ウ	
43 ウ		キ		オ		ウ	
44 オ						ウ	
45 エ		エ		オ		エ	
46 ア		オ		カ		キ	
47 カ							
48 オ		ウ		ウ		ウ	
49 ウ		カ		キ		ウ	
50 オ		カ		キ		カ	
51 オ						エ	

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

1. 状況	2. 面積	3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常 (2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
	※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述

※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」
 ※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」
 ※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採するが多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採するが多い, ウ. 森林組合へ委託するが多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせるが多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせるが多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があつて一概にはいえない, ク. その他」

森林組合番号

52	キ	皆伐なし・除伐作業100%	ウ	ウ	イ	
53	エ		カ	ケ	カ	
54	オ		イ	エ	エ	
55	ウ		エ	カ	カ	
56	ウ		ウ	オ	エ	
57	エ					
58	ウ		エ	カ	キ	
59	ウ		エ	カ	ウ	
60	イ		エ	カ	ク	森林組合が立ち木こうにゆうし下請け業者に造林作業を発注する
61	エ		エ	カ	ウ	
62	エ		エ	カ	カ	
63	ウ		エ	カ	カ	
64	オ		エ	オ		
65	エ		オ	カ	キ	
66	エ		エ	カ	カ	
67	オ		ウ	カ	カ	
68	オ		エ	カ	カ	
69	キ	6令級以上の森林構成により間伐は減っているし皆伐は100㎡程有	オ	オ	カ	
70	ウ		エ	カ	カ	
71	エ		エ	カ	ウ	
72	エ		ウ	オ	ウ	
73	エ		ウ	オ	エ	
74	オ		エ	カ	カ	
75	ア		エ	オ	エ	
76	オ		ウ	ウ		
77	オ		イ	ウ	カ	
78	エ		エ	カ	カ	
79	オ		ウ	エ	ウ	
80	ア		エ	カ	ウ	
81	オ		イ	オ	キ	
82	オ		エ	エ	ク	所有者が直接森林組合や素材業者へ立ち木で売買する
83	オ		ウ	オ	ウ	
84	エ		オ	オ	ウ	
85	イ		イ	オ	カ	
86	エ				キ	
87	オ		オ	カ	ク	森林組合が買い取り
88	オ		エ	カ	カ	
89	エ		オ	カ	ウ	
90	オ		ウ	エ	カ	
91	オ		エ	キ	カ	
92	エ		ウ	オ	ウ	
93	カ					
94	ウ		オ	キ	ウ	
95	ウ		エ	カ	カ	
96	エ		ア	ウ	カ	
97	エ		エ	カ	カ	
98	カ					

青森県

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

1. 状況	2. 面積	3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常 (2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
	※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述

※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」

※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」

※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があって一概にはいえない, ク. その他」

森林組合番号

99	エ	オ	キ	オ
100	オ	ウ	エ	カ
101	オ	ウ	オ	カ
102	オ	ウ	エ	カ
103	オ	ウ	カ	カ
104		イ	オ	カ
105	オ	ア	ウ	カ
106	エ	イ	キ	エ
107	カ			
108	エ	イ	エ	キ
109	オ	イ	カ	イ
110	オ	イ	イ	キ
111	オ	イ	イ	キ
112	ウ	イ	オ	カ
113	オ	ア	ウ	カ
岩手県				
114	ウ	ウ	オ	キ
115	エ	ウ	オ	キ
116	オ	エ	カ	カ
117				
118	エ	イ	エ	カ
119				
120	イ	ウ	エ	エ
121	オ	ア	カ	キ
122	オ	ア	イ	キ
123	オ	ア	ア	ウ
124	オ	ア		カ
125	エ	ウ	オ	カ
126				
127	エ	イ	カ	キ
128	エ	イ	オ	ウ
129	オ	ア	ウ	カ
130	エ	ウ	カ	カ
131	エ	イ	カ	カ
132				
133	オ	ア	オ	カ
134	エ	イ	ウ	カ
135	ウ	ウ	エ	カ
136	ウ	ウ	オ	カ
137	イ	エ	カ	オ
138				
宮城県				
139	オ			エ
140	オ	イ	イ	カ
141	カ			
142				
143	イ	ウ	エ	エ
144	エ	ウ	ウ	キ
145	オ	イ	ウ	キ
146	オ	イ	ウ	キ
147	ウ	ウ	オ	カ
148	オ	イ	ウ	ウ

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

1. 状況	2. 面積	3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常 (2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
※2 コ. 具体的記述		

※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」

※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」

※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があつて一概にはいえない, ク. その他」

森林組合番号

149	オ	ア	イ	ウ
150	ウ	エ	キ	カ
151	オ	イ	エ	カ
152	オ	イ	エ	カ
153	イ	ウ	ウ	カ
154	オ	ア	カ	カ
155	オ	ア	ア	ウ
156	オ	イ	ウ	キ
157	オ	イ	ウ	キ

秋田県

158	ウ	イ	ウ	ク	組合が立木で買取している
159					
160	オ	イ	ウ	エ	
161	オ	ア	ア	キ	
162	オ	オ	オ	キ	
163	オ	ア	ア	ウ	
164	オ	イ	オ	イ	
165	オ	イ	ウ	オ	
166	エ	イ	ウ	カ	
167	エ	ウ	オ	ウ	
168	オ	イ	エ	キ	
169	オ	ア	イ	ウ	
170	エ	コ	いろいろな箇所がある	ク	キ

山形県

171				
172	カ			
173	オ	ア	ア	カ
174				
175	オ			イ
176	エ	イ	オ	キ
177				
178	エ	ウ	ウ	エ
179	エ	ア	ウ	カ
180	オ	イ	イ	ウ
181	オ	ア	ウ	カ
182	エ	イ	ウ	ウ
183	オ	ア	イ	エ

184 キ 公共工事（道路整備）等

185	オ	ア	イ	キ
-----	---	---	---	---

福島県

186	オ	イ	エ	ウ
187				
188	オ	ア	ア	カ
189	ウ	ウ	エ	エ
190	ア	エ	オ	エ
191				
192				
193	エ			カ
194	ウ	ア	ア	キ
195				
196	オ	イ	エ	エ

I. 私有林における伐採の状況				
1. 皆伐について				
1. 状況		2. 面積		3. 形態
※1 キ. 具体的記述		(1) 通常	(2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
		※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述	
※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」 ※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」 ※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があって一概にはいえない, ク. その他」				
197	オ	ア	ア	カ
198	カ			
199	オ	ア	イ	キ
200				
201	エ	ア	イ	ウ
202	カ			
203	オ	イ	ウ	カ
204	エ	イ	ウ	カ
205	エ	エ	エ	カ
206				
207	エ	イ	エ	カ
208				
209	オ	ア	エ	エ
210	オ	エ	カ	カ
211	エ	オ	カ	カ
212				
茨城県				
213				
214				
215	カ			
216				
217				
218	オ		イ	ウ
219	オ	イ	ウ	カ
220	オ	ウ	エ	カ
221	オ	オ	オ	エ
222	カ			
223	カ			
224				
225	キ	当組合は休眠状態にあり実態把握不可		
226				
227				
228	オ			カ
229	イ	ア	イ	キ
230				
栃木県				
231	オ	イ	イ	ウ
232	オ	コ	5ヶ年間ではナシ	コ ナシ カ
233	オ	ア	オ	ウ
234	オ	イ	オ	ウ
235	オ	ア	ウ	キ
236				
237				
238	エ	イ	ウ	キ
239	オ	ア	カ	ウ
240				
241	キ	皆伐はほとんど行われていない	ア	ウ キ
242	オ	イ	ウ	キ
243	オ	ウ	ウ	カ
244	オ	ア	エ	キ
群馬県				

I. 私有林における伐採の状況

森林組合番号

1. 皆伐について				
1. 状況		2. 面積		3. 形態
※1	キ. 具体的記述	(1) 通常	(2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
		※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述	
※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」				
※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」				
※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者(素材生産、製材など)へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があつて一概にはいえない, ク. その他」				
245				
246				
247				
248				
249				
250	オ	ウ	オ	ウ
251				
252	オ	エ	オ	カ
253				
254				
255				
256	オ	イ	ウ	ク 過去5年間においては買取50%、委託40%、所有者・業者10%
257				
258				
259	オ	ウ	エ	ウ
260	オ	ア	ウ	キ
261	オ	イ	イ	ウ
262				
263	カ			キ
264				
265	オ	ア	カ	オ
県				
266	エ	ウ	エ	カ
267	オ	イ	イ	ア
268				
269	エ	ア	カ	カ
270	オ	イ	オ	カ
271	オ 数年おきに1-3haの皆伐がある	エ	エ	カ
県				
272	オ	イ	ウ	ウ
273				
274				
275	オ	ア	ウ	ウ
276				
277	オ	イ	ウ	ア
278	キ 材価低迷により伐採等は全くありません			
279	オ	ア		ウ
280	オ	ア	ア	ア
281	エ	ア	ウ	キ
282				
283				
284				
285				
286	エ	ア	イ	カ
287	ア	ア	イ	カ
288				
289				
290	ア	ア	イ	ク 開発業者が伐採する場合が多い

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

1. 状況	2. 面積	3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常 (2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
	※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述

※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」

※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」

※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があつて一概にはいえない, ク. その他」

森林組合番号

神奈川県

291	カ			
292				
293	オ	ア	ア	キ
294	カ			
295	オ			ウ
296	オ.カ			
297	カ		ア	ア
298	オ		コ 造林のための皆伐 1ha	ウ
299	カ			
300	カ			
301	カ			
302	カ			

新潟県

303	オ	イ	ウ	エ
304	エ	ウ	カ	エ
305	オ	ア	イ	キ
306				
307	オ			カ
308				
309	オ	ウ	ウ	カ
310				
311				
312	オ	イ	ウ	ウ
313	オ	ア	ア	キ
314	エ	ア	ウ	キ
315	カ			
316	エ	ア	ア	ウ
317	オ	ア	ア	ウ
318	カ			
319				
320	エ	ア	イ	ウ
321	カ			
322				
323	オ	ア	ア	ク 公共工事のための伐採が ほとんど
324	キ	私有林では、間伐も皆伐もほとんど行われていない	コ 全く行われていない	コ 該当なし
325				ク 実施された場合は、森林組合への委託が多くなると思う
326				
327	カ			
328	カ	ア 最近皆伐はありません	コ 最近ありません	ウ
329	オ	ア	ウ	ウ
330				
331	ア	ア	ア	キ
332	ウ	ア	ウ	ウ
333				

富山県

334	オ	ア	ア	キ
335	カ			
336	オ	ア	ア	カ
337				

I. 私有林における伐採の状況

森林組合番号

1. 皆伐について			
1. 状況	2. 面積		3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常	(2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
	※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述	

※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」
 ※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」
 ※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があって一概にはいえない, ク. その他」

338	オ	イ	ウ	オ
339	オ	ア	ウ	ウ
340	オ	ア	ウ	エ
341				
石川県				
342	オ	イ	ウ	オ, カ
343	オ	コ	所有者の用山の面積による	皆伐の跡地は見あたらぬ
344	オ	ア	ウ	エ
345	キ	現在、材価が低迷のため、伐採はほとんどない	イ	カ
346	オ	イ	イ	ウ
347	カ	ア	ア	カ
348	オ	イ	イ	ウ
349	オ	ア	ウ	カ
350	カ	ア	ア	カ
351	オ	ア	イ	キ
352	オ	皆伐は墓地公園用地による箇所	ア	イ
353	エ	ア	ア	カ
354	オ	ウ	オ	ウ
355	オ	ア	ウ	オ
356				
357				
福井県				
358	ア	イ	ウ	エ
359	カ			
360				
361	オ	イ	ウ	カ
362				
363	ア	オ	オ	カ
364	オ	ウ	ウ	オ
365	オ	イ	エ	キ
366	オ	ア	ア	カ
367	オ	イ	ウ	カ
368	オ	ウ	ウ	エ, オ
369	オ	ア	イ	カ
370	オ	ウ		カ
371				
372				
373	オ	ア	イ	エ
374	カ	イ	イ, コ	イ
375	オ	イ	エ	エ
山梨県				
376	イ	イ	カ	カ
377	カ			
378	オ	イ	エ	カ
379				
380	カ			
381	ウ	ウ	カ	オ
382	カ			

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について				
1. 状況		2. 面積		3. 形態
※1 キ. 具体的記述		(1) 通常	(2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
		※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述	
※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」 ※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」 ※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があって一概にはいえない, ク. その他」				
383	オ	ウ	オ	カ
384	イ	ウ	エ	ウ
385	オ	ウ	キ	エ
386				
387	カ			
388				
長野県				
389	オ	イ	エ	ウ
390	オ		ア	エ
391	オ	イ	イ	ウ
392				
393				
394	オ	ア	ア	キ
395				
396	オ	イ	オ	カ
397				
398				
399	エ	ウ	カ	エ
400	カ			
401				
402				
403				
404				
405				
406	オ	ア	ウ	オ
407	オ	ア	イ	ウ
408	オ	ア	イ	ウ
409	オ	ア	ウ	ウ
410	カ			
411	オ	ア	ア	キ
412	オ	イ	オ	カ
413				
414				
415	オ	ア	イ	カ
岐阜県				
416				
417	イ	イ	イ	カ
418	オ	コ 皆伐は殆ど無し	ウ	オ
419	オ	ウ	カ	カ
420				
421	カ	ア	ア	キ
422	ウ	ウ	ウ	カ
423	オ	ウ	エ	カ
424				
425	オ	イ	ア	エ
426	ア	ア	ア	キ
427	オ	イ	エ	エ
428	カ			
429	オ	ア	イ	エ
430				
431	オ	ア	ア	ウ
432	オ	ア	イ	エ
433				

I. 私有林における伐採の状況

森林組合番号

1. 皆伐について					
1. 状況		2. 面積		3. 形態	
※1	キ. 具体的記述	(1) 通常	(2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述	
		※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述		
※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」					
※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」					
※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があって一概にはいえない, ク. その他」					
森林組合番号	434	カ			
	435	オ	イ	ア	
	436	オ	イ	ウ	
	437	オ	ウ	ウ	
	438				
	439				
	440	エ	ウ	カ	
	441			エ	
	442	エ	エ	カ	
				ク	
	443			森林組合が立木を買い取り実行する場合が多い	
	444	エ	オ	オ	
	445	エ	イ	ウ	
	446			カ	
	447			カ	
	448	ア	ウ	カ	
	449	エ	ウ	エ	
	450	イ	イ	オ	
静岡県	451	オ	ウ	オ	
	452			カ	
	453				
	454				
	455				
	456	キ	伐採がない		
	457	カ	ア	コ	
				風倒木による皆伐10ha未満	
	458	オ	イ	ウ	
				第2東名の為の皆伐	
	459	カ		ウ	
	460	オ	ア	エ	
	461	オ			
	462	オ	エ	カ	
	463				
	464	エ	イ	イ	
	465	ア	ウ	ウ	
	466			カ	
	467	オ	イ	ウ	
	468	エ	イ	ウ	
	469	エ	ウ	ウ、オ	
	470	イ	ウ	エ	
	471	オ	ウ	カ	
	472	オ	イ	ウ	
	473	キ	イ	ウ	
		道路つぶれ地以外仕事はない	カ		
愛知県	474	オ	ア	ウ	
	475	ウ	イ	オ	
	476			キ	
	477			ウ	
	478				
	479	オ	ア	イ	
	480			ウ	

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について					
1. 状況		2. 面積		3. 形態	
※1	キ. 具体的記述	(1) 通常	(2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述	
		※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述		
※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」					
※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」					
※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があつて一概にはいえない, ク. その他」					
森林組合番号	481	オ	イ	イ	ウ
	482	イ	ア	イ	ク 転用伐採
	483	オ	イ	ウ	キ
	484	キ	伐採自体がほとんどない		
	485	ア	ア	イ	ア
	486	カ	ア	イ	エ
	487	オ	ア	エ	ア
	488				
	489	エ	ア	エ	雑木林の拡大造林 キ
	490	オ	イ	ウ	キ
三重県	491	オ	ア	イ	ウ
	492	オ	ア	ウ	キ
	493	カ			
	494	オ	ア	ウ	ア
	495	エ	オ	カ	ク 林地ごと素材生産業者に売却する
	496	エ	ウ	カ	イ, カ
	497	カ	カ 大口以外は1-3ha、だが最近は無し	キ	平成16年の中頃まで、1事業所の大口所有者が10年間継続して皆伐を行ってきたが、それ以降間伐作業へと切り替わった エ, オ
	498	オ	イ	エ	キ
	499	オ	ウ	オ	イ
	500	オ			カ
滋賀県	501	オ	ウ	ウ	キ
	502	オ	ア	コ	ほとんどない エ
	503	カ	ウ	ウ	過去5年間で皆伐一件のみ エ
	504	オ	ウ	エ	エ
	505	カ			
	506	カ			ク 木材価格の低迷により伐採する人がありません。また跡地造林しても鹿の食害により成林しない。
	507	ア	ウ	オ	オ
	508	オ	イ	ウ	カ
	509	カ			
	510	オ	ア	ウ	ウ
京都府	511	オ	ア	ア	ウ
	512	オ	ア	イ	エ
	513	オ	ア	カ	キ
	514	オ			
	515	オ	ウ	カ	エ
	516	エ	ウ	ク	カ
	517	オ	ア	イ	ク 森林組合が委託され、入札により業者へ立木のまま販売する。
	518	オ	ア	ア	ウ

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

1. 状況	2. 面積	3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常 (2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
	※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述

※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」
 ※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」
 ※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があって一概にはいえない, ク. その他」

森林組合番号

	前年の台風23号		
519	オ, キによる風倒木処理もある	ア	ウ
520	オ	ア	エ
521	エ	ウ	キ
522	オ		カ
523	オ	ア	イ
兵庫県			
524	カ		
525	カ		
526	カ		ア
527	カ		
528	オ	ウ	エ
529	オ	イ	ウ
530	オ	エ	カ
531	カ		
532	オ		カ
533	カ		
534	カ		
535	オ	ウ, コ 高齢林の伐採（90年生）	ウ
536	オ		キ
537	カ		カ
538	カ	ア	ア
539	オ	イ	ウ
540	オ	ア, ウ	ウ
541	オ	イ	カ
542	オ	ウ	ウ
543	オ	イ	エ
544	オ	ア	ア
545	カ		エ
546	オ	ウ	カ
547	オ	ア	エ
548	ア	ウ	カ
549	カ		
奈良県			
550	カ		
551	オ	ア	イ
552	オ		キ
553	オ	ウ	カ
554	オ	ア	エ
555	オ	ア	キ
556	オ	ア	カ
557	オ	ウ	エ
558	オ	ア	キ
559	カ		
560	オ	ウ	カ
561	エ	ウ	オ
562	オ	ア	イ, カ
563	ア	ウ	カ
564	オ, カ	ア	ウ
565	オ		キ

I. 私有林における伐採の状況						
森林組合番号	1. 皆伐について					
	1. 状況		2. 面積	3. 形態		
	※1 キ. 具体的記述	(1) 通常	(2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述		
	※2 コ. 具体的記述		※2 コ. 具体的記述			
	※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」 ※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」 ※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があつて一概にはいえない, ク. その他」					
566	オ			ク	近年間伐のみで皆伐はほとんど行われていない	
567	オ	ア		ウ	キ	
568	エ	ア		ア	カ	
和歌山県						
569	カ					
570	オ	ウ		オ	イ	
571	オ	コ	立木が安いので皆伐されていない	コ	なし	カ
572	カ					
573	カ					
574	ア	ウ		カ	オ	
575	カ					
576	オ	ウ		オ	カ	
577	オ	イ		イ	カ	
578	カ					
579	ア	ウ		カ	キ	
580	オ				ウ	
581	カ					
582	オ	ア		ア	カ	
583	オ	エ		エ	キ	
584	エ	オ		カ	キ	
鳥取県						
585	イ	ア		カ	エ	
586	エ	ア		エ	カ	
587	エ	エ		ク	ウ	
588	エ	イ		カ	ウ	
589	オ	イ		ウ	キ	
590	オ	ア		ウ	エ, カ	
島根県						
591	エ	イ		ウ	ウ	
592	オ	ウ		カ	エ	
593	オ	イ		エ	エ	
594	イ	オ		キ	ウ	
595	カ					
596	カ					
597	カ					
598	オ	ウ		オ	カ	
599	イ	エ		カ	カ	
600	オ	イ		ウ	ウ	
岡山県						
601	オ	イ		ウ	ア	
602	カ	コ	山の手入れはされてなく。下草等であれている	コ	キ	
603	オ	イ		オ	キ	
604	キ	人工造林がないので関連がない				
605	カ					
606	オ	イ		ウ	キ	
607	カ					
608	オ	ウ		ウ	カ	

I. 私有林における伐採の状況

森林組合番号

1. 皆伐について				
1. 状況		2. 面積		3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常		(2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
※2 コ. 具体的記述		※2 コ. 具体的記述		
※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」				
※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」				
※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があつて一概にはいえない, ク. その他」				
森林組合番号	609	オ	ア	ア
	610	オ	イ	エ
	611	エ	イ	キ
	612	オ	ア	ア
	613	オ	ア	ウ
	614	カ		
	615	エ	エ	カ
	616	オ	イ	イ
	617	キ	災害復旧事業の倒木処理のための皆伐を行っている	コ 0.1ha～3ha
	618	オ		オ
	619	カ		ウ
	620	オ		キ
	621	オ	ア	ア
	622	オ	イ	オ
	623	カ		キ
	624	オ	ア	エ
	625	カ		カ
	626	カ		
広島県				
	627	エ	ウ	エ
	628	ア	ウ	オ
	629	カ		ウ
	630	カ		エ
	631	オ	ウ	エ
	632	エ	イ	カ
	633	イ	ア	カ
	634	ウ	イ	オ
	635	イ	ウ	キ
	636	オ	イ	ウ
	637	オ	ア	ウ
	638	エ	ア	ウ
	639	エ	ウ	カ
	640	ウ	イ	カ
山口県				
	641	エ	イ	カ
	642	オ		カ
	643	カ	イ	オ
	644	カ		ア
	645	キ	スギ、ヒノキの人工林ではほとんどが間伐であり、その他はほとんど皆伐である	ウ
	646	ウ	イ	カ
	647	オ	ア	イ
徳島県				
	648	オ	ア	ウ
	649	オ	ア	カ
	650	オ	ア	ア
	651	オ	エ	イ
	652	エ	ウ	キ

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

1. 状況	2. 面積	3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常 (2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
	※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述

※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」

※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」

※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があって一概にはいえない, ク. その他」

森林組合番号

653	カ	コ	皆伐面積はなし、殆ど間伐である。	コ	なし	カ
654	オ	ア		イ		ア
655	オ	ウ		カ		
656	オ	ウ		エ		カ
657	オ					カ
658	オ	ウ		ク		カ
659	ア	オ		オ		カ
660	オ	イ		ウ		カ
香川県						
661	カ					
662	ア					イ
663	イ	ア		イ		ク 送電線下の伐採
664	オ	コ	人工林伐採はなし			オ
665	オ					
666	オ	ア		イ		カ
667	ア	ア		ウ		ア
愛媛県						
668	エ	ウ		カ		オ
669	オ	オ		カ		カ
670	オ					キ
671	エ	オ		カ		キ
672	オ	ウ		エ		カ
673	オ	ア		ア		ア
674	オ	コ	皆伐は5年間で1回のみ	オ		オ
675	オ	イ		ウ		カ
676	カ					
677	オ	ウ		エ		エ
678	カ					
679	オ	ア		ウ		オ
680	カ					
681	カ					
682	オ	ウ		ウ		エ
683	カ					
684	オ	イ		イ		カ
685	オ	ウ		オ		カ
686	オ	ウ		オ		イ
687	オ	ウ		ウ		カ
高知県						
688	オ	オ		カ		キ
689	カ					
690	オ	エ		カ		オ
691	ア	カ		カ		カ
692	カ	ウ		コ	皆伐なし	カ
693	エ	ウ		カ		カ
694	オ	カ		キ		カ
695	オ	コ	バラバラ	カ		カ
696	カ					
697	オ					カ
698	オ	ウ		ウ		イ
699	ウ	オ		キ		キ

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

1. 状況	2. 面積	3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常 (2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
	※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述

※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」

※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」

※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があつて一概にはいえない, ク. その他」

700	エ	エ	カ	
701	オ	ウ	ウ	キ
702	オ	ウ	エ	ウ
703	オ	エ	カ	オ
704	オ	イ	オ	カ
705	オ	ウ	オ	カ
706	オ	ウ	カ	キ
707	オ	ウ	オ	カ
708	オ	ウ	カ	エ
709	オ	ウ	ウ	カ
710	エ	ウ	ウ	イ
711	オ	ウ	エ	オ
712	カ			
713	オ	ウ	オ	カ
714	オ		ウ	カ
715	オ	ウ	エ	カ
716	オ	カ	カ	キ
717	オ	ウ	ウ	キ
718	オ	エ	カ	カ

福岡県

719	オ	イ	オ	キ
720	オ			キ
721	オ	イ	イ	カ
722	カ			
723	オ	ア	イ	キ
724	カ			
725	カ			
726	カ			
727				
728	オ			
729	オ	コ	皆伐はない	
730	カ			
731	オ	ア	イ	ウ
732	オ	イ	エ	ア
733	エ	イ	エ	ウ
734	オ	ウ	エ	カ
735				
736	オ	ア	ア	カ
737	ウ	オ	オ	ウ
738	エ	ウ	オ	オ
739				
740	オ	ア	ア	カ
741	オ	ウ	エ	カ
742	カ			
743	カ			
744	オ	イ	オ	カ
745	エ	ウ	エ	カ
746				
747	オ	ア	エ	カ

佐賀県

748	オ	コ	皆伐無し	コ	皆伐無し	ク	皆伐無し
749	オ	ア		ウ		カ	
750	オ	イ		エ		ウ	

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

1. 状況	2. 面積	3. 形態
※1 キ. 具体的記述	(1) 通常 (2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述
	※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述

※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」

※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」

※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があって一概にはいえない, ク. その他」

森林組合番号

751	オ	イ	ウ	カ
752	オ	ア	ウ	カ
753	オ	イ	オ	エ
754	オ	ア	イ	カ
755	オ	ア	エ	ア
756	オ	ア	ウ	エ
757	オ	イ	エ	キ
758	オ	ア	ア	カ
長崎県				
759	オ	イ	ウ	カ
760	カ			
761	カ	まだ若年木のために皆伐はない		ウ
762	カ			
763	オ	ア	ア	エ
764	オ	ア	ア	キ
765	オ		ウ	ウ
766	オ	ア	ウ	エ
767	オ			ア
768	オ	ア	ア	キ
769	オ	ア	ア	カ
熊本県				
770	オ	イ	ウ	キ
771				
772	オ		ウ	ウ
773	オ	オ	カ	ク
774	オ	ア	ウ	カ
775	オ	イ	オ	カ
776	オ	エ	オ	エ
777	エ	エ	カ	カ
778	オ	エ	キ	オ
779	オ	カ	キ	カ
780	オ	カ	ク	カ
781	イ	オ	キ	ウ
782	オ	ウ	エ	カ
783				
784	エ	オ	カ	カ
785	エ	コ	色々な面積なので一概には言えない	カ
786	オ	イ	ウ	カ
大分県				
787	オ	ア	カ	オ
788	オ	ア	イ	カ
789	オ	イ	ウ	ウ
790	オ	イ	オ	カ
791				
792	エ	ウ	オ	キ
793	エ	イ	オ	カ
794	エ	エ	オ	カ
795	オ	イ	オ	エ
796	オ	ウ	オ	ウ
797	オ	イ	オ	キ
798	イ	イ	カ	キ

I. 私有林における伐採の状況					
1. 皆伐について					
1. 状況		2. 面積		3. 形態	
※1 キ. 具体的記述		(1) 通常	(2) 過去5カ年間最大	※3 ク. 具体的記述	
		※2 コ. 具体的記述	※2 コ. 具体的記述		
※1 「ア. ほとんどが皆伐である, イ. 皆伐が半数以上ある, ウ. 皆伐と間伐が半々くらいである, エ. 間伐が半数以上ある, オ. ほとんどが間伐である, カ. 皆伐はない, キ. その他」					
※2 「ア. 0.5ha未満, イ. 0.5ha以上～1ha, ウ. 1～3ha, エ. 3～5ha, オ. 5～10ha, カ. 10～30ha, キ. 30～50ha, ク. 50～100ha, ケ. 100ha以上, コ. その他」					
※3 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 事業区域内的の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 事業区域外の素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, カ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, キ. 色々な形があつて一概にはいえない, ク. その他」					
森 林 組 合 番 号	799	オ	ア	ウ	カ
	宮 崎 県				
	800				
	801	ア	ウ	カ	ク 組合又は業者が立木買い取りの形が多い
	802	エ	イ	エ	カ
	803	オ	ア	オ	エ
	804	イ	ウ	キ	カ
	805	エ	イ	エ	カ
	806				
	807	オ	ウ	カ	エ
島 根 県	808	オ	ア	イ	カ
	809	オ			
	810	オ	ア	イ	キ
	811	カ			
	812	オ	ア	ウ	カ
	813	オ			カ
	814	オ	ウ, カ, ク	ク	カ
	815	カ			
	816	エ	イ	ウ	オ
	817	オ	イ	エ	カ
	818				
	819	オ	イ	オ	キ
	820	オ	ア	ウ	ウ
	821	オ	ア	カ	ウ
	822	オ	ア	イ	ウ
	823	オ	ア	イ	キ
	824	オ	ア	カ	エ
	825	カ			
	826	オ	ウ	カ	ア
	827	オ	ア	ウ	ウ
	828				
	829	キ	ア	イ	カ
	830				
	831	ア	イ	ウ	エ
	832	オ	ウ	ウ	エ
	833				
県					
	834	カ	コ 私有林の皆伐はほとんどない	コ 私有林の皆伐はほとんどない	ウ
	835				
	836	ア	ウ	ウ	エ
837					

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号

4. 理由（複数）		5. 増減	
※ 1	セ. 具体的記述	(1) ここ 5 年間	(2) 今後
※ 2 キ. 具体的記述		※ 2 キ. 具体的記述	
※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」			
※ 2 「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」			

北海道

1	サ・セ	1 ha以内の皆伐	ウ	ア	パル材を目的の林地売買が増える
2					
3	カ・シ		エ	オ	
4	ア・ウ・キ・ケ・セ	樹種改良等を含む	オ	イ	
5			オ	オ	
6	イ・キ・ケ		オ	ウ	
7		伐期のため	ウ	ウ	
8	セ		イ	イ	
9	ウ・オ		イ	イ	
10	ケ				
11			エ	オ	
12	ア・ケ		ウ	ウ	
13	ケ		イ	ウ	
14	ケ		エ	エ	
15	ケ・コ		ウ	ウ	
16	キ・ケ	人工造林も行うため	イ	ウ	
17	セ		オ	ウ	
18	イ・ケ・ス		エ	エ	
19	ア・コ		エ	オ	
20	ア・オ・キ・ケ		エ	イ	材価の低迷のため 伐期令に達しているの
21	ケ		ウ	ウ	
22	ウ・ケ		ウ	イ	
23	ケ・シ		イ	イ	
24	イ		イ	イ	
25	ク・ケ		カ	ウ	
26	ウ・キ		イ	イ	
27	ア・イ・オ・カ・キ・ク・ケ・ス				
28			オ	オ	
29	イ・キ		イ	エ	
30	イ・サ		ウ	ウ	
31	ケ・シ		ア	イ	
32	キ・ケ・シ	木材価格低迷が続いており、今後の期待が出来ない	ウ	イ	
33	カ・キ・セ				
34			ウ	ウ	
35			ウ	ウ	
36	ウ		オ	イ	
37			イ	ア	
38	ケ・コ・サ		イ	イ	
39	ア		ウ	イ	
40	ア・ウ		エ	ウ	
41	ケ		エ	キ	木材価格の変動により増減する
42	イ・カ・ケ・コ・サ		ウ	キ	材価が上昇すると増えるだろう
43	イ・オ・カ		ウ	イ	
44	イ・キ・ケ・コ・サ・シ		ウ	イ	
45	キ・ケ・サ		エ	ウ	
46	ア		ウ	ウ	

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

4. 理由（複数）

5. 増減

※1	セ. 具体的記述	(1) ここ5年間	(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述
※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」			
※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」			
サ			
		オ	キ 木材価格の低迷により皆伐ができない
ケ	伐期に達していると思われる林分の伐採による更新	オ	カ
オ・キ・セ	粗悪林のため林種変換と造林の実施	オ	カ
キ・シ・セ		カ	ウ
イ・シ	再造林のため	ウ	ウ
シ・セ		ア	エ
ウ・カ		オ	オ
ケ		イ	エ
ケ・コ		ウ	ウ
ケ			
		イ	ウ
キ・ケ・サ		ア	ア
キ	森林所有者が高齢化してきたため	ア	イ
イ・オ・カ・ケ・セ		イ	ア
ア・ウ・カ・キ・ク・ケ・サ		イ	イ
オ・カ・ク・サ		イ	ア
オ・カ・ケ・コ・サ			
	金が必要となるためだろうがその理由まで聞いていない	ウ	イ
セ		イ	イ
ア・イ・ケ		ウ	エ
ア・ス	所有者の高齢化	イ	ウ 材価が上がればある程度増える
ア・セ		ウ	ウ
カ・サ	立ち木の野鼠被害による	イ	ウ
ケ・コ・セ		エ	ウ
ケ		ウ	イ
キ・ケ		ウ	エ
キ・ケ	業者の原材料確保のため	エ	エ
セ		オ	ウ
ア・ウ		オ	エ
イ・ウ		ウ	イ
ケ・コ		エ	ウ
イ・カ		ウ	イ
ケ		イ	イ
キ・ケ・コ・ス		オ	イ
ケ・ス		ウ	イ
ケ		イ	イ
イ・ケ		オ	イ
キ・ケ		キ	台風被害による皆伐が増えている
イ・カ・ケ・コ・シ・ス		イ	ア
キ・ケ・コ・サ・シ・ス		イ	イ

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号

4. 理由（複数）		5. 増減	
※1	セ. 具体的記述	(1) ここ5年間	(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述
※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」			
※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」			
ア・イ・ オ・カ・ キ・ク・ ケ・コ・ サ・シ・ス		イ	イ
ア・コ・サ		ア	ア
イ・ケ・ス		エ	イ
ア・ケ・コ		イ	イ
カ・キ		オ	ウ
キ・ケ			
		イ	ウ
カ・ケ・コ		イ	イ
ケ		ウ	ウ
サ・シ		ウ	イ
サ・シ			
		エ	オ
オ・カ・サ		イ	イ
イ・ウ・ カ・サ・シ		ウ	エ
ケ	わからない	ウ	ウ
セ		イ	イ
ア・オ		ウ	ウ
イ・シ		オ	オ
イ・ウ・ オ・カ		イ	イ
イ・オ・シ			
		オ	オ
イ・オ		エ	ウ
ケ・サ		エ	ウ
キ・シ		イ	イ
ア・キ・ シ・ス		エ	
オ・ケ		オ	オ
ケ		エ	エ
ア		エ	ウ
イ		ウ	イ
イ・ケ			
		ウ	ウ
ア・イ・ ウ・オ			
		エ	エ
オ・ケ		エ	エ
オ・ケ		オ	オ
ケ		エ	エ
ア・イ・ウ		ウ	ウ
ケ		イ	イ
イ・オ			
		イ	イ
イ・ケ・コ		ウ	イ
ア・オ		ウ	ウ
イ・オ		イ	ア
ア・オ		ア	イ
ア・イ・ケ			
		ウ	ウ
イ・オ		ウ	ウ

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1 セ. 具体的記述	(1) ここ5年間		(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述
		※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」 ※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」		
135	イ・オ・ケ・コ・ス	イ	イ	
136	ア	当組合が関与している場合はほとんど無くなんとも言えない。	エ	所有者の考え、木材の価格、業者の意欲などにより変わる。
137	セ	ウ	ウ	
138	ア・イ・オ・ケ			
宮城県				
139		ウ	ウ	
140	ア・イ・ウ	エ	オ	
141	エ・ケ			
142				
143		ウ	ウ	
144	ケ	イ	イ	
145	イ・ウ・ケ	オ	オ	
146	シ	オ	エ	
147	イ	ウ	イ	
148	ア・ケ	イ	ウ	
149	イ	ウ	ウ	
150	イ・オ・サ	町の貸付地における団体所有や個人所有の山林について、市町村合併前に山林経営に見切りをつけて皆伐がすすんだ。	ア	町でもこれ以上皆伐が進んではと貸付地における貸付料を低減するなどの措置をとったことから今は小康状態である。
151	セ	ウ	イ	
152	ア・コ	ア	イ	
153	イ・コ	ア	イ	
154	コ	イ	ウ	
155	オ	カ	ウ	
156	シ	オ	オ	
157	イ・オ・キ・ク・ケ・サ・シ	公共事業	ウ	ウ
秋田県				
158	イ・シ・セ	ア	ア	
159	ア・ク			
160		オ	オ	
161	ア・イ	ウ	ウ	
162	シ	ア	イ	
163	ア・イ	オ	カ	
164	オ	オ	エ	
165	ア・ウ	オ	オ	
166	イ・オ	エ	ウ	
167	ア・イ・オ	オ	エ	
168	ア	後継者がいないので将来維持管理が出来ない	オ	エ
169	イ・ケ・セ	オ	オ	
170	イ	エ	エ	
山形県				
171	ア・イ・ウ・オ・サ			
172				
173		エ	ウ	
174	ア・イ・ウ・オ・コ			
175		カ	オ	
176	キ	オ	エ	
177	イ・キ			

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1 セ. 具体的記述	(1) ここ5年間		(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述
		※1 「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」		
		※2 「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」		
178		カ	ウ	
179	ケ	ウ	ウ	
180	イ・ケ	エ	エ	
181	イ・ケ	オ	エ	
182	イ・オ	オ	オ	
183	イ・オ・ク 高圧線の下の伐採	オ	オ	
184	セ			
185		カ	キ	伐採してもお金にならないので放地されている
福島県				
186	イ	オ	オ	
187	ケ			
188			オ	
189	イ	イ	イ	
190	オ・カ・ケ・シ	エ	エ	
191	イ・ク・コ			
192				
193		オ	オ	
194	イ・シ	ウ	ウ	
195	ア・オ・コ			
196		オ	オ	
197	ク	カ	ウ	
198	ケ・ス			
199		オ	オ	
200	イ・ウ・オ			
201		イ	イ	
202	キ・ケ			
203		オ	イ	
204	イ	オ	オ	
205	イ・キ・ケ・サ	オ	オ	
206	ア・イ・エ・キ・ケ			
207		オ	オ	
208	ア・ケ			
209		エ	エ	
210	キ・ケ	エ	オ	
211	イ	オ	オ	
212	カ			
茨城県				
213				
214				
215				
216				
217				
218		オ	オ	
219	キ	カ	ウ	
220	キ	イ	ウ	
221	キ	オ	エ	
222	ア・ケ・サ			
223				
224				
225				
226				
227				
228		カ	カ	

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1 セ. 具体的記述	(1) ここ5年間		(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述
		※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」 ※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」		
229	イ・ウ	エ	エ	
230	シ			
栃木県				
231	相続税対策のため	カ	ウ	
232	ウ・セ	カ	ウ	
233	シ	オ	オ	
234	イ	ウ	ウ	
235	イ・エ	オ	エ	
236	イ			
237				
238		オ	オ	
239	ア・イ	オ	オ	
240	ア			
241		オ	オ	
242	コ・シ	ウ	ウ	
243	ア・イ・オ	オ	ウ	
244	イ	イ	オ	
群馬県				
245	イ・ケ			
246				
247				
248				
249				
250		オ	オ	
251	ア			
252		イ	ウ	
253	ク・ケ・コ			
254				
255				
256	計画的な伐採以外の皆伐については伐採理由は不詳	イ	エ	
257	キ・セ			
258				
259		カ	カ	
260	カ・ケ 土石採取・販売の為	オ	エ	
261	ケ・シ・セ	カ	オ	
262	イ・ク・シ・ス			
263		カ	オ	
264	エ			
265		カ	ウ	
埼玉県				
266	イ	エ	エ	
267	ア・イ・ケ	ウ	ウ	
268	キ・ク			
269		オ	オ	
270	ア・イ・ウ・エ・オ	オ	ウ	
271	エ・キ・ケ・コ	オ	ア	
千葉県				
272	イ	オ	エ	
273	ケ・コ・ス			
274				
275	土砂採取の為	オ	オ	
276	セ			

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1	セ. 具体的記述	(1) ここ5年間	(2) 今後
			※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述
			※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」 ※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」	
277			エ	エ
278	ケ			
279			カ	ウ
280			カ	ウ
281	キ・シ	サンプスギの非赤枯性溝腐り病り病森林の改植のため、家屋の増改築・新築のため	イ	イ
282	ケ・サ・シ・セ			
283				
284				
285				
286			ウ	ウ
287	イ・エ・ス	非赤枯溝腐敗病の再造林の為に山砂採取のため。	オ	エ
288	シ・セ			
289				
290			キ 把握していない	キ 把握していない
神奈川県				
291	シ			
292				
293		しいたけ原木	オ	オ
294	セ			
295				
296				
297			カ	ウ
298	シ	竹林、雑木林を皆伐して、桧・杉等の植林(造林)	カ	カ
299	セ			
300				
301				
302				
新潟県				
303			オ	ウ
304	ア・イ		イ	エ
305	ア・オ		オ	エ
306	ア・イ・キ			
307			ウ	ウ
308	シ			
309			ウ	ウ
310	ク・ケ			
311				
312			オ	カ
313	シ		オ	オ
314	イ・ケ・ス	植林	ウ	ウ
315	シ・セ			
316			イ	イ
317	イ・オ	新築のため	オ	オ
318	セ			
319				
320			カ	エ
321	イ・シ			
322				
323		公共工事	カ	カ
324	サ・シ・セ	実施される場合は第三者の薦めによると思う	カ	キ 現状では実施されないまま推移されると思う
325	セ			
326				

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1	セ. 具体的記述	(1) ここ5年間	(2) 今後
			※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述
			※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」 ※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」	
327				
328		カ	カ	
329	ウ・キ・ ク・ケ	オ	カ	
330	イ・ケ			
331	一概にはいえない	エ	エ	
332	セ	エ	エ	
333	ケ			
富山県				
334		カ	オ	
335	シ			
336	組合が直接伐採に関わることがないので不明	カ	ウ	
337	セ			
338		ウ	ウ	
339	サ 広葉樹をパルプ材として 売買(素材生産)	カ	オ	
340	シ・セ	オ	ウ	
341	シ			
石川県				
342	世代が変わると境界がわからなくなり今の会田に伐採しようとしている	エ	エ	
343	ア・セ 組合としては個人の家計まで立ち入ることは出来ず、内容は不明です	キ 合併してまだ5年未満であり動向は不明です	キ 景気が悪いので見通しはたたない	
344	セ	エ	エ	
345	イ・ケ・コ 高齢級林の更新	ウ	ウ	
346	シ・ス・セ 公共工事に伴う	オ	オ	
347	ケ・ス・セ	イ	オ	
348	コ	オ	カ	
349	キ・ケ	エ	カ	
350	カ 自宅建築に使用の為伐採する場合まれに有るのみ	カ	オ	
351	セ	オ	エ	
352	ア	イ	イ	
353	シ	ウ	エ	
354	イ・ケ	エ	エ	
355	ウ・ケ	イ	イ	
356	ア・イ・オ			
357				
福井県				
358	松食い虫枯れの伐採	オ 木材価格低迷により減少	キ 見通しが立たない	
359	セ			
360				
361		オ	オ	
362	ア・ク			
363		イ	イ	
364	イ・ウ・ク	ウ	ウ	
365	イ	エ	オ	
366	エ・キ・サ	オ	オ	
367	イ 自己の住宅建築	オ	オ	
368	ア・イ・ ウ・オ・ サ・シ・セ	ウ	ウ	
369	ア・イ	カ	ウ	
370	イ・オ	ウ	ウ	
371				
372				
373		カ	ウ	

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1 セ. 具体的記述	(1) ここ5年間		(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述
		※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」 ※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」		
374	イ・オ・コ 業者が生き抜くため	イ		
375	ア・セ	エ		エ
山梨県				
376	オ・サ	イ		イ
377	ケ			
378		オ		カ
379	イ・ケ			
380				
381		イ		イ
382	ア・コ			
383		オ		カ
384	ケ・コ・サ	イ		イ
385	ウ・カ・ク・ケ	カ		エ
386	ア			
387				
388				
長野県				
389		エ		エ
390	ケ	オ		オ
391	ウ・オ	オ		オ
392	シ			
393				
394		ウ		ウ
395	サ・シ			
396		オ		オ
397	ウ・ク・ケ			
398				
399		エ		ウ
400	ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ			
401				
402				
403				
404				
405				
406		ウ		ウ
407	カ・ケ・コ	カ		ウ
408		ウ		ウ
409	ケ・コ	カ		カ
410	キ			
411		ウ		ウ
412	コ・サ スとも関係あるが、成林が望めないため、再造林を目的として	オ		オ
413	シ・ス・セ			
414				
415		カ	キ	特別な理由で皆伐する場合以外ない
岐阜県				
416	ア・イ・オ			
417		オ		エ
418	イ・オ・ケ	ウ		イ

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号

4. 理由（複数）		5. 増減	
※1	セ. 具体的記述	(1) ここ5年間	(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述
※1「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 計画的な伐採, ク. 間伐では不採算となるため, ケ. 業者や森林組合等のすすめ, コ. 隣接地で伐採が行われたため, サ. 林地を売却するため, シ. 他用途への転用のため, ス. 災害跡地整理のため, セ. その他」			
※2「ア. かなり増えている, イ. ある程度増えている, ウ. 変わらない, エ. ある程度減っている, オ. かなり減っている, カ. 皆伐はほとんどなかった, キ. その他」			
ア		エ	エ
ア・イ・ウ・サ			
	育林(造林)のため	ウ	イ
シ・セ		オ	オ
イ・キ		オ	オ
イ			
		オ	オ
ス		オ	オ
ア・イ・ウ・ク・ケ・ス		オ	オ
ア・イ・エ・オ・キ			
		オ	カ
ア・ク			
		カ	カ
イ・ケ		オ	ウ
ク			
		オ	オ
ケ		カ	カ
イ		オ	オ
イ・ウ			
		オ	エ
ケ・コ			
		オ	エ
イ			
		オ	オ
ケ	住宅用材	ウ	イ
ア・ケ・セ			
		ウ	ウ
ウ		オ	オ
ア・オ		ア 高速道路関係	オ
ア・イ・オ・シ		ウ	オ
ケ・コ			
		カ	ウ
シ・ス		キ 第2東名関連以外の皆伐はほとんど無し	オ
		オ	オ
キ			
		オ	オ
ウ・ク			
		オ	オ
ア・イ・エ		イ	イ
ア・ウ・コ			
		オ	オ
イ		エ	エ
ア		エ	エ
ア		イ	エ

Ⅰ. 私有林における伐採の状況				
森林組合番号	1. 皆伐について			
	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1	セ. 具体的記述	(1) ここ5年間	(2) 今後
	※2 キ. 具体的記述		※2	キ. 具体的記述
	※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」 ※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」			
471	ア・ウ・ エ・キ・ク	オ		エ
472	イ		エ	エ
473	ア・イ・ エ・キ			
愛知県				
474		オ		エ
475	ア・イ・シ	オ		オ
476	ア・イ・ク			
477				
478				
479		砂防工事、道路拡張、新 設工事等のため	オ	オ
480	セ			
481			オ	エ
482	ア・イ		キ	イ
483	シ		ウ	ウ
484	キ			
485		植林するため	エ	エ
486	セ		オ	オ
487	イ・ク	広葉樹からの樹種転換	カ	カ
488	セ			
489		間伐施業	オ	エ
490	セ		オ	カ
491	イ・エ		ウ	ウ
492	イ・オ		オ	エ
493	イ・ウ・エ			
三重県				
494			オ	オ
495	ス	土地、立木を素材生産事 業のため購入	ア	イ
496	ウ・オ・ コ・セ		エ	エ
497	ア・キ		エ	カ
498	イ・キ		イ	イ
499	イ・キ		イ	イ
500	ア・ウ・エ		ウ	ウ
501	イ・ウ・ カ・キ		エ	オ
滋賀県				
502	ア・ウ	自宅建築のため	カ	カ
503	イ・セ		キ	カ
504	ウ		オ	オ
505	イ・ケ			
506		なし	カ	カ
507			エ	オ
508	ア・イ・ エ・オ・ キ・ケ・ コ・シ・ス		オ	エ
509	キ・ク			
510			オ	オ
511	イ・キ・ケ		オ	カ
京都府				
512	イ・オ		ウ	オ
513	ウ・ク・ス		オ	オ

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号

4. 理由（複数）		5. 増減	
※1	セ. 具体的記述	(1) ここ5年間	(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述
※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」			
※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」			
キ・ス			
		オ	オ
オ・キ		オ	オ
ア・イ・キ		ウ	エ
ア・イ・オ		カ	カ
		カ	ウ
ス		オ	キ
			台風災害があったためその分増加する予想
ス		オ	オ
ア・イ		カ	カ
ウ・ケ		カ	カ
ア			
		カ	カ
シ・ス		カ	ウ
		オ	オ
イ・オ		エ	エ
キ		ウ	オ
ア・ケ・サ			
		カ	カ
カ・コ			
		カ	木材価格が安価である。カ, キシカの食害などにより成林が見込まれない
イ・コ		オ	オ
オ・カ			
		カ	ウ
		ウ	ウ
ウ・ク		オ	オ
セ		オ	オ
ア・イ・オ・カ・セ		カ	オ
		オ	オ
カ・ケ		カ	オ
セ			
		オ	オ
ウ・エ・オ		ウ	ウ
イ・オ		オ	オ
セ			
		カ	カ
		カ	カ
キ		カ	カ
		カ	オ
イ・オ・ク		オ	オ
ケ・ス		キ	平成10年の台風災害の復旧で一時的に増加したが、復旧後はかなり減っている。
ウ・キ		オ	エ
イ		オ	オ
ア・ウ・サ		オ	オ
キ・シ			
		カ	カ
ウ		オ	オ

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1 セ. 具体的記述	(1) ここ5年間		(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述
		※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」 ※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」		
562	ア・エ・ オ・ク	オ		カ
563	キ・ク	オ		エ
564	イ・ウ・オ	カ	通常皆伐はほとんどなし	オ
565	ア・イ・ オ・ス			
566		カ		木材価格の低迷により採算が合わない。伐採跡地に植林してもシカの食害等で対策に費用がかかる
567		オ		エ
568	イ・オ・ス	オ		オ
和歌山県				
569	イ			
570		オ		カ
571	キ	カ		オ
572	イ			
573				
574		ウ		ウ
575	ア・イ・ キ・ク・ ケ・コ・サ			
576		オ		カ
577	イ	カ		カ
578	エ・オ			
579		ウ		ウ
580	ア・イ・ ウ・オ・コ	オ		オ
581	ア・イ・オ			
582		カ		カ
583	キ	オ		カ
584	イ	エ		エ
鳥取県				
585	ア 病害虫被害	キ	件数は減っているが、面的には変わらない	エ
586	ス・セ	エ		エ
587	ケ	エ		ウ
588	イ・カ・ケ	エ		オ
589	キ	オ		カ
590	ア・イ	オ		ウ
島根県				
591	ア・ク	エ		イ
592	ケ 松くい虫にやられるので	イ		イ
593	セ	オ		オ
594	ケ・シ	オ		オ
595	ケ			
596				
597		ウ		ウ
598		ウ		エ
599	ア・イ・ ウ・エ・オ	エ		エ
600	イ	オ		カ
岡山県				
601	ケ	カ		エ
602	キ・ク	カ		ウ
603	シ	キ	高速道路設置工事に係わる皆伐があった。	カ
604	サ・シ			
605				
606		エ		エ
607	イ・ス			

I. 私有林における伐採の状況					
森林組合番号	1. 皆伐について				
	4. 理由（複数）		5. 増減		
	※1	セ. 具体的記述	（1）ここ5年間		（2）今後
			※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述	
			※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」 ※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」		
608		オ	キ	台風被害のための災害跡地整理の皆伐が増える	
609	イ・ウ	カ	ウ		
610	ア	道路新設等の為	カ	ウ	
611	シ・セ	人工造林	オ	オ	
612	シ・セ	人工造林	エ	エ	
613	セ		オ	オ	
614	ア				
615		イ	イ		
616	イ・キ・ケ	カ	イ		
617	イ・ク	キ	激甚災害指定を受け、16～19年度の間に230haの皆伐を計画している		
618	ス				
619					
620		オ	オ		
621	キ	オ	オ		
622	ス	ウ	オ		
623	イ・オ				
624		オ	オ		
625	イ・ス				
626					
広島県					
627		オ	オ		
628	イ・オ・ス	松くい虫被害木が多いた	オ	オ	
629	コ・セ				
630					
631		オ	エ		
632	ア・コ・ス	オ	オ		
633	ケ	松食い虫被害が発生し全滅する前に伐採する	エ	エ	
634	イ・ケ・コ・セ	エ	ウ		
635		オ	オ		
636	イ・キ	ウ	イ		
637	ア・イ・ウ・オ・ク・ス	オ	オ		
638		松くい虫被害による早期樹種転換のため	エ	オ	
639	ケ・コ・セ	オ	オ		
640	ケ・コ	マツクイ虫被害の前に松の材価があるうちに伐採したい	ウ	エ	
山口県					
641	ケ・コ・セ	イ	イ		
642	ア・イ・ウ・コ	オ	エ		
643	ア	オ	オ		
644	キ				
645		オ	オ		
646	ケ・シ・ス	エ	エ		
647	イ・ウ・エ・カ・ケ	松食い虫被害発生のため	オ	オ	
徳島県					
648	キ	オ	オ		

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1 セ. 具体的記述	(1) ここ5年間		(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述
		※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」		※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」
649	イ	イ	イ	
650	キ	カ	カ	
651	ア	エ	オ	
652	イ・オ	エ	エ	
653	ア	カ	ウ	
654	ア	カ	ウ	
655	キ・ス	ウ	ウ	
656	ア・キ・ク	イ	ウ	
657	ウ・カ・サ	ウ	エ	
658	カ・ケ・サ	カ	エ	
659	ケ・サ	ウ	エ	
660	イ・ク・ケ	オ	エ	
香川県				
661	イ・ケ			
662		ウ	ウ	
663	シ 植林の為	ウ	ウ	
664	キ・セ	カ	ウ	
665	キ			
666		カ	イ	
667	ア 竹林からの転換	オ	カ	
愛媛県				
668	ア・ク・コ	エ	オ	
669	ア・カ・ケ・コ	イ	エ	
670	ケ	オ	オ	
671	カ・シ	エ	エ	
672	イ・ウ・オ・カ・ク・コ	ウ	ウ	
673	ケ・コ	カ	カ	
674	イ・シ	カ	カ	
675	カ	オ	イ	
676	イ・オ			
677		カ	カ	
678	ア・キ			
679	伐採業者と山主の話し合いにより	カ	キ	わからない
680	セ			
681				
682		オ	カ	
683	イ・ク			
684		オ	カ	
685	イ	ウ	カ	
686	ア	エ	カ	
687		オ	カ	
高知県				
688	イ・ケ・セ	ウ	イ	
689	ウ			
690		エ	ア	
691	ア・ス 材価が安いために生産性を上げて事業費をペイできる状態	イ	ア	間伐では生産性がないので
692	ク・セ	カ	ウ	
693	ア・ウ・ケ	オ	オ	
694	イ	オ	オ	
695	オ・カ・コ・サ	オ	エ	
696	ケ・サ			
697		オ	カ	

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号

4. 理由（複数）		5. 増減	
※1	セ. 具体的記述	(1) ここ5年間	(2) 今後
※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述	
※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」			
※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」			
3	オ	カ	カ
4	ケ	エ	オ
イ・カ・サ			
		ウ	ウ
2	イ・エ	エ	イ
イ	組合が直接関わっていないため不明	ウ	ウ
セ		イ	イ
ア・コ・サ		イ	イ
ア・イ・オ・コ		エ	ウ
ケ		イ	ウ
ケ	ケ以外の理由もあるだろうが、聞いていないのでわからない	オ	キ 長期的にはわからないが、現時点で間伐を勧めているのであまり変わらないだろう
ケ・セ	個人的な事なのでわからない	カ	オ
セ		ウ	イ
イ・オ		イ	イ
ア・イ・オ・コ			
		ウ	ウ
オ		カ	オ
ア		イ	イ
ウ・オ		イ	カ
ア・オ		ウ	ウ
ア		ウ	ウ
ケ・セ	所有者が皆伐した例はない	オ	オ
セ		オ	オ
シ		オ	オ
オ			
		ウ	ウ
ア・イ・キ・サ・シ			
		カ	ウ
	前原市広域林道用地のみ	カ	カ
セ			
		ウ	ウ
カ・キ		ウ	ウ
イ・ス		エ	エ
カ・ケ・サ	キ	突発的に行われており増減は不規則である	ウ
ケ			
		オ	オ
ケ		イ	イ
ア・ウ・コ・サ	ア		ア
ア・コ			
		イ	イ
ク		オ	オ
シ		カ	

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1	セ. 具体的記述	(1) ここ5年間	(2) 今後
			※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述
			※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」 ※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」	
744			ウ	エ
745	サ		イ	イ
746	ア・イ・オ			
747			イ	イ
佐賀県				
748	イ・オ・サ	皆伐無し	キ 皆伐無し	イ
749	セ		オ	キ 木材価格が上昇しない限り減る
750	イ		オ	オ
751	サ・シ	災害が起こる前に処分したかった。木材価格の上昇が見込めないため。	オ	ウ
752	ア・セ		オ	オ
753	エ・ケ		オ	オ
754	オ・カ・サ		オ	ウ
755	イ・シ		エ	オ
756	ケ・ス		エ	オ
757	ケ・コ・シ		エ	オ
758	イ		エ	エ
長崎県				
759	イ・シ	本人宅等の新築改築	エ, カ	イ
760	ケ・ス・セ			
761		皆伐の見通しはない	カ	ウ 単価が低迷のために見通しはない
762	セ			
763		所有者の家の新築増築の材料として	カ	カ
764	シ	住宅棟の建築	カ	ウ
765	シ・セ		オ	オ
766	オ		カ	オ
767	ア	新築を造るため	ウ	ウ
768	セ		カ	オ
769	シ		ウ	ウ
熊本県				
770	ア・イ		ウ	イ
771	イ・オ・サ			
772			カ	イ
773	オ・ク・ス		イ	イ
774	カ・サ		ウ	イ
775	ア		ア	イ
776	オ・カ		ウ	ウ
777	イ・オ・ケ・コ・ス	販売ブローカーの斡旋	イ	イ
778	イ・オ・カ・セ		ア	イ
779	オ・ク		エ	エ
780	オ・カ・サ		イ	エ
781	ウ		イ	イ
782	ア・イ・ウ・ク		ウ	ウ
783	イ			
784			ウ	ウ
785	ア・コ		ア	イ
786	セ		エ	エ
大分県				
787	イ・ケ		オ	オ
788	ク・ケ		エ	エ
789	ア		エ	オ

I. 私有林における伐採の状況

1. 皆伐について

森林組合番号	4. 理由（複数）		5. 増減	
	※1 セ. 具体的記述	(1) ここ5年間		(2) 今後
		※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述
		※1「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」 ※2「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」		
790	ケ	オ	オ	
791	ア・オ・サ			
792		ア	イ	
793	ア・イ・ オ・ク・ ケ・サ・シ	ウ	イ	
794	ア・オ・ ケ・コ	イ	イ	
795	ケ・コ	ウ	ウ	
796	イ・ク・ス	オ	オ	
797	ア・イ・ ウ・オ・ス	オ	オ	
798	オ・ス	ア	イ	
799	ア・イ・ ウ・エ・ オ・カ	エ	エ	
宮崎県				
800	ア・ケ			
801		イ	ウ	
802	イ・カ・コ	ア	ア	
803	カ・ケ・ コ・サ	イ	ウ	
804	ア・イ・ オ・サ・シ	イ	イ	
805	ア・イ・ ク・ケ・コ	ア	ア	
806	ア・イ・オ			
807	分収林で契約期限がきたため	イ	ア	
鹿児島県				
808	イ・オ・ ケ・コ・セ	ウ	ウ	
809	ケ	カ	キ	皆伐する人工林がない
810		カ	オ	
811	シ			
812		オ	ウ	
813	ア	オ	ウ	
814		オ	オ	
815	オ・サ			
816		ア	イ	
817	ケ・コ	エ	ウ	
818	ケ			
819		イ	ア	
820	カ	イ	イ	
821	ア・ケ・ス	オ	エ	
822	ア	イ	イ	
823	キ	ウ	ウ	
824	ウ	オ	カ	
825	コ・ス			
826		オ	オ	
827	ア・キ・ケ	オ	ウ	
828	ア・ケ・ス			
829		エ	ウ	
830	カ・ケ・シ			
831		オ	オ	
832		ウ	ウ	
833	キ			
沖縄県				

森
林
組
合
番
号

I. 私有林における伐採の状況				
1. 皆伐について				
4. 理由（複数）			5. 増減	
※1	セ. 具体的記述		(1) ここ5年間	(2) 今後
※2 キ. 具体的記述			※2 キ. 具体的記述	
※1 「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 計画的な伐採、ク. 間伐では不採算となるため、ケ. 業者や森林組合等のすすめ、コ. 隣接地で伐採が行われたため、サ. 林地を売却するため、シ. 他用途への転用のため、ス. 災害跡地整理のため、セ. その他」				
※2 「ア. かなり増えている、イ. ある程度増えている、ウ. 変わらない、エ. ある程度減っている、オ. かなり減っている、カ. 皆伐はほとんどなかった、キ. その他」				
834	木材の伐採で収入はあまり考えない		カ	個人所有の山林での経営はあまりない
835	セ			
836			オ	カ
837	ケ			

I. 私有林における伐採の状況				
2. 間伐について				
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件
※ 1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※ 3	ア. 具体的金額 カ. 具体的記述
	※ 2 キ. 具体的記述	※ 2 キ. 具体的記述		円／m3程度
※ 1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」				
※ 2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があって一概にはいえない, キ. その他」				
※ 3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」				

北海道

1	オ	補助事業による	エ	H. 16のみ	ウ	
2	オ		エ		エ	イ
3	オ		オ		ウ	イ
4	オ		ウ		ウ	イ
5	エ		ウ		ウ	ウ
6	オ		ウ		ウ	イ
7	オ		ウ		ウ	イ
8	エ		ウ		ウ	ウ
9	オ		キ	現状は収入間伐はほとんど無い	ウ	イ
10	オ		ア		ア	イ
11	エ		ウ		ウ	イ
12	エ		ウ		ウ	イ
13	オ		オ		ア	イ
14	オ		カ		ウ	ウ
15	オ				ウ	ウ
16	エ		ウ		ウ	ウ
17	エ		ウ		ウ	ア 4,000
18	オ		ウ		ウ	イ
19	オ		ウ		ウ	ウ
20	ウ	6令級以上にならないと収入にならない	ウ		ウ	ウ
21	エ		ウ		ウ	イ
22	ウ		ウ		ウ	イ
23	エ		エ		ウ	イ
24	ウ		ウ		ウ	イ
25	オ		カ		ウ	イ
26	イ		ウ		ア	イ
27	オ		ウ		ウ	ウ
28	エ		ウ		ウ	イ
29	エ		ウ		ウ	イ
30	ウ		ウ		ウ	イ
31	エ		ウ		ウ	イ
32	ウ		ウ		ウ	ア 7,000 長さ・太さ・樹種・曲がり・腐れ等により変動あり
33	エ		ウ		ウ	イ
34	エ		ウ		ウ	イ
35	ア		ウ		ウ	イ
36	ウ		ウ		ウ	イ
37	イ		ウ		ウ	イ
38	ア		ウ		ウ	ア 2,500
39	ア		ウ		ウ	イ
40	オ		ウ		ウ	イ
41	エ		ウ		ウ	イ
42	ウ		ウ		ウ	イ
43	エ		ウ		ウ	ウ
44	ウ		ウ		ウ	イ
45	エ		ウ		ウ	ウ
46	エ		ウ		ウ	ウ
47	オ		ア		ウ	イ

I. 私有林における伐採の状況					
2. 間伐について					
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件	
森林組合番号	※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3 ア. 具体的金額	カ. 具体的記述
	※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述	円／m3程度	
	※1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」 ※2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があつて一概にはいえない, キ. その他」 ※3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」				
48	オ	ウ	ウ	ア	3,000
49	ウ	ウ	ウ	ウ	
50	オ	ウ	ウ	ウ	
51	オ	カ	ウ	イ	
52	オ	エ	エ	イ	
53	エ	ウ	ウ	イ	
54	オ	ウ	ウ	イ	
55	エ	ウ	ウ	イ	
56	イ	ウ	ウ	イ	
57	ア	ウ	ウ	イ	
58	ア	ウ	ウ	ウ	
59	ウ	ウ	ウ		
60	ア	ウ	ウ	イ	
61	イ	ウ	ウ	ウ	
62	ウ	ウ	ウ	ウ	
63	エ	ウ	ウ	イ	
64		ウ	ウ	イ	
65	エ	オ	ウ	イ	
66	オ	カ	ウ	イ	
67	エ	ウ	ウ	ウ	
68	オ	ウ	ウ	ウ	
69	オ	カ	収入間伐は無く なっている	ア	収入間伐は無く なっている
70	エ	ウ	ウ	イ	
71	オ	ウ	ウ	イ	
72	イ	ウ	ウ	イ	
73	カ	搬出しても収入と ならない	ウ	イ	
74	オ	ウ	ウ	ウ	
75	オ	ウ	ウ	イ	
76	イ	ウ	ウ		
77	イ	ウ	ウ	ア	林令による
78	イ	ウ	ウ	ウ	
79	ウ	ウ	ウ	イ	
80	ア	ウ	ウ	イ	
81	イ	ウ	ウ	ウ	
82	イ	ウ	ウ	ウ	
83	ア	ウ	ウ	イ	
84	イ	ウ	ウ	ウ	
85	イ	ウ	ウ	イ	
86	イ	ウ	ア	イ	
87	ア	ウ	ウ	ウ	
88	ウ	ウ	ウ	イ	
89	ア	ウ	ウ	ウ	
90	エ	ウ	ウ	イ	
91	イ	ウ	ウ	ウ	
92	ウ	ウ	ウ	イ	
93	ア	ウ		イ	
94	ウ	ウ	ウ	ウ	
95	エ	ウ	ウ	イ	
96	ウ	ウ	ウ	イ	

I. 私有林における伐採の状況						
2. 間伐について						
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件		
※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3 ア. 具体的金額	カ. 具体的記述		
	※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述	円／m3程度			
森林組合番号	※1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」					
	※2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があって一概にはいえない, キ. その他」					
	※3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」					
	97	ア	ウ	ウ	ア	林令にもよるが多いほうが良い
	98	ア	キ	町と森林所有者が契約森林組合へ委任	ウ	
	99	エ	カ	ウ	イ	
	100	エ	ウ	ウ	イ	
	101	エ	ウ	ウ	イ	
	102	ウ	カ	ウ	ウ	
	103	オ	ウ	ウ	ウ	
104	オ	オ	ウ	イ		
105	エ	ウ	ウ	イ		
106	イ	ウ	ウ	イ		
107	ア	オ		オ		
108	ウ	ウ	ウ	ア		
109	オ	ウ	ウ	イ		
110	エ	カ	ア	イ		
111	エ	ウ	ウ	イ		
112	エ	イ	ウ	ア		
113	オ	オ	カ	ウ		
岩手県						
114	ウ	カ	カ	イ		
115	エ	ウ	ウ	イ		
116	エ	ウ	ウ	イ		
117						
118	オ		ウ	イ		
119						
120	オ	エ	ア	イ		
121	オ		ウ	イ		
122	オ	ウ	ア	イ		
123	エ	ウ	ア	イ		
124	オ	カ	ウ	ウ		
125	オ	ウ	ウ	エ		
126						
127	オ	ウ	ウ	ウ		
128	オ	ウ	ウ	オ		
129	イ	ウ	ウ	イ		
130	ウ	エ	ウ	イ		
131	エ	エ	ウ	ア	3,600	
132						
133	オ		カ	イ		
134	オ	ア	ウ	イ		
135	ウ		ウ	イ		
136	イ	ウ	ウ	イ		
137	エ	ウ	ウ	イ		
138						
宮城県						
139	エ	ウ	ア	イ		
140	ウ	ウ	ウ	イ		
141	オ	カ	ウ	イ		
142						

I. 私有林における伐採の状況							
2. 間伐について							
1. 種別		2. 作業形態			3. 重視する条件		
森林組合番号	※1 カ. 具体的記述		(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3	ア. 具体的金額	カ. 具体的記述
			※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述	円／m3程度		
	※1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」						
	※2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があって一概にはいえない, キ. その他」						
※3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」							
	143	エ	オ	ウ			一つ選択のところ 2と3を選択している
	144	エ	カ	カ	イ		
	145	イ	ウ	ウ	ア		
	146	エ	カ	カ	イ		
	147	ウ	ウ	ウ	ウ		
	148	ウ	ウ	ウ	イ		
	149	イ	ウ	ウ	イ		
	150	イ	エ	ア	イ		
	151	ウ	ウ	ウ	イ		
	152		ウ	ウ	イ		
	153	エ	エ	イ	イ		
	154	エ	ウ	ウ	イ		
	155	ウ	ウ	ウ	イ		
	156	エ	カ	ウ	イ		
	157	件数では切捨間伐→エ、面積では収入間伐→イ		ウ	カ	イ	
秋田県	158	イ	ウ	ウ	イ		
	159						
	160	オ	ウ	ウ			一つ選択のところ 2と3を選択している
	161	オ	ウ	ウ	イ		
	162	ウ	ウ	ウ	イ		
	163	ア	ウ	ウ	ア	2,000	
	164	ウ	カ	カ	ウ		
	165	エ	エ	ウ	イ		
	166	エ	3と4を選んでいる		ウ	イ	
	167	エ	ウ	ウ	イ		
	168	エ	ウ	ウ	イ		
	169	エ	ウ	ウ	イ		
	170	オ	ウ	ウ	イ		
山形県	171						
	172	オ		ア	ウ		
	173	エ	ウ	ア	イ		
	174						
	175	オ	イ	ア	イ		
	176	エ	ウ	ウ	ア	3,000	
	177						
	178	エ	カ	ア	イ		
	179	エ	ウ	ウ	イ		
	180	オ	カ	ア	イ		
	181	エ	ウ	ウ	イ		
	182	エ	ウ	オ	イ		
	183	オ	オ	ア	イ		
	184	カ	やってない	キ	やってない	カ	やってない
	185	オ	カ	ウ	イ		
福島県	186	エ	カ	ウ	ウ		

I. 私有林における伐採の状況							
2. 間伐について							
1. 種別		2. 作業形態			3. 重視する条件		
森林組合番号	※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐		(2) 切り捨て間伐	※3	ア. 具体的金額	カ. 具体的記述
	※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述		円/m3程度		
	※1「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」						
	※2「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者(素材生産、製材など)へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があって一概にはいえない, キ. その他」						
※3「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」							
	187						
	188	オ		ア		イ	
	189	エ	ア	ウ		イ	
	190	オ	エ	ウ		イ	
	191						
	192						
	193	オ	ウ	ウ		ア	
	194	エ	カ	カ		イ	
	195						
	196	エ	ウ	ウ		イ	
	197	オ	オ	ウ		ウ	
	198	ア	オ	カ		オ	
	199	エ	ウ	ウ		イ	
	200						
	201	オ	ウ	ウ		エ	
	202	オ	カ	ウ		イ	
	203	オ	オ	ウ		イ	
	204	エ	ウ	ウ		イ	
	205	エ	ウ	ウ		イ	
	206						
	207	オ	オ	ウ		イ	
	208						
	209	エ	エ	ア		イ	
	210	ウ	ウ	ウ		イ	
	211	イ	オ	カ		イ	
	212						
茨城県							
	213						
	214						
	215	ウ	エ	エ		ア	1,300
	216						
	217						
	218	オ	ウ	イ		イ	
	219	ウ	オ	カ		イ	
	220	イ	ウ	ウ		イ	
	221	ア	オ	イ		イ	
	222	エ	イ	ア		イ	
	223	ウ	ウ	ウ		イ	
	224						
	225	カ	把握不可	キ	把握不可	キ	把握不可
	226						
	227						
	228	オ		ア		イ	
	229	カ	不明				
	230						
栃木県							
	231	イ	ウ	ウ		イ	
	232	オ	キ	ナシ	ウ	ウ	
	233	イ	ウ	ア		イ	
	234						

I. 私有林における伐採の状況					
2. 間伐について					
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件	
※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3 ア. 具体的金額	カ. 具体的記述	
	※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述	円／m3程度		
森林組合番号	※1「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」				
	※2「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があつて一概にはいえない, キ. その他」				
	※3「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」				
	235	オ	ウ	ウ	イ
	236				
	237				
	238	エ	カ	カ	イ
	239	ウ	カ	カ	イ
	240				
	241	エ	カ	カ	イ
242	エ	カ	カ	イ	
243	イ	オ	ウ	ア 5,000	
244	イ	ウ	ウ	イ	
群馬県					
245					
246					
247					
248					
249					
250	エ	ウ	ウ	イ	
251					
252	オ	ウ	ウ	イ	
253					
254					
255					
256	オ	ウ	エ	イ	
257					
258					
259	ウ	ウ・オ	ウ	イ	
260	エ	エ	ウ	ウ	
261	オ	ウ	ウ	ウ	
262					
263	ウ	ウ	ウ	イ	
264					
265	エ	オ	ウ	イ	
埼玉県					
266	エ	ウ	ウ	イ	
267	オ	ア	ア	イ	
268					
269	エ	カ	ウ	イ	
270	オ	カ	ア	イ	
271	ウ・エ	ウ	ウ	ア・ 6,000	
千葉県					
272	エ	ウ	ウ	イ	
273					
274					
275	ウ	ウ	ア	ウ	
276					
277	オ	ア	ア	ウ	
278	オ		ア	イ	
279	エ	ウ	ウ	オ	
280	イ	ウ	ア	イ	
281	エ	カ	ア	イ	

I. 私有林における伐採の状況					
2. 間伐について					
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件	
※1 カ. 具体的記述		(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3 ア. 具体的金額	カ. 具体的記述
		※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述	円/m3程度	
森林組合番号	※1「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」				
	※2「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合は多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合は多い, ウ. 森林組合へ委託する場合は多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合は多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があって一概にはいえない, キ. その他」				
	※3「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」				
	282				
	283				
	284				
	285				
	286	エ	オ	ア	イ
	287	エ	オ	ア	ウ
	288				
289					
	カ	間伐はほとんど行われ ない	キ	間伐はほとんど行われ ない	キ
神奈川県					
	291	オ		キ	県の補助事業として
	292				イ
	293	オ		カ	ウ
	294	オ			ア
	295	オ			イ
	296	エ		ウ	ウ
	297	オ		ウ	ウ
	298	オ		ウ	ウ
	299	オ		ウ	ウ
	300	オ		ウ	ウ
	301	オ		ウ	ウ
	302	オ		ウ	オ
新潟県					
	303	ウ		ウ	イ
	304	エ		ウ	イ
	305	ウ		ウ	イ
	306				
	307	オ		ウ	イ
	308				
	309	オ		ウ	イ
	310				
	311				
	312	イ		ウ	イ
	313	オ		キ	収入間伐はない
	314	オ		ウ	ウ
	315	オ		ウ	イ
	316	エ		ウ	ア
	317	オ		ウ	イ
	318	ウ		ウ	ウ
	319				
	320	エ		ウ	ウ
	321	オ		イ	エ
	322				
	323	オ		ウ	イ
	324	オ		ウ	イ
	325				
	326				
	327	オ		ウ	イ
	328	ウ		ウ	イ

I. 私有林における伐採の状況					
2. 間伐について					
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件	
※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3 ア. 具体的金額	カ. 具体的記述	
森林組合番号	※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述		
	円／m3程度				
	※1「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」				
	※2「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があつて一概にはいえない, キ. その他」				
※3「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」					
	329	エ	ウ	ウ	イ
	330				
	331	エ	ウ	ウ	イ
	332	オ	ウ	ウ	イ
	333				
富山県					
	334	エ	ウ	ウ	イ
	335	エ	ウ	ウ	ウ
	336	オ	ウ	ウ	ウ
	337				
	338	オ	ウ	ウ	エ
	339	オ	ウ	ウ	イ
	340	オ	ウ	ウ	イ
	341				
石川県					
	342	イ	ウ	ア	イ
	343	オ	オ	キ	役場組合の合併のため、業者の＊る割合大きい。森林組合への委託は一部にすぎない。オ
	344	エ	ウ	ウ	ウ
	345	オ	ウ	ウ	イ
	346	ウ	ウ	ウ	イ
	347	オ		ウ	オ
	348	エ	ウ	ウ	イ
	349	オ	カ	ウ	イ
	350	オ		カ	イ
	351	オ	カ	カ	ア・カ 将来残存木がある程度の価額で売れることが確信できること
	352	オ	ウ	ウ	ウ
	353	エ	オ	ウ	イ
	354	エ	ウ	ウ	イ
	355	イ	ウ	ウ	イ
	356				
	357				
福井県					
	358	オ	イ	ア	ウ
	359	オ	ウ	ウ	ウ
	360				
	361	エ	ウ	ウ	ウ
	362				
	363	エ	カ・キ 組合と業者半々	ウ	イ
	364	エ	ウ	ウ	ウ
	365	エ	ア	カ	イ
	366	オ		ウ	ウ
	367	ウ	カ	ウ	エ
	368	オ	ウ	ア	イ
	369	オ	ウ	ア	イ
	370	オ	カ	ウ	イ
	371				

I. 私有林における伐採の状況					
2. 間伐について					
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件	
※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3	ア. 具体的金額 カ. 具体的記述	
※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述		円／m3程度	
※1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」					
※2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があつて一概にはいえない, キ. その他」					
※3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」					
森林組合番号	372				
	373	オ	ウ	ウ 4,000	
	374	エ	ウ	ウ	
	375	オ	ウ	イ	
	山梨県				
376	オ	ア	ウ	イ	
377	ア	ウ		イ	
378	オ	ウ	ウ	イ	
379					
380	オ		ウ	イ	
381	エ	ウ	ウ	ウ	
382	エ	ウ	カ	イ	
383	エ	ウ	ウ	ウ	
384	エ	エ	ウ	イ	
385	オ	ウ	ウ	イ	
386					
387	オ	ウ	ウ	イ	
388					
長野県	389	イ	ウ	ウ	イ
	390	ウ	ウ	ウ	イ
	391	エ	ウ	ウ	イ
	392				
	393				
	394	エ	カ	ウ	ア. 人それぞれ
	395				
	396	オ	ウ	ウ	イ
	397				
	398				
	399	エ	カ	ア	ウ
	400	オ	ウ	ウ	イ
	401				
	402				
	403				
	404				
	405				
406	オ	ア	ウ	イ	
407	オ		ウ	イ	
408	エ	ウ	ウ	イ	
409	エ	ウ	ウ	イ	
410	オ	ウ	カ	イ	
411	オ	ウ	ウ	イ	
412	エ	カ	キ	所有者本人と森林組合が半々位であるイ	
413					
414					
415	オ	ウ	ウ	イ	
岐阜県					
416					

I. 私有林における伐採の状況					
2. 間伐について					
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件	
※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3 ア. 具体的金額	カ. 具体的記述	
森林組合番号	※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述		
	円/m3程度				
	※1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」				
	※2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合は多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合は多い, ウ. 森林組合へ委託する場合は多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合は多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があつて一概にはいえない, キ. その他」				
	※3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」				
	417	オ	ウ		イ
	418	オ	カ	ウ	イ
	419	オ	エ	ウ	イ
	420				
	421	オ		ア	オ
422	オ	ウ	ウ	ウ	
423	オ	ウ	ウ	イ	
424					
425	エ	エ	ウ	イ	
426	オ	ア	カ	イ	
427	オ	ウ	ウ	イ	
428	オ		ア	ウ	
429	イ	ウ	ウ	エ	
430					
431	オ	ウ	ウ	イ	
432	エ	ウ	ウ	イ	
433					
434	ア	ウ	ウ	ウ	
435	オ	ウ	ウ	ウ	
436	エ	オ	ウ	ア 売上げの10%～20%	
437	オ	ウ	ウ	イ	
438					
439					
440	オ	ウ	ウ	ウ	
441					
442	オ	ウ	ウ	イ	
443					
444	オ	ウ	ウ	イ	
445	ウ	ウ	ウ	イ	
446					
447					
448	オ	ウ	ウ	ウ	
449	オ	ウ	ウ	イ	
450	エ	ウ	ウ	イ	
静岡県					
451	オ	オ	ウ	イ	
452					
453					
454					
455					
456	カ 間伐がほとんどない	ウ	ウ	ア	
457	オ	オ	ウ	イ	
458	オ	ウ	ウ	ウ	
459	オ	エ	ウ	イ	
460	ウ	ウ	ウ	イ	
461	ウ	ウ	カ	ア 1,000	
462	エ	ウ	ウ	イ	
463					
464	エ	ウ	ウ	ウ	
465	オ	ア	ア・ウ	イ	
466					

I. 私有林における伐採の状況					
2. 間伐について					
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件	
森林組合番号	※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3 ア. 具体的金額	カ. 具体的記述
	※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述	円／m3程度	
	※1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」				
	※2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があって一概にはいえない, キ. その他」				
	※3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」				
	467	オ	カ	ウ	イ
	468	オ	ウ	ウ	
	469	エ	エ	ウ	ア 5,000
	470	エ	ウ	ア	イ
	471	ウ	ウ	ウ	ウ
	472	オ	ウ	ウ	ア 1,000
	473	オ	エ	キ	森林組合5. 生産業者3. 本人1イ
愛知県					
	474	オ	カ	ウ	ウ
	475	エ	ウ	ウ	イ 2
	476				
	477				
	478				
	479	オ	ウ	ウ	イ
	480				
	481	エ	ア	ウ	ウ
	482	オ	キ	収入伐は事例がない	ア カ 森林組合が希望者を募り、市に申請。市より補助金あり。
	483	オ		カ	ウ
	484	カ	ほとんど間伐が行われない。		
	485	オ	なし	ア	オ
	486	エ	エ	ウ	イ
	487	オ	ウ	ウ	イ
	488				
	489	オ	ウ	ウ	イ
	490	エ	ア	ウ	イ
	491	ウ	ウ	ウ	イ
	492	オ	ウ	ウ	ウ
	493	オ	カ	ウ	イ
三重県					
	494	オ	エ	ア	エ
	495	オ	ア	ウ	ウ
	496	オ	イ	カ	イ
	497	オ	エ	ウ・キ	保安林整備、森林環境創造事業、公費による間伐事業イ
	498	オ	ア	ウ	イ
	499	エ	ア	ア	イ
	500	エ	カ	カ	ウ
	501	オ	ア	ウ	イ
滋賀県					
	502	オ	ウ	ウ	ウ
	503	オ	キ	収入間伐そのものがない	ア ウ
	504	オ	ウ	ウ	イ
	505	オ		ウ	イ
	506	オ	ウ	ウ	ア
	507	オ	ア	ウ	ウ
	508	イ			

I. 私有林における伐採の状況				
2. 間伐について				
1. 種別	2. 作業形態		3. 重視する条件	
※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3 ア. 具体的金額	カ. 具体的記述
森林組合番号	※2 キ. 具体的記述		円/㎡3程度	
	※2 キ. 具体的記述		円/㎡3程度	
	※1「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」			
	※2「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者(素材生産、製材など)へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があつて一概にはいえない, キ. その他」			
	※3「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」			
京都府	509	オ	ウ	イ
	510	オ	キ 当地区では収入間伐はしていない	ウ・カ
	511	オ	ウ	ウ
	512	オ	エ	ウ
	513	オ	ウ	ウ
	514	オ	エ	ウ
	515	オ	キ 現在の木材市況では収入は見込めない	エ
	516	エ	オ	イ
	517	エ	ウ	ウ
	518	オ	オ	イ
兵庫県	519	エ	ウ	ウ
	520	オ	ウ	イ
	521	エ	ウ	ウ
	522	エ	ア	イ
	523	オ	ウ	ウ
	524	オ	ウ	イ
	525	オ	キ 収入間伐の実績・報告等はない	イ
	526	オ	ア	イ
	527	オ	ウ	ア
	528	エ	オ	イ
	529	オ	ア	ウ
	530	エ	ウ	イ
	531	オ	ア	イ
	532	オ	オ	イ
	533	オ	カ	イ
	534	オ	イ	イ
	535	オ	エ	ウ 国、県、市の予算で実行することが多く、林家の負担は皆無に等しい
	536	オ	エ	ウ
	537	オ	キ ほとんどない	ウ
	538			
	539	オ	オ	ウ
	540	オ	キ ほとんど例がない	ウ
	541	オ	カ	イ
	542	オ	ウ	イ
	543	オ	ウ	ア
	544	オ	カ 殆ど行っていない	イ
	545	オ	ア	イ
	546	エ	ウ	イ
	547	オ	カ	イ
	548	オ	エ	ウ
	549	オ	ウ	ウ
奈良県				
	550	オ	キ 収入間伐はほとんど実施されていない。	ウ

I. 私有林における伐採の状況						
2. 間伐について						
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件		
森林組合番号	※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3	ア. 具体的金額 カ. 具体的記述	
	※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述	円／m3程度		
	※1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」					
	※2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があって一概にはいえない, キ. その他」					
※3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」						
	551	イ	カ	カ	ウ	
	552	オ	オ	オ	ウ	
	553	オ	オ	カ	ア	6,000
	554	オ	エ	カ	イ	
	555	エ	カ	カ	イ	
	556	エ	オ	カ	ウ	
	557	オ	ウ	ウ	イ	
	558	イ	ア	ア	ウ	
	559	オ	カ	キ	ア、イ、ウそれぞれである	ウ
	560	オ	ア	ア	イ	
	561	オ		ウ	イ	
	562	エ	イ・オ	ア・ウ	イ	
	563	オ	オ	イ	ウ	
	564	ウ	カ	木材を無料で分けてもらい搬出する	エ	カ
						級径によってサシのかからないものは切捨て、そうでないものは収入があるかないか
	565	オ	イ	イ	イ	
	566	ウ	オ	ア	ウ	
	567	オ	カ	カ	イ	
	568	エ	オ	ア	ウ	
和歌山県						
	569	オ	オ	ウ	イ	
	570	オ	カ	ウ	ウ	
	571	オ	ウ	ウ	ウ	
	572	オ		ウ	ウ	
	573	オ		ウ	イ	
	574	オ	イ	ウ	イ	
	575	オ	キ	なし	ウ	イ
	576	オ	ア	ウ	ウ	
	577	オ	ア	イ	イ	
	578	エ	ウ	ウ	イ	
	579	オ	カ	ウ	イ	
	580	オ	ウ	ウ	ウ	
	581	オ	ウ	ウ	イ	
	582	オ	カ	ウ	ウ	
	583	エ	ウ	ウ	イ	
	584	エ	カ	カ	ウ	
鳥取県						
	585	カ	無し	ウ	カ	手出しが最小限であり切りすぎないこと
	586	オ	カ	ウ	ウ	
	587	オ	ウ	ア	ウ	
	588	オ	カ	ウ	ウ	
	589	オ	カ	カ	イ	
	590	エ	エ	ウ	ア	5,000
島根県						
	591	ウ	ウ	ウ	イ	
	592	ウ	ウ	ウ	イ	
	593	オ	ウ	ウ	イ	

I. 私有林における伐採の状況				
2. 間伐について				
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件
※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3	ア. 具体的金額 カ. 具体的記述
	※2 キ. 具体的記述	※2 キ. 具体的記述		円／m3程度
森林組合番号	※1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」			
	※2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合は多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合は多い, ウ. 森林組合へ委託する場合は多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合は多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があつて一概にはいえない, キ. その他」			
	※3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」			
594	エ	ウ	ウ	イ
595	オ	ウ	ウ	イ
596	オ		ウ	イ
597	エ	ウ	ウ	イ
598	オ	ウ	ウ	イ
599	ア	キ	ウ	イ
600	オ	ウ	ウ	イ
岡山県				
601	オ	ア	ア	10,000
602	オ	キ	キ	エ
603	オ	エ	イ	イ
604				
605	ウ	カ	ア	イ
606	オ	オ	ウ	イ
607	オ	ウ	ウ	イ
608	イ	イ	ア	イ
609	エ	ア	ア	イ
610	ウ	エ	ア	イ
611	オ	カ	カ	ウ
612	オ		ア	イ
613	オ	エ	ウ	イ
614	エ	エ	エ	ウ
615	エ	エ	ウ	イ
616	エ	カ	カ	ア
617	オ	ウ	ウ	イ
618	エ	ウ	ア	イ
619	エ	ウ	ウ	イ
620	エ	カ	カ	ア
621	オ	カ	カ	イ
622	イ	ア	ア	5000～10000
623	オ	カ	ウ	イ
624	オ	カ	カ	イ
625	オ			
626	オ	ウ	ウ	ア
広島県				
627	オ	ウ	ウ	イ
628	オ		ウ	イ
629	オ		ウ	ウ
630	オ		カ	イ
631	オ	オ	ウ	イ
632	オ	オ	ア	ウ
633	オ	カ	カ	ウ
634	オ			
635	オ		ウ	イ
636	エ	ウ	ウ	ウ
637	オ	エ	ア	ウ
638	オ	ウ	ウ	イ
639	オ	ア	ウ	イ

I. 私有林における伐採の状況							
2. 間伐について							
1. 種別		2. 作業形態			3. 重視する条件		
森林組合番号	※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3	ア. 具体的金額	カ. 具体的記述	
	※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述		円／m3程度		
	※1「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」						
	※2「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があつて一概にはいえない, キ. その他」						
	※3「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」						
640	オ	キ	過去5年間ありません	ウ		イ	
山口県							
641	オ	ア		ウ		イ	
642	オ	ア		ア		ウ	
643	オ	ウ		ア		ア	8,000
644	カ			ウ		エ	
645	オ	ウ		ウ		イ	
646	エ	ウ		ウ		イ	
647	オ	ア		ウ		イ	
徳島県							
648	エ	ウ		ア		イ	
649	オ	ア		ア		イ	
650	オ	ア		イ		ウ	
651	オ	ウ		カ		イ	
652	エ	イ		ウ		イ	
653	ウ	エ		ウ		イ	
654	オ	ア		ウ		ウ	
655	エ	ウ				ウ	
656	オ	オ		ア		イ	
657	オ	ア		カ		イ	
658	オ	ウ		ウ		オ	
659	エ	ウ		ウ		エ	
660	オ	ア		カ		ウ	
香川県							
661	エ	ウ		ウ		ウ	
662	カ	ほとんど行われていない	キ	なし	ア	ウ	
663	カ	私有林での間伐はほとんどない	キ	該当なし	キ	該当なし	カ
664	オ		ウ	ウ		イ	
665	オ		ウ	ア		ウ	
666	オ		カ	ウ		ウ	
667	ア		ア	ウ		ウ	
愛媛県							
668	エ	カ		ウ		ウ	
669	オ	ウ		ウ		イ	
670	オ	ウ		ウ		イ	
671	エ	ウ		ウ		ウ	
672	オ	ウ		ウ		イ	
673	エ	ア		ウ		ウ	
674	オ	ウ		ウ		イ	
675	ア	ウ		ウ		イ	
676	オ			ウ		イ	
677	イ	エ		ア		イ	
678	イ	ウ		ウ		ウ	
679	ウ	ウ		ア		イ	
680	ア	ウ		ア		イ	
681	ウ	ウ		ウ		イ	
682	エ	カ		カ		イ	
683	オ	ウ		カ		イ	
684	イ	ウ		ウ		イ	

I. 私有林における伐採の状況				
2. 間伐について				
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件
※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3	ア. 具体的金額 カ. 具体的記述
森林組合番号	※2 キ. 具体的記述		円／m3程度	
	※1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」			
	※2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があって一概にはいえない, キ. その他」			
	※3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」			
685	エ	オ	ウ	イ
686	ウ	ウ	ウ	イ
687	オ	ウ	ウ	イ
高知県				
688	オ	ウ	ウ	イ
689	イ	ウ	ウ	イ
690	オ	ウ	カ	イ
691	オ 材価が安いので	オ	ウ	エ
692	オ	ア	ウ	イ
693	エ	ウ	ウ	イ
694	オ	ウ	ウ	イ
695	エ	ウ	ウ	イ
696	エ		ウ	イ
697	エ	カ	ウ	イ
698	オ	カ	カ	ウ
699	エ	ウ	ウ	イ
700		オ	ウ	カ ウ・エを中心に実施しているが、アの要望が根強い
701	オ	カ	カ	イ
702	オ	ウ	ウ	ア 3,000
703	エ	カ	カ	イ
704	オ	イ		ウ
705	エ	ウ	ウ	ア
706	オ	カ	ウ	オ
707	エ	カ	カ	ウ
708	エ	ウ	カ	ウ
709	オ	カ	ウ	ウ
710	エ	ウ	キ アとウ両方	イ
711	オ	ウ	ウ	ウ
712	オ	ウ	ウ	ウ
713	オ	ウ	ウ	イ
714	エ		ア	3,000
715	オ	ウ	カ	イ
716	オ	エ	ウ	イ
717	オ	ウ	ウ	イ
718	オ	ウ	ウ	イ
福岡県				
719	エ	カ	カ	ウ
720	オ		ウ	イ
721	ウ	ウ	ウ	ウ
722	オ	エ	エ	ウ
723	エ	カ	カ	イ
724	エ	ウ	イ	ウ
725	オ		ア	ウ
726	オ	ウ	ウ	イ
727	オ	キ 収入間伐は全くない	ア	オ
728	オ	エ	エ	ウ・エ・オ
729	オ	オ	ア	ウ
730	エ	ウ	ウ	ウ
731	オ	ウ	ア	ウ

I. 私有林における伐採の状況					
2. 間伐について					
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件	
森林組合番号	※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※3 ア. 具体的金額	カ. 具体的記述
	※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述	円／m3程度	
	※1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」				
	※2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があって一概にはいえない, キ. その他」				
※3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」					
732	ウ	ウ	ウ	ア	2,000
733	イ	ウ	ウ	イ	
734	オ	キ	一度だけ所有者の了解のもとに40年生ヒノキの列状間伐を実施した	イ	自己負担ゼロで無ければやってくれない
735					
736	オ	エ	ウ	イ	
737	イ	ウ	ウ	イ	
738	ウ	ウ	ウ	イ	
739					
740	エ	ウ	ウ	ア	2,000
741	エ	エ	ウ	イ	
742	オ	カ	ア	エ	
743	オ	ウ	ウ	イ	
744	エ	ウ	ウ	ウ	
745	オ	エ	ウ	イ	
746					
747	ウ	ウ	ウ	イ	
佐賀県					
748	オ	ウ	ウ	ウ	
749	エ	ウ	ウ	イ	
750	エ	ウ	ウ	イ	
751	オ	オ	ウ	イ	
752	オ	ウ	ウ	ウ	
753	オ	ウ	ウ	イ	
754	エ	ウ	ウ	ウ	
755	オ	エ	ア・ウ	イ	
756	エ	ア	ア	ウ	
757	イ	ウ	ウ	ウ	
758	オ	ウ	ウ	ウ	
長崎県					
759	オ	ウ	ウ	イ	
760	エ	カ	カ	イ	
761	エ	道路に近い山は補助金を山主にやる程度の列状間伐	ウ	ウ	
762	エ	ウ	ア	イ	
763	オ	ウ	ア	ア	2,000
764	オ	カ	ア	ウ	
765	エ	ウ	ア	ウ	
766	オ	ウ	ア	イ	
767	オ		ア	イ	
768	オ		ウ	ウ	
769	オ	オ	ア	ウ	
熊本県					
770	ウ	ウ	ウ	イ	
771					
772	ウ	ウ	ウ	イ	

I. 私有林における伐採の状況					
2. 間伐について					
1. 種別		2. 作業形態		3. 重視する条件	
※1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐		(2) 切り捨て間伐		※3 ア. 具体的金額 カ. 具体的記述
森林組合番号	※2 キ. 具体的記述		※2 キ. 具体的記述		円／m3程度
	※1「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」				
	※2「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合が多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合が多い, ウ. 森林組合へ委託する場合が多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合が多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があつて一概にはいえない, キ. その他」				
	※3「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」				
773	エ	キ	地域によって組合委託の農林業で生計している場合自力	キ	地域によって組合委託の農林業で生計している場合自力イ
774	イ	ウ		ウ	イ
775	ア	ウ		ウ	イ
776	オ	ウ		ウ	ウ
777	エ	ウ		ウ	イ
778	オ	ウ		ウ	イ
779	イ	ウ		カ	イ
780	エ	ウ		ウ	イ
781	イ	ウ		ウ	ア 2,000
782	ウ	ウ		ウ	イ
783					
784	イ	ウ		ウ	イ
785	ア	ウ		ウ	ア
786	エ	ウ		ウ	イ
大分県					
787	オ	カ		ウ	ウ
788	オ	オ		ウ	イ
789	オ	オ		ウ	イ
790	オ	ウ		ウ	イ
791					
792	エ	ア		ウ	イ
793	エ	ア		ウ	イ
794	イ	エ		ア	イ
795	エ	ウ		ウ	イ
796	エ	ウ		ウ	イ
797	エ	ウ		ウ	イ
798		カ		カ	ア 5,000
799	オ	エ		ウ	イ
宮崎県					
800					
801	オ	ウ		ウ	イ
802	ア	ウ		カ	イ
803	エ	カ		カ	イ
804	オ	カ		ウ	イ
805	オ	ア		ア	イ
806					
807	エ	エ		ア	ウ
鹿児島県					
808	オ			ウ	イ
809	オ	ウ		ウ	オ
810	エ	ウ		ウ	イ
811	オ	ウ		ウ	イ
812	オ	エ		ウ	イ
813	ウ	ウ		ウ	イ
814	エ	ウ		ウ	イ
815	オ	ウ		ウ	イ
816	ウ	ウ		ウ	イ
817	イ	ウ		ウ	イ
818					

森
林
組
合
番
号

I. 私有林における伐採の状況

2. 間伐について

1. 種別	2. 作業形態		3. 重視する条件					
※ 1 カ. 具体的記述	(1) 収入間伐	(2) 切り捨て間伐	※ 3 ア. 具体的金額 カ. 具体的記述					
	※ 2 キ. 具体的記述	※ 2 キ. 具体的記述	円/m3程度					
※ 1 「ア. ほとんどが収入間伐である, イ. 収入間伐が半数以上である, ウ. 収入間伐と切り捨て間伐が半々くらいである, エ. 切り捨て間伐が半数以上である, オ. ほとんどが切り捨て間伐である, カ. その他」								
※ 2 「ア. 所有者本人またはその家族等が自ら伐採する場合は多い, イ. 所有者が直接雇用する労働者が伐採する場合は多い, ウ. 森林組合へ委託する場合は多い, エ. 素材生産業者や一人親方等へ請け負わせる場合は多い, オ. 業者（素材生産、製材など）へ立木のまま販売することが多い, カ. 色々な形があつて一概にはいえない, キ. その他」								
※ 3 「ア. ある程度の手取り収入が得られること, イ. 所有者の持ち出しがないこと, ウ. 間伐による所有山林の質的な向上, エ. 間伐実施に伴う林道・作業道の開設, オ. 残存木や林床を痛めないこと, カ. その他」								
819	ウ	カ	ウ	イ				
820	エ	ウ	ウ	イ				
821	エ	ウ	ウ	イ				
822	ア	ウ	ウ	ア 5,000				
823	ウ	ウ	ウ	ウ				
824	ア	ウ	ウ	イ.ウ				
825	ウ	ウ	ウ	イ				
826	オ	ア	ウ					
827	ウ	ウ	ア	イ				
828								
829	オ	ウ	ウ	イ				
830								
831	オ		ウ	オ				
832	オ		ウ	ウ				
833								
沖縄県								
834	カ	間伐はあまり行われていない	カ	オ				
835								
836	カ	間伐をしていない	キ	間伐をしていない	キ	間伐をしていない	カ	なし
837								

森林組合番号	Ⅰ		Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について							
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模			
	4. 実行遅れの状況		1. 発生状況		2. 発生時期		※3 カ. 具体的記述		ア. 把握している→ イ. 把握していない	
	※1	遅れている面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期 (年)	終息時期 (年)					
※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない(ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」										
1	イ	20	ア		2004	イ		ア	5	30
2	イ	80	ア	1989	1998	オ	伐採していないため	イ		
3	イ	30	イ	1993	2004	イ		ア		300
4	イ	30	イ		2004	エ		ア	15	10
5	イ	30	ウ		2004	オ		ア	1	3
6	イ	50	ウ			ウ		イ		
7	イ	30	イ	1998		ウ		ア	3	3
8	イ	10	ア	2001	2003			ア	5	28
9			カ							
10	イ	50	エ							
11	イ	40	イ		2004	エ		ア	25	80
12	イ	30	ウ	2002	2004	オ		ア	2	4
13	イ	40	イ	1980	2004	エ		ア		80
14	イ	70	カ							
15	イ	60	エ							
16	イ	60	イ	2004		オ		ア	2	20
17	イ	50	イ		2004	エ		イ		
18	イ	70	イ		2004	イ		ア	3	10
19	イ	50	イ		2004	エ		イ		
20	イ	35	ウ			エ	補助金が高率になったので			
21	イ	60	イ	1980	2004	ウ		イ		
22	イ	40	イ	1990	2004	エ		ア		52
23	イ	20	エ							
24	イ	20	イ	1998	2004	イ		ア	5	15
25	ア		エ							
26	イ	80	ウ	1985	1997	オ		イ		
27	イ	70	エ							
28	イ	60	イ	1998		オ		イ		
29	イ	50	ウ			オ		イ		
30	イ	50	イ		2004	ウ		ア		10
31	イ	40	ア	1980	2004	イ		ア	5	100
32	イ		イ	2002	2004	ウ		ア	5	2.6
33	イ	30	イ			カ	ない	イ		
34			イ			エ		ア	3	2
35			エ							
36	イ	80	イ	1999	2004	オ				
37	ア		ウ	1990		イ		ア	3	200
38	イ	60	イ	1995		イ		ア	400	400
39	イ	95	エ							
40	イ	60	イ		2004	エ		ア		30
41	イ	70	ア	1989	2004	ウ		イ		
42	イ	85	ウ	1998	2004	イ		ア	4	12
43	イ	60	ウ	1993	2003	エ		イ		
44	イ	60	エ							
45	ア		エ							
46	イ	50	エ							
47	イ	30	エ							
48	イ	60	エ							
49	イ	50	オ							
50	イ	30	ウ	1970	2004	オ		ア	3	
51	イ	70	オ			オ				

森 林 組 合 番 号	Ⅰ		Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について						
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模		
	4. 実行遅れの状況	1. 発生状況	2. 発生時期	※3	カ. 具体的記述	ア. 把握している→	カ所	ha	
	※1	※2	発生開始時期	終息時期		イ. 把握していない			
	遅れている面積比率 数値 (%)		(年)	(年)					
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」								
52	イ	20	ア	2004	ウ	イ			
53	イ		エ		オ	イ			
54	イ	20	エ						
55	イ	90	イ	2000	2004	ウ	ア	5 20	
56			イ	1980	1998	エ	ア	10 2.84	
57	イ	60	イ	1993	2004	イ	ア	80	
58	ア		ウ	1993	1998	オ	ア	3 15	
59	イ	60	ウ			オ	イ		
60	イ	70	イ	1989	2004	オ	イ		
61	ア		イ	1980	2004	イ	イ		
62	イ	20	ア	1998	2004	イ	ア	300	
63	イ	75	イ		1990	イ	ア	150	
64	イ	70	イ		2004	イ	ア	5 20	
65	ア		イ	1998	2004	エ	イ		
66	イ	60	ウ			エ	ア	100	
67	イ	72	ウ	1980	1990	オ	ア	10 16	
68	イ	70	イ	1989	2000	エ	ア	23 31	
69	ア		エ			エ			
70	イ	70	イ	1990	2004	ウ	イ		
71	イ	50	イ	1996	2003	イ	イ		
72	ア		エ						
73	イ	30	イ	1998		エ	イ		
74	イ	80	ウ	1980	1990	エ	ア	3 3	
75	イ	50	イ	1993	1998	オ	ア	70	
76	イ	50	エ						
77	ア		イ		2004	ウ	イ		
78	ア		イ	1993		ウ	ア	30	
79	ア		ウ	1998	2004	ウ	ア	3 5	
80	イ	20	ア		2000	イ	ア	5 50	
81	イ	80	ウ			ウ			
82	イ	70	イ	1990	2004	ウ	ア	3 10	
83	イ	70	イ	2001	2004	エ	ア	10 26	
84	イ	90	イ	1992	1998	エ	ア	3 10	
85	イ	80	イ	2000	2004	イ	イ		
86	ア		イ	1998	2003	イ	イ		
87	ア		ウ		2004	ウ	ア	17 60	
88	イ	50	イ	1999	2004	イ	ア	10	
89	ア		ウ	2000	2003	オ	ア	2 10	
90	ア		エ						
91	ア		イ	1980	1985	オ	ア	300 240	
92	ア		エ			ウ	イ		
93	イ	40	カ						
94	イ	35	ア	1965		ウ	ア	1500 700	
95	イ	60	イ	1980	1990	オ	ア	2 75	
96	イ	20	イ			ウ	イ		
97	イ	60	ア	1989	2004	イ	ア	90 100	
98	イ	20	オ						
青森県									
99	イ	20	イ		2005	イ	ア	10 70	
100	イ	50	ア	12	2005	イ	ア	20 57	
101	イ	30	イ			カ 皆伐が少ないので減っている	イ		
102	イ	50	エ						

I		II. 皆伐跡地の再造林放棄について						
2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模		
森林組合番号	4. 実行遅れの状況	1. 発生状況	2. 発生時期	※3	カ. 具体的記述	ア. 把握している→	カ所	ha
	※1	※2	発生開始時期	終息時期		イ. 把握していない		
	遅れている面積比率							
	数値 (%)		(年)	(年)				
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」							
103	イ	20	ア	13	2005	イ		
104	イ	50	イ	8	13	ウ	ア	3 10
105	イ	30	ア	5	2005	イ	ア	15 30
106	イ	40	ア	5	16	イ	ア	5 100
107								
108	イ	30	イ	10	2005	イ	イ	
109	イ	30	イ		2005	ウ	ア	3
110	イ	20	エ					
111	イ	40	エ					
112	イ	40	イ	6	2005	イ	イ	
113	イ	75	イ		2005	イ	イ	
岩手県								
114	イ	30	ア	14		イ	イ	
115	イ	20	ア	8	2005	イ	ア	6 15
116	イ	40	イ	13	2005	ウ	イ	
117								
118	イ	20	イ		2005	イ	イ	
119								
120	イ	10	エ					
121	イ		エ					
122	イ	50	イ		2005	ウ	ア	2 3
123	イ	80	エ					
124	イ	30	ア		2005	ウ	ア	1 5
125	イ	15	ア	11	2005	ア	ア	30 30
126								
127	イ	20	ア		2005	ア	ア	30 30
128	イ		イ	8	2005	イ	ア	10 5
129	イ	30	イ		2005	イ	イ	
130	イ	40	ア	10	2005	イ	ア	10 60
131	イ	45	ア	6	2005	イ	ア	150 120
132								
133	イ	10	イ	12	2005	イ	イ	
134	イ	30	イ		2005	ウ	イ	
135	イ	35	ア	9	16	イ	ア	20 100
136	イ	60	カ					
137	イ	15	ア		2005	イ	ア	280
138								
宮城県								
139	イ	30	イ		2005	ウ	ア	10
140	イ	70	イ	10		ウ	ア	5
141	イ	15	エ					
142								
143	イ	30	ウ			ウ		
144	イ	50	イ	1995	2004	イ	イ	
145	イ	20	ア		2005	ウ	イ	
146	イ	60	イ		2005	ウ	イ	
147	イ	65	イ	14	2005	イ	イ	
148	イ	50	イ	15	2005	イ	ア	4 3
149	イ	50	ウ	5	2005	ウ	ア	6
150	イ	60	ア	8	2005	ア	ア	20 100
151	イ	50	エ					
152	イ	30	イ		2005	イ	ア	7
153	イ	5	イ	14	2005	イ	ア	5 5

森 林 組 合 番 号	Ⅰ		Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について								
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模				
	4. 実行遅れの状況		1. 発生状況		2. 発生時期		※3カ. 具体的記述		ア. 把握している→イ. 把握していない		
	※1	遅れている面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期 (年)	終息時期 (年)					カ所	ha
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」										
	154	イ	30	ア	2001	2005	イ		ア	30	40
	155	イ	10	イ	1980	2005	ウ		ア	5	1.5
	156	イ	50	イ	10	2005	イ		ア	10	10
	157	イ	60	イ		2005	ウ		イ		
秋田県											
	158	イ	30	ア		2005	イ		ア	5	
	159										
	160	イ	30	エ			ウ				
	161	イ	50	イ	2000	2005	ウ		イ		
	162	イ	70	エ							
	163	イ	50	ウ		2005	ウ		ア	4	1
	164	イ	60	イ	5	2005	エ		ア	20	30
	165	イ	60	イ	10	2005	ウ		ア	3	5
	166	イ	50	ア	8	2005	イ		ア		100
	167	イ	60	ア	10	2005	ア		ア	40	50
	168	イ	60	ア	1990		イ		ア		20
	169	イ	60	イ	1995	2000	エ		イ		
	170	イ	60	カ							
山形県											
	171										
	172	イ	5	イ	1975		イ		イ		
	173	イ	35	ア	1995	2005	ア		ア	25	
	174										
	175	イ	20	イ	11	2005	カ	皆伐されているヶ所がない	ア	1	15
	176	イ	30	ウ		2005	ウ		イ		
	177										
	178	イ	30	カ							
	179	イ	10	エ							
	180	イ	30	ア	2000	2005	ウ		イ		
	181	イ	20	イ	1995	2005	ウ		ア	3	
	182	イ	30	イ		2005	イ		ア		20
	183	イ	30	エ							
	184										
	185	イ	?	イ	3	2005	イ		イ		
福島県											
	186	イ	20	エ							
	187										
	188	イ	30	イ	12	2005	カ	販売する人がほとんど無くなった	ア	2	0.6
	189	イ	80	ア	1990	2005	イ		イ		
	190	イ	20	ア	6	2005	ア		イ		
	191										
	192										
	193	イ	10	イ	7	16	イ		イ		
	194	イ	10	カ							
	195										
	196	イ	30	ア	10	2005	イ		イ		
	197	イ	30	オ					イ		
	198	イ	5	オ							
	199	イ	50	イ	15		エ		ア	3	1
	200										
	201	イ	30	ウ	2000	2005	ウ		イ		
	202	イ	20	イ	5	2005	イ		イ		

森 林 組 合 番 号	Ⅰ		Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について						
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模		
	4. 実行遅れの状況	1. 発生状況	2. 発生時期		※3	カ. 具体的記述	ア. 把握している→	カ所	ha
	※1 遅れている 面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期 (年)	終息時期 (年)			イ. 把握していない		
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」								
203	イ	10	ア		2005	エ	イ		
204	イ	40	イ	11		ウ	ア	5	1.5
205	イ	40	イ	10	2005	ウ	ア	2	
206									
207	イ	20	イ		2005	イ	ア	3	12
208									
209	イ	20	オ						
210	イ	30	イ	1998	2002	イ	ア	11	15
211	イ	14	イ	12	2005	イ	イ		
212									
茨城県									
213									
214									
215	イ	30	エ				ア		1
216									
217									
218	イ	60	オ						
219	イ	40	エ						
220	イ	60	イ	1989	2003	イ	ア	5	15
221	イ	60	イ	2001	2004	エ	ア	5	20
222	イ	40	カ						
223	イ	40	ウ		2004	ウ	イ		
224									
225			カ			カ	把握不可	イ	
226									
227									
228	イ	30							
229			カ						
230									
栃木県									
231	イ	60		1990	2004	イ	ア	2	
232	イ	20	オ						
233	イ	50	イ			ウ	イ		
234									
235	イ	40	エ						
236									
237									
238	イ	20	イ	1998	2004	ウ	イ		
239	イ	25	ウ		2004	イ	ア		10
240									
241	イ	60	エ						
242	イ	40	ウ	1998		オ	ア		10
243	イ	50	エ			ウ	イ		
244	イ	40	イ		2004	ウ	ア	2	0.5
群馬県									
245									
246									
247									
248									
249									
250	イ	30	イ	2002	2004	イ	ア	10	15
251									
252	イ	40	ウ	1999	2004	エ	ア	7	2.5

森林組合番号	Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について									
	Ⅰ									
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減			3. 把握規模		
	4. 実行遅れの状況	1. 発生状況	2. 発生時期		※3	カ. 具体的記述		ア. 把握している→	カ所	ha
	※1	※2	発生開始時期	終息時期				イ. 把握していない		
	遅れている面積比率 数値 (%)		(年)	(年)						
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない(ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」									
253										
254										
255										
256		イ	2004	ウ			イ			
257										
258										
259	イ	70	ウ	2004	ウ		ア		3	5
260	イ	エ								
261	イ	70	ウ	1985	1989	オ	ア		2	
262										
263		イ	2000		ウ		ア		10	20
264										
265	イ	60	ウ	1998	ウ		ア		3	2
埼玉県										
266	イ	30	イ	1998	2004	イ	ア		12	
267	イ	40	エ			ウ	イ			
268										
269	イ	30	イ		2004	イ	イ			
270	イ	30	ア	1999	2004	イ	ア		4	20
271	イ	50	エ							
千葉県										
272	イ	50	エ							
273										
274										
275	イ	20	イ		1993	ウ				
276										
277	イ	20	エ				イ			
278	イ	90	エ							
279			カ		ウ					
280	イ		エ							
281	イ	10～20	イ		2004	イ	イ			
282										
283										
284										
285										
286	イ	40	ア		2004	イ	イ	かなり多いと思うが		
287	イ		イ		2004	ウ	ア		5	0.5
288										
289										
290			カ			カ 把握していない	イ			
神奈川県										
291	イ	10	オ							
292										
293	イ	20	オ							
294	イ		オ							
295	イ	60	エ							
296	イ	30								
297	イ	40	エ			ウ	イ			
298	イ	30	エ						0	
299	イ		エ							
300	イ	50	オ							
301	イ	60	エ							

森林組合番号	I		II. 皆伐跡地の再造林放棄について						
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模		
	4. 実行遅れの状況		1. 発生状況		2. 発生時期		※3 カ. 具体的記述		ア. 把握している→
	※1	遅れている面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期 (年)	終息時期 (年)				イ. 把握していない
	※1 「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2 「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」								
302	イ	5	エ						
新潟県									
303	イ	20	ア		2004	イ		ア	5 30
304			イ		2001	エ		ア	10
305	イ	20	エ						
306									
307	イ	10	イ			ウ		イ	
308									
309	イ	30	イ	1998		ウ		ア	2.5
310									
311									
312	イ	5	エ						
313	イ	30	エ						
314	イ	20	イ	1995		ウ		イ	
315	イ	20	エ						
316	イ	30	イ	1989	2004	ア		ア	4 25
317	イ	20	イ	1985	2004	オ		イ	
318	イ	50	イ		2004	ウ		イ	
319									
320	イ	35	ウ	1999	2004	イ		ア	3 0.8
321	イ	60	オ						
322									
323	イ	70	オ						
324	イ	10	カ			カ	再造林はほとんど されていない	イ	
325									
326									
327			オ						
328	イ	30	エ			カ	皆伐はありません	ア	5
329	イ	40	ア	1993		イ		ア	15 6
330									
331			イ		2004	イ		イ	
332	イ	35	ウ			ウ		イ	
333									
富山県									
334	イ	20	ウ	1998	2004	ウ		ア	3 0.8
335	イ	33	オ						
336	イ	5	カ						
337									
338	イ	10	イ	2002	2004	イ		ア	2.5
339	イ	40	オ			エ		イ	
340	イ	30	ア		2004	イ		ア	10
341									
石川県									
342	イ	30	ア	1989	2004	ウ		ア	5
343	ア	10	カ						
344	イ	30	エ						
345	イ	20	オ						
346	イ	25	イ		2004	ウ		ア	5 2.5
347	イ	3	ア		2005	エ		ア	15 5
348	イ	30	ア	1992	2004	ア		ア	5
349	イ	10	イ	1993		オ			5 3
350	イ	20	ア	1989	2004	イ		イ	

森 林 組 合 番 号	Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について									
	Ⅰ									
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減			3. 把握規模		
	4. 実行遅れの状況		1. 発生状況		2. 発生時期		※3 カ. 具体的記述		ア. 把握している→ イ. 把握していない	
	※1	遅れている面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期 (年)	終息時期 (年)					ha

※1 「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」
※2 「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」
※3 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」

351	イ	10	ア	1992	ウ					
352	イ	10	ア	1965	1975	イ		ア		30
353	イ	50	イ	1998	2004	イ		イ		
354	イ	50	ア		2004	ウ		ア	30	15
355	イ	40	ア	1996	2004	イ		ア	5	
356										
357										
福井県										
358	イ	20	ア	1989	2004	イ		ア	20	5~10
359	イ	30	エ		2005	オ		ア	1~2	0.2
360										
361	イ	30	ア	1995	2004	イ		ア	10	10
362										
363	イ	20	イ	2001		イ		ア	3.5	1.5
364	イ	15	ア		2004	ウ		ア	10	5
365	イ	50	イ	2001	2004	イ		ア		3
366	イ	40	エ	2001	2002	ウ		ア	3	
367	イ	10	イ	1980	2004	イ		ア	20	10
368	イ	30~40	ア		2005	ウ		ア	5	5
369	イ	25	ア		2004	イ		イ		
370	イ	30	イ	1989	2005	ウ		イ		
371										
372										
373	イ	30	オ			ウ		イ		
374	イ	30~40	イ	1993	2004	イ		ア	10	10
375	イ	15	ア	1998	2005	イ		ア	10	10
山梨県										
376	イ	50	イ	1998		イ		ア	3	
377	イ	30	オ			カ	事例なし		0	0
378	イ	30	イ	1999		ウ		ア	3	5
379										
380	イ	20	オ							
381	イ	5	ア	1997	2005	ア		ア	3	15
382	イ	2	イ		2004	イ		ア	4	
383	イ	60	イ	1996	2004	エ		ア	5	4
384	イ	30	ウ	1980	1990	カ	人工林が伐期に達していないので(カラマツを除く)再造林地がない			
385	イ	10	イ	1999	2004	イ		ア	50	100
386										
387	イ	30	イ	1999	2004	ウ		ア	1	4
388										
長野県										
389	イ	40	オ							
390	イ	30	イ	1996	2004	イ		ア	5	5
391	イ	80	エ							
392										
393										
394	イ	30	カ							
395										
396	イ	40	イ	2001	2004	イ		イ		
397										
398										

森 林 組 合 番 号	Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について									
	Ⅰ									
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減			3. 把握規模		
	4. 実行遅れの状況	1. 発生状況	2. 発生時期		※3	カ. 具体的記述	ア. 把握している→	カ所	ha	
	※1	※2	発生開始時期	終息時期			イ. 把握していない			
	遅れている面積比率 数値 (%)		(年)	(年)						
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」									
399	イ	60	エ							
400	イ	20	エ		ウ		イ			
401										
402										
403										
404										
405										
406	イ	30	イ	1995	2004	イ	ア	3	2	
407	イ	30	エ							
408	イ	50	エ			ウ	イ			
409	イ	40	エ				イ			
410	イ	30	エ							
411	イ	20	エ							
412	イ	30	エ				イ			
413										
414										
415	イ	30	ウ	1998		カ 木材価格が安い ため皆伐しない	ア	2	1	
岐阜県										
416										
417	イ	20	ア		2004	イ	ア	30		
418	イ	30	エ							
419	イ	30	イ		2004	イ	イ			
420										
421	イ	30	エ							
422	イ	50	イ	2002	2004	ウ	ア	5	4	
423	イ	30	ウ	1989	1995	オ	イ			
424										
425	イ	30	ア		1996	エ	ア	1	6.44	
426	イ	40	ウ	1993	2004	イ	ア	5	2	
427	イ	40	イ	1998	2001	イ	イ			
428	イ	20	オ							
429	イ	50	エ							
430										
431	イ	50	イ	1998		ウ	ア	10	1	
432	イ	50	エ							
433										
434	イ	70	オ							
435	イ	50								
436	イ	60	ウ	1996		ウ	ア	1	1	
437	イ	50	ウ	2000	2004	エ	ア	1	162	
438										
439										
440	イ	30	ア	1990	2004	イ	ア	7	25	
441										
442	イ	30	ア	1989	2004	ア	ア		80	
443										
444	イ	5	カ							
445	イ	30	イ	1989	2004	イ	ア	30	20	
446										
447										
448	イ	40	エ							
449	イ	30	イ		2004	ウ	ア	5	5	

森 林 組 合 番 号	Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について									
	Ⅰ									
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減			3. 把握規模		
	4. 実行遅れの状況	1. 発生状況	2. 発生時期		※3	カ. 具体的記述		ア. 把握している→	カ所	ha
	※1	※2	発生開始時期	終息時期				イ. 把握していない		
	遅れている面積比率 数値 (%)		(年)	(年)						
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」									
450	イ	60	イ	2000	2004	エ		ア	1	3
静岡県										
451	イ	10	ア	1998	2004	イ		ア	1	5
452										
453										
454										
455										
456	イ	10	エ							
457	イ	30	オ			イ		イ		
458			エ							
459	イ	20	オ							
460	イ	60	エ							
461	イ	10	ウ	1998	2004	イ		イ		
462	イ	40	イ	1993	1998	ウ		ア	5	85
463										
464	イ	80	エ			カ	ほとんど再造林されている	イ		
465	イ	20	イ	1998		エ		ア	15	30
466										
467	イ	70	イ		2004	イ		ア		2
468	イ	50	イ	1989		ウ		イ		
469	イ	30	イ			イ		ア	7	15
470	イ	70	イ	1999	2004	イ		ア	10	25
471	イ	50	エ							
472	イ	30	エ							
473	イ	30	イ	1989	1998	エ	伐っていない			
愛知県										
474	イ	40	エ							
475	ウ0	2			2004	ア		ア	5	5
476										
477										
478										
479	イ	50	エ			カ	再造林伐採は工事関係の伐採が95%であるので再造林放棄森林はない。	イ		
480										
481	イ	30	イ	1996	2001	エ		ア	1	3
482	イ	5	エ							
483	イ	50	エ							
484	人工林の皆伐自体がない									
485	イ	20	エ			カ	再造林そのものがない			
486	イ	10	イ		2004	イ		ア	5	10
487	イ	30	エ							
488										
489	イ	70	ウ	1989		ウ		イ		
490	イ	30	イ	1996		ウ				
491	イ	50	ウ	1993		ウ				
492	イ	10	エ							
493	イ	50	オ							
三重県										
494	イ	50	イ	1998	2000	エ		ア	3	1
495	イ	40	ア	1990	2005	ア		ア	20	160

森林組合番号	Ⅰ		Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について						
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模		
	4. 実行遅れの状況		1. 発生状況		2. 発生時期		※3 カ. 具体的記述		ア. 把握している→
	※1	遅れている面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期	終息時期				イ. 把握していない
				(年)	(年)				
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」								
496	イ	50	ア	1990	2005	イ		ア	400
497	イ	10～15	イ	1993	2005	オ	個人の皆伐はほとんどなし、大口所有者は再造林はするが、日本鹿に食害されても捕食していない	ア	6 2
498	イ	20	ア	1998	2005	イ		ア	10 10
499	イ	35	イ	2000	2005	ウ		ア	20 50
500	イ	4							
501	イ	50	ア	1998	2005	イ		ア	30
滋賀県									
502	イ	3	イ	1995		カ	ほとんど伐採地なし	イ	
503	イ	40	オ			カ	皆伐そのものがない	イ	
504	イ	20	イ		2005	ウ		ア	2 3
505	イ	30	イ	1993	1998	ウ		ア	2 2
506	イ	20							
507	イ	50	イ	1995	2005	ウ		ア	12 28
508									
509	イ	60	オ						
510	イ	40	イ	1995	2005	ウ			
511	イ	30	エ						
京都府									
512	イ	30	ア		2005	イ		ア	4 2
513	イ	45	イ		2005	イ		ア	10 2
514	イ	70～80	ウ			ウ		イ	
515	イ	50	イ	2000	2005	イ		ア	20
516	イ	20	イ		2005	イ		イ	
517	イ	50	イ	1993	2005	ウ		ア	13 10
518	イ	15～20	イ		2005	カ	伐採がない (伐採しない)	イ	
519			オ						
520	イ	30	ア		2005	ア		ア	20 40
521	イ	60	イ	2000		ウ		ア	10 3
522	イ	30	エ			ウ		ア	3 1
523	ア		イ	2002	2005	エ		ア	3 1.5
兵庫県									
524	イ	44	イ	1985	2002	ウ		ア	18 48.8
525	イ	80	オ						
526	イ								
527	イ	30	オ						
528	イ	50	カ						
529	イ	50	イ	1985	2005	ウ		イ	
530	イ	15	ア	1998	2005	イ		ア	7 50
531	イ	30	オ						
532	イ	25	イ		2005	ウ		ア	5
533	イ	40							
534	イ		エ			ウ			
535	イ	30	イ	1990	2005	ウ		イ	
536	イ	5	ア		2005	ア		ア	10
537	イ	15							
538									
539	イ		エ						

森林組合番号	Ⅰ		Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について							
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模			
	4. 実行遅れの状況		1. 発生状況		2. 発生時期		※3カ. 具体的記述		ア. 把握している→ イ. 把握していない	
	※1	遅れている面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期 (年)	終息時期 (年)					
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」									
540	イ	30	エ			カ	該当はない	イ		
541	イ	30	イ	1985	2005	イ		ア	6	11
542			エ							
543	イ	50	イ		2005	ウ		ア		5
544	イ	60	エ							
545	イ	20～30	エ							
546	イ	30	イ	1989	2005	ウ		ア	10	20
547	イ	40	ア	1995	2005	ウ		イ		
548	イ	40	イ	2000		イ		ア	10	5
549	イ	50	エ							
奈良県										
550	イ	20								
551	イ	30	エ							
552	イ	55	エ							
553	イ	95	ア		2005	オ		ア		60
554	イ	90	ウ	2000	2005	ウ		ア	5	10
555	イ	50	ウ	1998	2005	ウ		イ		
556	イ	50	エ			ウ		イ		
557	イ	60	ア	2001	2004	ア		ア	7	30
558	イ	50	ウ	1998	2005	ウ		ア		2
559	イ	30								
560	イ	60	イ	1997	2000	カ	伐採がない カモシカ、ニホンジカなどの獣害が 激増しているため 造林できない	ア		16
561	イ	30	ウ	1991	2005	カ		ア	30	60
562	イ	60	イ	1993	2005	ウ		ア	5	30
563	イ	50	ア	1993	2005	ア		ア	15	50
564	イ	20～30	イ	2000	2005	イ		ア		10
565	イ	50	エ							
566	イ	70	エ							
567	イ	30	ウ		2005	ウ		ア	5	8
568	イ	30	イ	1999		エ		ア	15	2
和歌山県										
569	イ	30	イ	1991	1994	カ	5カ年の間に人工林 皆伐はない	ア	3	
570	イ	60	ア		2005	ア		ア		150
571	イ	10	エ			カ	なし		0	
572	イ	50	オ							
573	イ	50	エ							
574	イ	50	ア		1998	ア		ア		30
575	イ	30	イ	2000	2005	ウ		ア	3	14
576	イ	60	イ	1990	1998	オ		イ		
577	イ	40	イ	1998	2005	ア		ア	4	10
578	イ	70	イ	1998	2005	ウ		ア	2	
579	イ	70	イ	1998		エ		イ		
580	イ	20	ア	1993	2005	ウ		ア	30	130
581	イ	60	イ	1993		ウ		ア	1	1
582	イ	20	イ	1989	2005	カ	皆伐が減っている ので放棄も減っている	ア	4	12
583	イ	40	ア	2000	2005	エ		ア	6	30
584			イ		2005	イ		ア	5	
鳥取県										

森林組合番号	Ⅰ		Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について						
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模		
	4. 実行遅れの状況		1. 発生状況		2. 発生時期		※3 カ. 具体的記述		ア. 把握している→
	※1	遅れている面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期 (年)	終息時期 (年)				イ. 把握していない
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」								
585	イ	40	エ 天然マツ林が多い ため						
586	イ	50	ウ		2005	イ		イ	
587	イ	70	エ						
588	イ	40	エ			ウ		イ	
589	イ	40	イ	2002	2005	エ		ア	2 2
590	イ	60	ウ	1995	2005	ウ		イ	
島根県									
591	イ	50	イ	1998	2005	イ		イ	
592	イ	30	ア		2005	イ		ア	10
593	イ	40	イ	1996	2005	エ		イ	
594	イ	15	イ		2005	イ		ア	10
595	イ	50	オ						
596	イ	5	イ	1990	2005	ウ		ア	5 3
597	別回答: 着々と進んでいる		エ			ウ		イ	
598	イ	60	ア			ウ		イ	
599	イ	20	ア		2005	イ		イ	
600	イ	30	エ						
岡山県									
601	ア		エ			エ			
602	イ	30	エ			カ	皆伐が行われていない	イ	
603	イ	40	エ						
604									
605	イ	20	エ						
606	イ	20	ア	1995	2005	イ		ア	10 13
607	イ	40	エ						
608	イ	60	エ						
609	イ	50	エ						
610	イ	40	オ			ウ		イ	
611	イ	30	イ	2002		ウ		イ	
612	イ	10	エ			カ	ない		
613	イ	30	イ	1995	2005	エ		イ	
614	イ		カ						
615	イ	50	ア	1998		イ		ア	15 50
616	イ		イ	1998	2002	エ		ア	4
617	イ	50	イ		2005	イ		ア	3 10
618	イ	60	エ			イ		ア	5 5
619			エ						
620	イ	40	ア	1980	2004	カ	加古には放棄はあるが風倒木跡地では植栽となる見込み	イ	
621	イ	60	カ						
622	イ	50	ウ		2005	ウ		イ	
623	イ	70	エ			イ		ア	20
624	イ	20	イ		2005	イ		ア	1 3
625									
626	イ	50	エ						
広島県									
627	ア		エ			ウ			
628	イ	10	オ			オ			

2 1. 概要 2. 5カ年の増減 3. 把握規模

森林組合番号

I II. 皆伐跡地の再造林放棄について

森林組合番号	2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模				
	4. 実行遅れの状況		1. 発生状況		2. 発生時期		※3	カ. 具体的記述	ア. 把握している→ イ. 把握していない	カ所	ha
	※1	遅れている面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期	終息時期						
						(年) (年)					
						※1 「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2 「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない) , オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」					
678	イ	30	ウ	2002	2003	カ	皆伐がない	ア		10	
679	イ		エ								
680	イ	30	オ								
681	イ	60	オ			ウ				0	
682	イ	30	イ					ア		2	2.5
683	イ	5	エ								
684	イ	30	エ								
685	イ	20	イ	2000		ウ		イ			
686	イ	80	ア	1998		イ		イ			
687	イ	30	ア	1993		ア		イ			
高知県											
688	イ	30	イ	1998	2004	ウ		ア		5	35
689	イ	20	エ								
690	イ	40	イ	1993	2004	イ		ア		3	30
691	イ	40	イ	1997	2003	イ		ア		5	100
692	イ	50	エ			ウ		イ			
693	イ	20	イ		2004	イ		ア		5	55
694	イ	40	イ	1970	1990	オ		ア		15	
695	イ	50	ア	1993	2001	エ		ア		7	160
696	イ	60	エ								
697	イ	50	イ	1998	2004	カ	当組合が施業してないので不明	イ			
698	イ	10	エ								
699	イ	20	ア		2004	オ		ア		7	100
700	イ		イ			ウ					
701	イ	30	エ								
702	イ	60	エ								
703	イ	35	イ		2004	イ		ア		5	
704	イ	70	イ	2000		ウ		ア		1	3
705	イ	50	ア	1998		イ					
706	イ	50	エ								
707	ア		イ	1989	2004	ウ		ア		10	20
708	イ	40	ア	1998	2004	イ		イ			
709	イ	80	ア		2004	ア		ア		3	7
710	イ	70	ア	1998		ア		イ			
711	イ	35	ア	2000	2004	ア		ア		20	
712	イ	30	エ								
713	イ	50	イ		2001	ウ		ア		4	4
714	イ	40	ア	1999		イ		イ			
715	イ	60	イ	1998	2004	イ		ア		5	8
716	イ		ア	1998	2003	イ		ア		5	80
717	イ	40	ア	1990	2004	イ		ア		5	3
718	イ	30	エ			ウ		イ			
福岡県											
719	イ	30	エ								
720	イ	50	イ	1950	2000	イ		ア		5	1
721	イ	60	ウ	2000	2004	ウ		ア		3	2
722	イ	40	カ								
723	ア		カ								
724	イ	60	オ								
725	イ		オ								
726	イ	20～30	オ								
727	イ	0.1	カ								

森林組合番号	Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について											
	Ⅰ											
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減			3. 把握規模				
	4. 実行遅れの状況		1. 発生状況		2. 発生時期		※3	カ. 具体的記述		ア. 把握している→	カ所	ha
	※1	遅れている面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期 (年)	終息時期 (年)					イ. 把握していない		
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」											
728	イ	30	エ									
729	イ	10	エ									
730												
731	イ	20	イ	1996	2004	エ		イ				
732	イ	50	エ									
733	イ	60	ウ	1996		イ		ア		4		3
734	イ	30	イ	1999	2000	オ	3-4年前に1ヶ所 (2 h a 前後) ありのみ	ア		2		5
735												
736	イ	60	イ	1998	2004	ウ		ア		1		0.3
737	イ	30	イ	1998	2003	イ		ア		5		12
738	イ	40	イ	2000	2004	イ		ア		4		4
739												
740	イ	50	イ	1994		エ		ア		5		10
741	イ	6	イ		2004	ウ		ア		3		10
742	イ	30	エ									
743	イ	50	ウ			ウ						
744	イ	50	エ									
745	イ	15	イ		2004	イ		ア				5
746												
747	イ	30	イ		2004	イ		ア		3～4		7～8
佐賀県												
748	イ	20～30	エ			カ	皆伐無し	イ				
749	イ	20	カ									
750	ア		イ	1998	2004	ウ		イ				
751	イ	30～40	イ	1991	2004	ウ		ア				3～5
752	イ	20	ウ	1998	2004	イ		ア		3		
753	イ	30	イ	1998	2004	ウ		ア		10		3
754	イ	50	イ	1999	2003	イ		ア		10		
755	イ	40	ウ	1992	1998	エ		イ				
756			イ		2004	ウ						
757	ア		エ									
758	イ	50	イ	1998	2004	ウ		イ				
長崎県												
759	イ	40	エ			ウ		ア		1		0.3
760	イ	10	エ									
761	イ		エ									
762	イ	35	オ			ウ						
763	イ	30	エ									
764	イ	20	ウ	2001	2004			ア		4		1.5
765	イ	70	イ	1998	2004	エ		ア		3		
766	イ	30	イ		2004	イ		ア				3
767	イ	30	エ									
768	イ	5	エ									
769	イ	70	エ									
熊本県												
770	イ	60	イ		2004	イ		イ				
771												
772	イ	40	エ			ウ		ア		2		2
773	イ	20	イ	1992	2004	イ		ア		3		10
774	イ	50	イ		2004	ウ		イ				
775	イ	30	イ	1993	2004	ウ		イ				

森 林 組 合 番 号	Ⅰ		Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について								
	2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模				
	4. 実行遅れの状況		1. 発生状況		2. 発生時期		※3	カ. 具体的記述	ア. 把握している→	カ所	ha
	※1	遅れている面積比率 数値 (%)	※2	発生開始時期 (年)	終息時期 (年)				イ. 把握していない		
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」										
776	イ	30	ア	1991	2004	イ		ア		50	
777	イ	10	ア	1989	2004	ア		ア		200	
778	イ	50	ウ	1998	2002	ウ		ア	2	10	
779	イ	40	ア	1990	2002	ウ		ア	50	300	
780	イ	30	ア	1998	2002	イ		ア	5	100	
781	イ	30	ア	1999	2004	イ		ア	30	200	
782	イ	60	イ		2004	ウ		ア	3	5	
783											
784	イ	40	イ		2004	イ		ア	10		
785	イ	30	ア	1993	2004	イ		ア	30	300	
786	イ	30～40	イ		2004	イ		ア		50	
大分県											
787	イ	60	ア	1995	2003	ウ		ア		10	
788	イ	40		1998	2004	ウ		ア		5	
789	イ		ア	1998	2003	エ		ア	6	40	
790	イ	20	ア		2004	イ		ア		50	
791											
792	イ	50～60	ア	1997	2004	イ		ア	150	300	
793	イ	40～50	イ	1993	2000	イ		ア	70	35	
794	イ	30	イ	1998	2004	イ		ア	10	50	
795	イ	40	イ	2001	2004	ウ		ア	8	30	
796	イ	50	イ	1998	2004	イ	補助事業で再造林を推進している	ア	8	13	
797	イ	50	イ	1991	2004	イ		ア		15	
798	イ	40	ア		2004	ア		ア	90	280	
799	イ	60	イ	1998	2003	イ		ア	12	8	
宮崎県											
800											
801	イ	20	ア	1994	2004	イ		イ			
802	ア		イ		2004	イ		イ			
803	イ	30	イ		2004	ウ		ア		30	
804	イ	50	ア	2000	2004	ア		イ			
805	イ	60	ア	2000	2004	ア		イ			
806											
807	イ	60	イ	1991	2004	イ		ア		394	
鹿児島県											
808	イ	30	エ								
809	イ	40	エ			カ	再造林の面積がない				
810	イ	50	ウ	1994	1998	ウ		イ			
811	イ	50	オ								
812	イ	35	ア		2004	イ		イ			
813	イ	60									
814	イ	10	イ	2000	2004	エ		ア	10		
815	イ	30	エ								
816	イ	40	ア		2004	イ		ア		10	
817	イ	40	ア	1990	1995	エ		ア	10	10	
818											
819	イ	80	イ		2004	イ		ア	5	8	
820	イ	50	イ	1991	2004	イ		ア	10	5	
821	イ	60	イ	1998	2003	イ		ア	5	4	
822	ア		ウ	2001		ウ		ア	3	2	
823	イ	70	ウ			ウ		ア	10	3	
824	ア		ウ	2001	2004	ウ		ア	20	10	

I		II. 皆伐跡地の再造林放棄について						
2		1. 概要		2. 5カ年の増減		3. 把握規模		
森林組合番号	4. 実行遅れの状況	1. 発生状況	2. 発生時期	※3	カ. 具体的記述	ア. 把握している→	カ所	ha
	※1	※2	発生開始時期	終息時期		イ. 把握していない		
	遅れている面積比率							
	数値 (%)		(年)	(年)				
	※1「ア. 間伐が必要な林分はほとんど100%間伐されている, イ. 間伐は遅れている」 ※2「ア. よくある, イ. あまり多くはないがある, ウ. あまりない, エ. ほとんどない (ない), オ. 人工林の皆伐はない, カ. よくわからない」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」							
—	825	イ	50	エ				
—	826	イ	40	エ				
—	827	イ	60	エ	ウ	ア	6	0.6
—	828							
—	829	イ	30	ウ	エ	イ		
—	830							
—	831	イ		オ				
—	832			ア	1980 1990			
—	833							
沖縄県								
—	834			オ	カ	ほとんどない		
—	835							
—	836			ア	1990 1998	エ	ア	10 12
—	837							

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について				Ⅲ. 林地の売買について				
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し		1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時		
森林組合番号	第一次的	副次的	※ 2	キ. 具体的記述	※ 3	カ. 具体的記述	1. 年頃	
	※ 1	※ 1						
	※ 1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」							
	※ 2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」							
※ 3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」								
1		ア・エ・ カ・キ・ク	ア		エ		1989	1989
2	ア	ケ	カ		エ		1975	1995
3	カ	キ・ケ	イ		ウ		1989	
4		カ・ケ	エ		エ		1993	1996
5		ア・ク	キ	木材価格のていかに る再造林にお金がか かり補助金も不足	オ			
6		ア	ウ		オ			
7		ア・エ			イ		2000	
8	ア	エ・ク	イ		ウ		1980	2000
9			ウ		オ			
10			ウ		オ			
11		ア・ク	イ		ウ			
12	カ	キ・ケ	エ		エ			
13	ア	エ・カ・ク	イ		ウ			
14			ウ		イ			
15			ウ		エ			
16		カ	エ		オ			
17	ア	カ・キ・ケ			イ		2003	2004
18	ク	ア	イ		ウ		1976	
19	ア	エ・カ・ キ・ク	エ		ウ		1970	1990
20		ア・カ・ケ	イ		イ		1972	1975
21	カ	ア・ク	ウ		エ			
22	ア	エ・カ・ク	イ		イ			
23			イ		ウ			
24	ク	ア・エ・ オ・ケ	イ		ウ			
25			イ		オ			
26		ア・オ・ カ・キ・ ク・ケ	オ		ウ			
27			ウ		エ			
28	ク	ア	エ		イ			
29		ア	オ		イ			
30	ア	カ・ケ	イ		イ			
31	ア	キ・ク	イ		イ		1980	2002
32	ア	エ・カ・ク	イ		イ			
33			ウ		ウ		1993	1995
34		ク・ケ	ウ		ウ			
35			ウ		ウ			
36	エ	ア			ウ			
37		ア・キ	エ		ア		1997	1998
38	ア	ケ	イ		イ		1995	1997
39			イ		エ			
40	ア	エ・ケ	オ		ウ			
41	ア	カ・ケ	イ		ウ			
42	ア	エ・カ・ キ・ケ	イ		イ		1990	1998
43		カ			イ		1949	1995
44			ウ		イ		1993	1998
45			ウ		ウ			1970
46			ウ		イ		2001	2002
47			カ		ウ			1991

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について				Ⅲ. 林地の売買について		
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し		1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林組 合番 号	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃	
	※1	※1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述		
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」					
	※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」					
	※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」					
48			ウ	ウ		
49			キ	当地区はやっと間伐 木を迎えたところで あり皆伐期に達して いない	ウ	1993
50	カ	エ・ケ	カ	ウ	1970	1999
51	エ	ア・ク・ケ	カ	エ		
52		ク・ケ	イ	ウ	1970	
53				イ		
54			ウ	ウ		
55		エ・カ・ク	エ	イ	1998	2003
56	カ	キ	オ	ウ		
57	ア	カ・ク・ケ	イ	イ	1999	1999
58	カ	ケ	オ	イ	1998	
59		ア・イ・ カ・ケ	ア	ウ		
60		ク	エ	ウ		
61	ア	カ・キ・ケ	イ	イ		
62	カ	ア・エ・ キ・ケ	ア	イ	1998	1998
63	カ	ア・ク・ケ	ア	イ	1996	1999
64		エ・ク	エ	イ	2001	2003
65	カ		イ	イ		
66	カ	キ・ケ	オ	イ	1995	1998
67	ク	ア・カ・ケ	エ	イ		1998
68	ケ	カ・キ	オ			
69		ア・ケ	エ	森林組合が造林を指 導していく	イ	1993
70	ア	カ・ケ	キ	補助制度によって増 減考えられる	イ	
71	ア	エ・カ・ク	イ	ウ	1972	
72			ウ	イ		
73		カ	ウ	イ		
74	カ	ケ		ウ		2002
75		カ・キ	オ	イ	1998	2004
76			オ	ウ		
77	ア	エ・カ・ク	イ	ウ		
78	ア	カ・ケ	ウ	ウ	1993	
79	ア	カ・ク	ウ	ウ	1990	1990
80	ア	エ・カ・ク	ア	イ	2000	2000
81	ア	カ・キ・ ク・ケ	ウ	ウ		
82	ア	エ・ク	イ	ウ	1970	2000
83	ア	カ・キ・ケ	エ	ウ	1980	1993
84		ア・カ・ク	ウ	ウ		
85	ア	カ・キ・ ク・ケ	イ	ウ		
86	ア	ク・ケ	イ	ウ		
87		オ	エ	ウ	1955	1990
88	ア	エ・カ・ケ	イ	イ	1995	1998
89	ア		ア	イ	2000	2000
90			オ	イ	2002	1995
91	キ	ア・カ・ケ	キ	現在の補助制度が継 続されれば経ると思 う	イ	
92	ア	カ・キ・ク	ウ	ウ		
93			カ	ウ		

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について				Ⅲ. 林地の売買について				
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し		1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時		
森林組合番号	第一次的	副次的	※ 2	キ. 具体的記述	※ 3	カ. 具体的記述	1. 年頃	
	※1	※1						
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」							
	※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」							
※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」								
	94	ア・エ・ク	ウ		ウ		1965	1965
	95	エ	キ・ケ	ウ		イ	2000	2001
	96		カ・ク	ウ		ウ		
	97	ア	カ・キ・ク	イ		イ	1975	2003
	98			カ		イ		
青森県								
	99	カ	ア・キ・ク	ア		ウ	1965	1990
	100	ア・ク	エ・キ・ケ	イ		イ	1989	2002
	101	ア・エ・ キ・ク	カ	オ		イ	林地開発の為	
	102			ウ		オ		
	103							
	104	ク	ケ	ウ		オ		
	105	ア	エ・カ・ク	イ		イ	1989	
	106	ア	カ・ク	ア		ウ		
	107							
	108	ア	カ・ク・ケ	ア		オ		
	109	ク	ア・カ	ウ		オ		1977
	110			エ		オ		
	111			イ		オ		
	112		ア・ク	イ		イ		
	113	ア	ク	ウ		イ	1998	2001
岩手県								
	114	ア	ク	イ		ウ	1989	1990
	115		ア	ア		イ		
	116		ア・ク・ケ	イ		ウ		
	117							
	118	ア	カ・ク	ア		オ		1993
	119							
	120			イ		ウ		
	121			イ		ウ		
	122	エ	イ・ク	ア		ウ		
	123			イ		オ		
	124	ク		ア		ウ		
	125	ク	ア・エ	ア		ウ	1970	1991
	126							
	127	ア	カ・ク	ア		イ	1995	1995
	128	ア	エ	オ		ウ		
	129	ク	ア	イ		エ		
	130	ク	ア・エ	ア		ウ		
	131	ア・カ・ ク	イ・ケ	イ		イ	1993	1998
	132							
	133	ク	ア	イ		ウ	1992	2001
	134	ア	イ・エ・ カ・ク	ウ		オ		
	135		ア	ア		イ	1997	1997
	136					イ		2000
	137	ク	ア・エ	イ		イ		
	138							
宮城県								
	139	ク	ア	ウ		ウ		
	140		ア・エ・ カ・ク	イ		エ		
	141			ア		エ		

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について				Ⅲ. 林地の売買について			
4. 発牛理由 (複数回答)			5. 今後の見通し		1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林組合番号	第一次的	副次的	※ 2	キ. 具体的記述	※ 3	カ. 具体的記述	1. 年頃
	※1	※1					
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」						
	※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」						
	※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」						
	142						
	143	ア・イ・ク	イ		オ		
	144	ア	エ・カ	ア		エ	
	145	ア	カ・ク	ア		オ	
	146	ク	ア	イ		オ	
	147	ク	ア	ア		イ	
	148		ク	イ		エ	
	149	ク	エ・カ・ケ	イ		エ	1990 1994
	150	カ・ク	ア	イ		オ	
	151			イ		エ	
	152	ア	エ			エ	
	153	ア・ク	ケ	イ		イ	1993
	154	ア	エ・カ・ ク・ケ	イ		イ	2003
	155	ア	カ・ク・ケ	ウ		エ	1965
	156	ア	エ・カ・ ク・ケ	イ		オ	
	157	カ	ク・ケ	ウ		ウ	
秋田県							
	158	ア・エ・ ク	カ・ケ	ア		イ	1995 1990
	159						
	160			オ		エ	1985 1985
	161	ア	エ・ク・ケ	イ		ウ	1980 1995
	162			イ		ウ	
	163	ク		イ		イ	1994 1994
	164	ア	カ・ク	イ		イ	
	165	ア	ク	イ		エ	
	166	ア	エ	イ		イ	1975
	167	ア	エ・ク	ア		イ	2000 2000
	168	ク	ア・カ・ケ	イ		イ	1980
	169	ア	エ・キ・ク	カ		イ	
	170			イ		イ	
山形県							
	171						
	172	カ	ア・ケ	ウ		エ	1980
	173	ア	カ・ク・ケ	ア		イ	
	174						
	175		ク			ウ	
	176	ア	ク	イ		オ	
	177						
	178			イ		オ	
	179			イ		エ	
	180	ケ	ア・エ・カ	イ		ウ	
	181	ア	カ・ク	イ		ウ	1990
	182	ア	イ・ク・ケ	ア		イ	
	183			カ		エ	
	184			キ		エ	
	185	ア	エ・カ・ ク・ケ	イ		エ	
福島県							
	186			ウ		エ	1980
	187						
	188	ア	イ・カ	カ		エ	1975
	189	ア	ク	ア		ウ	1990 1990

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について				Ⅲ. 林地の売買について			
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し		1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時	
森林組合番号	第一次的	副次的	※ 2	キ. 具体的記述	※ 3	カ. 具体的記述	1. 年頃
	※ 1	※ 1					
	※ 1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」						
	※ 2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」						
	※ 3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」						
	190	ア	イ・エ・ カ・ク・ケ	ア	イ		
	191						
	192						
	193		ア・カ	イ	オ		
	194			ア	オ		
	195						
	196	ア	エ・カ	ア	ウ	1998	
	197	ア	カ・ク・ケ	ウ	エ		
	198			ア	イ		
	199	ア	イ・エ・ カ・ケ	カ	ウ		
	200						
	201	ア	カ・ク	ウ	オ		
	202	ア・エ・ ク	カ・ケ	ア	オ		
	203	ア	エ・カ・ ク・ケ	イ	ウ		
	204	ク	ア	ウ	ウ	1998	
	205	ア・エ・ オ・ク	イ・カ	ア	ウ	1989	
	206						
	207	ア	ク	イ	ウ	1998	1998
	208						
	209			イ	イ	1990	1991
	210	ア	エ	ア	イ	1990	1995
	211	ア	カ	イ	オ		
	212						
茨城県							
	213						
	214						
	215		エ・キ・ク	イ		1998	
	216						
	217						
	218		ク	エ		1985	1990
	219			エ		1989	1989
	220	ア	イ	イ	ウ	2001	
	221	ア	キ	オ	ウ		
	222			イ	オ		
	223	ク	ア	イ	オ	1986	
	224						
	225	イ	ケ	ア	オ		
	226						
	227						
	228				エ	1991	1991
	229			イ	オ		
	230						
栃木県							
	231	ア	ク・ケ	イ	イ		
	232			ウ	エ		
	233		ア・ク	ウ	イ		
	234			ウ	ウ		
	235			イ	ウ		
	236						
	237						

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について		Ⅲ. 林地の売買について			
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し	1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林 組合 番号	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃
	※ 1	※ 1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述	
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」 ※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」				
238	ク	ア・カ	ウ	ウ	
239	ク	ア	イ	イ	
240					
241			キ 皆伐が少ないので減る	エ	
242		ケ	イ	イ	
243	ア	ク	カ	ウ	1993
244	ア	カ・ク	イ	オ	1980 1990
群馬県					
245					
246					
247					
248					
249					
250		キ	イ	ア	2000 2000
251					
252	ア	エ・カ・ク	イ	ウ	1998 1999
253					
254					
255					
256	ク	ア・イ・カ	エ	エ	
257					
258					
259	ク	ア・カ・ケ	カ	オ	
260			ウ	オ	
261	ア	カ・ケ	エ	ウ	1988 1996
262					
263		ア	ウ	ウ	1993
264					
265	ア	イ・エ	イ	ウ	2000 2003
埼玉県					
266	ア・ク	カ	イ	イ	
267	カ	ア		オ	
268					
269	ア	エ・ク	イ	オ	
270	ア・エ	ク	ウ	エ	
271			オ	エ	
千葉県					
272			カ	エ	
273					
274					
275		ア・エ	イ	ウ	1975 1990
276					
277	ア	イ・エ・カ・ク	ウ	エ	
278			ア	ウ	1985～1990 1990
279		ア・エ・カ	ウ	オ	
280	イ	カ・ケ	ウ	オ	
281	ア	エ・カ・ク・ケ	イ	イ	1975 バブル期
282					
283					
284					
285					
286	ケ	ア・イ・カ	カ	オ	1993

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について		Ⅲ. 林地の売買について				
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し		1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
第一次的	副次的	※ 2	キ. 具体的記述	※ 3	カ. 具体的記述	1. 年頃
※ 1	※ 1					
※1 「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」 ※2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※3 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」						
森林組合番号	287	ア	カ・キ	カ	ウ	1980 1989
	288					
	289					
	290			キ 把握していない	オ	
	神奈川県					
	291			ウ	オ	
	292					
	293			オ	オ	
	294			ア	エ	
	295			カ	ウ	
	296					
	297		カ・キ	ウ	エ	
	298	ク	ア・エ	カ	カ 水源林として県に売却	2002
	299			ウ	ウ	
	300			ウ	オ	
	301			イ	ウ	
	302			ウ	ウ	
	新潟県					
	303	ク	ア	イ	オ	
	304		ア・カ	ウ	イ	
	305			ウ	エ	
	306					
	307	カ	ア・エ・ ク・ケ	ウ	イ	日本列島 改造論時代
	308					
	309	ア	エ・ケ	ウ	イ	
	310					
	311					
	312			カ	オ	
	313			イ	ウ	
	314	ア・ク	カ・ケ	ア	イ	
	315			キ 皆伐がほとんどないが、そんな人は再造林をしている	エ	
	316	ア	カ・ク	ア	イ	
	317	ア	カ・ケ	オ	ウ	
	318	ア	エ・カ・ ク・ケ	イ	エ	
	319					
	320	ア	エ	イ	ウ	1999 1993
	321			カ	エ	
	322					
	323			オ	カ 公共工事のみ	
	324	ア	エ・カ・ケ	ウ	ウ	
	325					
	326					
	327			カ	ウ	
	328	ア	カ・キ・ク	キ 今の材価で行くと皆伐はない	ウ	1993
	329	ア	エ・カ・ケ	ア	ウ	1993
	330					
	331	ア・カ・ ケ	エ・オ	ウ	オ	
	332		ア	ウ	エ	
	333					

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について				Ⅲ. 林地の売買について				
森林組合番号	4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し		1. 発生頻度		2. 目立ち始めた時期	3. 最も多かった時
	第一次的	副次的	※ 2	キ. 具体的記述	※ 3	カ. 具体的記述	1. 年頃	
	※1	※1						
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」							
	※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」							
※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」								
富山県								
334	ア・エ・ク	イ		ウ				1995
335			ア		オ			
336			イ		オ			
337								
338	キ		イ		ウ			
339	ア	エ・カ・ク	カ		エ			
340	ク	ア・カ	ア		オ			1996
341								
石川県								
342	ア・カ・ ク・ケ	イ		ウ				
343			ウ		オ			
344			ウ		ウ			1998
345			イ	現在林価が安い め、ほとんど人工林 の皆伐がない	オ			
346	ク	ア・エ	イ		ウ			
347	ア	イ	イ		エ			
348	ア・エ	ケ	イ		イ		1994	1994
349	カ	ア・ク・ケ	イ		ウ			
350		ア・イ・ケ	イ		エ			
351	ウ	ア						
352		ア・エ・ カ・ケ	ア		カ	売りたい方は沢山い るが売れない現状で ある		1975
353	ア	イ・カ・ ク・ケ						
354	エ	ア	ウ		ウ			2000
355	ア・エ	ク	ア		イ		1996	
356								
357								
福井県								
358	ア・エ	カ・ケ	イ		イ		1989	
359	カ		オ		エ			
360								
361	ア	エ・ク	イ		ウ			1990
362								
363	ク	カ・ケ	イ		イ			
364	ク	ア	イ		イ			
365	ア	キ・ク	イ		イ			
366	ア	カ・ケ	カ		ウ			
367		ア・ク	イ		イ			
368	カ	ア・エ・ク	ウ		ウ			
369	ア・カ	キ・ケ	イ		ウ		1990	1991
370		イ・エ・カ	イ		オ			
371								
372								
373	ア	ク・ケ	ウ		エ			
374	ア		ウ		エ			
375	ク	ア・エ・カ	イ		ウ			1975
山梨県								
376		ア・エ・ク	イ		ウ			
377	ア	ク・ケ	カ		カ	事例なし		
378		ア・ク・ケ	イ		エ			
379								

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について		Ⅲ. 林地の売買について			
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し	1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林 組合 番号	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃
	※ 1	※ 1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述	
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」 ※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」				
380					
381			イ	エ	
382		イ・エ・ カ・ク	ア	オ	
383	ク	ア・カ	カ	イ	
384				カ	10年前には林地売買(土地騰貴)されたが近年ほとんどない
385		ア・カ	イ	オ	1990 1990
386					
387	ク	ア・エ	カ	エ	1993
388					
長野県					
389			ウ	オ	
390	ア	イ・エ	イ	エ	1991 1991
391			ウ	ウ	
392					
393					
394			ウ	ウ	
395					
396		ア・ク・ケ	イ	ウ	1970
397					
398					
399			ウ	イ	2001 2001
400			ウ	エ, オ	
401					
402					
403					
404					
405					
406	ア	カ・ク	イ	エ	
407			ウ	エ	
408		ア・エ	ウ	オ	
409		カ	カ	オ	
410			カ	ウ	
411			ウ	ウ	
412	ア・カ	エ・ク	ウ	エ	1990
413					
414					
415	ア	エ・カ・ク	キ 皆伐した場合増える	エ	1990 1990
岐阜県					
416					
417	ア・ク	イ・エ・ オ・カ・ケ	イ	イ	1998 2000
418			イ	オ	
419	ク	ア・エ・ オ・カ・ケ	ア	オ	
420					
421			ウ	オ	
422	ア・カ	ケ			
423		ク	ア	オ	
424					
425		ア・エ・ク	イ	ウ	
426	ア	カ・キ・ ク・ケ	イ	エ	
427		ア・カ・ク	イ	オ	

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について		Ⅲ. 林地の売買について			
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し	1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林 組合 番号	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃
	※1	※1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述	
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」 ※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」				
428	ア・カ・ケ				
429			カ	イ	1996 2000
430					
431	ア	エ・ク	ウ	エ	1960
432			ウ	エ	1994 1995
433					
434			カ	イ	1988
435					
436	カ	ア	イ	エ	
437	ア・ケ	ク	オ	イ	2000 2000
438					
439					
440	ア	カ	イ	ウ	
441					
442		ア・エ・ カ・ク			
443					
444			オ	オ	
445	ア	エ	キ 木材価格による	イ	
446					
447					
448	ア	イ・ケ	ア	オ	
449	ア	カ・ク	イ	ウ	
450		ア・エ・ カ・ク	ア	イ	1989
静岡県					
451	ア	ク	ア	オ	
452					
453					
454					
455					
456			ア	オ	1970
457	カ	ク	ア	イ 道路開発	
458			ウ	オ	
459			ウ	イ	1999 2002
460			キ 再造林放棄はないと思う	オ	
461	ア・エ	ケ	イ	イ	1993 1993
462		ア・エ・ク	イ	ウ	
463					
464	ア	ク	ウ	カ 年に1件程度と思われる。面積としては2ha前後	
465	ア	ク	オ	ウ	
466					
467	ア	エ・ク	イ	イ	
468	ア	エ			
469	ア	カ・キ・ ク・ケ	イ	イ	1998 1998
470	ア	ク・ケ	イ	ウ	
471			ウ	ウ	
472			イ	イ	1993
473	ア	ケ	カ	イ	2000 2001
愛知県					
474			イ	イ	
475	ア	キ・ク	イ	イ	1993 1998

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について		Ⅲ. 林地の売買について			
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し	1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林 組合 番号	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃
	※ 1	※ 1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述	
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」 ※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」				
476					
477					
478					
479	ア・イ・ク	オ		カ 個人対個人はあまりなく、当組合では把握していない。しかし、公共工事での移動は少しではあるが見受けられる。	
480					
481	ク	ア	ウ	ウ	1994
482					
483			ウ	オ	
484				エ	
485	イ・カ	キ	再造林をするような皆伐がまだほとんどない。	オ	
486	ア	カ・キ・ク	イ	イ	1990
487			イ	オ	
488					
489		ア・ケ	ウ	ウ	
490		ア・イ・ク・ケ	ウ	オ	
491	ア	オ・カ・ク・ケ	イ	ウ	バブル最盛期 バブル期
492			ウ	エ	
493			カ	エ	
三重県					
494	ア	イ	ウ	イ	2002 2002
495	ク	ア・カ・キ・ケ	ア	イ	常態
496	ク	ア・カ	イ	ウ	
497	ア	ク	ア 当地域は40～50年生林分が一番多く、今後20～30年後に伐期を迎えると増加するだろう	エ	1995
498	ア	ク	イ	ウ	
499	ア・エ・ケ		ア	ウ	
500					
501	ア・ク	カ・ケ	ア	エ	
滋賀県					
502	ア	エ・ク	イ 再造林、また保育費が高く、再造林放棄は増加するだろう	オ	
503	ア	エ・ク・ケ	カ	エ	
504	ケ	ア・ク	イ	ウ	
505	ク	エ	キ 皆伐は少なく、その内一部の放棄地がでるだろう	エ	1965
506					
507	ア	エ・キ・ケ	イ	ウ	1991 1992
508			ウ	エ	
509			ア	エ	1980 1985
510	ア	ク・ケ	ア	エ	
511	ク	ア・エ	ウ	ウ	1995 1995
京都府					
512	ア	オ・カ・ケ	ア	エ	

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について				Ⅲ. 林地の売買について		
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し		1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林組 合番 号	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃	
	※1	※1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述		
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」					
	※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」					
※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」						
	513	ク	ア	イ	ウ	1980
	514		ア	イ	エ	1975
	515	ク	ア・エ			
	516		ア・カ・ク	イ	イ	1989 2002
	517	ア・ク	カ	キ	イ	
	518		ア・カ・ク	カ	エ	
	519			キ	オ	
	520	ア	カ・ク・ケ	ア	エ	
	521	ア・ク		イ	ウ	1990
	522	カ	ア・イ・ク	カ	エ	
	523	ア	カ・ク	カ	エ	
兵庫県	524	ア	カ・ケ			
	525			イ	オ	
	526					
	527				オ	
	528			ア	ウ	
	529	ア	エ	エ	ウ	1990
	530	ク	ア・キ	ア	オ	
	531			ア	オ	
	532	ク		オ	エ	
	533					
	534	イ	ケ	エ	エ	
	535		ア・ク	ア	エ	1970 1970
	536	ア	エ・カ・ ク・ケ	ア	オ	
	537				エ	
	538					
	539	ア		イ	エ	
	540	カ	ク	イ	イ	
	541	ア	カ・ク・ケ	カ	オ	
	542				エ	
	543	ア・エ	カ・ク	イ	エ	
	544			イ	エ	
	545				オ	
	546		ク	イ	エ	
	547	ア	カ・キ・ ク・ケ	イ	ウ	
	548	ア	エ・カ・ ク・ケ	イ	エ	
	549			ウ	オ	
奈良県	550			カ	エ	
	551			イ	ウ	
	552	ア	ク	イ	エ	
	553	ク	ア・エ	カ	エ	
	554	ア	カ	ウ	エ	
	555	ア	イ・エ・ オ・ク・ケ	イ	オ	
	556	ク	ア・エ	イ	オ	
	557	ア・ク		ア	エ	1995 1995
	558	ア	エ・ク・ケ	イ	イ	2004

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について		Ⅲ. 林地の売買について			
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し	1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林 組合 番号	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃
	※ 1	※ 1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述	
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」 ※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」				
559			ア	オ	1970 1990
560		ア・カ・ケ	ウ	カ 全くない	
561	ア・エ・ ク		イ	エ	
562		ア・ク・ケ	カ	エ	1985
563	ア・ク	カ・ケ	ア	ウ	
564	ア・ク	エ	ウ	オ	2000
565					
566			イ	ウ	1971 1993
567	ア	カ・ク・ケ	ウ	オ	
568	ア	カ	イ	イ	1999 1990
和歌山県					
569	ア	カ・ク・ケ	ウ	エ	
570	ア	ク	オ	エ	1980 1965
571	ア	カ・キ・ ク・ケ	オ	エ	1990 1992
572			イ	エ	
573			イ	エ	
574	ア・カ・ ク・ケ	エ・キ	ア	ウ	山林の売買は 価格が高騰し ている時期の 方が多い 1990
575	ク	ア・カ	エ	イ	
576	ア	カ	カ	エ	
577	ア	エ・カ	ア	エ	1993
578	ア	ク	イ	ウ	
579		ア・ク	ウ	イ	1990
580	ア	カ・ク・ケ	カ	エ	
581		ア・エ・ カ・ク	ウ	イ	1998 2004
582	ア	ク	オ	ウ	
583	ク	ア		イ	
584	ア	イ・ク	イ	イ	2002 2002
鳥取県					
585			ウ	エ	
586	ア	エ・ク	イ	ウ	
587			ウ	ウ	
588	カ	ア・エ・ケ	ウ	オ	
589	ケ	ア・カ	カ	オ	
590	ア	ク	イ	ウ	1990
島根県					
591	カ・ク		イ	イ	
592	ア	エ・ク	ア	ウ	
593	ア・エ	カ	オ	エ	
594	ア	エ・カ・ク	ア	イ	1993 2003
595				ウ	
596	ア	エ・カ・ク	イ	ウ	
597		ア・カ・ク	ウ	イ	1998 2001
598	ク	ア	イ	ウ	
599	ク	ア・カ	イ	ウ	
600			オ	オ	
岡山県					
601			イ	オ	
602	ケ	ウ・カ	キ	オ	
603			カ	オ	

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し	1. 発生頻度	2. 目立ち始めた時期	3. 最も多かった時
	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃	
	※1	※1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述		
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」					
	※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」					
※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」						
604				エ		
605			カ	エ		
606	ク	ア・エ・ オ・カ	ア	ウ		
607			ウ	エ		
608			ウ	ウ		
609			ウ	エ		
610	ア・ケ	イ・カ	ウ	オ		
611	ア	ク・ケ	ウ	オ		
612		ア・エ・ カ・ク・ケ	イ	オ		
613	ア	ク・ケ	エ	エ		
614			ア	カ		
615	ク	エ・ケ	ア	ウ		1993
616		ア・カ・ ク・ケ	イ	エ	1990	1990
617	ア	エ・カ・ キ・ク・ケ	イ	エ		
618		カ・ケ	ウ	イ	1995	2002
619			イ	ウ		
620	ア・エ	ケ	キ 補助金次第と考える が、木材価格が低下 のため、放棄せざる をえない	エ		
621			ウ	カ なし		
622	ア	ケ	ア, キ 台風(16年23号)被害後地の放棄 の増大	イ	2000	2002
623	ア	イ・オ・ カ・ケ	イ	エ		
624	カ	ク	ア	ウ		
625				オ		
626			オ	エ		1991
広島県						
627	ア	エ・ケ		ウ		
628			ア	エ		
629	ア・エ・ カ・ク	ケ	カ	イ		
630			ウ	エ		
631	ア	エ・カ・ク	ア	イ		
632	ア	イ・エ・ カ・ク	イ	ウ	2001	2002
633	ア・カ・ ク・ケ	イ		イ		
634			エ	エ	1989	1993
635	エ	ア	ア	エ	1973	1990
636	ア	エ・カ・ケ	ア	ウ		1990
637			イ	エ		
638	ア・ク	イ・カ・ケ	カ	オ		
639	ク	ア・エ・カ	イ	イ	1980	1990
640	ア	エ	ウ	イ		1993
山口県						
641	ク	ア・エ・ カ・ケ	ア	エ	1980	
642	ア	エ	ア	イ	2000	
643	ア		ア	エ	2000	1996

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について		Ⅲ. 林地の売買について			
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し	1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林 組合 番号	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃
	※ 1	※ 1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述	
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」 ※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」				
644			カ	イ	1990 2004
645	ア	エ・カ・ク	ア	ウ	
646	ケ	ア・エ	ア	イ	
647	ア・エ・ カ・ケ	イ・ク	イ	オ	
徳島県					
648		ア・カ・ケ	カ	ウ	
649	ア	エ・ク	イ	ウ	
650			カ	オ	
651	ア	カ・ケ	イ	イ	1998 2000
652				イ	1998 2000
653	ア	エ・ケ	オ	エ	
654			イ	エ	
655		ア・カ・ク	イ	ウ	2001 2001
656	カ	キ・ク	イ	イ	
657	ア	カ・キ・ ク・ケ	ア	オ	
658	ア	キ	ア	ウ	
659	ア	エ・カ	ウ	ウ	
660	カ・ケ	ア・ク	イ	エ	
香川県					
661			カ	エ	
662		ケ	ウ	ウ	1970
663				エ	
664			ウ	ウ	
665	ア	エ・カ・ ク・ケ	キ	エ	1955 1990
666	ア	ク	イ	イ	
667	ク	ケ	イ	エ	1990 1995
愛媛県					
668	ケ	ア・カ・キ	ア	ウ	
669	ア	エ・ク	エ	イ	1995 1998
670			イ	エ	1990
671	ア	カ・キ・ ク・ケ	エ	イ	
672		ア・ク・ケ	ウ	オ	
673	ア	イ・エ・ ク・ケ	イ	ウ	
674	キ	ア・カ	カ	エ	
675	ア	エ・カ・ク	ア	イ	2003 2003
676				エ	
677	ア	ク	イ	ウ	
678	ア	ク	イ	ウ	
679			オ	エ	
680			イ	ウ	
681		ア	イ	ウ	
682		オ・ク	カ	イ	
683		カ	イ	エ	
684					
685	ア	カ	カ	エ	
686		ア	ア	オ	
687	ア	カ・ク	ア	エ	1970～1980
高知県					
688	ア	カ・キ・ク	ア	イ	

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し	1. 発生頻度	2. 目立ち始めた時期	3. 最も多かった時
	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	カ. 具体的記述	1. 年頃
	※ 1	※ 1	キ. 具体的記述			
	※ 1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」 ※ 2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」					
689			イ	ウ		
690	カ	ア	ア	ウ		
691	ク	ア・カ	ア	カ	あまり把握していない	1997
692	ア	カ・ク	イ	イ		
693	ア	エ・ク	イ	ウ		1989 1990
694	ク	ア・エ・カ	オ	エ		1970 1990
695	ア	カ・キ・ク	エ	イ		
696			カ	イ		
697	ク	ア	イ	※林地売買実績なし		
698			カ	オ		
699	ク	カ・ケ	ア	イ		
700	ア	ケ	ウ	ウ		1960
701			ウ	オ		
702			イ	エ		
703	ケ	ア・カ	イ	イ		
704	ア		ウ	イ		
705	ア	カ・ケ	ア	イ		
706			キ	1-5（年齢？）での皆伐が増えれば放棄が増えるだろう	ウ	
707	ク	ア	イ	イ		
708	カ	ア・ク・ケ	ア	ウ		1981
709	ク	ア・カ	ア	エ		
710	ア	エ・カ	ア	イ		
711	ク	ア・エ・カ	イ	ウ		1995 2000
712			ア	エ		
713	エ	ア・キ	イ	イ		2001 2002
714	ケ	ア・ク	イ	カ	買い手不足	
715	カ	ク	イ	イ		1998 1998
716	ア	オ	ア	ア		1998
717	ア	カ・ク	イ	ウ		1990
718		ア	ウ	エ		
福岡県						
719			キ	福岡市は市との分取林制度があるため放棄林はほとんどない	オ	
720	ア	カ・キ・ケ	イ	イ		
721	ア	ケ	イ	イ		1998 2000
722						
723			ア	オ		
724				エ		
725			イ	イ		
726			イ	エ		
727				イ		1999
728		ア・イ・エ	カ	ウ		
729			ウ	ウ		
730				ウ		
731	ア	イ・カ・ク・ケ	イ	オ		
732			イ	ウ		
733	カ・ク	ア・エ	イ	イ		1996 2002
734	ア・ク	カ	ア	エ		
735						
736	ク	ケ	ウ	オ		

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について				Ⅲ. 林地の売買について			
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し		1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時	
森林組合 番号	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃		
	※1	※1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述			
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」						
	※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」						
※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」							
	737	ク	ア・エ・ カ・ケ	ア	イ	2000	1993
	738	カ	ク・ケ	ア	イ	2000	2000
	739						
	740	ア	エ・カ・ ク・ケ	イ	ウ	1990	
	741	ク	ア・カ	イ	ウ		
	742			カ	オ		
	743	カ	ケ	イ	イ		
	744			キ	皆伐後2年以内に植林 の義務があり放棄森 林はない	ウ	
	745	ア	イ・カ・ ク・ケ	ア	ウ	1992	1993
	746						
	747	キ	ク・ケ	イ	ウ	1998～2000	2002～2003
佐賀県							
	748	ア	イ・カ	イ	エ		
	749				エ		
	750	エ	ア・ク・ケ	イ	ア	1998	2002
	751	ク	ア	イ	エ		
	752	ア・ク	エ・ケ	カ	エ		
	753	ケ	ク	イ	イ	1998	
	754	ア	イ・カ・ク	イ	ウ	1994	1992
	755	ケ	ア・ク	イ	ウ		
	756	ア	イ・カ	イ	ウ		
	757			オ	ウ		
	758	ク	ア・オ	ウ	エ		
長崎県							
	759	ア	カ・ク・ケ	ア	ウ		
	760			カ	オ		
	761				エ	1994	1994
	762	ア	カ	イ	ウ		
	763			ア	エ		
	764	ア	エ・カ・ ク・ケ	ア	イ		
	765		ア・カ	キ	皆伐が少ないので再 造林は減っている	エ	
	766	ク	ア・イ・カ	ア	ウ		
	767			ウ	エ		
	768			オ	エ		
	769			ウ	イ		
熊本県							
	770	ク	カ	イ	エ		
	771						
	772	ア・エ・ ク	カ・ケ	イ	ウ	1975	
	773	ア	カ・ケ	イ	イ	1998	1998
	774	ア	カ・ケ	イ	イ		1990
	775	ア	カ・キ・ク	ウ	イ		2001
	776	ア	カ・ク・ケ	キ	再造林しても地域に よっては鹿の被害を 受けやすいのでその 対策が必要	ウ	
	777	ア	エ・ク・ケ	ア	イ	1989	
	778			ウ	ア	1998	1998
	779	ア	カ・キ	ウ	オ	1990	1998

Ⅱ．皆伐跡地の再造林放棄について		Ⅲ．林地の売買について			
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し	1. 発生頻度	2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林 組合 番号	第一次的	副次的	※ 2	※ 3	1. 年頃
	※ 1	※ 1	キ. 具体的記述	カ. 具体的記述	
	※1「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」 ※2「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※3「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」				
780	ア	ウ	エ		
781	ア・エ	ク	ア	イ	1999
782	ク	ア	イ	エ	
783					
784	ア	エ・ク	イ	イ	
785	ア・ク	カ・キ・ケ	イ	イ	
786	ア	カ・ク	ア	ウ	
大分県					
787	ク	ア・エ	イ	ウ	
788	ク	キ・ケ	イ	オ	
789	ク	ア・エ	ア	ウ	
790		ア・ケ	イ	イ	1998
791					
792	ア	イ・エ・ カ・ク・ケ	ア	ウ	
793	ア	イ・ク・ケ	ア	イ	1993～1998 1998
794	イ	ク	イ	ウ	
795	ア	カ・ク・ケ	イ	イ	
796	ア	ク	ア	イ	1995 1996
797	ア	イ・カ・ク	イ	エ	1998
798	ク	ア・エ	ア	エ	1998
799	ア・ク	イ・カ	イ	ウ	
宮崎県					
800					
801	ア	イ・ウ・ エ・カ・ ク・ケ	ア	ア	1995 2003
802	ア・ク	エ	ア	イ	1995 1995
803		ア・エ・ カ・ク・ケ	イ	ウ	1970 1990
804	ア・エ・ ク	ケ	ア	イ	
805	ア・カ	エ・ク・ケ	ア	イ	2004 2004
806					
807	イ	ア・ク・ケ	ア	ウ	
鹿児島県					
808		ウ	カ	開発行為(ゴルフ場、 団地、公的施設)以 外の売買については よく分からない	
809		ア・ク・ケ	カ	エ	
810	ア・エ・ ク	ケ	カ	ウ	
811			ア	エ	
812		ア	イ	エ	
813					
814	エ・ク	ア・カ	イ	ウ	1995
815			エ	エ	
816	ケ	ク	イ	イ	1998
817		ア	イ	ウ	
818					
819	ク	ア	イ	イ	2002 2002
820	ア	イ・エ・ カ・ケ	イ	ウ	1975 1991
821	ク	ア・イ	イ	イ	1998 2001
822		ア	イ	イ	2001 2001
823	ク		ウ	ウ	

Ⅱ. 皆伐跡地の再造林放棄について				Ⅲ. 林地の売買について			
4. 発生理由 (複数回答)		5. 今後の見通し		1. 発生頻度		2. 目立ち始 めた時期	3. 最も多 かった時
森林 組合 番号	第一次的	副次的	※ 2	キ. 具体的記述	※ 3	カ. 具体的記述	1. 年頃
	※ 1	※ 1					
	※ 1 「ア. 木材価格の低下, イ. 労働力の不足, ウ. 安心できる委託先がない, エ. 補助金の補助率が低い, オ. 補助金の手続きが面倒, カ. 森林の経営・管理に興味がない, キ. 売却を考えているため, ク. 再造林費の不足, ケ. 世代交代や後継者の他出などで山林経営の知識のある者がいない」						
	※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」						
	824	ア・カ・ク	イ		エ		1950
	825		イ		エ		
	826		オ		ウ		
	827	エ	ア・カ	イ	オ		
	828						
	829	ア	ケ	エ	ウ		1990～1991
	830						
	831		カ		オ		
	832		イ		オ		
	833						
沖縄県							
	834				オ		
	835						
	836	エ	オ		エ		1993
	837						

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号

3. 最も多かった時	4. 過去5年間の増減	5. 実態
2. 規模	※ カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性
件数 面積 (ha)		(1) 売却者
		最も多い 該当する (複数選択)
	※2	※2 キ. 具体的記述
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」		
※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」		

北海道

1			エ	競売400ha	ア・キ	競売400ha
2			オ		キ	一般の市民が所有しているもの
3			ウ	ア	イ	
4	7	30	エ	イ	ア	
5			ア		キ	農家の負債整理など
6			ウ			
7	5	3	イ		ア	
8			イ	カ	エ	
9			エ		ア	
10			カ	わからない	キ	わからない
11	2	5	エ		オ	
12			エ	ア	イ	
13			エ	ア	イ	
14			ウ		イ	
15			ウ		ア	
16						
17			イ	ア	イ	
18			ウ		ア・カ	
19			オ	カ		
20	3	15	エ	カ	イ	
21			ウ		ア・イ	
22			カ	把握しきれない部分がある	オ	
23	5	74	イ		ア	
24	1	5	ウ		ア	
25			カ	わからない	キ	わからない
26			ウ		ア	
27	1	574	ウ		キ	わからない
28	8	68	イ		ウ・オ	
29			イ		ア	
30			ウ	ア	イ	
31			イ		ア・イ	
32	1	2.4	ウ		ア	
33	2	10	オ		イ	
34	3	20	ウ		イ	
35	1	10	ウ		イ	
36	1	20	オ		ア・ウ	
37	21	93	ウ		キ	高齢者
38	8	100	ア	イ	ア	
39	5	36	イ		ア・イ	
40	8	50	ウ		イ	
41			ウ		ア・イ	
42	3	25	ウ		ア	
43	6	20	ウ		オ	
44			イ	イ	ア	
45			オ	オ	ア	
46	5	15	イ		ア	
47			ウ		イ・エ	
48			ウ		ア	
49	2	460	オ		イ・オ	
50		500	イ	イ	ウ・カ	
51			オ		オ	
52	1		エ		イ	

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※ カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性		
	件数	面積 (ha)		(1) 売却者		
				最も多い	該当する (複数選択)	
						※2
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
53			ア		イ・オ	
54	2		エ	ア	イ	
55	2	10	イ		ア・カ	
56	4		オ	イ		
57	2	50	イ	ウ	エ	
58			ウ		イ	
59			ウ		ア	
60			ウ	ア	イ	
61			ウ	イ	ア・ウ・オ	
62	4	30	イ	キ	イ	後継者のいない森林所有者
63			イ	ア	イ	
64	5	100	イ		イ	
65			ウ		イ	
66	7	46	イ	イ	ア	
67			イ	オ	イ	
68						
69			カ わからない		イ	
70	5	15	ウ		ア・イ・ウ	
71	2	200	ウ	カ	イ	
72			ウ		キ	
73			イ	イ	ア	
74	2		ウ	オ	イ	
75		250	イ		イ・カ	
76	2	6	ウ		ア・イ	
77			ウ		ア	
78	3	15	ウ	イ	ア	
79	1	18	エ	イ	ア・ウ	
80	14	30	イ	イ	ア	
81			ウ		ア	
82			ウ		イ	
83	1	5	ウ	ア	イ・ウ	
84	1	5	エ	イ	ア	
85			イ	ア	イ	
86			ウ			
87	3	20	ウ	イ	ア・キ	道東道高速道路関係もあり
88			ウ		イ	
89			イ		イ	
90	1	70	エ		イ・エ	
91	2	160	ウ		オ・カ	
92			ウ	カ	オ	
93			ウ		イ	
94			ウ		カ	
95	1	5	エ		ア	
96	1	160	ウ		キ	不在村者
97			イ	ア	カ	
98			エ		カ	
青森県						
99	3	150	オ		イ・ウ・カ	
100	3	2	ウ	ア	ウ	
101			ウ	キ		すべて
102						
103						
104	3	25	ウ	ア	イ	

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減	5. 実態	
	2. 規模		※	1. 関係者と林地の属性	
	件数 面積 (ha)		カ. 具体的記述	(1) 売却者	
				最も多い	該当する (複数選択)
				※2	※2 キ. 具体的記述
	※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」				
105	5	5	イ		ア
106			ウ		
107					
108			ウ	ア	
109			ウ		カ
110			カ	分からない	キ 分からない
111			ウ		キ 分からない
112			イ	ア	イ
113	10	30	イ		イ
岩手県					
114			ウ		イ
115	2	15	イ		イ・オ
116			ウ		ウ
117					
118			ウ		イ
119					
120			ウ		イ
121			ウ		ア・イ
122			ウ	ウ	ア
123			カ	私の所ではわかりません	イ ア
124			ウ		
125	3	16	オ	イ	ア
126					
127	3	15	ウ		ウ
128			ウ		キ JA
129			ウ	ア	イ
130			ウ		イ
131	6	30	エ		カ
132					
133			エ		イ
134					
135	1	50	エ		エ
136			カ	当組合がかかわっている ことが無いためはっきり わからない	イ・ウ
137			ウ		イ
138					
宮城県					
139			ウ		ア
140			ウ		ア
141			カ	売りたい方が多いが買い 手がない	
142					
143					
144			ウ		ウ
145			エ		ア
146			カ	わからない	キ 分からない
147			イ		イ
148			ウ		
149			オ	イ	ウ
150	1	10	カ	森林組合に売買があった 事の情報ほとんど入っ てこない	ア・カ
151			ウ		ア
152			ウ		ア

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※	カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性	
	件数	面積 (ha)	※1		(1) 売却者	
					最も多い	該当する (複数選択)
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
	153		カ	売りたいが買う方がいない	ア	
	154		ウ		ア	オ
	155	50	50	エ		ア
	156			ウ	ア	イ
	157			ウ	オ	イ
秋田県						
	158	4	4	イ		ア
	159					
	160			エ		ア
	161			ウ		ア
	162			ウ		ア
	163	4	5	エ	ア	ウ
	164			イ	ウ	ア
	165			オ		ア
	166			エ	エ	ウ
	167			エ	木材価格の低下により山林に対し魅力がない 売却希望者はいるが取得希望者がいない	ア イ
	168			カ		
	169			イ	ア	イ
	170			カ	把握していない	キ いろいろなケースがある
山形県						
	171					
	172			カ	取引がほとんどなし	ア
	173			イ	イ	ア・ウ・エ
	174					
	175			ウ		ア
	176			カ	林地の売買についてはわかりません	キ わからない
	177					
	178			ウ		ア
	179			ウ		カ
	180			ウ		ア
	181			ウ	ア	イ
	182			ウ		ア・イ
	183	1	2	ウ		ア
	184			カ		ア
	185			カ	わからない	
福島県						
	186			オ		ア
	187					
	188			オ		
	189			ウ		イ
	190			ウ	ア	オ
	191					
	192					
	193					
	194			カ	個人情報なので町村ではおしえてくれない	
	195					
	196			エ		ア
	197			ウ	ア	イ
	198	0		エ		オ
	199			エ		ウ・エ
	200					

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態		
	2. 規模		※	カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性		
	件数	面積 (ha)	-		(1) 売却者		
					最も多い	該当する (複数選択)	
							※2
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」							
	201		ウ		ア		
	202		カ	わからない	キ	わからない	
	203		ウ		ア		
	204		ウ		ア		
	205		エ		イ		
	206						
	207		エ		ア		
	208						
	209		エ		ア	イ・カ	
	210		イ		イ		
	211						
	212						
茨城県							
	213						
	214						
	215		ウ		イ		
	216						
	217						
	218	2	1	エ		ア	
	219			ウ		ア	
	220			ウ	ア	イ	
	221			ウ		エ	
	222			イ		ウ	
	223			ウ		ア・イ	
	224						
	225			カ	把握不可	ウ	
	226						
	227						
	228			カ	買い手ない	キ	規模に関係なく、手放す傾向が強い。
	229						
	230						
栃木県							
	231			ウ		ア	
	232	0		エ		ア	
	233	4	50	ウ		ア・ウ	
	234			エ	ア	イ	
	235			ウ		キ	不在村所有者10ha未満
	236						
	237						
	238			カ	売却したくても買う人がいない	イ	
	239			エ	ウ	イ	
	240						
	241			カ	減っていると思う	カ	
	242			ウ	ウ	ア・イ	
	243			ウ		イ	
	244			カ	土地の売却は他人に知られるのを嫌うので表面に出にくい。わからない。	ア・ウ	
群馬県							
	245						
	246						
	247						
	248						
	249						

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時※			4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性			
	件数	面積 (ha)		(1) 売却者			
				最も多い	該当する (複数選択)	キ. 具体的記述	
							※2
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」							
250	15	30	イ	ウ	ア		
251							
252	1	3	ウ		イ		
253							
254							
255							
256							
257							
258							
259			イ	ア	イ		
260			ウ		ア		
261			エ	イ	ア		
262							
263		10	ウ		イ		
264							
265	1	20	ウ		ウ		
埼玉県							
266			ウ		イ		
267			カ	わからない	ア・イ		
268							
269			カ	確答できるデータを持っていない	イ		
270			ウ		ア		
271			ウ		イ・キ	林地の売却実*はない	
千葉県							
272			カ	組合では取扱していない。	キ	組合では取扱していない。	
273							
274							
275			エ		カ・キ	倒産企業の山林	
276							
277			ウ		ア		
278			エ		キ	特例として、高速道路の代替地として	
279			ウ				
280			ウ				
281			ウ		ア		
282							
283							
284							
285							
286				イ	ア		
287			ウ		ア		
288							
289							
290			カ	把握していない	キ	把握していない	
神奈川県							
291			ウ	ア	イ・カ		
292							
293			エ		イ		
294			カ	あまり動かない			
295							
296							
297			ウ		ア		
298			イ		キ	水源林として県に	
299			ウ				

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※	カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性	
	件数	面積 (ha)	ウ		(1) 売却者	
					最も多い	該当する (複数選択)
※1「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
	300			カ	わからない	
	301			ウ		イ
	302	1	70.48	ウ		カ
新潟県						
	303			ウ	エ	カ
	304			イ	オ	ウ
	305			ウ		イ
	306					
	307			ウ	エ	イ
	308					
	309			ウ		イ
	310					
	311					
	312			ウ		ア
	313	2	0.08	ウ	ア	オ
	314			イ		ア
	315			ウ		イ
	316	4	10	ウ	イ	ア
	317			オ		ア
	318			カ	わからない	
	319					
	320	2	1.5	ウ	ア	
	321			ウ		ア
	322					
	323			オ		ア
	324			ウ	キ	カ 負債整理のため
	325					
	326					
	327			ウ		キ 農家
	328	3	0.7	カ	年にバラツキがある	ア
	329			カ	地区外に転出した人は売りたい意識があるようです	ア
	330					
	331			カ	わからない	
	332			ウ		ア
	333					
富山県						
	334	1	3	エ		ア
	335			カ	知っている限りでは売買は聞いてないし、組合に対し届け出の義務がないので分からない	キ 分からない
	336					
	337					
	338			イ		キ 村外者、村を出て行く時
	339			エ		ア
	340			ウ	ア	
	341					
石川県						
	342			ウ		ア
	343			カ	わからない、状況把握していない	キ 不明
	344	2	5.2	イ		ア
	345			カ	売却についてあまり情報がない	キ わからない

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態		
	2. 規模		※	カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性		
	件数	面積 (ha)	※1		(1) 売却者		
					最も多い	該当する (複数選択)	
							※2
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」							
	346		ウ		ア		
	347					オ	
	348	1	2	ウ		ア	
	349			ウ		ア	
	350			オ		キ	売却がほとんどないので不明
	351			ウ		イ	
	352			カ	売却したい方はいても売れない	キ	売れない
	353						
	354	18	130	ウ	ウ	イ	
	355			ウ		ウ	
	356						
	357						
福井県							
	358	5	120	イ	ア	イ	
	359			カ	もし有っても個人取引のため分からない	キ	各々のケースが考えられる, 後継者がいないなど
	360						
	361			オ		ア	
	362						
	363			イ	イ	ア・キ	競売3件
	364			ウ		ア	
	365			ウ	ア	イ	
	366			オ		ウ	
	367			ウ		ア・イ・ウ	
	368			ウ		イ	
	369			イ	イ	ア	
	370					イ	
	371						
	372						
	373			ウ	林地売買はほとんどない	ア	イ
	374			ウ		ア	
	375			ウ		ウ	
山梨県							
	376	1	3	ウ		ア	
	377	0	0	カ	事例なし	キ	売却の事例なし
	378			カ	売買なし		
	379						
	380						
	381			ウ			
	382			ウ		ア・カ	
	383			エ	ア		
	384			オ		ウ・オ	
	385			ウ			
	386						
	387	0		エ		イ	
	388						
長野県							
	389			カ	売買についてはわからない	キ	わからない
	390	2		オ		ア	
	391			ウ		キ	金融機関による担保物件
	392						
	393						

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減	5. 実態		
	2. 規模		※	1. 関係者と林地の属性		
	件数	面積 (ha)	カ. 具体的記述	(1) 売却者		
				最も多い	該当する (複数選択)	キ. 具体的記述
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
394			ウ		キ	林家とは言えない単なる森林所有者
395						
396			カ	別荘地等開発関係の売買はある	カ	ア・イ
397						
398						
399	0	0	ウ		イ	
400			エ		キ	県外山林所有者が希望するが買取希望者がいない
401						
402						
403						
404						
405						
406						
407			ウ		ア	
408			ウ			
409						
410			カ	売り手はあるが買い手がないので売買成立にならない	ア	
411			ウ		ア	
412			オ		キ	森林所有者全般
413						
414						
415			オ		イ	ア・ウ
岐阜県						
416						
417	30		イ		ア	
418			ウ		ウ	
419			ウ		カ	ア・イ・ウ・オ
420						
421			カ	林地開発事例が少ないので減っていると思われる		
422						
423			ウ		ア・イ	
424						
425			ウ			
426			オ		ア・カ	
427			ウ		ウ	
428						
429			ウ		イ	
430						
431			ウ		ア	
432	0	0	オ		ア	
433						
434	1	0.24	ウ		ア・イ	
435					キ	1.00ha以下の人が多い
436			ウ		ア	イ
437	1	11	イ			イ・カ
438						
439						
440			エ		ア	
441						
442						

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号

3. 最も多かった時	4. 過去5年間の増減	5. 実態
2. 規模	※ カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性
件数 面積 (ha)		(1) 売却者
		最も多い 該当する (複数選択)
	※2	※2 キ. 具体的記述
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」		

443				
444			ア・オ	
445	0	エ	エ・キ	エの林家
446				
447				
448		ウ	ウ	
449		エ	ア	
450		イ	イ・カ	
静岡県				
451				
452				
453				
454				
455				
456		ウ	ア	
457		ウ	ア	イ
458		カ	わからない	
459	100	イ	カ	
460				
461		イ	カ	ア
462		ウ	ア	
463				
464		ウ	キ	ア 管外所有者
465		エ	ア	
466				
467		カ	買う人がない	イ
468				
469	5	ウ	イ	カ
470		カ	林地の売りに希望は多いが、買い手がない	キ 実行例に乏しい
471				
472	8	7 ウ	イ	ア
473	6	6.5 イ	イ	
愛知県				
474		エ	ア	
475	1	1 イ	ウ	イ
476				
477				
478				
479		エ	ア	
480				
481		ウ	ア	
482				
483		カ	わからない	キ わからない
484		ウ		
485		カ	分からない	
486	2	1 オ	ア	イ
487		ウ	キ	わからない
488				
489	2	3 ウ	キ	森林組合
490		カ	わからない	イ
491		エ	イ	
492		ウ	ア・イ	
493		ウ		

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※	カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性	
	件数	面積 (ha)			(1) 売却者	
					最も多い	該当する (複数選択)
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
494			イ		イ	
495	5	132	カ	まとまった面積の売却がある	エ	イ
496			ウ			イ
497			オ		ア	イ・カ
498			ウ			ア
499			オ		ウ	
500					イ	ア
501			オ			ア
滋賀県						
502			カ	ほとんどないと思われる	キ	把握していない
503			ウ		イ	ア
504			ウ			ア
505			ウ			ア
506						不明
507			エ		ア	イ
508			ウ			
509			オ			ア
510			オ		カ	
511			ウ		ア	
京都府						
512			カ	把握していない	ア	
513			エ			ア
514			エ		ア	イ
515						
516			ウ		イ	ア
517	5	2.11	イ	森林組合がHPを利用して林地売却をあっせんしているから増加傾向にあるが、そうでなければ減少していると思われる。	キ	借金、事業資金確保のため
518			オ			イ
519			カ	わかりません		
520	1		カ	ほとんど移動がない		ア
521			イ			ア・イ
522	0	0	ウ			イ
523			オ			ウ
兵庫県						
524						
525						
526						
527						
528			イ			イ
529			エ		キ	事業の失敗により
530			カ	わからない		ウ・カ
531			カ	不明		キ
532			ウ			ア・カ
533						ア
534			ウ		キ	ないだろう
535			カ	わからない		ア
536			エ		キ	わからない
537			カ	ほとんどない	キ	ほとんどない
538						
539						
540			ウ		ア	イ
541	4	5	ウ, オ			ア

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※	カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性	
	件数	面積 (ha)			(1) 売却者	
					最も多い	該当する (複数選択)
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
542			オ		ア	
543	0	0	ウ		イ	
544			オ			
545						
546			エ		エ	
547			ウ	ア	イ・ウ	
548			エ		ア	
549						
奈良県						
550			カ	林地売買は殆どない		
551			ウ		ア	
552			エ		ア・イ・ウ	
553			エ		ア・キ	競売
554			ウ		ア	イ
555			ウ		ア	
556			ウ		イ	キ 自治会所有山林
557	2	15	ウ		ア	
558			イ		イ	
559			オ		カ	
560	0		カ	全くない	ア	
561			エ			
562	無し	なし	ウ		イ	
563			イ		ア・イ	
564			イ		キ	いろいろな方、借金の返済を迫られる方、相続で遠方にいる方、急にお金が必要になった方、など
565					イ	
566	0		オ	売り主があっても買いがない	ウ	
567			ウ		ウ	イ
568			エ		イ	
和歌山県						
569			ウ			例がないため分からない
570			オ		ア	
571			オ		イ	
572			オ		イ	
573			カ	わからない	ウ	
574			エ		イ・エ ウ・オ	
575			カ	林地・山林価格が安く、売却したくても出来ない状況	イ	
576			エ		イ	
577			ウ			
578	3	10	ウ		イ	カ
579			ウ			イ
580			カ	売買事業はしていないので分からない		
581	2	50	イ		イ	
582			エ		ア エ	
583			カ	平成13年度 197HA 平成17年度 158HA	カ	
584	3		ウ		エ	
鳥取県						
585			カ	不明	ア イ	
586			ウ		イ	
587			カ	わからない		

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※	カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性	
	件数	面積 (ha)	-		(1) 売却者	
					最も多い	該当する (複数選択)
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
	588		カ	わからない	キ	わからない
	589		ウ		ア	
	590		ウ		イ	
島根県						
	591		ウ		ア	イ
	592		ウ			イ
	593	2	エ			ア
	594	1	40	イ	イ	ア
	595	1	2	ウ		ア
	596		ウ		ア	
	597	1	1	エ		イ
	598		ウ			ア・ウ・エ
	599		ウ			ア
	600		オ			ア
岡山県						
	601		ウ			ア
	602		ウ			ア
	603					ア
	604		オ		キ	公共事業推進の場合
	605	3	6.51	ウ		ア・カ
	606		エ		ア	
	607					
	608					
	609		ウ		ウ・オ	
	610		オ			
	611		ウ			ア
	612		カ	わからない	キ	わからない
	613		ウ			ア
	614		ウ			
	615		エ		ア	オ
	616		オ			ア・イ
	617		ウ			ア
	618		イ		ウ	カ
	619		ウ			
	620		ウ			ア
	621		カ	なし	キ	なし
	622		イ		エ	オ
	623		オ		キ	公共事業での用地買収のみ
	624		オ		ア	
	625					イ
	626		オ			イ
広島県						
	627		エ		キ	負債整理以外ではない
	628		ウ			ア
	629		イ			ア
	630		オ			
	631		イ			イ・ウ
	632	2	4	ウ	イ	ア・ウ
	633		ウ		イ	ウ
	634		エ			ア
	635		オ			イ
	636		オ		イ	ア
	637		オ		ア	
	638		カ	電話等で話し、相談は受けている。その件数は多くなっている。(ただし森林の場所がわからない方が多い)		

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※	カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性	
	件数	面積 (ha)	-		(1) 売却者	
					最も多い	該当する (複数選択)
						※2
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
	639			エ		ア
	640			ウ		オ
山口県						
	641	1	3	カ	売りたいという者はあるが、買おうというものはほとんどいない	ア
	642			イ		イ
	643			エ		ウ
	644	2	1.4	イ		ア
	645			カ	売却希望者は増えているが買い手がつかない	
	646			ウ	ア	イ
	647	2	3.5	カ	取引数量を把握できていない	ア
徳島県						
	648			エ		オ
	649	1		エ		カ
	650			ウ		
	651			エ	オ	
	652			ウ		イ・エ
	653			オ		キ
	654			オ		イ
	655	3	10	ウ		県有林
	656			ウ	ア	イ
	657				イ	ア
	658			オ	ア	カ
	659					
	660			ウ	オ	イ
香川県						
	661					
	662			ウ		
	663			オ		ア
	664	1	1.3	ウ		ア
	665			カ	ほとんどない	ア
	666			ウ	イ	
	667			オ		ア
愛媛県						
	668			オ	ア	
	669	1	20	イ		イ
	670			エ		ア
	671	7	40	エ	イ	ウ・オ
	672			ウ		イ
	673	1		ウ		ア
	674			カ	なし	ア
	675			エ		イ
	676			オ		ア
	677			ウ		イ
	678			オ		ウ
	679			オ		ウ・エ
	680			ウ		イ
	681			エ		ア
	682	4	40	イ	ウ	ア

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時期		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性		
	件数	面積 (ha)		(1) 売却者		
				最も多い	該当する (複数選択)	キ. 具体的記述
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
683			ウ			
684					ア	
685			ウ		オ	
686			カ	林地売買に組合が仲介していないため		
687			ウ		イ	
高知県						
688			ウ		ア・イ・ウ・ オ・カ	
689			エ		ア	
690			ウ		ア・イ	
691	1	20	イ	ウ	エ	
692			ウ		イ	
693			エ	ア	イ	
694			オ	イ	ア	
695	3	8	ウ	イ	ア・オ	
696	1	11	エ		オ	
697						
698			カ	わからない	イ	
699			カ	売りたい人は増えているが買い手がいない	ウ	ア・イ・エ
700					キ	町外の所有者
701			カ	わからない	キ	わからない
702			オ		ア	村外所有者
703	2		ウ	ア	イ	
704			ウ		ア	
705			イ	カ		
706			ウ	ア	イ	
707			ウ	イ	ア・ウ	
708	1	2	ウ		イ	
709			エ	キ		素材生産業者
710			イ		イ	
711	2	10	ウ		イ	
712			オ		ア	
713	2	10	ウ		イ・ウ・カ	
714			ウ		ア	
715			イ		イ	
716	4	100	イ	ウ	エ	
717			ウ	ア		
718			エ		ウ	
福岡県						
719						
720			ウ		イ	
721			ウ	ア	イ	
722						
723			イ	ウ	イ・エ	
724			ウ		ア	
725					ア	
726			ウ			
727					ア	
728			オ			
729			ウ		イ	
730			イ		ア	
731			ウ		ア	
732			ウ		ア	
733	11	25	イ	イ	ア	

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性		
	件数	面積 (ha)		(1) 売却者		
				最も多い	該当する (複数選択)	キ. 具体的記述
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
734			カ	実態がつかめない(情報が入ってこない)		カ
735						
736			オ			キ
737			イ		イ	ア・ウ
738			イ			ア
739						
740			ウ			ア
741			ウ			イ
742			ウ			
743			ウ			
744			オ		イ	ア・ウ
745	3	1.5	エ			イ
746						
747	2	4～5	イ		ア	イ
佐賀県						
748			ウ			イ
749						
750	2	3	イ			イ
751			オ			ア
752			オ		ア	イ
753	7	3.5	ウ			ア
754			ウ		ア	イ
755			カ	自己破産等で数件見られる		ア
756			ウ			イ・ウ
757	4	5	ウ		ア	
758			ウ			ア
長崎県						
759			ウ			ア
760						
761			ウ			ア
762			ウ		ア	
763			オ			ア
764			イ		ア	ウ
765			エ			ア
766			ウ		ア	
767						
768			オ			
769			ウ			イ
熊本県						
770			エ		イ	ア
771						
772			エ			ア・イ
773			イ		ア	イ
774			ウ		ア	
775		80	イ			エ
776			カ	林地売却の情報がなく分からない	ウ	イ
777			イ			イ
778	5	7～8	イ			ウ
779			エ		イ	ウ
780			イ			イ
781			イ			イ・オ
782			ウ		キ	ほとんどなし
783						

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※ カ. 具体的記述	1. 関係者と林地の属性		
	件数	面積 (ha)		(1) 売却者		
				最も多い	該当する (複数選択)	
						※2
※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」 ※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家 (5～20ha), ウ. 中規模林家 (20～100ha), エ. 大規模林家 (100ha以上), オ. 林業関係 (森林経営、製材など) の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
	784		ウ	オ	カ	
	785		カ	分からない		
	786		カ	売却の要望はあるが買い手がいない	ア	
大分県						
	787		ウ		ア	
	788		ウ		ア	
	789	1	1	エ	ア	
	790			オ	ア	
	791					
	792		ウ		ア	イ
	793		イ			イ
	794		ウ			ア
	795		エ			イ
	796	3	15	ウ	ウ	エ
	797		オ			キ 所有規模に関係なし
	798		イ			エ・オ
	799	3	1	ウ		イ
宮崎県						
	800					
	801		イ			ア
	802		イ		ア	
	803		ウ			イ
	804		イ		ア	
	805		ア		ア	
	806					
	807		ウ			ア
鹿児島県						
	808		カ	よく分からない		ア
	809		オ			キ なし
	810		オ			ア
	811		カ	売り手は多数いるが買い手は皆無		ア
	812		エ			ア
	813					
	814		イ		ア	オ
	815		エ		ア	イ
	816		イ		イ	ア
	817		エ			ア
	818					
	819		イ		ア	イ
	820	1	2	エ	ア	
	821	5	20	イ	ウ	ア
	822			ウ		ア
	823			ウ		ア
	824			オ		ア
	825			ウ	ア	
	826			オ		ア
	827			ウ		ア
	828					
	829			エ		ア
	830					
	831			オ		ア
	832					
	833					

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	3. 最も多かった時		4. 過去5年間の増減		5. 実態	
	2. 規模		※	1. 関係者と林地の属性		
	件数	面積 (ha)	カ. 具体的記述	(1) 売却者		
				最も多い	該当する (複数選択)	
					※2	※2
	※1 「ア. かなり増えている, イ. 増えている, ウ. 変わらない, エ. 減っている, オ. かなり減っている, カ. その他」					
※2 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 林業関係(森林経営、製材など)の会社, カ. 林業以外の会社, キ. その他」						
沖縄県						
—	834					
—	835					
—	836	0	0	オ	ア	
—	837					

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性				
(2) 買取者		(3) 1カ所 当たり 平均面積	(4) 最大 面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)		※3	サ. 具体的記述
※1	※1	コ. 具体的記述	※2	
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				

北海道

1	キ・ケ・コ		160	エ・ク
2	ク	ア		ク・ケ
3		個人	イ	ク・ケ
4	ウ	オ・カ	イ	8 ア・ク・ケ
5	オ・カ・ケ・コ		オ	ア・オ
6				ア・コ
7		建設業者	ア	1 ア
8	キ	エ	オ	137 ウ
9	ア		イ	コ
10		わからない		コ
11	オ		イ	60 ク・コ
12	ア	イ	イ	
13	ア	オ	イ	ア・ク
14	ウ		イ	コ
15	ア		イ	ク・コ
16				コ
17	オ・カ		イ	130 ア・ウ・ク
18	イ・キ	新規取得者	イ	21 ク
19	カ	エ	ウ	250 ウ・エ・ク
20	カ	イ	イ	120 エ
21	カ		イ	エ・ク・ケ
22	ア・イ・オ・カ・キ		イ	ウ・エ・ケ
23			イ	エ・オ・ク
24	ア		イ	
25		わからない		コ
26	カ	ア	イ	10 エ・ク
27		わからない	ウ	48.44 ク
28	ウ・エ		イ	25 エ・ク
29	エ		イ	150 ケ
30	ウ・オ・ク		イ	ウ・エ・ク
31	オ・キ・ケ・コ		イ	22 ウ・エ・ク
32	ア		ア	1.8 ウ・ク
33	イ		イ	7 ウ
34	ウ		イ	12 ク
35	イ		イ	10 ウ
36	イ・ケ・コ		イ	28 エ
37	ウ	隣接森林所有者	イ	15 エ・ケ
38	カ	サラリーマン	イ	25 エ
39	ア・イ		イ	8 ウ・エ・オ
40	イ		イ	18 エ
41	ウ	イ・オ	イ	12 エ・ク・ケ
42		イ	イ	10 エ・カ・ケ
43	オ・カ・ケ・コ		イ	22 エ・キ・ク・ケ
44	イ	ア・ケ・コ 若い年代の方で新たに森林を求める林家外で山林に興味のあるもの隣接者	イ	エ・オ・ケ
45	オ		オ	178 ウ・エ・カ
46	カ		イ	20 ク

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性					
(2) 買取者		(3) 1カ所	(4)	(5) 主な林相	
最も多い	該当する (複数選択)	当たり 平均面積	最大 面積 (ha)	※3	サ. 具体的記述
※1	※1	※2			
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」					
47	イ	会社役員・サラリーマン等	イ	100	ウ・キ・ク
48	ア		イ	6	ク・サ 天伐跡
49	キ	個人の資産家		260	オ・キ・ク
50	イ・カ		ウ	300	ク・ケ・サ 無立ち木地・粗悪材
51	カ			109	オ・キ
52	ウ・ケ・コ		イ	10	ク
53	ウ・エ		エ	220	ウ・エ・サ 天伐跡
54	イ		イ		ケ
55	オ・キ		イ	5	エ・ケ
56	ウ	キ	イ	1.24	ケ
57	ウ		ウ	40	エ・ク
58	ウ		イ		ク・ケ
59	イ・カ		イ		エ・オ・ク・ケ
60	コ	イ・オ 一般市民	イ		エ・ケ
61	ウ	ア・イ・オ・カ・キ	イ	220	ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ
62	オ	エ・カ	イ	15	エ・ケ
63		カ・ク	イ	17	エ
64		エ・カ	イ	10	エ・オ
65		オ・カ	イ		エ・オ・キ・ク
66	イ	オ	イ	10	エ・オ・ク
67	カ	キ	ウ	150	ウ・エ・キ・ク
68					
69	オ		イ		エ
70	イ・ウ		イ	6	サ 未立ち木地
71	ケ・コ	新たな森林所有者	イ	200	ク
72		隣接所有者	イ	30	エ
73	オ		イ		エ・ク
74	ウ	キ	イ	130	オ・ク
75		エ	ウ	320	ク
76		ア・ケ・コ	イ	4	ウ・ク
77		ウ	イ		エ
78		個人	イ	5	エ・ケ
79	キ	ウ	イ	20	エ・ク
80		ケ・コ	イ	15	エ・ク
81		ク	イ	5	エ
82		林業以外の個人	イ	15	エ・カ
83		ウ・ケ・コ	イ	98	エ・ク
84		ウ	イ	5	エ
85	イ	ア・オ	イ	5	エ
86					
87	カ	イ・キ	イ	14	エ・ク
88		ウ	イ		エ・ケ
89		イ	ウ	20	エ
90		エ・カ	ウ	250	オ・ク
91		ウ・ク	エ	330	エ・ク
92	コ	ク・ケ・コ 個人	ウ	160	ウ・エ・ク
93		イ	イ		エ
94		キ	イ	15	エ

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性				
(2) 買取者		(3) 1カ所当たり平均面積	(4) 最大面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)		※3	サ. 具体的記述
※1	※1	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				
95	キ	イ	20	エ・ク
96	漁業協同組合	オ	160	ウ・エ・オ・カ
97	キ	イ	エ	
98	キ	オ	199	ウ・オ
青森県				
99	キ・ク・ケ・コ	ウ	105	ア・カ・キ
100	ウ	イ	22	ア・エ
101	コ	役所	ア	ア・キ
102			コ	
103				
104	イ	カ	16	ア・ウ・ク
105	カ	ア	2	ア・ク
106				
107				
108	オ	ア	コ	
109	カ	キ	イ	ア・ウ
110		わからない	コ	
111		わからない	イ	コ
112	ウ	キ	イ	ア・ク
113	イ	イ	10	ア・ク
岩手県				
114	イ	イ	5	ア
115	会社経営者、設計士	イ	20	ア・ウ
116	カ	ウ	ク	
117				
118	イ	イ	ア	
119				
120	イ	イ	ア・ウ	
121	ア・イ		コ	
122	ウ・オ	イ	300	ア・ク
123	イ	ア	ア	
124				
125	カ	ウ・ク	10	ア・ウ・ク
126				
127	都市などで事業をし成功している事業家	イ	10	ア・ウ・ク
128	イ・カ	エ	ア・ク	
129	ア	イ・オ	ア・ウ・ク	
130	オ・カ	イ	10	ア・エ
131	キ	イ	18	ア・ケ
132				
133	ウ	イ	60	ク・ケ
134			コ	
135	キ	ウ	50	ウ
136	ア・イ・ウ・キ	イ	ア・キ・ク・ケ	
137	イ	イ	20	ア・ク・ケ
138				
宮城県				
139	ア	ア	ア・ク	

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性				
(2) 買取者		(3) 1カ所 当たり 平均面積	(4) 最大 面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)		※3	サ. 具体的記述
※1	※1	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				
140	ア	イ	3	イ
141				
142				
143				コ
144	オ	ウ	20	ア
145	キ			コ
146		わからない		コ
147	イ	イ		ア・ク
148				
149	エ	イ		ア・ウ・ク
150		イ		ア・ケ
151	オ	イ	4	ア・オ
152	ア	イ		ケ
153	ア	ア	2	ア
154	キ	カ	10	ア・オ・ケ
155	キ	イ・オ・カ	5	ア・イ・ウ・ク
156	ア	イ・オ・キ	20	ア・ク
157	カ	イ	30	ア・ク
秋田県				
158	カ・キ	イ		ア・キ
159				
160	イ	ア	4	ア
161		隣接者及び親せき	27	ア
162	ウ	イ		ア
163	キ	イ	5	ア
164	ウ	イ	8	ア・ケ
165	ウ	イ		ア
166	イ	カ		ア
167		公務員(教職員)の買取多い	10	ア・ク
168	カ	イ	5	ア
169	カ	イ		ア
170	コ	把握していない	230	コ
山形県				
171				
172	キ	ア		キ・ク
173	ク・ケ・コ	県職会社員等の退職者、Iターン		ア
174				
175	ア	イ	3	ア・ク
176		わからない		コ
177				
178	ウ	イ		コ
179	キ	イ	50	ク
180	ア	ケ・コ		コ
181	カ	定年退職者(公務員が主)		ア・ケ
182	ア・キ	ア		ア
183	オ	定年をむかえた公務員等	2	ア
184		ア		ウ
185				
福島県				

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性				
(2) 買取者		(3) 1カ所 当たり 平均面積	(4) 最大 面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)		※3	サ. 具体的記述
※1	※1	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				
186	キ	ア	3カ	
187				
188				
189	キ	イ	ク	
190	イ ア・オ・カ	イ	ア・エ・ク	
191				
192				
193			コ	
194			コ	
195				
196	ア	ア	コ	
197	カ イ・オ	ア	ア・ク	
198	キ	ア	ウ	
199	イ	イ	ア・ウ・ク	
200				
201	市町村	イ	ク	
202	キ	イ	コ	
203	ク	ア	ア・ク	
204	ア・カ	ア	ア・ク・ケ	
205	ク	ア	イ・ウ・カ・ク	
206				
207	ア 不在村者 個人	ア	1カ	
208				
209	ウ エ・オ・カ・キ	ア	200 ア・ク	
210	カ	イ	ア	
211			コ	
212				
茨城県				
213				
214				
215	キ	イ	コ	
216				
217				
218	ア・キ	イ	1カ	
219	カ	イ	ア・オ	
220	ウ	イ	3ア	
221	オ	イ	ア	
222	ウ	イ	5ア・イ	
223	ア・キ	イ	ア・イ・ク	
224				
225	土採取業者	ア	コ	
226				
227				
228	林業以外の個人で 定住希望者	ア	サ	住むのに環境の良い 箇所(樹種に関係なし)
229				
230				
栃木県				
231	カ・キ	ア	ア・イ	
232	ケ・コ	イ	6ク	
233	イ	イ	40ア	

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性				
(2) 買取者		(3) 1カ所当たり平均面積	(4) 最大面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)		※3	サ. 具体的記述
※1	※1	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				
234	イ カ	ア	ア・イ	
235		イ	10 イ・ク	
236				
237				
238	ウ・カ	イ	ア・イ	
239	イ	イ	ア・イ	
240				
241	オ	ア	ア・イ	
242	事業主(個人)	イ	ア・イ	
243	ウ	イ	7 ア・ケ	
244	ウ・キ	ア	ア	
群馬県				
245				
246				
247				
248				
249				
250	ク ア	イ	6 ア・ク	
251				
252	イ・ケ・コ	イ	3 ア・ク・ケ	
253				
254				
255				
256				
257				
258				
259	キ	イ	ア	
260	キ	ア	ア・ウ	
261	イ ア	ア・イ	2 ア・ウ・ク	
262				
263	キ	イ	ア	
264				
265	カ	ウ	20 ア	
埼玉県				
266		林業関係以外の個人	ア	ア・ク
267	キ			コ
268				
269	オ	ア	ア・イ	
270	キ	ア	ア・イ・ク・ケ	
271				
千葉県				
272		組合では取扱していない。		コ
273				
274				
275	キ	エ	100 ク	
276				
277	カ	公道等の買収による	ア	ア
278		上記の特例として代替地として買取り極小なり	イ	ク

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性					
(2) 買取者			(3) 1カ所 当たり 平均面積	(4) 最大 面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)			※3	サ. 具体的記述
※1	※1	コ. 具体的記述	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」					
279				コ	
280				コ	
281	キ		ウ	300 ア・イ・ ク・サ	笹竹
282					
283					
284					
285					
286	キ	ク	ア	オ・ケ	
287		成田空港関係	ア	ア	
288					
289					
290		把握していない		コ	
神奈川県					
291	コ	ウ	一般の個人	ア	ア・イ・ク
292					
293		キ		ア	ア・イ
294					
295					
296					
297		キ	ア	ア・イ・ク	
298		県	イ	ア・イ・ク	
299					
300					
301		カ	イ	イ・ク	
302		キ	エ	ア・イ・カ	
新潟県					
303	オ	ク	森林を所有していない個人	イ	2 ア・ケ
304		オ		ア	
305		ウ		イ	ア・ク
306					
307		イ	土・石採取業者	イ	6 ア
308					
309	キ	ク		ア	ア・ク
310					
311					
312		キ	イ	ア	
313	イ		ア	1 ア・ケ	
314		イ・ク		コ	
315		イ	ア	ク	
316		イ	ア	ア・ク	
317		ア	イ	ク	
318				コ	
319					
320	コ		公務員退職者 個人	エ	0.8 ア
321		キ		イ	ク
322					
323			県・国	ア	ア・カ
324			山砂採取業者	イ	6 ア・サ 杉人工林以外は雑木の自然林である
325					
326					

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号	1. 関係者と林地の属性				
	(2) 買取者		(3) 1カ所あたり平均面積	(4) 最大面積(ha)	(5) 主な林相
	最も多い	該当する(複数選択)		※3	サ. 具体的記述
	※1	※1	※2		
	※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				
—	327	農家	ア	コ	
—	328	ア イ	ア	0.4	ア・キ・ク
—	329	ア	ア		ア・ク・コ
—	330				
—	331			コ	
—	332	ア	イ	ク	
—	333				
—	富山県				
—	334	キ	イ	3	ア
—	335	分からない		コ	
—	336			コ	
—	337				
—	338	イ・カ	イ		ア・カ
—	339	オ		コ	
—	340	ア	ア	ア	
—	341				
—	石川県				
—	342	イ	ア	ア	
—	343	不明	わからない	コ	
—	344	イ	イ	4	ア・ウ・ク 竹林
—	345	コ	わからない	コ	
—	346	イ ウ	ア	0.8	ア・オ・ク
—	347	カ	ア	0.5	ア
—	348	ア イ・カ	0	0	ア・カ
—	349	ア	ア	ク	
—	350	上記におなじ		コ	
—	351	イ	ア	ケ	
—	352	キ	イ	1	ア
—	353				
—	354	ウ イ	都会の事業家	イ	5 ア
—	355	キ	イ		ア・オ
—	356				
—	357				
—	福井県				
—	358	イ ア	ア.イ	100	カ・キ
—	359	各々のケースが考えられる、金を持っていて意欲のある人	ア	コ	
—	360				
—	361	ク	ア	ア・ク	
—	362				
—	363	キ ア・カ	ウ	75	ア・イ・キ・ク
—	364	イ ア			ア
—	365	ア イ	ア.イ		ア・イ・ケ
—	366	ウ	ア		ア
—	367	ア・イ・ウ・オ 一般住民(非林業)	ア	3	ア
—	368	ア	イ	ア	
—	369	オ・カ・キ	ア	ア	
—	370	オ	イ	ア	
—	371				
—	372				

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性				
(2) 買取者		(3) 1カ所あたり平均面積	(4) 最大面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)		※3	サ. 具体的記述
※1	※1	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				

373	ウ	カ	イ	17 ア・ク
374		カ	ア,イ	ア・ク
375	ア	ウ	イ	5 ア・キ

山梨県

376		キ	イ	3 イ
377		事例なし		
378				
379				
380				
381				
382		ウ・カ	イ	ア
383	オ		イ	イ・ケ
384		キ・ク	ア	ク
385				
386				
387		キ		ア・カ
388				

長野県

389		わからない		コ
390		ク	ア	0.5 エ・カ
391		地方公共団体等	ア	エ
392				
393				
394		個人	ア	エ
395				
396		イ・オ・ク	分らない	コ
397				
398				
399		カ	イ	20 ク
400		買い手がない		
401				
402				
403				
404				
405				
406				
407		ウ	イ	ア・ウ・エ
408				コ
409				
410		ア	ア	1.2 エ・キ
411		ク	ア	コ
412		行政	イ	150 ウ・エ・ク
413				
414				
415		イ・ク	ア,イ	5 ア・ク

岐阜県

416				
417		ア	ア	5 ア・イ・ケ
418		オ	イ	イ
419	カ	キ・ク	イ	ア・イ・ク
420				
421				
422				

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性				
(2) 買取者		(3) 1カ所 当たり 平均面積	(4) 最大 面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)		※3	サ. 具体的記述
※1	※1	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				
423	イ・カ・キ	イ		ア・イ
424				
425	イ	イ		イ
426	隣接山林所有者	ア		ア・イ
427	ア	イ	13	イ
428				
429	カ	ア	10	イ・カ
430				
431	キ	ア		ク
432	医者	ア	2	イ
433				
434	ア・イ	ア	0.6	ア・イ
435	買い取り者が多い	ア		コ
436	ア イ	ア		イ
437	イ・ケ・コ	イ	11	ケ
438				
439				
440	エ	イ		ク
441				
442				
443				
444	ケ・コ	ウ		ク
445	ア・カ・ケ・コ	ア		カ・ク
446				
447				
448	ウ	イ		ア・イ・サ 広葉樹伐採跡地
449	イ・オ	イ		ア・イ・ク
450	ク	ア		ア・ク
静岡県				
451				コ
452				
453				
454				
455				
456	ク	ア		ク
457		ア		イ
458				ア・イ
459	財産区、法人	オ	100	ア・イ・ク
460				
461	林業以外の会社、財産区	イ、ウ		ア・イ
462	オ	イ	3	ア・イ
463				
464	ク オ・カ	イ		サ スギ、ヒノキ混合林
465	オ	ウ	30	ア
466				
467	キ	イ	2	ア
468				
469	ア カ	ア	50	ア
470	実行例なし			
471				
472	イ ア	ア、イ	5	ア・イ

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号	1. 関係者と林地の属性				
	(2) 買取者		(3) 1カ所	(4)	(5) 主な林相
	最も多い	該当する (複数選択)	当たり 平均面積	最大 面積 (ha)	※3
	※1	※1	※2		サ. 具体的記述
	※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				
473	イ		イ	4	ア・イ
愛知県					
474	カ		ア		コ
475	キ・ク		イ	10	ア・イ・ケ
476					
477					
478					
479	コ	ア	県および市	ア	ア・イ・ウ・ク
480					
481	イ		ア		ア・イ
482					
483		わからない	わからない		コ
484					
485					
486	ア		イ	1	ア
487		わからない			コ
488					
489	ア		イ	1.5	イ
490	ク		ア		ア・イ・ウ
491	キ				ク・コ
492	ク	他町村の個人	ア・イ		ア・イ・ク
493					
三重県					
494	ウ		イ		ア・イ
495	オ	イ・エ	ウ	98	ア・イ・ク
496		エ・オ	イ		イ
497	コ	ほとんどなし		105	ア・イ
498	ウ		イ		ア・イ
499		ウ・エ	イ		ア
500	エ		イ		ア・イ
501	キ		ア	0.2	ア
滋賀県					
502	コ	把握していない			
503	ア		ウ		イ
504	オ		イ		ア・イ
505	ウ		ア		ア
506		不明			コ
507	イ	ア・キ	イ		ア・イ
508					
509	ウ		イ		ア・イ・ク
510	ウ		イ	1	ア
511	ア		ア		ア・イ・ク
京都府					
512	イ		ア		ア・イ・ク
513	ア		ア		ア・イ・ウ・カ
514			イ		イ・キ
515					
516	イ		イ		ア・イ

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性				
(2) 買取者		(3) 1カ所あたり平均面積	(4) 最大面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)		※3	サ. 具体的記述
※1	※1	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				

517	コ	都会の住人で林家でない人、HPで売っている関係上そういう人が多い。	イ	4	ア・イ・ウ・ク
518	ウ		ア		ア・イ
519					コ
520	ア・ケ・コ		ア	3	ア・イ・ク
521	ア・イ		イ	100	ア・イ
522	イ		イ	1	ア・イ・キ
523	オ		ア	1	キ

兵庫県

524					
525					
526					
527					
528	オ		イ		ア・イ・ク
529	ウ		イ		ク
530	オ		イ		ア・ケ
531		不明			
532	キ・ク		ア		イ・ク
533	イ		イ		ア・イ
534	コ		ア		コ
535	キ		イ		
536	コ	わからない			コ
537	コ	ほとんどない			コ
538					
539					
540	ク	キ	イ	6	ク
541	ア		ア	3	ア
542					コ
543	イ		イ		ク
544					
545					
546	オ・ク		イ	5	ケ
547	オ				コ
548	オ				コ
549					

奈良県

550					
551	エ	キ	イ		ア・イ
552		キ	(株) 関西電力 高圧電力 受変電 設備のため	イ	2~3 ア・イ・ウ
553		ウ・ク	イ	300	サ スギ・ヒノキ混合林
554		オ	イ		ア・イ
555		ア	イ		イ
556		オ・キ	イ	13	ア・イ・ケ
557		オ	イ	10	ア・イ
558		カ	ア		ア・イ
559		キ・ク			コ
560		エ	イ		ア
561	ク	カ	イ	1000	ア・イ

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号	1. 関係者と林地の属性				
	(2) 買取者		(3) 1カ所	(4)	(5) 主な林相
	最も多い	該当する (複数選択)	当たり 平均面積	最大 面積 (ha)	※3
	※1	※1	※2	※3	サ. 具体的記述
	※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				
562		エ・オ	イ	1	ア・イ
563	コ		地区外の個人	イ	5 イ
564	コ		色々で山に多少興味のある方や建設関係の方	ア	ア・イ・キ・ク・ケ
565		カ		イ	20 イ
566		キ		ウ	ア・イ
567		イ・オ・キ		イ	ア・イ
568	キ	イ		ア	0.5 ク
和歌山県					
569			例がないため分からない		コ
570		ア		イ	イ
571			個人投資家		コ
572		キ		イ	10 ア・イ
573		ウ		イ	ア・イ
574	オ	カ		イ	10 ア・イ
575		オ		イ	20 ア・イ・ケ
576		オ		ア	ア・イ
577	カ			ア	8 ア・イ
578	ア	イ		イ	5 イ
579		エ・オ・ク		イ,ウ	ア・イ・ケ
580					
581		イ		ウ	30 イ
582	ク	イ・ウ		ア,イ	ア・イ・ク
583		カ		オ	158 ア・イ・ク
584		ウ・オ		イ	ア・カ・ケ
鳥取県					
585	ア	イ		ア	0.8 キ
586	ア			イ	2 イ・カ
587					コ
588			わからない		コ
589	カ	オ			ア・イ
590		イ		ア	ア
島根県					
591	ア	イ		イ	ア・イ
592		イ			ア・ウ・ク
593		ウ		イ	9.5 ア・イ・ウ・ク
594		カ・キ		イ	40 ク・サ 広葉樹伐採跡地
595		ウ		イ	オ・ク
596	ア			ア	ア・ク
597		イ		イ	30 ア・イ・ク
598		ア・ウ		イ	コ
599		オ		イ	コ
600		ア		ア	ク
岡山県					
601		ク		ア	カ
602		キ		ア	サ
603			行政機関	ア	イ
604					
605	キ	ウ		イ	イ・ク
606	コ		わかりません	イ	コ
607					

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性				
(2) 買取者		(3) 1カ所 当たり 平均面積	(4) 最大 面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)		※3	サ. 具体的記述
※1	※1	コ. 具体的記述	※2	
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				
608				
609	カ	ア		ア・イ
610				
611	ク	イ	イ	5 ク
612		わからない		コ
613	ア	ア		ア・イ・ク
614				
615	オ	林家外	ア	イ
616	イ		ア	イ
617	イ・エ		ア	ア・イ
618	キ		イ	20 ア・イ
619				イ
620	ア		ア	ア・イ
621	コ	なし		コ
622	オ	ウ	イ	20 ア・イ
623	コ	公共団体		コ
624	カ		ア	キ
625				コ
626		都会の人が趣味として購入	ア	イ
広島県				
627	ウ		イ	ア・イ
628	キ		イ	キ
629	キ		ア	キ
630				
631	ア・イ		イ	ア・イ
632	ア	イ	イ	40 ア・イ・ク・ケ
633	ウ	事業区域外の都市の一般の人	ア	キ・ク
634	ア		ア	1 キ
635	キ		イ	ク・サ
636	ウ	イ	イ	20 イ
637	オ		ア	キ
638				
639	ア		ア	コ
640	オ		イ	イ・キ
山口県				
641	ア		ア	イ
642	コ	買い手がつかない	イ	5 ア・イ
643	オ		イ	ア・イ
644	ア		ア	1.5 ク
645				コ
646	ウ	ケ・コ	イ	ア・イ・ケ
647		イ・ウ	ア	ア・イ・ク
徳島県				
648	ウ		ウ	50 ア
649	キ		イ	7 ア・イ
650				
651	カ	オ	ウ	200 ア
652		オ・カ	ウ	300 ア・イ・ク・ケ
653		なし		コ
654	キ		イ	10 ク

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性					
(2) 買取者		(3) 1カ所	(4)	(5) 主な林相	
最も多い	該当する (複数選択)	当たり 平均面積	最大 面積 (ha)	※3	サ. 具体的記述
※1	※1	コ. 具体的記述	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」					
655		町・村	イ	ア	
656	オ	カ	イ	30	ア・イ・ カ・ケ
657	カ	イ・オ	イ	12.00	ア
658	オ	隣接林家	イ	3.0	ア・ケ
659					
660	オ	イ・キ・ク	イ	5.00	ア・イ・カ
香川県					
661					
662					
663		イ	イ	2.3	ク
664		ア	ア	0.7	イ
665		ア	ア	1.0	キ
666		ウ	イ	5.0	イ・ク
667		ア	ア	3	イ・ク
愛媛県					
668	ク	オ・カ	イ		ア・イ
669		オ	ウ	50	ケ
670		キ	イ		ア・イ
671	オ	ウ・カ	イ	22	ア・イ・ケ
672		オ・カ			ア・イ・ケ
673		イ	イ		ア・イ
674		行政(道路用地)	ア		ア・イ・ク
675		ア・ク	イ		ア・イ
676		ア	ア		ア・イ
677		オ	イ		ア
678		イ	イ		イ
679	カ		ア		ア・イ
680	イ	オ	イ	1	ア・イ
681		ア	イ		ア・イ・ク
682	オ	キ	ウ	20	ア
683					
684		イ	イ		ア・イ
685		キ	エ		ア
686					コ
687		オ	イ	15	ク
高知県					
688		ア・イ・ウ・ オ・カ・キ・ ク			ア・イ・ク
689		ク	イ		ア
690		イ	ア		ア・イ
691		オ	ウ	40	ア・イ スギ7対ヒノキ3
692		イ	イ		コ
693		オ	イ	120	ア・イ
694	オ	カ・ク	イ		ア・イ・ウ
695	オ	林業以外の個人	イ	8	ア・イ
696		カ	ウ	11	ア・イ
697					
698		キ	イ		イ
699	オ	イ・ウ・ク	ウ		ア
700		オ	ウ	30	ア・イ
701		わからない			コ
702		隣接者	イ		ア

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性					
(2) 買取者		(3) 1カ所 当たり 平均面積	(4) 最大 面積 (ha)	(5) 主な林相	
最も多い	該当する (複数選択)			※3	サ. 具体的記述
※1	※1	コ. 具体的記述	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5~20ha), ウ. 中規模林家(20~100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1~1.0ha, イ. 1.0ha~10ha, ウ. 10~50ha, エ. 50~100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」					
703	ウ・オ	イ	15	ア・カ	
704	オ			ア・イ	
705	カ・キ	ウ	50	イ・ク	
706	イ	ア		ア・イ	
707	オ	イ		ア	
708	カ	ハウス農家	20	イ	
709	イ	イ	4.6	ケ	
710	イ	イ		ア・イ	
711	イ	イ	6	ク・ケ	
712	ア	ア		コ	
713	イ・キ	イ	140	イ	
714	オ・ク・ケ・コ	イ		オ・ク	
715	ク	イ	5	イ	
716	オ	イ	58	イ	
717	オ	ウ	38	イ	
718	エ	ウ	20	ア・イ	
福岡県					
719				コ	
720		市	ア	ア・イ	
721	キ	オ	ア	ア・イ	
722				コ	
723	ウ・キ	エ		ア・ケ	
724	ケ・コ	ア		イ	
725	キ			ア・イ・ケ	
726					
727		不動産業者		ア・イ	
728					
729	オ	イ		ア	
730	ウ・ク	イ		ア・イ	
731	キ	イ		ア・イ	
732	オ・カ	イ		ア・イ	
733	ア・イ	都市部の個人	15	ア・イ・ケ	
734	ウ	林業以外の個人	45	ア・イ・ク	
735					
736		イ		コ	
737	カ・ケ・コ	イ	25	ア・イ	
738	カ	ア		ア・イ	
739					
740	オ	イ	5	ア・イ	
741	キ	イ	4	ア	
742					
743					
744	カ	オ	10	ア	
745	オ	イ		ア・イ	
746					
747	ク	オ	4~5	ア・イ	
佐賀県					
748	ウ	ア		ア・イ・オ	
749					
750	イ・キ	イ	2	ア・イ・ク	
751	ク	ア	1	サ	林道沿い
752	ア	イ	ア	ア・イ	

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

森林組合番号	1. 関係者と林地の属性					
	(2) 買取者			(3) 1カ所当たり平均面積	(4) 最大面積(ha)	(5) 主な林相
	最も多い	該当する (複数選択)			※3	サ. 具体的記述
	※1	※1	コ. 具体的記述	※2		
	※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5〜20ha), ウ. 中規模林家(20〜100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1〜1.0ha, イ. 1.0ha〜10ha, ウ. 10〜50ha, エ. 50〜100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」					
753		イ		ア	2.1	ア
754	イ	ア		ア	1	ア・ク
755		イ		イ		イ・オ・ク
756		オ・カ		ア	3.5	ア・イ
757	イ	キ		イ	2	イ
758		キ		イ		コ
長崎県						
759		キ		ア		ア・イ・ク
760						
761		ア			1.5	イ
762		イ		ウ	1	ア
763		キ		ア		ア・イ
764	オ	キ		ア		ア・イ・ク
765		ア		イ		ア・イ
766	キ			ア		ア・イ・ク
767						
768						
769		カ・キ		イ		ア・イ・ク
熊本県						
770	ク	オ		イ		ア・イ
771						
772		オ・ク		イ		ア・イ
773	カ	オ・ク		イ	40	ア・イ・ケ
774	ア			ア		ア・イ
775		イ・オ・カ		イ	13	ア
776		オ		イ		ア・イ
777	オ	ク		イ	22	ア・イ
778	ク	オ		イ	50	ア
779	ク	オ・カ		ウ	50	ア・イ
780		オ		ウ	20	ア・イ
781		ク・ケ・コ		イ	60	ア・イ
782						
783						
784	オ	カ		ウ		ア・イ
785						コ
786	コ	ア	お金持ち(退職者等)	イ	6	ア・イ・サ 人工林手入れ不足の広葉樹林
大分県						
787		イ		ア		ア・イ
788		カ		ア	2	ア・イ
789				ア	1.5	ア・イ
790	キ			ア	10	イ・カ
791						
792	オ	キ・ケ・コ		イ	5	ア
793	オカ			イ	5	ア・ク
794		ア		ア		ア
795		ウ		イ		ア
796	カ	オ		イ	10	ア・イ
797	カ	オ				ア・イ
798		オ・カ		イ	15	ア・イ
799		ア		ア	0.5	ア・イ・ク
宮崎県						
800						

Ⅲ. 林地の売買について

5. 実態

森林組合番号

1. 関係者と林地の属性				
(2) 買取者		(3) 1カ所当たり平均面積	(4) 最大面積 (ha)	(5) 主な林相
最も多い	該当する (複数選択)		※3	サ. 具体的記述
※1	※1	※2		
※1 「ア. 零細規模林家(5ha以下), イ. 小規模林家(5～20ha), ウ. 中規模林家(20～100ha), エ. 大規模林家(100ha以上), オ. 素材生産業者, カ. 林業・木材関係の会社, キ. 林業以外の会社, ク. ブローカー, ケ. 森林組合, コ. その他」 ※2 「ア. 0.1～1.0ha, イ. 1.0ha～10ha, ウ. 10～50ha, エ. 50～100ha, オ. 100ha以上」 ※3 「ア. スギ人工林, イ. ヒノキ人工林, ウ. マツ人工林, エ. カラマツ人工林, オ. その他針葉樹人工林, カ. 広葉樹人工林, キ. 針葉樹天然林, ク. 広葉樹天然林, ケ. 人工林伐採跡地, コ. わからない, サ. その他」				
801	イ・オ	ア	ケ	
802	オ	ア	5 ア	
803	ア・オ	ア	ア	
804	カ	イ	ア・イ・ケ	
805	イ オ・カ	ア・イ	10 ア・イ	
806				
807	ア	ア	30 ア・イ	
鹿児島県				
808	キ	地方公共団体	ア	ア・イ・ク
809		なし	ア	ア・イ
810	キ	ア	ア・ク	
811				
812	イ	ア	ア・イ	
813				
814	カ	イ	60 ア・イ・ケ	
815	ア イ	ア		
816	ク カ	イ	ア・イ・ク	
817	オ・ク	ア	ア	
818				
819	オ ク	イ	4 ア	
820	イ ク	イ	2 ア・イ	
821	オ ケ・コ	ア	15 ア	
822	オ	ア	ア	
823	ア	ア	ア	
824	イ	ア	ア	
825	ア	ア	コ	
826	カ	ア	ア	
827	ア	ア	ア・イ	
828				
829	ア・キ	ア	ア・ク	
830				
831	オ	ア	ウ・カ	
832			ク	
833				
沖縄県				
834				
835				
836	ケ	イ	4 キ・ク	
837				

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号

5. 実態					6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施
(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
※ 1	ケ. 具体的記述	※ 2	※ 3	※ 3	
※ 1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※ 2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以上, カ. わからない」 ※ 3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみられる」 ※ 4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					

北海道

1	ウ	ア・イ		イ	ア	1 ha以内の林地開発
2	カ・キ	エ	イ	ア	カ	資材置き場など
3	エ・カ・キ	ア	ウ	ウ	イ	
4	ウ・カ・キ	イ・ウ	イ	イ	カ	利用間伐か一部皆伐等
5	ク	ア	イ	イ	イ	
6	ク	カ			オ	
7	カ	カ	イ	イ	カ	資材置き場など
8	イ	イ	ア	ア	エ	
9	ク	カ			オ	
10	ク	カ			オ	
11	エ	カ	ア		ア	
12	ク	カ	ア	イ	エ	
13	ウ	カ	イ	イ	ア	
14	ク	カ	ウ	ウ	オ	
15	ク	ウ	イ	イ	イ	
16	ク	カ			オ	
17	イ・ウ	イ	ウ	ウ	エ	
18	ウ・キ	ア・イ	ウ	ウ	イ	未立ち木地などは造林される
19	イ・ウ・エ・キ	ア	ア	イ	イ	
20	ウ	ア		イ	エ	
21	ク	イ	イ	イ	エ	
22	ア・ウ・カ	ア	ウ	ウ	イ	
23	ウ	ア	イ	ウ	ア	
24		エ	ア	ウ	イ	
25	ク	カ			オ	
26	イ	イ	イ	ウ	ア	
27	エ	イ	ア	イ	オ	
28	イ	イ	ア	イ	エ	
29	イ	イ	ウ	ウ	ア	
30	ウ・エ	イ・ウ	ウ	イ	イ	
31	ウ	イ・ウ	ア	ア	ア	
32	ウ・エ	カ	ウ	ウ	イ	
33	ウ	ウ	イ	イ	イ	
34	ウ	イ	イ	イ	イ	
35	イ・カ	ウ	ウ	ウ	イ	
36	イ・ウ	ア	ウ	イ	エ	
37	イ・カ	イ	ア	イ		
38	ウ	ウ	ウ	ウ	イ	
39	イ・ウ	ウ・エ	ア	イ	イ	
40	イ・エ	ア	イ	ア	イ	
41	イ・ウ	イ・ウ・エ	イ	イ	カ	多様
42	ア・イ		ウ	イ	エ	
43	ウ・エ	イ・ウ	イ	イ	ア	
44	イ・カ	ウ	ア	イ	ウ	
45	ア・イ・ウ	カ	ア	ア	イ	
46	オ	ウ	イ	イ	ア	
47	ウ・オ	イ	ア	イ	イ	
48	ア・イ	イ	イ	イ	ア	
49	イ・エ	ア	ウ	ウ	エ	

Ⅲ. 林地の売買について

森林
組合
番号

5. 実態						6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地			1. 皆伐の実施
(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4		カ. 具体的記述
※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3		
※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以 上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみ られる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐 跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」						
50	ウ・キ	ア・イ	ア	ア	カ	林種転換・造林事業
51		カ	ア	イ	エ	
52	ウ	ア	ア	イ	エ	人工造林
53	ウ・キ	ア	ウ	ウ	カ	天伐跡が多い
54	カ	ア	ア	イ	カ	伐採跡地のため造林 を実施
55	ウ	ア・ウ	ア	ウ	ア	
56	カ	カ	ア	ア	ウ	
57	ウ・エ	ア・イ	ウ	ウ	イ	
58	カ	ア・イ	ア	イ	ウ	
59	ウ	カ	ウ	ウ	イ	
60	ウ	ア	イ	イ	イ	
61	ア・イ・ ウ・エ・ オ・カ	ア・イ・ ウ・エ	ウ	イ	カ	買取者のほとんど は、林況に応じて山 林を経営していく場 合が多い
62	ウ・カ	ウ	ウ	ウ	ア	
63	ウ	ウ	ウ	ウ	ア	
64	ウ	ウ	ウ	ウ	ア	
65	ク	カ	ウ	ア	カ	ア・イが多いと思うが どちらか一概にはい えない
66	イ・ウ・カ	ウ・エ	ウ	イ	ア	
67	ア・イ・ ウ・エ	カ	ア	ウ	イ	
68						
69	ウ	カ	ウ	ア	ウ	
70	キ	イ・ウ	イ	ウ	カ	未立ち木地が多い
71	イ・エ	ア・イ	イ	イ	ア	
72	ウ	ウ	ウ	ウ	イ	
73	ウ	カ	ウ	ア	ア	
74	イ	ア	イ	イ	イ	
75	ウ	ア	ウ	ウ	イ	
76	ア・ウ	イ・ウ	イ	ア	イ	
77	ウ	カ	イ	イ	ア	
78	イ・カ	イ・ウ	ウ	ウ	ウ	
79	イ・ウ・エ	ウ・エ	イ	ア	イ	
80	ウ	イ	ア	イ	イ	
81	ウ	カ	ア	ア	ウ	
82	イ	ア	ア	イ	イ	
83	イ・ウ	ウ・エ	ア	ア	イ	
84	イ・ウ	イ・ウ	ア	ア	イ	
85	イ・ウ	ア・イ	イ	イ	ア	
86					ア	
87	イ・ウ・エ	イ・エ	ア	ア	イ	
88	ウ・カ	カ	イ	イ	ウ	
89	ウ	イ・ウ	ア	イ	イ	
90	ウ・エ	ア・イ	ア	イ	カ	粗悪林分については 造林し、優良天然林 は育成天然林施業
91	ウ・エ・キ	カ	ア	ア	ア	
92	ア・イ・ ウ・キ	ア・イ	ア	イ	イ	
93	ア・イ	エ	ウ	ア	イ	
94	イ	イ		ウ	イ	

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	5. 実態					6. 取引後の林地
	1. 関係者と林地の属性		2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施	
	(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
	※ 1	ケ. 具体的記述	※ 2	※ 3	※ 3	
	※ 1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※ 2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以上, カ. わからない」 ※ 3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみられる」 ※ 4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					
95	ウ		カ	イ	イ	カ
96	ア・イ・ウ・キ		カ	ア	イ	イ
97	ウ		エ	ウ	イ	ア
98	ウ		カ	ア	ア	イ
青森県						
99	ウ・カ		イ・ウ	ア	ア	ア
100	イ・ウ		エ・オ	イ	イ	イ
101	ク		カ	イ		ア
102	ク		カ			オ
103						
104	イ・ウ		オ	イ	ウ	イ
105	ウ		エ	イ	イ	エ
106						
107						
108	ク		カ	イ	イ	オ
109	イ		イ	ア	ア	エ
110	ク		カ			オ
111	ク		カ			オ
112	ク		カ	イ	イ	イ
113	イ・ウ		イ・ウ	イ	イ	エ
岩手県						
114	ウ		カ	イ	イ	イ
115	イ		イ・ウ	ウ	イ	エ
116	ウ		ウ	イ	イ	イ
117						
118	イ		ア	イ	イ	オ
119						
120	イ・ウ		エ	イ	イ	イ
121	ク		エ	イ	イ	オ
122	イ・エ		ア	ア	イ	イ
123	ク		カ	イ	イ	オ
124						オ
125	イ・ウ		イ・ウ	イ	ウ	イ
126						
127	ア		エ	イ	ア	エ
128	イ		カ	ウ	ウ	イ
129	ウ		ウ・エ・オ	イ	イ	イ
130	ウ		イ	イ	ア	ウ
131	イ・カ		エ	ア	ア	
132						
133	カ		イ	イ	イ	ウ
134	ク		カ			オ
135	ウ		イ	イ	ア	イ
136	ク		カ	ウ	イ	イ
137	イ・カ		イ・ウ	ウ	イ	イ
138						
宮城県						
139	ウ		ア・イ	ア	ア	イ
140	イ		イ	イ	イ	イ
141				イ	ア	イ
142						

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号

5. 実態					6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施
(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
※ 1	ケ. 具体的記述	※ 2	※ 3	※ 3	
※ 1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※ 2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以上, カ. わからない」 ※ 3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみられる」 ※ 4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					
143	ク	カ			オ
144	エ	イ・ウ	イ	ア	ア
145	ク	カ	ウ	ア	オ
146	ク	カ			オ
147	ウ	ア	イ	ウ	イ
148					
149	イ・ウ	イ	イ	ウ	イ
150	エ・カ	カ	ア	イ	ウ
151	ア・イ	イ	イ	イ	イ
152	カ	イ	イ	イ	オ
153	ウ	イ	イ	イ	イ
154	イ・カ	ア	ア	ウ	イ
155	イ・ウ	ウ・エ	ウ	ア	イ
156	イ・ウ	カ	イ	イ	エ
157	ウ	カ	ウ	イ	イ
秋田県					
158	イ・ウ	ウ	イ	イ	エ
159					
160	イ	ア	イ	イ	イ
161	イ	エ	イ	イ	イ
162	イ	ア	イ	イ	イ
163	イ	オ	イ	ア	エ
164	ウ・カ	イ・ウ	イ	イ	イ
165	ウ	エ	イ	ア	イ
166	イ・ウ	エ	イ	ウ	イ
167	ア・ウ	ア・イ	イ	ウ	エ
168	イ・ウ	エ・オ	イ	ウ	エ
169	ウ	ウ	イ	イ	ア
170	ク	カ	ウ	ウ	カ いろいろ
山形県					
171					
172	ウ	ア	イ	イ	カ
173	ウ	エ	ア	ウ	イ
174					
175	ウ	エ	イ	イ	イ
176	ク	カ			オ
177					
178	ク	カ	ウ	イ	イ
179	エ	カ	イ	ア	オ
180	ク	カ	イ	イ	イ
181	イ・カ	ウ	イ	ウ	イ
182	ウ・カ	カ	ア	ア	イ
183	エ	エ・オ	イ	イ	イ
184	エ	カ	イ		カ 道路等、畑
185					
福島県					
186	イ	ウ	イ	イ	イ
187					
188					
189	ウ	カ	ウ	ウ	オ
190	イ・ウ	カ	イ	イ	ア
191					

Ⅲ. 林地の売買について

森林
組合
番号

5. 実態					6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施
(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3	
※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以 上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみ られる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐 跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

茨城県

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

栃木県

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	5. 実態					6. 取引後の林地
	1. 関係者と林地の属性		2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施	
	(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※4	カ. 具体的記述
	※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3	
	※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみられる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					
242	イ・ウ		オ	ウ	ウ	イ
243	イ・カ		イ	ア	ア	イ
244	イ		イ	ウ	ウ	エ
群馬県						
245						
246						
247						
248						
249						
250	イ		オ	イ	ア	ア
251						
252	ウ・カ		イ	ウ	イ	イ
253						
254						
255						
256					カ	林地売却はほとんど無いと思われる
257						
258						
259	ウ		カ	ウ	ア	ア
260	ウ		カ	イ	イ	オ
261	イ		オ	イ	イ	エ
262						
263	イ		エ	ウ	ウ	イ
264						
265	イ		エ	ウ	ア	イ
埼玉県						
266	イ・ウ		エ	イ	ア	エ
267	ク		カ			オ
268						
269	ク		ウ	ウ	ウ	オ
270	ウ・カ		オ	ウ	ウ	イ
271						
千葉県						
272	ク		カ	ア	ア	オ
273						
274						
275	ウ		ア	ア	ア	オ
276						
277	イ		カ	イ	ア	カ 公道となる
278	エ		ウ	イ		イ
279	ク		カ			オ
280	ク		カ			オ
281	ア・イ・ウ・エ		オ	イ	ウ	ア
282						
283						
284						
285						
286	ウ・オ		カ	イ	ウ	ア
287	ウ		オ	ウ	ウ	オ
288						
289						

Ⅲ. 林地の売買について

森 林 組 合 番 号	5. 実態					6. 取引後の林地
	1. 関係者と林地の属性		2. 関係者の居住地			1. 皆伐の実施
	(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
	※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3	
	※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以 上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみ られる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐 跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					
290	ク	カ			オ	
神奈川県						
291	ク	カ	イ	ア	イ	
292						
293	イ	カ	ア	ア	オ	
294						
295						
296						
297	ク	カ	ウ	ア	イ	
298	ウ	カ	ウ		カ	目的に沿って手入れ られている
299						
300						
301	エ	カ	ウ	ア	イ	
302	ク	カ	ア	ア	イ	
新潟県						
303	ウ・キ	オ	イ	ア	エ	
304	イ・カ	オ	ア	イ	ウ	
305	エ	カ	イ	イ	イ	
306						
307	イ	オ	ウ	ウ	カ	最初だけ手入れし、 後は放棄状態
308						
309	ウ	カ	イ	ウ	オ	
310						
311						
312	ウ	オ	イ	ア	イ	
313	イ・カ	ア・イ	イ	ウ	イ	
314	ク	カ			オ	
315	イ	カ	イ	ア	イ	
316	ウ・カ・ク	ア・イ・ウ	イ	イ	イ	
317	ウ	ア	イ	イ	イ	
318	ク	カ			オ	
319						
320	ウ	オ	イ	ア	イ	
321	ウ	カ	イ	イ	イ	
322						
323	ウ	カ	イ	ア	カ	道路、公園
324	イ	イ	イ	イ	エ	
325						
326						
327	ク	カ	イ	イ	オ	
328	イ	エ	ア	イ	エ	
329	イ・ウ・ク	イ・ウ	イ	イ	イ	
330						
331	ク	カ			オ	
332	ク	エ	イ	イ	オ	
333						
富山県						
334	イ	エ	ウ	イ	エ	
335	ク	カ			オ	
336	ク	カ			オ	
337						

Ⅲ. 林地の売買について

森林
組合
番号

5. 実態						6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施	
(6) 林齢 (複数)		(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3		
※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以 上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみ られる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐 跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」						
338	ク	カ	ア	イ	オ	
339	ク	カ	ア	イ	オ	
340	イ	カ	イ	ウ	エ	
341						
石川県						
342	ウ・エ	カ	ア	イ	イ	
343	ク	カ	不明	不明	オ	
344	ウ	オ	ア	イ	イ	
345	ク	カ			オ	
346	イ・ウ・エ	オ	ア	イ	イ	
347	ウ	イ	イ	ア	イ	
348	ウ	カ	ウ	ウ	ア	
349	ウ	エ	イ	イ	ア	
350	ク	カ		イ	オ	
351	エ	カ	イ	イ	ウ	
352	イ	ウ	イ	ア	ウ	
353					オ	
354	ウ	カ	イ	ア	イ	
355	ウ	エ	イ	イ	イ	
356						
357						
福井県						
358	イ・ウ	ウ・エ	ア	イ	オ	
359	ク	カ			オ	
360						
361	イ	カ			オ	
362						
363	イ・ウ・ エ・オ	イ	ア	ア	オ	
364	イ・ウ	オ	イ	イ	イ	
365	カ	カ	イ	イ	ウ	
366	エ	カ	ウ	ウ	イ	
367	イ・ウ・ エ・オ	エ・オ	イ	イ	イ	
368	エ		ア	ア	ア	
369	エ	オ	ウ	ウ	イ	
370	ク	カ	ウ	イ	エ	
371						
372						
373	ク	カ	ア	イ	イ	
374	ク	カ	イ	ウ	イ	
375	オ	ウ	ア	ア	ア	
山梨県						
376	イ	エ	イ	ア	イ	
377						
378						
379						
380						
381						
382	ウ	カ	ウ	ウ	イ	
383	エ・カ	イ・オ	ア	ウ	ア	
384	イ	オ	イ	ア	イ	
385						

Ⅲ. 林地の売買について

森林
組合
番号

5. 実態					6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施
(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3	
※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以 上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみ られる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐 跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					

386

387

388

長野県

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

ア・イ・
ウ・エ

岐阜県

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

Ⅲ. 林地の売買について

森林
組合
番号

5. 実態						6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施	
(6) 林齢 (複数)		(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
※ 1	ケ. 具体的記述	※ 2	※ 3	※ 3		
※ 1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※ 2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以 上, カ. わからない」 ※ 3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみ られる」 ※ 4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐 跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」						
434	イ	オ	イ	イ	イ	
435	ク	カ	ア	ウ	オ	
436	ウ	カ	ア	イ	イ	
437	カ	ウ	ア	イ	ウ	
438						
439						
440	エ	エ	イ	イ	イ	
441						
442					エ	
443						
444	ウ	エ			オ	
445	ク	カ	ウ	イ	イ	
446						
447						
448	ウ・キ	オ	イ	ア	イ	
449	イ	カ	ア	ウ	オ	
450	ウ	カ	ア	ア	ア	
静岡県						
451	ク	カ			オ	
452						
453						
454						
455						
456	ク	カ	ア	ア	イ	
457	ク	カ	イ	ウ	オ	
458	ク	カ	イ	ア	イ	
459	ウ	カ	ア	イ	カ	保育作業が実施され る
460						
461	ウ・エ	カ	ア	ア	イ	
462	ウ	エ	イ	イ	ア	
463						
464	エ	カ	ア	ア	ア	
465	ウ	カ	ア	イ	ア	
466						
467	ウ	オ	ア	ウ	エ	
468						
469	イ	ウ	ウ	ウ	ウ	
470						
471						
472	イ・ウ	エ・オ	ア.イ	ア.イ	イ	
473	イ	エ	イ	イ	イ	
愛知県						
474	ク	カ	ア	ア	オ	
475	オ	オ	イ	ア	イ	
476						
477						
478						
479	イ・ウ	カ	イ	県及び市	ア	工事のため
480						
481	ウ	カ	ウ	ウ	イ	
482					ア	

Ⅲ. 林地の売買について

森林
組合
番号

5. 実態						6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施	
(6) 林齢 (複数)		(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3		
※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以 上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみ られる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐 跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」						
483	ク	カ	わからな い	わからな い	オ	
484						
485						
486	イ・エ	カ	ア	ア	イ	
487	ク	カ			オ	
488						
489	イ	オ	イ	イ	イ	
490	ク	カ	イ	ア	イ	
491	ク	カ	ウ	ア	ア	
492	イ・ウ	カ	ウ	ア	エ	
493					イ	
三重県						
494	ウ	カ	イ	ア	エ	
495	ウ・エ	イ・ウ	ア	ア	ア	
496	エ	カ	イ	イ	ア	
497	ウ	カ	ウ	ア	エ	
498	イ	ア	ア		イ	
499	ウ	カ	ア	イ	イ	
500	イ・ウ・カ	イ	ウ	イ	エ	
501	ウ	カ	イ	イ	カ	林地以外に転用
滋賀県						
502						
503	ク	カ		ウ	イ	
504	エ	カ	ウ	イ	ア	
505	ウ	カ	イ	ア	オ	
506	ク	カ				
507	イ・ウ	カ	イ	イ	イ	
508						
509	イ	エ	ウ	ウ	エ	
510	イ	カ	ア			
511	ウ・オ	カ	イ	ア	イ	
京都府						
512	イ	カ	ア	イ	イ	
513	イ・ウ	ウ・エ	ア	イ	エ	
514	ウ	エ・オ	ア	ア	イ	
515					イ	
516	イ・ウ	エ	イ	ウ	イ	
517	イ・ウ・エ	エ・オ	ア	ア	イ	
518	ウ	カ	イ	イ	カ	強度間伐
519	ク	カ			エ, オ	
520	イ		イ	イ	イ	
521	イ	イ	ウ	ウ	イ	
522	ア・ウ	イ	ア	イ	イ	
523	ウ	カ	ウ	ウ	イ	
兵庫県						
524				イ	イ	
525						
526						
527						
528	ウ	カ	ア	ウ	イ	
529	ク	オ	ア	イ	オ	

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号

5. 実態					6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施
(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※4	カ. 具体的記述
※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3	
※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみられる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					
530	ウ・エ・カ	カ	ア	イ	イ
531					
532	ウ		ア	ア	イ
533	イ・ウ・カ	イ・ウ	ア	ウ	ウ
534	ク	カ	ア	ア	オ
535		カ			イ
536	ク	カ			オ
537	ク	カ			オ
538					
539					
540	エ	カ	ウ	ア	イ
541	ウ	カ	ウ	ウ	イ
542	ク	カ			オ
543	ウ	カ	ア	イ	カ
544					広葉樹天然林を伐採し、スギヒノキ等針葉樹を植栽
545					オ
546	カ	カ	ア	ウ	カ
547	ク	カ	イ	イ	ア
548	ク	カ			オ
549					
奈良県					
550					
551	ク	カ	ウ	ウ	イ
552	カ	オ・カ	イ	ア	カ
553	ウ	ウ	ア	ア	エ
554	エ・オ	カ	ウ		オ
555	ウ	カ	ウ	ウ	イ
556	ウ・カ	カ	ア	イ	イ
557	エ・オ	カ	ア	イ	ア
558	ウ	エ・オ	ウ	ウ	イ
559	ク	カ	イ	ア	カ
560	ウ	カ	ア	ウ	エ
561	ウ	イ	ア	ア	エ
562	エ	オ	イ	ア	ア
563	イ	ウ	ウ	ア	エ
564	ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ケ 色々	カ	イ		オ
565	イ・ウ	イ・オ	イ	イ	エ
566	ウ	オ	イ	ア	イ
567	ウ・エ・オ	イ・ウ	ウ	ウ	イ
568	イ	オ	イ	ア	ア
和歌山県					
569	ク	カ			オ
570	ウ	ア	ウ	ア	イ
571	ク	カ	イ	ア	エ
572	ウ	カ	イ	ア	エ
573	ウ	カ	イ	イ	エ
574	ウ・エ	カ	ア	ア	ア

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	5. 実態					6. 取引後の林地
	1. 関係者と林地の属性		2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施	
	(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
	※ 1	ケ. 具体的記述	※ 2	※ 3	※ 3	
	※ 1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※ 2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以上, カ. わからない」 ※ 3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみられる」 ※ 4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					
575	ウ・エ・カ		ウ	イ	ウ	ア
576	オ		カ	ア	ア	オ
577	ウ		エ	イ	イ	エ
578	イ		エ	ア	イ	イ
579	ウ・エ		ウ・エ	イ	ウ	ア, イ
580						
581	イ・ウ		エ	ア	イ	イ
582	イ・ウ		カ	ウ	イ	カ
583	イ・ウ		カ	ア	ア	エ
584	ウ・ケ	松、モミ、雑木、混合林	カ	イ	ウ	イ
鳥取県						
585	ウ		カ	イ	イ	カ
586	イ		カ	イ	イ	イ
587	ク		カ			オ
588	ク		カ			オ
589	イ		カ	ウ	ウ	イ
590	イ・ク・ケ		カ	イ	イ	エ
島根県						
591	イ		イ・ウ	ア	イ	イ
592	イ		カ	ア	イ	イ
593	イ・ウ		エ	イ	イ	イ
594	ア・ウ		イ	ア	イ	ア
595	イ		カ	イ	イ	オ
596	イ・ウ		ウ	ア	イ	エ
597	イ		エ・オ	イ	ウ	イ
598			カ	ア	イ	オ
599	ク		カ	ウ	イ	オ
600	イ		カ	イ	イ	イ
岡山県						
601	ク		カ	イ	ア	イ
602	ク		カ	ウ	ウ	カ
603	イ		カ	イ	イ	ア
604						
605	ウ・オ		カ	ア	イ	イ
606	ク		カ	イ	ア	イ
607						
608						
609	ウ		カ	イ	ウ	ア
610						
611	ウ		カ	ウ	ウ	イ
612	ク		カ			カ
613	イ・ウ		カ	ア	イ	イ
614						オ
615	ウ		カ	イ	イ	エ
616	ウ		カ	イ	ア	エ
617	ウ		カ	ウ	ウ	イ
618	イ・ウ		イ・ウ	イ	ウ	イ
619	イ・ウ		カ	イ	ア	エ

Ⅲ. 林地の売買について

森林
組合
番号

5. 実態					6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施
(6) 林齢（複数）	(7) 価格 （複数）	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3	
※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」					
※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以上, カ. わからない」					
※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみられる」					
※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					
イ・ウ		ウ・エ・オ	ウ	イ	イ
ク		カ			オ
ウ		ウ	イ	ア	エ
ク		カ	イ		カ
ウ		カ	イ	イ	オ
ク		カ			イ
ウ		カ	ア	ア	イ
イ		カ	ア	ア	エ
ク		エ	イ	ウ	オ
ウ・エ		カ	イ	ウ	ア
ウ		カ	ア	イ	エ
イ・ウ・カ		ア・イ・ウ	イ	ウ	エ
イ・ウ		カ	ウ	ウ	ウ
ウ		ア	ウ	イ	イ
ウ		イ	イ	イ	エ
イ・ウ		カ	イ	イ	イ
エ		エ	イ	イ	ア
					オ
ク		カ	ウ	イ	イ
イ・エ		カ	イ	イ	イ
イ		カ	イ	イ	エ
イ・カ		ア	ウ	イ	イ
ウ		ア	イ	イ	ア
イ		エ	イ	イ	イ
ク		カ			オ
ク		イ	ア	ウ	イ
ク		カ	イ	イ	オ
ウ		カ	ア	ア	イ
イ		イ	ア	ア	オ
ウ・エ		ウ・エ	ア	ア	ア
イ・エ・ オ・カ		エ	ア	ア	ア
ク		カ	イ	イ	イ
イ		カ	ア	イ	カ
ウ		カ	ア	ア	イ
イ・ウ・カ		カ	ア	ア	ア
イ・ウ		ウ・エ	ア	ア	ア
ア・カ		エ	ア	イ	ア
			ア	イ	
イ・ウ		カ	イ	ア	ア
イ		カ	ア	イ	ア
ウ		オ	イ	イ	イ
イ		エ	ウ	ウ	イ
イ		ウ	イ	ウ	エ

Ⅲ. 林地の売買について

森林
組合
番号

5. 実態					6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施
(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3	
※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以 上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみ られる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐 跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					
667	イ	ウ・エ	イ	イ	イ
668	ウ	エ	ア	ア	ア
669	カ	イ	イ	イ	ア
670	ウ	カ	ア	ア	オ
671	ウ・エ・カ	ウ・エ・オ	ア	ア	ア
672	ウ	カ			ウ
673	ウ	イ	イ	イ	イ
674	ウ	カ	イ		カ 道路
675	ウ	カ	イ	イ	ア
676	ク	カ	イ	イ	イ
677	ウ	エ	ア	イ	イ
678	エ	オ	イ	イ	イ
679	ウ	カ	ウ	ア	イ
680	ウ	エ	イ	イ	イ
681	ウ	エ	ア	イ	イ
682	ウ	ウ	ア	ウ	イ
683					
684	イ・ウ	エ・オ	ア	イ	イ
685	ウ	ウ	ア	ア	イ
686	ク	カ			オ
687	ウ	エ	イ	イ	ア
688	ク	カ	ア	ア	オ
689	エ	カ	ア	ア	イ
690	ウ	ア・エ	イ	イ	イ
691	エ	カ	ア	ウ	ア
692	ク	カ	ウ	イ	イ
693	ウ	ウ	ア	ア	ア
694	ウ・エ・オ	カ	ウ	ア	ア
695	ウ・エ	エ	ア	ア	カ 業者は皆伐、個人は 楽しみとして持つ
696	ウ	カ	ア	ア	イ
697					
698	ウ	カ	イ	イ	ア
699	ウ・エ	エ	ウ	ウ	ア
700	エ		ア	ア	ア
701	ク	カ			オ
702	イ	ウ	ア	イ	エ
703	ウ	カ	ア	イ	オ
704	ウ・エ	カ	ウ	イ	ア
705	ウ	イ		ア	エ
706	ウ	エ・オ	イ	イ	イ
707	ウ	カ	イ	ウ	ア
708	ウ	オ	ア	ア	カ 間伐
709	カ	カ	ア	ア	オ
710	イ	カ	イ	イ	オ
711	ウ	ア	ウ	ウ	エ
712	ク	カ	イ	イ	エ
713	ウ	エ	ア	ア	エ
714	ウ	カ	イ	ア	イ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	5. 実態					6. 取引後の林地
	1. 関係者と林地の属性		2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施	
	(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
	※ 1	ケ. 具体的記述	※ 2	※ 3	※ 3	
	※ 1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※ 2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以上, カ. わからない」 ※ 3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみられる」 ※ 4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					
715	ウ	カ	イ	ア	ア	
716	ウ	エ	イ	イ	ア	
717	ウ	カ	ア	ア	オ	
718	イ	イ	ア	ア	イ	
福岡県						
719	ク	カ			オ	
720	イ・ウ	オ	イ		イ	
721	イ・ウ	イ・ウ	ウ	ウ	イ	
722	ク	カ			オ	
723	ク	カ	ウ	ウ	オ	
724	ク	カ	ア	イ	イ	
725	ク	カ	ウ	ウ	ア	
726						
727	ク	カ			オ	
728						
729	ウ	カ	ア	イ	イ	
730	ア・イ・ウ	カ	ア	イ	イ	
731	ウ	カ	ウ	ア	ア	
732	ア・イ・ウ	カ	ア	ア	イ	
733	イ・カ	ウ	ウ	ア	イ	
734	イ・ウ	カ	イ	イ	イ	
735						
736	ク	カ	ア	イ	オ	
737	ウ・エ	イ・ウ	ウ	ウ	ア	
738	ウ	カ	イ	ア	オ	
739						
740	ウ	カ	ア	ア	カ	皆伐されてそのままになっている
741	ウ	イ	イ	ア	イ	
742						
743					イ	
744	ウ	カ	ア	ア	ア	
745	ウ	ウ	ア	ア	ア	
746						
747	ウ・エ	カ	イ	ア	ア	
佐賀県						
748	イ・ウ				オ	
749						
750	ウ	エ・オ	ア	イ	イ	
751	ウ	イ	ア	ア	カ	他の用途
752	イ	カ	イ	イ	エ	
753		イ	ア	イ	イ	
754	イ・カ	ウ・エ	イ	イ	イ	
755	ウ・カ	ア・イ	ウ	ア	イ	
756		カ	イ	イ	ア	
757	イ・ウ	カ	ウ	イ	エ	
758	ク	カ	イ	イ	イ	
長崎県						
759	イ・ウ	オ・カ	イ	イ	イ	
760						
761	ウ	オ	イ	イ	イ	単価が安く手取りがあるまで見合わせている

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	5. 実態					6. 取引後の林地
	1. 関係者と林地の属性		2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施	
	(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※4	カ. 具体的記述
	※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3	
	※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみられる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					
	762	ウ	エ	イ	イ	イ
	763	イ・キ	ア	イ	イ	カ 土木業者等の土捨て場
	764	イ・エ	カ	イ	イ	イ
	765	ウ	イ	イ	イ	イ
	766	ウ	カ	イ	イ	ア
	767					
	768					
	769	イ	カ	イ	イ	イ
熊本県						
	770	ク	カ	ウ	ウ	エ
	771					
	772	ウ・エ	ア・イ・ウ	ウ	ウ	イ
	773	ウ・カ	ア・エ	ア	ア	カ 皆伐して跡地を売却する
	774	ウ	オ	イ	ア	イ
	775	ア・イ・ウ・エ・オ・カ	ア・イ・ウ・エ	イ	イ	ア
	776	ウ・エ	カ	ウ	ウ	ア
	777	ウ・エ	エ	イ	ア	ア
	778	ウ		ウ	ア	ア
	779	ウ	カ	ウ	ウ	ア
	780	ウ	カ	イ	ア	ア
	781	ウ	オ	ウ	ウ	ア
	782					
	783					
	784	ウ	ア・イ	ア	ア	ア
	785	ク	カ			オ
	786	イ	イ	ウ	イ	エ
大分県						
	787	カ	ウ	イ	イ	イ
	788	ウ	カ	イ	ア	ア
	789	ウ	エ	イ	ア	イ
	790	ア	イ	ア	ア	イ
	791					
	792	ウ・エ	イ・ウ・エ	ア	イ	ア
	793	ウ・エ	ウ・エ	ウ	ウ	ア
	794	ウ・カ	イ	イ	イ	ア
	795	エ	エ	イ	ウ	エ
	796	ウ・エ・オ・カ	エ・オ	ア	イ	ア
	797	エ・オ・ケ ア～キ迄該当	カ	ア	ア	ア
	798	ウ	ア	ア	ア	ア
	799	イ・カ	ウ・エ	イ	イ	ア
宮崎県						
	800					
	801	カ	ア	ア	イ	ウ
	802	ウ・エ	オ	イ	イ	ア
	803	ウ	イ	ウ	ウ	イ
	804	イ・カ	イ・エ	ア	イ	イ
	805	ウ・カ	オ・カ	イ	イ	ウ
	806					
	807	ウ	オ	ア	ウ	ウ

Ⅲ. 林地の売買について

森
林
組
合
番
号

5. 実態					6. 取引後の林地
1. 関係者と林地の属性			2. 関係者の居住地		1. 皆伐の実施
(6) 林齢 (複数)	(7) 価格 (複数)	(1) 売却者	(2) 買取者	※ 4	カ. 具体的記述
※1	ケ. 具体的記述	※2	※3	※3	
※1 「ア. 1～10年生未満, イ. 10～30年, ウ. 30～50年, エ. 50～70年, オ. 70年生以上, カ. 人工林伐採跡地, キ. 未立木地, ク. わからない, ケ. その他」 ※2 「ア. 10万円未満, イ. 10～30万円, ウ. 30～50万円, エ. 50～100万円, オ. 100万円以 上, カ. わからない」 ※3 「ア. 不在村所有者が多い, イ. 在村所有者が多い, ウ. 不在村者と在村者同じくらいみ られる」 ※4 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐 跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」					

鹿児島県

808	ク	オ	イ		オ
809	ク	カ	イ	イ	オ
810	ク	カ	イ	イ	カ 土捨て場
811					
812	ウ	カ	イ	イ	イ
813					
814	ウ・カ	ア	ウ	ウ	カ 買い取り者が木材業社であれば分収造林等、個人であればそのまま管理される。
815	イ	エ	イ	イ	エ
816	ウ・エ	エ	イ	ア	イ
817	ウ	エ	ア	ア	オ
818					
819	ウ	オ	ウ	ア	ア
820	イ・ウ	オ	イ	イ	イ
821	エ	イ	ア	イ	ア
822	ウ	カ	ア	ウ	ア
823	イ	エ	ウ	イ	ア
824	イ	イ	イ	イ	イ
825	ク	カ	ア	イ	オ
826		カ	イ	イ	イ
827	ウ	カ	ア	ウ	オ
828					
829	イ	イ	イ	イ	イ
830					
831	イ・ウ	カ	イ	イ	オ
832	ウ・エ	カ	イ	イ	ア
833					

沖縄県

834					オ
835					
836	ウ・エ	ア・イ	イ	イ	ア
837					

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地			7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※ イ. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ ク. 具体的記述
	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」			

北海道

1	ア	1 ha以内の林地開発	オ	林地開発後の義務 植栽	オ	森林経営・土砂取 り開発	イ	競売物件
2	カ	資材置き場など			ウ		ア	
3	イ				イ		エ	
4	カ	利用間伐か一部皆伐 等			ウ		エ	
5	イ				イ		ア	
6	オ		エ		エ		キ	
7	カ	資材置き場など			ウ		イ	
8	エ				エ		オ	
9	オ				エ		キ	
10	オ				エ		キ	
11	ア		ア		エ		ア	
12	エ				エ		キ	
13	ア		イ		イ		ア	
14	オ		エ		ウ		キ	
15	イ				エ		ア	
16	オ				エ		ア	
17	エ				ウ		ウ	
18	イ	未立ち木地などは造 林される			ウ		エ	
19	イ				イ		ク	裁判所の競売
20	エ				イ		エ	
21	エ				ウ		ウ	
22	イ				ア		ア	
23	ア		イ		エ		ア	
24	イ				イ		ア	
25	オ				エ		キ	
26	ア				ウ		エ	
27	オ				エ		キ	
28	エ				イ		エ	
29	ア		ア		イ		エ	
30	イ				ウ		ア	
31	ア		ウ		ウ			
32	イ				イ		ア	
33	イ				ウ		エ	
34	イ				イ		ア	
35	イ				イ		エ	
36	エ				ウ		ウ	
37			ア		イ		エ	
38	イ				ア		エ	
39	イ				イ		エ	
40	イ				イ		ア	
41	カ	多様			イ		ウ	
42	エ				ウ		エ	
43	ア		ア		イ		エ	
44	ウ		ア		イ		エ	
45	イ				イ		エ	
46	ア		ア		オ	ない	ア	
47	イ				イ		キ	
48	ア		ア		イ		エ	
49	エ				エ		ア	

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する場合が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する場合が多い, イ. ブローカーが仲介する場合が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する場合が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する場合が多い, キ. わからない, ク. その他」				
50	カ	林種転換・造林事業	イ		エ
51	エ	イ	イ		キ
52	エ	人工造林	イ		ア
53	カ	天伐跡が多い 人工造林を実施	イ		ア
54	カ	伐採跡地のため造林を実施	イ		エ
55	ア	イ	ウ		ウ
56	ウ	ウ	ウ		キ
57	イ		イ		ア
58	ウ	ア	イ		ア
59	イ		エ		エ
60	イ				ア
61	カ	買取者のほとんどは、林況に応じて山林を経営していく場合が多い	ウ		ア
62	ア	イ	ウ		ア
63	ア	イ	ウ		ウ
64	ア	イ	ア		ウ
65	カ	ア・イが多いと思うがどちらか一概にはいえない	オ	再造林されることもされないこともある	エ
66	ア	ア	イ		ア
67	イ		イ		キ
68					
69	ウ	イ	補助枠の不足	ア	イ
70	カ	未立ち木地が多い	イ		エ
71	ア	イ	イ		エ
72	イ		エ		エ
73	ア	イ	ウ		ア
74	イ		イ		ア
75	イ		イ		ア
76	イ		イ		エ
77	ア	ウ	エ		ア
78	ウ	ア	イ		ア
79	イ		イ		エ
80	イ		イ		エ
81	ウ	ウ	ア		オ
82	イ		イ		エ
83	イ		ウ		エ
84	イ	ア	イ		エ
85	ア	ウ	畑・草地に転用される	ア	イ
86	ア	ア	イ		キ
87	イ		イ		エ
88	ウ	イ	エ		ア
89	イ		エ		エ
90	カ	粗悪林分については造林し、優良天然林は育成天然林施業	イ		イ
91	ア	ア	ウ		イ
92	イ		エ		キ
93	イ		イ		ア
94	イ		エ		キ

Ⅲ. 林地の売買について

		6. 取引後の林地			7. 取引の形態
		1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	
		※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ キ. 具体的記述	
森林組合番号		※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」			
		※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」			
		※3 「ア. 買い取った人(業者)が転売することが多い, イ. 買い取った人(業者)がそのまま管理する場が多い, ウ. どちらともいえない(転売する場合もしない場合もある), エ. わからない, オ. その他」			
		※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する場が多い, イ. ブローカーが仲介する場が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する場が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関(第三セクターを含む)が仲介する場が多い, キ. わからない, ク. その他」			
	95	カ		ウ	ア
	96	イ		エ	ア
	97	ア	オ 林地外転用(農地・資材置き場)	イ	ア
	98	イ		ウ	ア
青森県					
	99	ア	ウ	ウ	イ
	100	イ		ア	ア
	101	ア	オ 林地開発の為	ウ	5と6を選択
	102	オ		エ	キ
	103				
	104	イ		エ	ク 農協などが仲介する
	105	エ		エ	ウ
	106				
	107				
	108	オ		エ	キ
	109	エ		ウ	オ
	110	オ		エ	キ
	111	オ		エ	キ
	112	イ		イ	ア
	113	エ		イ	ア
岩手県					
	114	イ		イ	ア
	115	エ		イ	イ
	116	イ		イ	エ
	117				
	118	オ		エ	キ
	119				
	120	イ		イ	ア
	121	オ	エ	イ	キ
	122	イ		イ	ア
	123	オ		エ	キ
	124	オ			
	125	イ		ウ	ア
	126				
	127	エ		イ	ア
	128	イ		イ	ア
	129	イ		イ	ア
	130	ウ	ウ	ア	ウ
	131				
	132				
	133	ウ	ウ	イ	ア
	134	オ		エ	キ
	135	イ		エ	ア
	136	イ		エ	キ
	137	イ		イ	ア
	138				
宮城県					
	139	イ		エ	ア
	140	イ		エ	ア
	141	イ		エ	キ
	142				
	143	オ		エ	キ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」				
144	ア	ウ	エ	ア	
145	オ		エ	キ	
146	オ		エ	キ	
147	イ		イ	ア	
148					
149	イ		イ	エ	
150	ウ	ア	ウ	キ	
151	イ		イ	ア	
152	オ		エ	ア	
153	イ		エ	ア	
154	イ		イ	ア	
155	イ		ウ	ア	
156	エ		ウ	キ	
157	イ		イ	1と7を選択	
秋田県					
158	エ		ウ	ア	
159					
160	イ		ウ	ア	
161	イ		イ	ア	
162	イ		イ	ア	
163	エ		イ	ア	
164	イ		エ	ア	
165	イ		イ	ウ	
166	イ		イ	3と4を選んでいる	
167	エ		イ	エ	
168	エ		ウ	イ	
169	ア	ア	イ	ウ	
170	カ いろいろ		ウ	キ	
山形県					
171					
172	カ			オ	
173	イ		イ	イ	
174					
175	イ		イ	ア	
176	オ		エ	キ	
177					
178	イ		エ	イ	
179	オ		エ	ア	
180	イ		イ	エ	
181	イ		イ	エ	
182	イ		ウ	キ	
183	イ		イ	ア	
184	カ 道路等、畑		エ	ク 公共工事による売買	
185					
福島県					
186	イ		ア	ウ	
187					
188					
189	オ		ウ	イ	
190	ア	ウ	ウ	ア	
191					
192					

Ⅲ. 林地の売買について

	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
森林組合番号	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」				
193					
194	オ		エ		キ
195					
196	オ		エ		キ
197	イ		エ		ウ
198	ア	ウ	エ		ア
199	エ		イ		エ
200					
201	オ		エ		オ
202	オ		エ		キ
203	エ		ウ		イ
204	イ		ウ		キ
205	カ 別荘地		ア		イ
206					
207	イ		イ		オ
208					
209	イ		ウ		ア
210	イ		エ		ア
211	オ				
212					
茨城県					
213					
214					
215	カ ゴルフ場		ウ		キ
216					
217					
218	ア	ア			ア
219	イ		ウ		ア
220	イ				ア
221	ア	ア	イ		ア
222	イ		エ		オ
223	イ		エ		オ
224					
225	ア	ウ	エ		キ
226					
227					
228	イ		イ		オ
229					
230					
栃木県					
231	イ		ウ		カ
232	イ		エ		ア
233	イ		ウ		エ
234	イ		イ		イ
235	エ		ウ		エ
236					
237					
238	エ		イ		キ
239	イ		イ		ア
240					
241	イ		ウ		オ
242	イ		イ		キ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」				
243	イ		ウ		ウ
244	エ		ウ		キ
群馬県					
245					
246					
247					
248					
249					
250	ア	ウ	ア		イ
251					
252	イ		イ		ア
253					
254					
255					
256	カ	林地売却はほとんど無いと思われる			
257					
258					
259	ア	ウ	ア		オ
260	オ		エ		キ
261	エ		エ		エ
262					
263	イ		ウ		イ
264					
265	イ		イ		エ
埼玉県					
266	エ		ウ		キ
267	オ		エ		キ
268					
269	オ		エ		キ
270	イ		ウ		オ
271					
千葉県					
272	オ		エ		オ
273					
274					
275	オ		エ		カ
276					
277	カ	公道となる	オ	公道となる	カ
278	イ		エ		キ
279	オ		エ		キ
280	オ		エ		キ
281	ア	ウ	ウ		キ
282					
283					
284					
285					
286	ア	ウ	ウ		イ
287	オ		イ		オ
288					
289					
290	オ		エ		キ
神奈川県					

Ⅲ. 林地の売買について

	森林組合番号	6. 取引後の林地			7. 取引の形態	
		1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
		※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
		※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する場合が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する場合が多い, イ. ブローカーが仲介する場合が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する場合が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する場合が多い, キ. わからない, ク. その他」				
—	291	イ		ウ		キ
—	292					
—	293	オ		ウ		キ
—	294					
—	295					
—	296					
—	297	イ		ウ		キ
—	298	カ 目的に沿って手入れ られている		オ 公的機関が管理		カ
—	299					
—	300					
—	301	イ		ウ		キ
—	302	イ	ウ	ウ		キ
新潟県						
—	303	エ		エ		ア
—	304	ウ	ア	ア		ア
—	305	イ		ウ		ア
—	306					
—	307	カ 最初だけ手入れし、 後は放棄状態		エ		キ
—	308					
—	309	オ		エ		ア
—	310					
—	311					
—	312	イ		イ		キ
—	313	イ		エ		エ
—	314	オ		エ		キ
—	315	イ		エ		キ
—	316	イ		イ		ア
—	317	イ		エ		ア
—	318	オ		エ		キ
—	319					
—	320	イ		ウ		ア
—	321	イ		イ		ア
—	322					
—	323	カ 道路、公園		オ		カ
—	324	エ		エ		ア
—	325					
—	326					
—	327	オ		エ		ア
—	328	エ		イ		ア
—	329	イ		イ		ア
—	330					
—	331	オ		エ		キ
—	332	オ		エ		ア
—	333					
富山県						
—	334	エ		ウ		ア
—	335	オ		エ		キ
—	336	オ		エ		キ
—	337					
—	338	オ		エ		キ
—	339	オ		エ		オ

Ⅲ. 林地の売買について

		6. 取引後の林地		7. 取引の形態	
		1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※ ク. 具体的記述
		※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	
森林組合番号		※1「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」			
		※2「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」			
		※3「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する場が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」			
		※4「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する場が多い, イ. ブローカーが仲介する場が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する場が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する場が多い, キ. わからない, ク. その他」			
	340	エ		イ	オ
	341				
石川県					
	342	イ	エ	イ	ア
	343	オ		エ	キ
	344	イ		イ	エ
	345	オ		エ	キ
	346	イ		ウ	エ
	347	イ		ウ	エ
	348	ア	イ	エ	ア・キ
	349	ア	ア	イ	ア
	350	オ		エ	キ
	351	ウ	イ	イ	ア
	352	ウ	オ 荒廃されている	イ	ク 金融機関(銀行)
	353	オ			キ
	354	イ		ウ	ウ
	355	イ		イ	ウ
	356				
	357				
福井県					
	358	オ	ウ	エ	ア
	359	オ		エ	キ
	360				
	361	オ		エ	キ
	362				
	363	オ		イ	ウ
	364	イ		イ	ア
	365	ウ	ア	イ	イ
	366	イ		ウ	ア
	367	イ		イ	ク 森林組合へ相談が有って後は本人同士で直接交渉
	368	ア	ア	イ	ア
	369	イ		イ	ウ
	370	エ		エ	ア
	371				
	372				
	373	イ		エ	ア
	374	イ		エ	ア
	375	ア	ア	イ	ア
山梨県					
	376	イ		イ	ア
	377				
	378				
	379				
	380				
	381				
	382	イ		エ	ア
	383	ア	ア	ウ	ア
	384	イ		ア	イ
	385				
	386				
	387	エ		イ	イ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
	※1「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」				
388					
長野県					
389	オ		エ		キ
390	ア	ウ	ウ		イ
391	イ		イ		カ
392					
393					
394	カ	若干の立木を残し、別荘になる	エ		キ
395					
396	オ		ウ		ク 組合が林地供給で対応する場合と、不動産業者等があり、実際の所多いか少ないかの判断が出来ない
397					
398					
399	イ		エ		ウ
400					ク 金融機関が担保にしたもの
401					
402					
403					
404					
405					
406					
407	イ				ア
408	オ		エ		キ
409					
410	イ		イ		ア
411	オ		エ		キ
412	カ	工事以外はそのまま管理	オ	行政が主なのでそのままである	カ
413					
414					
415	イ		イ		イ
岐阜県					
416					
417	イ		イ		ア
418	ア	ウ	ウ		ウ
419	イ		ウ		イ
420					
421	オ		エ		キ
422	イ		ウ		イ
423	イ		ウ		ア
424					
425	イ		エ		ウ
426	イ		イ		イ
427	オ		エ		キ
428					
429	エ		イ		ウ
430					
431	イ		ア		ア
432	イ		イ		ア

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」				
433					
434	イ	オ	森林組合の林地供給事業で斡旋のため業者には渡さない。	エ	供給事業
435	オ	ウ		キ	
436	イ	ウ		ア	
437	ウ	ア	イ	エ	
438					
439					
440	イ		ア	イ	
441					
442	エ		イ	エ	
443					
444	オ	エ	エ	キ	
445	イ		エ	ア	
446					
447					
448	イ		エ	イ	
449	オ		エ	ア	
450	ア	ウ	ア	オ	
静岡県					
451	オ		エ	キ	
452					
453					
454					
455					
456	イ		ア	イ	
457	オ			カ	
458	イ		エ	キ	
459	カ 保育作業が実施される		オ 転売はない	キ	
460					
461	イ		ウ	キ	
462	ア	ア	エ	ア	
463					
464	ア	ア	ウ	イ	
465	ア	ウ	エ	ア	
466					
467	エ		ウ	オ	
468					
469	ウ	0	ア	ア	
470					
471					
472	イ		イ	エ	
473	イ		イ	エ	
愛知県					
474	オ		ウ	オ	
475	イ		イ	イ・エ	
476					
477					
478					

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」				
479	ア 工事のため	オ 工事のため林地ではなくなる	エ		カ
480					
481	イ		ウ		イ
482	ア	オ 転用伐採	ウ		カ
483	オ		エ		キ
484					
485					
486	イ		ウ		オ
487	オ		エ		キ
488					
489	イ		イ		ア
490	イ				イ
491	ア	ウ	エ		キ
492	エ		ア		イ
493	イ		エ		キ
三重県					
494	エ		ア		イ
495	ア	ウ	ウ		ウ
496	ア	ウ	ウ		ウ
497	エ		イ		キ
498	イ		イ		ア
499	イ		エ		イ
500	エ		イ		ア
501	カ 林地以外に転用		エ		ア
滋賀県					
502					キ
503	イ		エ		ア
504	ア	ア	エ		ア
505	オ				ア
506					
507	イ		ア		ウ
508					
509	エ		イ		イ
510					
511	イ		イ		ア
京都府					
512	イ		イ		キ
513	エ		イ		ア
514	イ		ウ		イ
515	イ	イ	イ		ア
516	イ		イ		ア
517	イ		イ		エ
518	カ 強度間伐		エ		ア
519	エ・オ	エ	エ		キ
520	イ		イ		エ
521	イ		ウ		ア
522	イ		イ		ア
523	イ		イ		ウ
兵庫県					
524	イ				イ
525					
526					

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地			7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※ ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	
	※1「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」			
	※2「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」			
※3「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する 場合が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」				
※4「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する機会が多い, イ. ブローカーが仲介する機会が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する場 合が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する場 合が多い, キ. わからない, ク. その他」				
527				
528	イ		イ	イ
529	オ		イ	
530	イ		エ	キ
531				
532	イ		ウ	ア
533	ウ	ウ	ウ	イ
534	オ	エ	エ	ア
535	イ		ア	オ
536	オ		エ	キ
537	オ		エ	キ
538				
539				
540	イ		エ	イ
541	イ		エ	ア
542	オ	エ	エ	キ
543	カ	広葉樹天然林を伐採し、スギヒノキ等針葉樹を植栽	イ	ア
544				ア
545	オ		エ	キ
546	カ	立木・土地を含めて売買され、皆伐地の売買が主	オ	オ
547	ア	ウ	ウ	オ
548	オ		エ	キ
549				
奈良県				
550				
551	イ		ウ	ア
552	カ	電力会社事業用地に	イ	ア
553	エ		ア	ク 仲介のブローカー
554	オ			ウ
555	イ		ウ	イ
556	イ		イ	キ
557	ア	オ 分収造林	イ	ア
558	イ	イ	イ	ア
559	カ	林地開発等	ウ・エ	イ
560	エ	エ	エ	キ
561	エ		エ	イ
562	ア	ア	ウ	ア・イ
563	エ		イ	イ
564	オ		ウ	キ
565	エ		ウ	ウ
566	イ		ウ	ア
567	イ		イ	キ
568	ア	ウ	ア	イ
和歌山県				
569	オ		エ	イ
570	イ		イ	ウ
571	エ		ア	イ
572	エ		ウ	イ
573	エ		エ	ア

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」				
—	574 ア	ウ	ウ	ア	
—	575 ア	ウ	イ	ア	
—	576 オ		ウ	イ	
—	577 エ		ア	イ	
—	578 イ		イ	ク	林地に詳しい地元の人が仲介
—	579 ア・イ	ア	ウ	ア・イ	
—	580				
—	581 イ		イ	ア	
—	582 カ	一部用途転用のため 皆伐され、残部はそのまま管理される	ウ	イ	
—	583 エ		イ	ウ	
—	584 イ	イ	イ	ア	
鳥取県					
—	585 カ	伐跡として売却が多い。またはマツ立木で後に樹転される			
—	586 イ		ウ	ア	
—	587 オ	エ	エ	キ	
—	588 オ		エ	キ	
—	589 イ		イ	ア	
—	590 エ		イ	ア	
島根県					
—	591 イ	イ	ウ	キ	
—	592 イ		イ	ウ	
—	593 イ		エ	ウ	
—	594 ア	ウ	イ	エ	
—	595 オ		エ	ア	
—	596 エ		イ	ア	
—	597 イ	ウ	イ	エ	
—	598 オ		エ	ア	
—	599 オ		イ	ア	
—	600 イ		ウ	ウ	
岡山県					
—	601 イ		ウ	ア	
—	602 カ	土の採取	ウ	キ	
—	603 ア	イ, オ	高速道路設置用地	エ	カ
—	604				
—	605 イ		ウ	オ	
—	606 イ		ウ	イ	
—	607				
—	608				
—	609 ア	イ	エ	ア	
—	610				
—	611 イ		ウ	イ	
—	612 カ	不明	オ	不明	キ
—	613 イ		ウ	イ	
—	614 オ		エ	キ	
—	615 エ		イ	ア	

Ⅲ. 林地の売買について

	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ ア. 具体的記述	※	
森林組合番号	※1「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3「ア. 買い取った人(業者)が転売することが多い, イ. 買い取った人(業者)がそのまま管理する場が多い, ウ. どちらともいえない(転売する場合もしない場合もある), エ. わからない, オ. その他」 ※4「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する場が多い, イ. ブローカーが仲介する場が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する場が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関(第三セクターを含む)が仲介する場が多い, キ. わからない, ク. その他」				
616	エ		オ	平成16年10月 台風以降、森林に 関心がなくなっ ている	ウ
617	イ		エ		エ
618	イ		ウ		ウ
619	エ		ウ		ウ
620	イ		ウ		ア
621	オ	エ	エ		キ
622	エ		ウ		ウ
623	カ	皆伐後、公共用地			
624	オ		エ		キ
625	イ		エ		キ
626	イ		ア		イ
広島県					
627	エ		ウ		ア
628	オ		エ		ウ
629	ア	オ 造成	エ		キ
630					
631	エ		イ		ア
632	エ		イ		ア
633	ウ	ウ	ウ		キ
634	イ		イ		ア
635	エ		ア		ア
636	イ		イ		ア
637	ア	ア	イ		ウ
638	オ	エ	エ		キ
639	イ		イ		オ
640	イ		イ		ア
山口県					
641	エ		エ		イ
642	イ		エ		ア
643	ア	イ	ウ		ア
644	イ		イ		エ
645	オ		エ		エ
646	イ		ウ		イ
647	オ		エ		キ
徳島県					
648	イ		イ		イ
649	オ	エ	イ		ア
650					
651	ア	イ	ウ		ウ
652	ア	イ	ウ		ア
653	イ		エ		キ
654	カ	採石場など林地以外	イ		ア
655	イ		ウ		オ
656	ア	イ	ア		ア
657	ア	エ	イ		ア
658	ア	ウ	ア		ウ
659					イ
660	ア	イ	ウ		ア
香川県					
661					

Ⅲ. 林地の売買について

	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
森林組合番号	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」				
662					
663	ア	ア	イ	ア	
664	イ		エ	オ	
665	イ		イ	ア	
666	エ		ウ	イ	
667	イ		イ	イ	
愛媛県					
668	ア	ウ	ウ	イ	
669	ア	ア	イ	ア	
670	オ		イ	キ	
671	ア	イ	ウ	キ	
672	ウ	ウ	ウ	ア	
673	イ		イ	エ	
674	カ 道路		イ	カ	
675	ア	イ	ア	イ	
676	イ		イ	ア	
677	イ		エ	ア	
678	イ		イ	エ	
679	イ		エ	ア	
680	イ		エ	ア	
681	イ		イ	ア	
682	イ		イ		
683					
684	イ		ウ	イ	
685	イ		イ	ア	
686	オ		エ	イ	
687	ア	ウ	ウ	イ	
高知県					
688	オ		ウ	キ	
689	イ		イ	イ	
690	イ		イ	ア	
691	ア	ウ	ウ	ク	現実的に伐採跡地を買い入れするケースは極めて稀で、ほとんど売れない
692	イ		イ	ア	
693	ア	イ	ア	イ	
694	ア	ウ	ア	イ	
695	カ 業者は皆伐、個人は楽しみとして持つ		ウ	エ	
696	イ		イ	イ	
697					
698	ア	オ 宅地造成	エ	キ	
699	ア	イ	ア	イ	
700	ア	イ	ア	イ	
701	オ	エ	エ	キ	
702	エ			エ	
703	オ	エ	エ	キ	
704	ア	ア	ウ	イ	
705	エ		ウ	イ	
706	イ		イ	ア	
707	ア	イ	イ	ア	
708	カ 間伐		エ	イ	

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
	※1「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3「ア. 買い取った人(業者)が転売することが多い, イ. 買い取った人(業者)がそのまま管理する場が多い, ウ. どちらともいえない(転売する場合もしない場合もある), エ. わからない, オ. その他」 ※4「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する場が多い, イ. ブローカーが仲介する場が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する場が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関(第三セクターを含む)が仲介する場が多い, キ. わからない, ク. その他」				
709	オ	エ	エ		キ
710	オ		エ		ア
711	エ				ア
712	エ		ウ		イ
713	エ		イ		イ
714	イ		ウ		
715	ア	ウ	ウ		イ
716	ア	ウ	ウ		イ
717	オ		ウ		ア
718	イ		イ		イ
福岡県					
719	オ				
720	イ		エ		カ
721	イ		イ		オ
722	オ		エ		キ
723	オ		ウ		キ
724	イ		エ		キ
725	ア	オ	土砂採取後資材置き場等へ	ア	ア
726					
727	オ		エ		キ
728					オ
729	イ		エ		ア
730	イ		ウ		キ
731	ア	ウ	ウ		キ
732	イ	エ	イ		ア
733	イ		イ		エ
734	イ		イ		エ
735					
736	オ		エ		キ
737	ア	イ	ア		エ
738	オ				イ
739					
740	カ	皆伐されてそのままになっている			エ
741	イ		イ		ウ
742			エ		キ
743	イ		ウ		ア
744	ア	ア	イ		ア
745	ア	ウ	ア		イ
746					
747	ア	ウ	ア		イ
佐賀県					
748	オ				
749					
750	イ		イ		ア
751	カ	他の用途			オ
752	エ		イ		ア
753	イ		ウ		エ
754	イ		イ		ウ
755	イ		エ		キ
756	ア	イ	ウ		ア
757	エ	エ	イ		エ

Ⅲ. 林地の売買について

	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
森林組合番号	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」				
758	イ		エ		キ
長崎県					
759	イ		ウ		キ
760					
761	イ	単価が安く手取りがあるまで見合わせている	オ	島原災害のために代替え林なのでそのまま置く	ア
762	イ		イ		ア
763	カ	土木業者等の土捨て場	ウ		ア
764	イ		イ		ア
765	イ				ア
766	ア	ウ	ウ		ア
767					
768					
769	イ		エ		ア
熊本県					
770	エ		ウ		ア
771					
772	イ		ウ		エ
773	カ	皆伐して跡地を売却する	オ	皆伐跡地が売れない場合は放置林が多い	イ
774	イ		ウ		イ
775	ア	ア	ア		ア
776	ア	ウ	エ		ア
777	ア	ウ	ウ		イ
778	ア	ア	ア		イ
779	ア	ウ	ア		イ
780	ア	イ	エ		ウ
781	ア	ウ	ウ		ア
782					
783					
784	ア	ウ	エ		イ
785	オ	オ	エ		キ
786	エ		ウ		ア
大分県					
787	イ		イ		キ
788	ア	イ	エ		ア
789	イ		イ		ク 担保林で処分する場合があります
790	イ		ア		イ
791					
792	ア	ウ	イ		ア
793	ア	イ	ウ		ア
794	ア	ウ	ウ		ア
795	エ		ウ		イ
796	ア	イ	ウ		イ
797	ア	イ	ウ		ア
798	ア	ウ	ア		ウ
799	ア	ア	イ		ア
宮崎県					
800					
801	ウ	ア	イ		エ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	6. 取引後の林地				7. 取引の形態
	1. 皆伐の実施	2. 再造林の状況	3. 転売の発生	※	ク. 具体的記述
	※ カ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※ オ. 具体的記述	※	
	※1 「ア. 皆伐されることが多い, イ. 皆伐されずそのまま管理されることが多い, ウ. 皆伐跡地の売却が多い, エ. 皆伐できない伐期前の林分が多い, オ. わからない, カ. その他」 ※2 「ア. ほとんど適期に再造林される, イ. 再造林が遅れることが多い, ウ. 再造林されないことが多い, エ. わからない, オ. その他」 ※3 「ア. 買い取った人（業者）が転売することが多い, イ. 買い取った人（業者）がそのまま管理する人が多い, ウ. どちらともいえない（転売する場合もしない場合もある）, エ. わからない, オ. その他」 ※4 「ア. 売りたい人と買いたい人が直接交渉する人が多い, イ. ブローカーが仲介する人が多い, ウ. 素材生産業者や製材業者などの木材関連の業者が仲介することが多い, エ. 森林組合が仲介する人が多い, オ. 不動産業者が仲介することが多い, カ. 公的機関（第三セクターを含む）が仲介する人が多い, キ. わからない, ク. その他」				
—	802	ア	イ	ウ	イ
—	803	イ		ウ	イ
—	804	イ		ウ	キ
—	805	ウ	イ	ウ	イ
—	806				
—	807	ウ	イ	イ	ウ
鹿児島県					
—	808	オ			キ
—	809	オ		エ	キ
—	810	カ 土捨て場		エ	ア
—	811				
—	812	イ		イ	ウ
—	813				
—	814	カ 買い取り者が木材業社であれば分収造林等、個人であればそのまま管理される。		ウ	
—	815	エ			ア
—	816	イ	ウ	ウ	イ
—	817	オ		エ	ア
—	818				
—	819	ア	ウ	ウ	キ
—	820	イ		イ	ウ
—	821	ア	ウ	ア	イ
—	822	ア	ウ	ア	イ
—	823	ア	ウ	ア	イ
—	824	イ		イ	イ
—	825	オ		エ	ア
—	826	イ		イ	キ
—	827	オ		エ	ア
—	828				
—	829	イ		イ	ア
—	830				
—	831	オ		エ	キ
—	832	ア	ア	エ	ア
—	833				
沖縄県					
—	834	オ		エ	
—	835				
—	836	ア	イ	エ	キ
—	837				

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」					
	※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」					
※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」						
北海道						
1		イ・オ・ ケ・コ	ウ		ウ	ウ
2		ク	カ		イ	ウ
3	コ	イ・オ・ カ・キ・ ク・ケ	ウ		イ	
4	ア	イ・カ・キ	ウ		イ	イ
5		オ	イ			
6						
7		コ	ウ		ウ	ウ
8	オ	ウ・コ	イ		ウ	ウ
9		ケ	ウ		ウ	ウ
10			ウ		ウ	ウ
11		ア・ケ	ウ		ウ	
12	ケ	コ	ウ		ウ	ウ
13	ケ	キ・コ	イ		ウ	ウ
14		キ・ケ・コ	ウ		イ	ウ
15		キ・ケ	ウ		ウ	ウ
16		ケ・コ	イ			
17	コ	オ・キ・ケ	ウ		イ	ウ
18	オ	ウ・ケ	ウ		イ	ウ
19	オ	ア・ケ	オ		ウ	ウ
20		オ・キ	ウ			
21		カ・ケ	ウ		ウ	ウ
22	ケ	コ	ア		イ	ウ
23	カ	コ	イ		イ	ウ
24	キ	カ・ク・ケ	ウ		イ	ウ
25		サ	わからない	ウ		
26		ケ・コ	イ		ウ	ウ
27		ウ	ウ		ウ	ウ
28	キ	イ・カ	イ		イ	ウ
29		ク	イ		ウ	ウ
30	コ	キ・ケ	イ		ウ	ウ
31		カ・キ・コ	イ		ア	ウ
32	コ	カ・ク・ケ	イ		イ	イ
33	キ	コ	オ		イ	ウ
34	コ	キ・ケ	キ	売却希望があっても、 買取希望が少ない	イ	ウ
35	キ	カ	ウ		ウ	ウ
36	キ	オ・カ	イ		イ	ウ
37		イ・ク	イ		ウ	ウ
38	コ	ア・オ・キ	ア		イ	イ
39		カ・キ・ク	イ		ウ	ウ
40	コ	キ	イ		ア	イ
41	コ	イ・ケ	イ		ア	ウ
42	コ	イ・オ・カ	イ		イ	ウ
43		カ	イ		ウ	ウ
44	キ	イ・カ	ア		ウ	ウ
45	コ	ア・オ	オ		イ	ウ
46		カ・キ	ウ		ウ	ウ
47		イ・オ・ キ・ケ・コ	イ		ウ	ウ
48		キ	イ		イ	ウ
49		オ・カ	オ		ウ	ウ
50	オ	ア・ウ・ カ・キ・ ケ・コ	オ		ウ	ウ

Ⅲ. 林地の売買について

森 林 組 合 番 号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営 を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の 見通しが立たないため, サ. その他」 ※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程 度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」					
51		カ・キ		オ	イ	ウ
52		カ・キ・コ		イ	イ	ウ
53		ウ・カ・キ		イ	ウ	ウ
54	カ	キ・ク		イ	イ	イ
55	キ	ク		イ		
56		サ	よくわからない	ウ	ア	ウ
57	ク	イ・カ		ウ	イ	イ
58		キ		ウ		ウ
59	コ	キ・ケ		イ	ウ	ウ
60	コ	イ・オ・ キ・ク		ウ	ウ	ウ
61		ア・カ・ キ・ク・ ケ・コ		ウ	イ	ウ
62		オ		イ	ウ	ウ
63	キ	イ・オ・ カ・ク・ケ		ア	イ	ウ
64		カ・キ		イ	ウ	ウ
65		ケ・サ	金がひつようとなる ためであろうが理由 までは聞いていない	ウ	ウ	ウ
66	サ	イ・ケ	後継者がいない及び 山に興味が無い	イ	イ	ウ
67	カ	ク		ウ		ウ
68						
69		カ・キ・コ		ウ	ウ	ウ
70		カ・サ	不在地主で管理でき ない	イ	イ	ウ
71	コ	オ・ケ		イ	ウ	ウ
72	キ	カ		イ		
73		ケ		イ	ウ	ウ
74		ウ・オ		ウ	ウ	ウ
75		ウ・オ・カ		イ	イ	ウ
76		イ・ウ・ケ		イ	イ	ウ
77	ケ	ク		イ		ウ
78	コ	キ・ク		イ	ウ	ウ
79	キ	イ・カ・コ		ウ	ウ	ウ
80	コ	カ・ケ		イ		
81	コ	キ・ク・ケ		ウ	ウ	ウ
82		イ・キ・ク		イ		
83	イ	キ・ケ		イ	イ	ウ
84		カ・キ		ウ	ウ	ウ
85	コ	イ・カ・キ		イ	イ	ウ
86		オ・カ・ キ・ケ・コ		ウ	ウ	ウ
87	コ	イ・カ・キ		イ	ウ	ウ
88	コ	ア・キ・ケ		イ	ウ	ウ
89		イ・キ・ケ		イ	イ	ウ
90	オ	ケ		イ	ウ	ウ
91	カ	オ		ウ	ウ	ウ
92		オ・コ		ウ	ウ	ウ
93		イ・ウ・コ		ウ	イ	ウ
94		オ		ウ	イ	イ
95	キ	ク・ケ		ウ	イ	ウ
96		キ・ケ・コ		ウ	ウ	ウ

Ⅲ. 林地の売買について

森 林 組 合 番 号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時的家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」 ※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」					
97	コ	キ・ケ		イ	イ	ウ
98		オ		ウ	イ	ウ
青森県						
99		オ・コ		オ	イ	ア
100	ウ・コ	オ		イ	イ	ウ
101		サ	役所の方針	ウ	イ	ウ
102						
103						
104	オ	ア		ウ	イ	
105	コ	イ・ウ・ オ・カ・ク		イ	イ	ウ
106						
107						
108	オ	イ・コ		ウ	ウ	ウ
109	キ	ウ・コ		イ	イ	イ
110	コ	キ・ケ		ウ	ウ	ウ
111		ア・オ・ケ		ウ	ウ	ウ
112		オ・コ		イ	イ	イ
113	コ	ア・ケ		イ	イ	ウ
岩手県						
114	オ	ア		ウ	イ	ウ
115		オ		ア	イ	ウ
116	オ	イ・キ		ウ	イ	ウ
117						
118	ア	イ・ク		ウ	ウ	ウ
119						
120		イ・オ		ウ	ウ	ウ
121	オ	ア		ウ	イ	ウ
122	ケ	イ・オ・ キ・コ		ウ	イ	イ
123		ア・イ		イ	ア	イ
124						
125	オ	イ		イ		
126						
127	オ	イ		イ	イ	ウ
128	オ	エ・コ		ウ	イ	ウ
129	イ	オ・コ		イ	イ	イ
130		ア・オ		イ		
131					イ	ウ
132						
133	ア	オ・キ・ ケ・コ		ウ	ウ	ウ
134	オ	イ・ウ				
135		ウ				
136		ア・カ		イ		ア
137	オ	イ・カ		ウ	イ	ウ
138						
宮城県						
139	ア	イ・ケ		ウ	ウ	ウ
140		エ・コ		ウ		
141	コ	ケ	キ	買う方があれば売る方が多くなる	ウ	ウ
142						
143						
144	イ	オ		ウ	ウ	ウ
145		イ		イ	イ	イ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」 ※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」					
146		イ・キ・コ				
147	ア		イ		イ	イ
148						
149	オ	ウ・キ	ウ		イ	ウ
150		ア・キ	イ		イ	
151	オ	ア・イ	イ		ウ	ウ
152		イ	イ		ウ	ウ
153	コ	ア	イ		イ	ウ
154	オ	イ・エ・ キ・ク・コ	イ		イ	ウ
155	コ	キ・ク・ケ	ウ		イ	ウ
156	オ	イ・カ・ キ・ケ	イ		イ	ウ
157	イ	サ	公共事業	ウ	イ	ウ
秋田県						
158		カ	ウ			
159						
160	ア	カ	オ		イ	ウ
161	オ	ア・キ・コ	イ		イ	ウ
162	イ	ア	イ		イ	ウ
163	オ	ケ・コ	イ		ウ	ウ
164	ウ	ア	イ		イ	ウ
165	オ	イ	イ		イ	ウ
166	イ	オ	イ		イ	イ
167	ア	オ	イ		イ	ウ
168	オ	ケ・コ	イ		ア	ウ
169	コ	エ	イ		イ	イ
170	ア	コ	イ		イ	ウ
山形県						
171						
172		サ	オ		ウ	ウ
173	イ・オ	ア・ウ・ キ・ク・ ケ・コ	イ		ア	ウ
174						
175		イ	ウ		イ	ウ
176						
177						
178	サ	イ・コ	後継者が山林に興味 を示さない	ウ	ウ	イ
179		ア・イ	ウ		ウ	ウ
180	キ	ケ・コ	イ		イ	イ
181	コ	イ・キ・ク	イ		イ	ウ
182	ア	イ・キ・コ	イ		イ	ウ
183	オ	イ	ウ		ウ	ウ
184		サ	公共工事	キ	ウ	ウ
185						
福島県						
186	イ		オ		ウ	ウ
187						
188						
189	キ	カ	イ		イ	イ
190	イ	ア・ク・ ケ・コ	イ		イ	ウ
191						
192						
193						
194	コ	オ・キ	イ		イ	ウ
195						

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引		
	最重要	該当する (複数)		※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述			※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」						
	※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」						
※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」							
	196	キ	コ		ウ	イ	ウ
	197	コ	キ・ケ		エ	イ	ウ
	198	コ	ア		ア	ウ	ウ
	199	オ	ウ・キ・コ		ウ	ウ	イ
	200						
	201		エ・カ		イ	イ	ウ
	202	コ	ア・ケ		カ	ウ	ウ
	203	オ	カ・ケ・コ		イ	イ	イ
	204		イ・オ		ウ	ウ	ウ
	205		イ・ケ・コ		イ	イ	
	206						
	207	ア	コ		イ	ウ	ウ
	208						
	209	キ	ケ・コ・サ	林地開発によるため	ウ	イ	ウ
	210	コ	オ・ケ		イ	イ	ウ
	211					ウ	ウ
	212						
茨城県							
	213						
	214						
	215	キ	カ・ク・ケ		イ	イ	ウ
	216						
	217						
	218		ア・キ		イ	イ	ウ
	219	ク	カ・キ		イ	ウ	ウ
	220	ク	ケ・コ		イ	イ	
	221		オ		ウ	ウ	ウ
	222	キ・ ク・ ケ・コ	ア・カ		ア	イ	イ
	223	コ	ケ		イ	ウ	ウ
	224						
	225				イ	イ	ウ
	226						
	227						
	228		イ・ウ・ ク・コ		カ	イ	ウ
	229						
	230						
栃木県							
	231	キ	カ・ケ・コ		ウ	イ	ウ
	232		イ・キ・コ		ウ	ウ	ウ
	233		コ		ウ	イ	ウ
	234	オ	イ・キ・ ケ・コ		ウ	イ	イ
	235	コ	カ・ク・ケ		ウ	ウ	ウ
	236						
	237						
	238	コ	ケ		ウ	ウ	ウ
	239	ア	ケ		ウ		ウ
	240						
	241		キ・ク・コ	キ	木材価格が安い ためかなり減る と思う	ウ	ウ
	242		ア・イ・オ	イ		ウ	ウ
	243	オ	イ・キ	ウ		ウ	ウ
	244	イ	ウ・ケ	ウ		ウ	ア
群馬県							
	245						

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」 ※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」					
246						
247						
248						
249						
250	コ	ケ		イ	ウ	ウ
251						
252	コ	オ・ケ		イ	ウ	ウ
253						
254						
255						
256						
257						
258						
259	コ	カ・ケ		イ	イ	ウ
260		キ・ケ・コ		エ		
261	キ	イ・コ		イ	イ	イ
262						
263		エ		イ	ウ	ウ
264						
265		コ		イ	ウ	ウ
埼玉県						
266	イ	ア		ウ	イ	ウ
267	ケ	キ・コ		イ	イ	イ
268						
269		サ	確答できるデータがない	キ	売却希望者が増えても、購入希望者は少ないだろう。	イ
270	カ	ケ		ウ	ウ	ウ
271				イ		イ
千葉県						
272	キ	ク・ケ		ウ	ウ	イ
273						
274						
275		エ・オ		ウ	ウ	ウ
276						
277		サ	道路用地	ウ	ウ	ウ
278				ウ	ウ	ウ
279						
280						
281		キ・ケ・コ		ウ	イ	イ
282						
283						
284						
285						
286	エ	イ・コ		イ	イ	ウ
287	コ	イ・ケ		イ	イ	イ
288						
289						
290		サ	把握していない	キ	把握していない	
神奈川県						
291	コ	キ・ケ		ウ	イ	ウ
292						
293	キ	ク		イ	ウ	ウ
294				イ		
295						
296						
297	キ	ケ		イ	ウ	ウ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※2	キ. 具体的記述	1. 林地以外の田畑等	2. 林地の貸与
	※1	※1	サ. 具体的記述		※3	※3
	※1 「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 後継者がいないため、ク. 山林経営を担当できる者がいないため、ケ. 山林に興味がないため、コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため、サ. その他」 ※2 「ア. かなり増えるだろう、イ. ある程度増えるだろう、ウ. 変わらないだろう、エ. ある程度減るだろう、オ. かなり減るだろう、カ. 皆伐はなくなるだろう、キ. その他」 ※3 「ア. 多い、イ. 多くはないがある、ウ. 少ない」					
298	サ	コ	公的な目的に沿うため	エ	ウ	ア
299				ウ	ウ	ウ
300						
301		カ		ウ	ウ	ウ
302		カ		ウ	イ	ウ
新潟県						
303	キ	イ		イ	イ	ウ
304	オ	ア・カ		エ	イ	ウ
305	ア	キ		ウ	ウ	ウ
306						
307	コ	エ・オ		イ	ア	ウ
308						
309	ア	カ・ケ		ウ	イ	ウ
310						
311						
312		キ		ウ	ウ	ウ
313	キ	ケ・コ		ウ	ウ	ウ
314		キ・ケ・コ		イ	ウ	イ
315	カ	キ		ウ	ウ	ウ
316	オ	ア・イ・ ク・ケ		イ	イ	イ
317		キ・コ		ウ	ウ	ウ
318					ウ	ウ
319						
320	イ	カ		ウ	ウ	イ
321		カ		ウ	イ	ウ
322						
323		サ		カ	イ	ウ
324	オ	キ・ク・ ケ・コ		ウ	ア	ウ
325						
326						
327		カ		イ		
328	カ	キ・ケ・コ		カ. 売り手があるが買い手 キ もない	ウ	ウ
329	ケ	コ		イ	イ	ウ
330						
331						
332		オ		ウ	ウ	ウ
333						
富山県						
334	コ	ケ		ウ	ウ	ウ
335		サ	分からない	キ	林地の売買はあまりないと思われる	
336						
337						
338				イ	イ	ウ
339	オ	ケ		ウ	ウ	ウ
340	ウ	ケ		ウ	ウ	ウ
341						
石川県						

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※2	キ. 具体的記述	1. 林地以外の 田畑等	2. 林地の 貸与
	※1	※1	サ. 具体的記述		※3	※3
	※1 「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 後継者がいないため、ク. 山林経営を担当できる者がいないため、ケ. 山林に興味がないため、コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため、サ. その他」 ※2 「ア. かなり増えるだろう、イ. ある程度増えるだろう、ウ. 変わらないだろう、エ. ある程度減るだろう、オ. かなり減るだろう、カ. 皆伐はなくなるだろう、キ. その他」 ※3 「ア. 多い、イ. 多くはないがある、ウ. 少ない」					
342		ア・カ・キ・ケ・コ		イ	イ	ウ
343		オ・ケ・コ		キ 不明	ウ	ウ
344	ケ	イ・カ・コ		イ	ウ	イ
345	サ		わからない	ウ	ウ	ウ
346	カ	キ・コ		ウ	イ	ウ
347		ク		オ		
348	オ・コ	カ・キ・ケ		ウ	イ	イ
349	ケ	カ・キ		イ	イ	ウ
350	サ		最近売買はない	ウ	ウ	ウ
351		イ		ウ	イ	ウ
352		オ		ア	イ	ウ
353	ア	イ・ウ・オ・カ・キ・ケ・コ		イ	イ	イ
354	オ	ア・イ・ウ・エ		ウ	ウ	ウ
355	コ	ア・オ・キ・ク・ケ		イ	イ	ウ
356						
357						
福井県						
358	ケ・コ	ア・イ・キ		イ	ア	ウ
359		キ		ウ 現在の木材価格では	ウ	ウ
360						
361	コ	ア		ウ		
362						
363		イ・オ・キ・ク		ア	ウ	ウ
364	イ	キ		ウ		
365	コ	ア・イ・ウ・エ・ケ		ウ	イ	ウ
366	イ	ウ・カ・キ・ク		オ	イ	イ
367	オ	イ・ウ・カ・ケ・コ		イ	イ	ウ
368	ア	キ・ケ・コ		イ	イ	ウ
369	ア・イ・オ	ウ・カ		イ	イ	ウ
370		カ・キ・ケ		ウ	イ	イ
371						
372						
373	イ	ウ・オ		ウ	イ	ウ
374		イ・ケ		イ	イ	ウ
375	オ	ク・コ		ウ	ウ	ウ
山梨県						
376	コ	キ		イ		
377						
378						
379						
380				ウ	ウ	ウ
381						
382		ア・イ・オ・キ・ク・ケ・コ		ウ	ウ	ウ
383	カ	コ		カ	イ	ウ
384	カ	イ・ク・ケ		オ	ア	ウ
385						
386						
387	オ	ウ		オ	イ	ア

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※2	キ. 具体的記述	1. 林地以外の田畑等	2. 林地の貸与
	※1	※1	サ. 具体的記述		※3	※3
	※1 「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 後継者がいないため、ク. 山林経営を担当できる者がいないため、ケ. 山林に興味がないため、コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため、サ. その他」 ※2 「ア. かなり増えるだろう、イ. ある程度増えるだろう、ウ. 変わらないだろう、エ. ある程度減るだろう、オ. かなり減るだろう、カ. 皆伐はなくなるだろう、キ. その他」 ※3 「ア. 多い、イ. 多くはないがある、ウ. 少ない」					
388						
長野県						
389				ウ		
390	ア	オ・ク・コ		エ	ウ	イ
391		オ		ウ	イ	ウ
392						
393						
394		ケ		ウ	ウ	ウ
395						
396	ウ	ク・ケ		イ	イ	ウ
397						
398						
399	イ	ア・エ・オ・カ・ケ		イ	ウ	ウ
400	オ	イ・ウ			ウ	ウ
401						
402						
403						
404						
405						
406						
407		キ・ク・コ		ウ	ウ	ウ
408		サ	あまり売却についてはないと思われる	ウ	ウ	ウ
409	コ	ケ		カ		
410		ク		キ	買取希望者が増えれば増えるだろう	イ
411		ア		ウ	イ	ウ
412		サ	アルプス安曇野国営公園関連、長野オリンピック関連	キ	ほとんどないであろう	ウ
413						
414						
415	オ	ア・イ・ウ・カ		オ	イ	ウ
岐阜県						
416						
417	コ	イ・カ・キ		イ	イ	ウ
418		ア		イ	ウ	イ
419	キ	イ・ウ・カ・ク・ケ・コ		ウ	ウ	ウ
420						
421		カ・キ・ク・ケ		イ	ア	イ
422	ク	キ・コ		イ	ウ	ウ
423		オ		ウ	ウ	ウ
424						
425		キ・コ		オ・カ	ウ	ウ
426	コ	ア・イ・ウ・キ・ク・ケ		ウ	イ	ウ
427	コ	ア・イ・オ・カ・キ		イ	ウ	ウ
428						
429	ア	カ・キ		ウ	イ	ウ
430						

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」 ※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」					
431		イ・ク		ウ	ウ	ウ
432	カ	ア		オ	ウ	ウ
433						
434	オ	ク		イ	イ	
435		キ		ウ	ウ	ウ
436	ケ	コ		ウ	ウ	ウ
437	イ・ウ・ク			ア	イ	イ
438						
439						
440		キ・ケ		イ	ウ	ウ
441						
442		イ・キ・コ		イ	イ	ウ
443						
444		ケ・コ		オ		
445		ア・キ・ケ・コ		イ	イ	ウ
446						
447						
448		サ	公共工事による買収で減少した森林を求める	イ	ウ	ウ
449	コ	ア・ク		ウ	ウ	ウ
450		ケ・コ・サ	不動産屋が別荘適地を見つけ出し直接話し合っているのでは	イ	イ	ウ
静岡県						
451					イ	イ
452						
453						
454						
455						
456		ウ		ア	イ	ウ
457	カ	ア・イ・エ・オ		ウ	イ	ウ
458		サ	第2東名開設に伴う工事のため	キ	わからない	
459		サ	会社の開発計画がなくなった	イ	ウ	ウ
460						
461		コ		イ		
462	ウ	ク・ケ		イ	ウ	ウ
463						
464	ア			エ		
465	ア・コ			イ	ア	ア
466						
467	コ	ア・イ・キ		イ	イ	ウ
468	ア	イ		イ	イ	
469	ア	ケ・コ		イ	ウ	ウ
470				ア	ウ	ウ
471						
472	イ	ア・キ・ク・ケ・コ		イ	ウ	ウ
473	ク	コ		ウ	イ	ウ
愛知県						
474	イ	ウ・キ・コ		イ	ウ	ウ
475	オ	ア・サ	相続のために山が分散した。共有所有	ア	イ	ウ

Ⅲ. 林地の売買について

森 林 組 合 番 号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」 ※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」					
476						
477						
478						
479		サ	公共工事のためやむをえず	キ 第2東名等の公共工事により、公団等への売却が増える	分らない	分らない
480						
481		ア・キ・コ		ウ	ウ	ウ
482		ク・ケ		イ		
483					イ	ウ
484						
485						
486	オ	キ・コ		キ 特に出費がなければ、我慢の時期と思う	ウ	ウ
487		オ・ケ		ウ		
488						
489		カ		ウ	イ	ウ
490		ケ・コ		ウ	ウ	ウ
491		イ・オ		ウ	ウ	ウ
492		ア・イ・キ		ウ	イ	ウ
493		カ		ウ	ウ	ウ
三重県						
494	イ	キ		イ	ウ	ウ
495	コ	エ・オ・カ・キ・ケ		キ 素材生産で採算の取れない林地については売買が成立しない	イ	ウ
496	ア	キ・ク・ケ・コ		イ	ウ	ウ
497	コ	カ・キ・ケ		キ 買方が増えればそれだけ増えるだろう	ウ	ウ
498		コ		ウ	ウ	ウ
499	ウ	エ・ケ		ウ	ウ	ウ
500	イ	カ・キ		イ	イ	ウ
501		ケ		カ	ウ	イ
滋賀県						
502	イ・ケ			イ	ウ	ウ
503		カ		カ	ウ	ウ
504	コ	イ・ク		イ	イ	イ
505		イ			イ	イ
506	コ	オ				
507	イ	カ・キ・コ		イ	ウ	ウ
508						
509	ア・カ・ケ			オ	イ	ウ
510						
511	オ	カ・キ・コ		ウ	ウ	ウ
京都府						
512	ア	キ		オ	ウ	
513	ケ	コ		ウ	イ	ウ
514	オ	ケ		ウ	イ	ウ
515	オ	エ		オ	ウ	ウ
516		オ・ケ		イ	ウ	ウ
517		ウ・オ		ウ	ウ	ウ
518		キ・ク・コ		オ	ウ	
519					ウ	
520	ク	キ・ケ・コ		ウ	ウ	ウ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」 ※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」					
521		イ・カ		イ	イ	ウ
522	キ	ケ		イ	イ	イ
523		ア・エ		オ	ウ	ウ
兵庫県						
524		イ・ケ		キ	ウ	ウ
				昨年の台風による風倒木被害で山林を維持していることを悔やむ人が多く売却を望む所有者が多いが買い手がない		
525					イ	ウ
526						
527						
528	オ	イ・キ		イ		
529		オ		ウ	ウ	ウ
530		オ・カ・ケ・コ		ウ		
531				ウ	イ	イ
532	カ	キ		ウ	イ	イ
533		ア・エ		ウ	ウ	ウ
534	イ・コ	カ		ウ	イ	ウ
535	ア	コ		オ	ウ	ウ
536	コ	オ・カ・ケ		オ	ウ	ウ
537	サ		ほとんど売買はない	キ	ほとんどないのでわからない	イ
538						
539						
540		サ	把握していません	イ	イ	ウ
541		ア・イ・カ		イ	イ	ウ
542	コ	ケ		オ		
543	コ	イ・カ・キ		ウ	ウ	ウ
544						
545	ケ					
546	エ	ウ・オ		キ	流動は低位である	ウ
547	オ	イ		ウ	ウ	ウ
548		キ・ケ・コ		オ	ウ	ウ
549						
奈良県						
550						
551		ア・イ・キ・ケ・コ		ウ	ウ	ウ
552	サ		たまたまで電力会社受(変)電設備設置のため	オ	ウ	ウ
553	コ	イ・オ・カ		イ	イ	ウ
554		コ		イ	ウ	ウ
555	コ	イ・ウ・オ		イ	ウ	ウ
556		オ・コ		イ	ウ	ウ
557	ア	カ・コ		ウ, キ	売却林はたくさんあるが買い手がない	ウ
558	カ	ア・オ		イ	イ	ウ
559		コ		オ	イ	イ
560	ケ	キ・コ		キ	わからない	イ
561	エ・オ	カ		ウ	ウ	ウ
562		ケ・コ		イ	ウ	ウ
563	オ	イ・キ・コ		イ	ア	ウ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※2	キ. 具体的記述	1. 林地以外の田畑等	2. 林地の貸与
	※1	※1	サ. 具体的記述		※3	※3
	※1 「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 後継者がいないため、ク. 山林経営を担当できる者がいないため、ケ. 山林に興味がないため、コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため、サ. その他」 ※2 「ア. かなり増えるだろう、イ. ある程度増えるだろう、ウ. 変わらないだろう、エ. ある程度減るだろう、オ. かなり減るだろう、カ. 皆伐はなくなるだろう、キ. その他」 ※3 「ア. 多い、イ. 多くはないがある、ウ. 少ない」					
564	ア・イ・ウ・オ・コ・サ	エ・カ・ケ	もっていれば税金がかかる、こんなばかな事	イ	イ	ウ
565	コ			イ		ア
566		オ		イ	イ	イ
567	コ	イ・ウ・オ		イ	ウ	ウ
568	オ	コ		イ	イ	ウ
和歌山県						
569	コ	イ・オ・ケ		ウ	イ	イ
570	コ			オ	ウ	ウ
571	イ	オ・キ・ケ		オ	イ	イ
572	ウ	キ		オ	イ	ウ
573		カ・キ・コ		イ	ウ	ウ
574	ア・キ・ク・ケ・コ	イ・ウ・オ・カ		イ	ウ	ウ
575		オ・カ・ケ・コ		エ	ウ	ウ
576	イ			オ	ウ	ウ
577	ア	オ・ケ		イ	ア	ウ
578	ウ	カ・ク		ウ	イ	ウ
579		ア・イ・ウ・オ・キ・コ		ウ	ウ	イ
580	イ	ア・オ		ウ	イ	ウ
581		ケ・コ		ウ	イ	ウ
582	ク	オ・カ・ケ・コ		イ	イ	ウ
583	コ			カ	ウ	ウ
584	ア	イ・コ		イ	イ	ウ
鳥取県						
585						
586	コ	キ・ケ		ウ	ウ	ウ
587				ウ		
588	ケ	コ		ウ		
589	ア	ケ		ウ	ウ	ウ
590		ア・ク・コ		ウ	ウ	ア
島根県						
591		ク・ケ・コ		イ	イ	ウ
592	コ	キ・ク		ウ	イ	ウ
593	ケ・コ	キ・ク		イ	ウ	ウ
594	ケ	キ・コ		イ	イ	ア
595		コ		イ	ウ	ウ
596	キ	イ・ク		ウ	ウ	ウ
597	ア	オ		エ	ウ	ウ
598	ア	イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・コ		ウ	イ	ウ
599		イ・コ		イ	イ	ウ
600	コ	ア・キ			ウ	ウ
岡山県						
601	コ	イ・ケ		イ	イ	ウ
602	ケ	サ	企業の誘致など	キ 現況のまま放置される	ウ	ウ

Ⅲ. 林地の売買について

森 林 組 合 番 号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」 ※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」					
603				カ	ウ	ウ
604						
605		イ・カ・ キ・ケ・コ		ウ	イ	
606	イ	オ・カ・ キ・ク・ ケ・コ		ウ	イ	ウ
607				オ	ウ	ウ
608						
609	ア	イ		オ	ウ	ウ
610						
611		イ・カ・ケ		ウ	イ	ウ
612	サ			ウ		
613	ア	キ・コ		イ	イ	ウ
614					ウ	ウ
615	コ	イ		イ	ウ	ウ
616		ア・キ		ウ	ウ	
617	キ・コ	ア・ケ		イ	イ	ウ
618	キ	ウ・コ		イ	イ	ウ
619		キ・ク・コ		イ	ウ	ウ
620		ア・カ・ キ・コ		ウ	ウ	ウ
621						
622	オ	ウ		ウ	ウ	イ
623	サ		公共工事の用地買収	オ	ウ	ウ
624	コ	ケ		ウ	イ	イ
625		カ・キ		ウ	イ	ウ
626	ケ	オ・キ・コ		エ	ウ	ウ
広島県						
627	イ	ア・オ		イ	ウ	ウ
628	キ	カ・ケ		イ	ア	ウ
629		キ・ケ・コ		イ	イ	イ
630				ウ	ウ	ウ
631	コ	ア・イ・ カ・キ・ ク・ケ		イ	イ	ウ
632	オ	ア・イ・ キ・コ		イ	ウ	ウ
633	イ・ ケ・コ	カ・ク		イ	イ	ウ
634	キ	ク・ケ・コ		ウ	ウ	ウ
635	ケ	ア・カ・コ		イ	イ	ウ
636	オ	ア・コ		ウ	イ	ウ
637		ケ		ウ	イ	ウ
638				ア	イ	イ
639	キ	コ		イ	イ	ウ
640		カ		ウ	イ	イ
山口県						
641		ア・オ・コ		イ	ウ	ウ
642		キ・ ケ・コ		イ	イ	ウ
643	カ			ウ	イ	ウ
644	キ	ク		イ	ウ	ウ
645	キ	カ・ク・ ケ・コ		キ	ウ	ウ
646	ケ	キ・コ		ウ	イ	ウ
647		カ・キ・ ケ・コ		イ,ウ	イ	イ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引		
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与	
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述			※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」 ※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」						
徳島県							
	648	カ・コ	ウ		ウ	ウ	
	649	ア	キ	開発ない場合は売却無し	ウ	ウ	
	650						
	651	オ・カ	ウ		ウ	ウ	
	652	カ・コ	イ		ウ	ウ	
	653	ア	ウ		イ		
	654	キ	ウ		ウ	ウ	
	655	カ	イ		ウ	ウ	
	656	キ	イ		ウ	ウ	
	657	カ・キ・ ケ・コ			ウ	ウ	
	658	コ	イ		ウ	ウ	
	659	ク	ウ		ウ	ウ	
	660	オ・コ	イ		ウ	ウ	
香川県							
	661		カ				
	662						
	663	カ・キ・ ク・ケ	オ		イ	ウ	
	664	イ	ウ		ウ	ウ	
	665	ケ	イ		ウ	ウ	
	666	コ	キ	わからない	イ	イ	
	667	カ	ウ		ウ	ウ	
愛媛県							
	668	カ	イ		イ	ウ	
	669	ク	イ		ウ	ウ	
	670	カ・ キ・ケ	イ		イ	イ	
	671	コ	エ		イ	ウ	
	672	イ・ウ・ オ・カ・ キ・ク・ケ	ウ		ウ	ウ	
	673	ク・ケ・コ	イ		イ	ウ	
	674	イ・カ・ キ・ク・コ	イ		イ	ウ	
	675	ケ	オ		イ	ウ	
	676	オ・コ	ア		ウ	ウ	
	677	ア・カ・ ク・コ	ウ				
	678	ケ	イ		ウ	ウ	
	679	イ	オ		イ	ウ	
	680	ク	ウ		ウ	ウ	
	681	オ	ウ		ウ	ウ	
	682	コ	イ		イ	ウ	
	683	カ	ア		イ	ウ	
	684	ク	イ		イ	ウ	
	685	キ・コ	イ		ウ	ウ	
	686	イ	オ		ウ	ウ	
	687	イ	カ				
	688	ケ	ウ		イ	ウ	
高知県							
	688	ウ・オ・ カ・キ・ ク・ケ・コ	ウ		イ	イ	
	689	ア・ウ・オ			イ	イ	
	690	イ	エ		ウ	ウ	
	691	コ	イ		イ	ウ	

Ⅲ. 林地の売買について

森 林 組 合 番 号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時的家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」 ※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」 ※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」					
692	ア	ケ・コ		ウ	ウ	ウ
693	ウ	ア・オ		オ	ウ	ウ
694		イ・オ・ カ・コ		エ	ウ	ウ
695	ケ	キ		イ	イ	ウ
696		カ		カ	ウ	ウ
697						
698		ケ		ウ	ア	イ
699	ケ	イ・コ		イ	イ	ウ
700		エ・カ・ク		ウ	イ	ウ
701						
702	コ	ク		ウ	ウ	ウ
703	ケ	カ・コ		キ	わからない	
704		ア・ク・コ		イ	ウ	ウ
705		ア・オ・カ		イ	ウ	イ
706		ア・イ		ウ	ウ	ウ
707		イ・ウ		イ	ウ	イ
708		オ		ウ	ウ	ウ
709		サ	わからない	オ	ウ	イ
710	コ	イ・オ		イ	イ	ウ
711	オ	ア・イ		イ	イ	ウ
712	コ	キ・ケ		オ	ウ	ウ
713		オ		ア	イ	ウ
714	ア	ケ		オ	イ	ウ
715	オ	ウ・コ		イ	ウ	ウ
716	コ	ア・キ		イ	ウ	ウ
717		オ・ケ・コ		ウ	イ	ウ
718		カ		ウ	ウ	ウ
福岡県						
719				オ	ウ	ない
720		イ		ウ	ウ	ウ
721	コ	イ・エ・ オ・カ・ キ・ケ		イ	イ	ウ
722	サ		分からない	エ	ウ	ウ
723	コ	キ・ク・ケ		ア	イ	イ
724		カ		ウ	ウ	ウ
725		キ・ク・ ケ・コ		ア	ア	
726					ウ	ウ
727				イ	ア	イ
728		オ		オ	イ	ウ
729	コ	ア		ウ	イ	イ
730		キ・コ		イ		
731	ケ	オ・コ		イ	イ	ウ
732	コ	イ・キ・ケ		イ	ウ	ウ
733	キ・ケ	ク・コ		イ	イ	なし
734	オ	ウ・カ・コ		イ	ア	ウ
735						
736		ア・コ		オ	イ	ウ
737	コ	ア・ウ・ク		イ	イ	ウ
738	コ	ケ		ア	ウ	ウ
739						
740	ア	オ・コ		ウ	イ	イ
741	オ	カ		イ	ウ	ウ
742		コ				

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※2	キ. 具体的記述	1. 林地以外の田畑等	2. 林地の貸与
	※1	※1	サ. 具体的記述		※3	※3
	※1 「ア. 経常的な家計支出のため、イ. 臨時の家計支出のため、ウ. 事業資金調達のため、エ. 納税のため、オ. 負債整理のため、カ. 財産処分のため、キ. 後継者がいないため、ク. 山林経営を担当できる者がいないため、ケ. 山林に興味がないため、コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため、サ. その他」 ※2 「ア. かなり増えるだろう、イ. ある程度増えるだろう、ウ. 変わらないだろう、エ. ある程度減るだろう、オ. かなり減るだろう、カ. 皆伐はなくなるだろう、キ. その他」 ※3 「ア. 多い、イ. 多くはないがある、ウ. 少ない」					
743	ケ	キ		イ		
744	コ	キ・ク		カ	ウ	ウ
745	イ	ア・オ・コ		イ	イ	
746						
747	コ	イ・オ・カ・ケ		イ	ウ	ウ
佐賀県						
748	コ	ケ		イ		
749						
750	ク	ア・オ・カ		ア	イ	ウ
751	コ	ア・ケ		ウ	イ	ウ
752	イ	ケ・コ		オ	ウ	ウ
753	オ	カ・キ・ク		ウ	イ	ウ
754		イ・ウ・キ・ケ		ウ		
755	オ	ウ・カ・キ		ウ	イ	ウ
756	キ	ア・オ		ウ	イ	ウ
757	オ	ア		ウ		
758		イ・ウ・オ		ウ	イ	ウ
長崎県						
759	エ	オ・キ・ケ・コ		イ	イ	ウ
760						
761		ク		ウ	林家は古くからの財産としているので売買はない	
762	ケ	キ・コ		イ		
763	オ	イ・ケ・コ		オ	ウ	ウ
764	オ	キ・ク・ケ・コ		ア	ア	イ
765		オ・コ		ウ		
766	ア	オ・カ・ク		ウ	イ	ウ
767						
768						
769	ア	イ・キ・ク・コ		イ	イ	ウ
熊本県						
770	オ	イ・ウ・キ		イ	イ	ウ
771						
772		ア・カ・キ		イ	ウ	ウ
773	コ	キ・ケ		イ	ウ	ウ
774		ア		イ	イ	イ
775		オ・カ・コ		イ	ウ	ウ
776	イ	ア・ケ・コ		ウ	ウ	ウ
777		イ・オ・キ・コ		イ	イ	ない
778	コ	オ		イ	ウ	ウ
779	コ	オ・ケ		エ	ウ	ウ
780		ウ		ウ	ウ	ウ
781	コ	ア・イ・ウ		ア	ウ	ウ
782				ウ		
783						
784	ア	オ		ウ	イ	ウ
785		ア・イ・カ		イ	イ	
786	オ	イ・ケ		イ	イ	ウ
大分県						
787	コ	キ		イ	ウ	ウ

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引			
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与		
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述			※ 3	※ 3	
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」							
	※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」							
※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」								
	788	ア・キ・ク		イ	ウ	ウ		
	789	オ		ウ	イ	ウ		
	790	コ	キ	イ	ウ	ウ		
	791							
	792	コ	ア・イ・ オ・カ・ キ・ク・ケ	イ	ウ	ウ		
	793	コ	ア・オ・ キ・ク	イ	イ	ウ		
	794	ア	キ	イ	イ	ウ		
	795	オ	イ・ウ	ウ	イ	ウ		
	796	コ	ア・イ・ ウ・オ・カ	ウ	イ	イ		
	797	コ	オ・ケ	イ	ウ	ウ		
	798	イ・オ	ア・ウ	ア	ウ			
	799		キ・ク	ウ	ウ	ウ		
宮崎県								
	800							
	801	コ	エ・カ・ キ・ケ	ア	イ	イ		
	802	コ	イ・カ・キ	イ	ウ	ウ		
	803		ア・イ・ ク・ケ・コ	エ	イ	ウ		
	804		ア・イ・ キ・コ	イ	イ	イ		
	805	イ・オ	ア・カ	イ	ウ			
	806							
	807		オ	イ	イ	イ		
鹿児島県								
	808		サ	よく分からない	キ	よく分からない	イ	ウ
	809				オ		ウ	
	810		ケ		エ	ウ	ウ	
	811					イ	ウ	
	812		ア		ウ	ウ	ウ	
	813							
	814	コ	オ・キ・ケ	イ	ア	ウ	ウ	
	815	イ	キ・ケ・コ	ウ	イ	ウ	ウ	
	816		ケ・コ	ア	イ	ウ	ウ	
	817		ケ	エ		ウ	ウ	
	818							
	819	コ	ケ	イ	ウ	ウ	ウ	
	820	キ	ア・カ・ ク・コ	ウ	ウ	ウ	ウ	
	821		キ・コ	イ	ウ	ウ	ウ	
	822		コ	イ				
	823	ア	ウ	ウ	イ			
	824		ケ・コ	ウ	ウ		イ	
	825	キ	ケ・コ	イ	イ		ウ	
	826	ク	カ・キ・ケ	オ	ウ			
	827	ア	キ・ケ	イ	イ		ウ	
	828							
	829	カ	ア・オ	ウ	ウ		ウ	
	830							
	831		ケ・コ	オ		ない	ない	
	832			エ		ウ	ウ	
	833							
沖縄県								

Ⅲ. 林地の売買について

森林組合番号	8. 理由			9. 今後の見通し	10. 他形式の取引	
	最重要	該当する (複数)	※ 2	キ. 具体的記述	1. 林地以外 の田畑等	2. 林地の 貸与
	※ 1	※ 1	サ. 具体的記述		※ 3	※ 3
	※ 1 「ア. 経常的な家計支出のため, イ. 臨時の家計支出のため, ウ. 事業資金調達のため, エ. 納税のため, オ. 負債整理のため, カ. 財産処分のため, キ. 後継者がいないため, ク. 山林経営を担当できる者がいないため, ケ. 山林に興味がないため, コ. 木材価格が安く山林経営の将来の見通しが立たないため, サ. その他」					
	※ 2 「ア. かなり増えるだろう, イ. ある程度増えるだろう, ウ. 変わらないだろう, エ. ある程度減るだろう, オ. かなり減るだろう, カ. 皆伐はなくなるだろう, キ. その他」					
	※ 3 「ア. 多い, イ. 多くはないがある, ウ. 少ない」					
834						
835						
836	キ			オ		
837						

- 1 当組合内の林地は平成初期に不動産の投機目的で6割近くが売られ（時価の5～10倍の価格）ゴルフ場計画22ヶ所など、その後ほとんどの計画が挫折・倒産し、当組合もその後の林地をまもるために140haを組合で購入、160haを組合員が購入した（いずれも競売林地）。最近1ha以内の皆伐は業者による土・砂等を取る届け出（伐採届）で開発されている。当地区でその他今後面積の多い物件が多数出ると思われますが、資金的な問題と土・砂などの開発業者と競合するなど、都市近郊の山林の維持については、手厚い資金的保護がないと林地を守るのは難しくなるとおもわれます。
- 3 森林所有者の移動は、その後の管理に結びつくケースが多いため、森林経営としての土地売買については、優遇施策を行えるような事業化にすることをかんがえては。
- 4 現在山林所有者の中には親から引継ぎしたものの「どこに」「どんな木が」「どれだけ有るか」分からない人がほとんどで、林地売買に当たり所有者の確認や現地の確認などで小班の確認が著しく困難で当時を知る人を探すことから始まります。理由として森林組合が解散したから町にて組合を管理し、5年前に新たに森林組合が町から独立運営となり、過去の資料もとほしく日々勉強となっております。ただ、おかげさまで組合状況がそうである為に林家とはかなり近いところにあり、施行・林地木材売買も互いに理解しあえる位置にあります。それが個々の計画においても年々理解していただいて、地産地消にですこしずつではあるが、間伐材の利用やスギのなかのワサビ田など山に目が向き売り手買い手のバランスが合っている、少しながらも利用するための林地売買となっている気がします。
- 7 山林経営の将来見通しが現時点では無いので、現状の売買は業者の資材置き場、産廃が多く見られる程度で、林業経営としての売買は無いと思います。
- 13 木材価格の低迷などもあり、又過疎地域であるために後継者もこれから先少なくなり林地売買も増えるのではないかとおもわれます。
- 17 売買を希望する人は多いが買う人が少ないため、今後も買う人がいれば斡旋していきたい。
- 18 森林所有者に対し造林をなどして林地の価値を上げるように事業推進をしているが、中途において売却する場合において、相応の価格の設定が出来ない状況にある。
- 22 素材業者が山林を購入し、立ち木を皆伐後にそのまま転売するケース、補助事業による植採後転売するケースや、一般の方で山に関心・興味をもたれている方が購入する。ゴルフ場開発のため買収されその後ゴルフ場計画が打ち切りになり放置されているケースなど、いろいろ様々で把握するのは難しい。しかし、どのようなケースで売買されたかと言うことには関係なく放置されたままの山林が増加すると、森林の持つ多面的機能の発揮、国土保全が危ぶまれることになる。山林のみならず山林所有者全体に山林の管理を義務化し、山林に対する関心を高めることにより悪質な林地売買を防げないだろうか。その為には森林の持つ多面的機能の恩恵を受けている皆様にもご協力を頂き、山林の管理の義務化に向けて国の予算かにも必要になるのではないだろうか。
- 24 市内において、それほど売買が無いため対策は講じておりません。売買の内容も大規模なものが無く、ほとんど買主がそのまま山林を管理している状況です。
- 28 林地流動化事業として、林地を売却したい方が森林組合に相談に来たとき、仲介者として協力しています。林地売却の内容は後継者がいない。親から林地を子供と共有で登記されていたがその子供が高齢者となり管理できないのと、生きているうちに処分したい。まれに林地を処分して会社の経営につかいたいと。森林組合では、森林作りに協力してくれる者を紹介して両者の合意で契約が成立するよう進めています。今後も放棄山林が出ないよう森林づくりを推進する者に林地売買をしていきたい。
- 30 森林所有者の高齢化・後継者不足・木材価格の低迷などの問題から、今後も森林所有者の山離れは進むと思われる。森林組合では対策の打ちようが無い問題なので、今後の国の施策等に期待する。
- 31 当町における民有林の管理については、森林組合が実施するのが大半であり、林地の斡旋事業も併せて山林育成に取り組んでいる。しかし近年は業者による土地や立ち木の買取りがなされ、林地転用や素材生産等の皆伐が行われそのまま放置されている。森林組合は再造林の実施や作業路の補修についてお願いしつつも聞く耳を持たないため、今後買収されそうな林地を先駆けて取得したが、そのことにも限界があり町の条例などで規制するなどの対策を依頼しているところである。
- 32 木材価格が低迷しているため、山林に対する魅力がなくなってきている。手入れをしても見返りが期待出来ないため林地売買、皆伐などになってしまう。今後木材が高価になり山林をもって良かったと所有者に思っていたきたい。
- 37 皆伐する林分について後継カラマツ造林をする。又、林地を処分する場合については森林組合の斡旋により山林経営に意欲のある隣地所有者又は造林希望者に斡旋する。
- 39 林地流動化対策として国の施策が必要。木材価格が低すぎて、森林に対する希望が薄れている。
- 40 木材価格等の面でも、林地売買は今後も増加するものと思われます。森林組合としては、売買の情報があれば仲介をすることで、引き続いて適正な森林管理をしていただける購入者を斡旋して行く。
- 42 木材価格の低迷と世代交代による山林経営意欲の無い者が多く、山林所有者は財産処分を含め売りを希望する。組合はその様な方より話がある場合、隣接者や山林管理に意欲のある方に斡旋を行い、伐跡地には植林する様指導し、組合独自で植林する方に助成をしている。今は立ち木を伐採しその後植林をして下刈が終る頃には売り上げ代金が消えていく状態であり、所有者は子孫に山を持つ楽しみを指導出来ない、そのため世代交代に山はいらない。小額でもお金を希望する子孫が増えていることは事実である。今、木材価格が持ち直し、植林する費用負担が0円に近い状況にしなければ裸地は増えるであろう。組合の素材生産コストの削減もある程度進み、他に打つ手が無いか模索するが、現在は見当たらないところである。
- 44 所有者の高齢化や後継者不在で休眠している森林を意欲のある方へ移動させることで森林は活性化し、事業も生まれ変わる。当組合では積極的にこのような所有者へアプローチを行い林地の流動化を進めている。
- 45 最近の傾向としては、売り手はいるが買い手がない状況です。経済的事由による売却意思は森林整備上多大な問題が生じます。森林のもつ年間75兆円の公益的機能を考えると、裾野である民有林にもっと手厚い支援が必要です。
- 47 開拓時の払い下げあるいは親から相続したものなど、零細な農家が多い。後継者不足から田畑に付けて山林の売買も考えられます。山林の売買の依頼も受けることもありましたが売却依頼者の意に沿った価格にならないことと、買受者の希望（価格・資源内容）にあう物件が少なく、林地供給は進んでいない。森林組合が介入する機会は増えると思われるが、専門的にできる職員の数と暇はない。

- 49 現状では、林地の売買はあまり行われておらず、今後もあり行われたいと思われる。現状の売買価格は、100千円/ha以下で行われているのが実態であり、当初購入した価格をも下回っている。林地価格の安値と、木材価格の安値とが重なり合い、売買は行われづらい状況にある。今後いかにして山林の評価を上げることになるか、当面間伐などの実施により、より良い林分を育てて行き山林の評価が高くなるのを待つよりないのではないか。森林組合としては、その様な事業を適確に進めて行きたい。
- 52 列島改造時に購入した所有者が多く、売買できない人が多い。木材市況が安いので伐採が行われず、造林も減っている。
- 55 1、所有者の高齢化に伴い特に子供が娘だけの姉妹で嫁に行き片付いた家庭の親が山林を手放す傾向があります。2、所有者が両親の健全なときは特に林地売買の意思として少ないと思いますが、どちらかの親が亡くなられて一人になってから相続した際に相談に来られる所有者が増える傾向があります。3、所有者の高齢化が進み、子供に相続(贈与)などで所有者の変更後、現在の若者は財産は金欲に徹して資産として持つことにより管理費など経費をかける物品は嫌われるため、世代交代したときに売買の話が出る傾向があります。4、最近では、建設業者が伐採跡地を購入し土砂採取をして畑のポット用、土の販売などを行う。又、各市町村に砂利協同組合があると思いますが、建設業者が伐採跡地を購入し砂利の原石を運搬販売する。又、自ら石割岩機を購入し砂利を地方に運搬販売するなど公共事業の減収に伴い建設会社も色々と思索を実施しています。今後の対策、森林組合として林地売却の所有者が居りましたら、組合の役員に相談し組合員に誘致する様心がける。
- 56 最近隣家の世代交代が増えてきており、不在存所有者が増える傾向にある。また、財産分与により所有者が複雑化している。売買に関しては、森林組合として積極的に関わる意向はありません。施業の実施に関しては所有権の確認に土地境界の確認など、従前以上に慎重な対応が必要となっている。
- 58 林地を売却するのは、所有者が高齢で後継者がいない者、もしくは山林経営に意欲のある後継者がいない者が殆どである。当地区においては伐採跡地の売買が多いが、山林維持として買った者は全て植林を実施している。山林経営に魅力を感じない一番の理由は山林の経済価値が低いことに起因していると思われる。
- 59 カラマツの素材単価の引き上げ。特にチップは安すぎる、事業費と精算しても赤字であるから。
- 62 カラマツ人工林は6〜7令級林分が最も多い構成となっており、素材生産業者が直接森林所有者に売買交渉するのが現状です。伐採跡地は業者が町外居住者に安く売買される場合も多く、再造林を推進するに当たり支障をきたしております。
- 63 素材代は安い事業継続のため一般個人業者による立ち木売買が盛んである。その際、土地付売買が行われているのが現状である。本音としては土地はいらないが、裸地林地は安いので立ち木代を安く見積もれば林地はタダ同然で手に入る。その業者が造林事業をするところであれば、保育事業が継続できるので保育を心がけている業者はその傾向がある。素材生産業者は立ち木売買が多く、跡地については所有者任せが多いようである。
- 65 森林に興味の無い所有者が増え、境界はおろか自分の山が何処にあるかもわからない者がいる。特に親から相続した者はほとんど関心を示さない。中には所有者が死亡した後相続もされていない土地も少なくない。農政の場合は高齢化などで担い手の無い農地を意欲ある農業経営者に集積させる政策があるが、林業政策においては、そのような発想は無いのか?「再造林放棄」や林地の荒廃を抑止するためには市町村が買い入れて市町村有林化するのが有効と思われるが、現在そのための補助制度は無い。「森林・山村対策」として起債で出来る制度はあるし起債は借金であるし、その制度も今年度で終了するときにいる。市町村が私有林を購入して森林経営する場合に購入経費の1/2を国が補助、更に公有林造林資金と同様にその補助残の90%程度を起債で対応できるような制度が創設されれば、森林の保全などにはかなり有効と思う。
- 68 S47〜S52にかけて不動産業者、ブローカー等を通じ大きな面積が道外へ移動した。土地を目的とし木を植えていることはほとんど知らないで購入し購入者は林業とは関係のない会社・個人が主であり、東京・大阪・名古屋・京都・三重・奈良等に集中している。その後組合単独、又ふるさと森林会議(道森連主催)等に出席し不在地主と直接会い現況の説明をし、造林・除間伐・天然林改良などの事業推進を図り、現在では不在地主の事業量が当組合の50%以上をしめている。最近売買事例が判らないのでアンケートは未記入としたい。競売により動いた林地が3年位前にありました。
- 69 1、林地(伐採跡地)の転売は造林を考えている方であればよいと思います。2、現在の木材価格では、皆伐(6令級以上)は少しは増えていると思います。3、跡地については造林を推進していきます。
- 70 森林組合に仲介を依頼された事例しかわからないのが現状だが、我々が仲介し買主が事業を展開するようになっていくのであれば、森林組合・売買当事者にとっても一番良いことだと思うし、そう言う買主に対し仲介していきたい。
- 71 売却の希望者があれば、組合員へ紹介し決める場合があるが、但し林道又は作業路のある話。市であり他人の土地を通る様なところについては、世話することは出来ない。皆伐跡地で放棄されている現状原野を組合が購入し植栽しようとしても補助額が少なく無理である。(一般とおなじくすべし)。高度成長時に売買され、この土地については手のつけようがなく荒れ放題である。
- 75 森林整備を長期的に放棄されるのであれば、森林組合が仲介し林地流動化を促進し、適正な森林整備を推進する。
- 76 林地売買があっても、その後の管理が適正にされているのであれば問題ないと考える。
- 77 近年山林所有者は高齢化しており、なかなか若い世代へシフトされない、その為所有者が亡くなった場合簡単に売却してしまう事が多い。「木材価格を考えると経済的にも、山を持っている意味が無い」という声は最近良く聞く。そのあたりを改善して行かなければ、再造林放棄などの問題も解決していかないと思う。
- 78 現在所有者が高齢化となり、後継者がいなかったり後継者が森林経営に興味がなかったりする。今の環境では興味を持たせるのがむずかしいが、森林組合としては興味を持たせる様指導したり、興味のある個人や団体へ斡旋も必要である。又、公有林の林業への考え方は財政面から無育管理も縮減傾向にあり、この衰退の中で私有林へ興味を持たせるのは困難な環境にあると思われる。
- 80 山林売買の斡旋をするが売り手が、あまりにも評価が低く失望することが多い。今後に楽しみが無く後継者が山林を引き受けてくれないなどで、売却を希望するが、斡旋しても特に伐採跡地などは買い手が無く苦勞する。やむをえず組合が引き受けざるを得ない事もある。
- 83 林地売買の仲介の際は、今後も山を管理してくれる方に出来る限り斡旋。後は取り放題した不在村森林の流動化に努めてゆきたい。
- 85 特別な対策はしていませんが、購入者の方に山林作業について指導するようにしている。

- 87 意見：森林は国民が潤う公益的機能の発揮から、国民の財産といいながらも少し国も林業に対する政策に力を注ぐ必要がある。近況：長期にわたる木材価格の低迷から、若年層には魅力の無い産業になってしまっており林地売買も少ない。昔は1ha皆伐すると立ち木代が100万円以上の手取りがあると言うことで造林推進もして来たが（実際あった）、現在は、50万円以下の現状である。今後：森林は国土の保全と、壮大な景観の発揮から国民一人一人が関心を持ち森林の重要性の認識を高め、老若男女を問わず夢と希望の持てる産業に進めていく事が急務である。
- 89 放置林（地）については、不在村森林所有者の所有地が多く見受けられるので、隣接する在村森林所有者への林地流動を促進する必要があると考える。
- 90 売買が今後実行されても、当組合としては造林推進をするのであまり心配などはしていない。
- 93 素材およびチップ材価格高騰することにより林地売買が減少すると思う。生産と採算性を期待できる林業体系が必要。又、世界環境から色々と騒がれている状況から広葉樹針葉樹の植栽がこのままでは減少する。その理由として補助金などの減少によるものと思われるので、国に対して補助金枠の拡大を貴殿から要請を求めます。
- 94 田中総理時代利島改造として土地の売買が多く、悪徳業者による山林を宅地として売却し、その放置山林が相当の面積あります。この放置山林は植林できるような制度が必要で森林法の改正が必要である。国がしたことは、国民の意に叶うよう国が責任を持って改正すべきである。どの研究グループにおいても検討願いたい。

青森県

- 99 当管内の民有林面積31,300haであり、内平内地区の民有林面積12,600haで所有形態は不在村者が45%を占める。これは戦前に大地主の没落による、中央に大面積で流失した要因と、昭和40年代にむつ小川開発による土地ブームによるものである。前者所有者は、林業会社等であり林業経営には積極的に取り組まれており、組合等の活用もされ、保存的運用がなされています。一方後者所有者は、大半が投機目的なので森林経営がなされず、放置山林が大半である。又当時の売買価格差（10分1ないし20分1）が大きいため売買に踏み込めないのと、図上売買が多く現地を知らない方々がほとんどである。このことから本人確認の上で伐採等が行われているか疑問な点もあります。又市町村は、伐採届を提出させ厳守させることにおいて無計画伐採を防ぎ、伐採後の再造林を確実に進められるので、市町村行政も重要な立場である。地域の森林情報の比較的多い森林組合が、売買等に積極的に関与、斡旋することが今後必要であると思います。現在放置林、伐採跡地林については、県、市町村で取得して整備に当たるべきかと思えます。財源等については、水源・環境などの目的新税で対応するべきである。
- 100 林地供給事業の見直し（例：経営森林の縮小化（5～80haを削除）、価格が安いので手数料も少なくなり地域の実情に添ったやり方）
- 104 林地売買は仕方ない事であるが、できるなら買受者が町内在住である方が好ましい。
- 105 小規模山林所有者が殆どであり、これを森林経営が成り立つ一定規模まで集合させ森林組合主体で森林の管理から林産業に至るまでの組織体をつくり上げるとの発想もあるが、過去において農業、畜産業はこの手法を取り入れ全て失敗していることを考えれば懸念を禁じ得ない。今後においては林業経営から地球温暖化対策に軸足を移した森林の在り方について見直していく必要がある。
- 112 林地の売却者は零細規模林家が多く木材価額の低迷が続いているため、林業経営に意欲を失い後継者が減少している。このようなことから林地の売買については今後も続くものと思われますが、売買者に対しては森林の健全育成に努めていただきたい。
- 113 森林・林業は勢いを失い、生産力の減退、経済力の衰退と未だ経験したことのない時代を迎えております。かつて、昔は山に木を植えると貯蓄するよりも効率が良いとされていた時代もあったが、今の木材価格は、造林費及び保育費を回収できない価格で推移し、林業を取り巻く経済力は根底から覆され、林家が山に期待をよせ、山で支えられて来た時代は陰を潜め、林業以外に活力を求めざるを得なく、益々林業離れを引き起こす結果となっている。森林・林業・木材関係の経済力が薄れた今、組合員及び地域住民を取り巻く環境の改善を図り、生活の安定に、何が必要で、何が出来るのかを一緒に考えて、一緒に歩むことこそが民有林の中核的機関として森林組合の努めるべき姿であり、共にこの時代を乗り切ることが大きな課題ではないだろうか。しかし、何か良い対策があるわけでもなく、ただ、やがて回復する森林、林業の復活に望みを託し、その将来に活力を与える力を蓄えるような環境にシなくてはと思っています。

岩手県

- 115 近況 負債整理のため林地売却者が多いが買受人の希望者が見当たらない。一部公務員定年退職者から林道に接し、平坦地で沢水がある林地の希望はあるがそのような林地は少ないし又、売却者もいないのが現状である。
- 123 私達の所では売却などの情報が入らないためにわからない点が多いです。
- 127 森林は木材生産のみならず、国土保全、水源かん養、保健休養の場等多様な機能を有しており、所有者個人の意向のみの物の考え方では維持できるものでなくなって来た。あるゆる機能を高度に発揮させるには、地域単位、流域単位で管理していかなければならない。又、現在の所有者で維持管理が経済上、意識上できない林地については、売買も含めて流動化しやすい制度をつくり、維持、管理できる者への集約が必要と思われる。
- 130 所有権と利用権を良い方向で行政誘導が出来ればと考える {健全な森林造成。就労の場確保、安定雇用の持続。公的資金の導入（社会共通の財産として）}
- 133 木材価格の低迷、高齢化、後継者不足等により益々山離れが拡大する傾向にあり、今後相続するにも相続税等の問題で山村の価値が低い為そのまま放置される林地が増えると思う。将来林地売買する場合所有権等で簡単に売買出来なくなる可能性がある。
- 136 私有林に林地、立木売買などにより動きが出るのは歓迎するところでは有りますが、地域の森林計画との兼ね合い、または計画を作る段階で所有者が解らなくなるなど不具合が出てくる場合もあります。

宮城県

- 144 間伐の団地計画化を図りながら、所有者から経費を負担させない受注を検討し、機械を効率的に使い作業道開設により、経費削減を図りながら森林所有者に利益を還元できるシステムを構築していきたい。今後は間伐を主体に実施し長伐期施業を進めていきたい。

- 145 木材価格低迷による林業経営が成り立っていない現状が最大の要因であり、公的機能を理解はしていても林業経営という意識や希望がもてないということか。かといって、民間で林業経営を目的として、林地を集約していくのも現実には無理と考える。今後林地売買が増加するとすれば不在村者や林業経営以外の目的の所有者が増えるのではないかと考える。
- 150 町の貸付地の皆伐がここ数年目立っている。町の方でも皆伐後町に返還され、財政難から再造林もできず苦慮している。森林組合としては伐採後の放置林について町に保安林指定をはたらきかけて緑資源機構との分収林契約を今後すすめ、放置林を減少させるとともに、森林の保全と森林組合の雇用、事業の拡大を両立させたいと考えている。
- 151 売買については森林組合に届出義務がないのであとで聞こえてきている現状である。
- 153 業者が立木のみを直接所有者から購入し、事業終了後は未造林地になる事が多い。今の所、林地と立木を併せて業者が購入する事がないが、森林所有者が山に魅力を感じなくなって来ており山林売買が今後増えると思う。素材業者の無責任さを感じられる。
- 154 森林所有者の高齢化が進み、後継者に渡すにしても管理費や税金等支出が多く、収入が見込めないことから、贈与等を受けても、支出だけでいらないと言われるので売却が多いようである。今後は森林の公的機能の発揮から保安林的扱いで、森林管理のできない森林は、国、県が分収契約（分収育林）をして管理すべきである。
- 155 現在の木価ではどうしようもないから指導も出来ない。

秋田県

- 161 現在の木材不況及後継者不足で、所有山林を管理していけないケースが増えて来ている。その為には、中山間地域への補助金で森林整備が不可欠と考えているが、国、県の予算が厳しく取り残される状況にあるので、交付金事業の継続及造林補助金の増加及保安林の整備を積極的に進め、国土保全に努め、地方を活性化してもらいたい。
- 167 山林に関し無関心の組合員が多くなっており現状です。これは木材価格の大幅な下落により山林経営に対し意欲がなくなっております。このような状況により林地評価も大幅に下落しており、林地買取者への仲介に大変難儀しております。森林の持つ多面的機能の高度発揮に対する国民的期待は高くなってきており、このため健全な森林に整備しなければなりませんので森林環境税等創設していただきたいと思っております。
- 168 希望としては山林所有者が将来的に維持してほしい。森林所有者が資金が必要となった時は間伐、択伐等で調達し林地売買しないよう指導して行きたい。若令林について売却希望者もいるので取得希望者を把握しておきたい。
- 169 木材価格の低下により山林への関心が薄れ林地の売買が増えて来たと思う。以前であればスギの伐期令が50年から60年であったがこれからは80年100年と長伐期になり先を思うと気が遠くなるようだ。木材の価格が上れば山林所有者も意欲が出てきて林地の売買が少なくなるのではないか。
- 170 立木の売買や林地の売買は森林組合への報告の義務がないためわからないのが現状である。組合で行った事業や組合員の山林の移動はある程度把握出来るが、それ以外のものはよくわからない。

山形県

- 173 国から借りた土地（固定資産税の納付）なので流動してあたりまえであり、代を重ねれば変動有るのは当然である。
- 175 林地の売買については現在のところあまり多く見うけられるものではないが、林地購入希望者は多少見られる。しかし、購入希望者の林地の条件として、森林経営というよりも、いわゆるレジャーあるいは趣味的感覚で利便性のある小規模なものを望んでおり、そういった条件に見合う場所の売買にいたるケースは非常に少ない。現所有者においても積極的に山林を管理、利用する事はないにしても手放すつもりもない気運である。
- 176 林地の売買は行っておりませんのでわかりません。
- 181 買受人が組合員となって森林計画にそった経営をしていただきたい。できるだけ隣地の所有者から買い取ってもらいたい。
- 185 プライバシーのため林地売買はわからない。登記所に行っても調べない。

福島県

- 188 材価格の低下により取引及び土地の売買はほとんど見られない、製材業者は国有林等の払い下げが多くなっている。
- 194 売買する場合は同地区に売り渡してほしい
- 197 林地売買は、売りたいと思っている人は、けっこういると思う。価格が安いし買い手があまりない。木材価格が安く林業に希望をもっている人は少ない。森林組合も行政と連携し環境林としての森林整備に力を入れていく必要がある。
- 198 木材価格が非常に安く森林組合の運営ができない状態にある。税金と役員の報酬でいっぱいで今後は林地の売買を考えている。
- 199 再造林の遅れや皆伐跡地の放棄と言った現象が起きているのは、景気は依然厳しさを残す一方、長びく木材価格の低迷が一つの原因と考えられる。今後環境問題も含めて健全な森林の維持のため、森林所有者に負担のない森林整備の創設が必要だと思う。
- 201 森林整備という面では森林組合に管理委託をすべきであると思います。
- 203 森林所有者の高齢化・後継者がいないため林地の処分を考えている人は多いが、資産価値が下落しており、売りたいくても売れないのが現状と思う。森林は荒廃しており環境保全・二酸化炭素の吸収・花粉症対策等の観点から、公的機関が積極的に森林整備を推進してほしい。
- 森林組合として携わる林地売買は、組合員からの負債整理及び家計支出のためのもので組合が仲に入り、世話をする場合が多い。他の取引についてはよく把握していない。取引方法はわからないが不在者による林地売買もあると聞いている。組合としては個人の利益でなく作業につながるような、将来にわたり長期的に森林整備に寄与できる方へ売買の世話をしたいと考えている。間伐事業は補助事業の関係もあって年々面積も多くなっているのが林産事業の拡大とこれによって木材加工センターへの素材（丸太）確保のため積極的に取り組んで参りたい。

茨城県

- 215 山林は今地球温暖化等環境問題では注目されているが、個人が営利目的や財産としてもつには厳しい状況である。維持費や、手間がかかるならば手放したいと思っている人は特に若い世代に多い。ただ、先祖から受け継いでいるものを売るのにも抵抗があるので、とりあえず現状のまま様子を見ている所有者が多いと思われる。
- 218 現在の丸太価額では林業として成り立たない状況です。今後も基本となる丸太価額の低迷が続けば山への魅力がなくなり、山離れが増えることと思われます。林業として成り立つ丸太価額になることを望みます。
- 219 ①私有林が主なので、所有者の意志・条件による。②できるだけ所有者が林地を管理・維持していくことが望ましい。③今後の対策としては、特にない。
- 220 終戦後政府で造林の補助金を出し90%の山林が人工林となり、現在建築の様式も変わり木材の需要も減り、従って材価が低迷して山林所有者はどうにもならない現状であり、手入れもできない状態である。
- 228 戦後の復興のためやむを得ないこととは思いますが外材の輸入を自由化し、国内林業の保護すら十分に行わない結果が今日の材価となり意欲の低下になりました。生産費すら賄えない材価では林地は不良資産に急変し、特に若年層は無関心層が多く売り手市場となりつつあります。特に当町の所有面積は平均20aと零細で農業との複合経営で成り立っている関係上資産にしろる比重が少なく、純山林の移動は特殊目的以外見られない。林地の集積が**の要*ではあるが、現在の材価では購入意欲もなく自然体で対処する外はなく荒廃は増すばかりです。法の改正により認識が深まり公的資金等が投入されるなど経営安定政策、特に材価の補償を強く求めます。

栃木県

- 231 林地売買等で所有者が変わって、新しい所有者を教えてくれるよう市役所へ頼んでも、住所や電話番号は教えてくれないので、森林施業の相談ができない。
- 234 林地売買については、代替わりした不在村地主に売却希望が多いが、買主の希望価格が、売主が買ったときの価格に比べてかなり安いのでなかなか決まらない。売主は適正価格がわからないので、相続の時の評価額を参考にするが、相続の評価額では買い手が付かないのが現状です。
- 235 ①当組合として林地供給事業を積極的に進め、森林・山林に関心のある人に山林を持ってもらおうよう働きかけて行きたい②零細規模の林家が多いため、山林、林地に対する依存が非常に少なく、山林は放置状態にある。③組合が林家と長期施業契約を結び、森林の整備を図って行く。
- 238 木材価格が安いので経営意欲が低下し、手入れしない山林が多く、林地を売却したい人は多いが買う人がいない。今後の森林整備については森林組合で施業の受委託しかないと思う。しかし山林所有者は負担金を出したがないので、補助事業の整備が必要であろう。
- 239 林地売買については近年の不況のため、山林の売却希望者は増加しているか、買取者は減少している。保安林については緑資源機構との分収造林契約を進めている。
- 241 今現在木材価格低迷のため林地売買は少なくなって来ると思う。
- 243 バブル崩壊後、開発のための大規模な林地取得等がなく、最近是不在村地主等の後継者がいない、又は負債整理等の理由の売却がある。組合としては、林地の管理能力の有る中規模林家、企業が取得する事が望ましいと考えている。今後組合としては売却等の情報を得た場合は、出来るだけ管理能力の有る中規模林家、企業等への紹介に努める。
- 244 先日、競売物件の山林の場所確認に来た業者がいましたが「土地は安く落札できるだろうから、立木が金になりそうなら皆伐して金にして投げておけば、十分元が取れる」というような乱暴な話をしていました。そこまでなくても、中規模林家でも、皆伐だけして、植林したくない。という話をする人も出てくるようになり、森林はさらに荒れるのか、と悲観的になります。自分の山林が分からないようになり、境界確認ができず、手入れがされなくなり…と悪い方向にばかり進む気がしてなりません。個人の権利を制限しても、全部の山林を手入れしなければならぬ時が来ると思います。

群馬県

- 250 公社造林や、緑資源機構の新植造林が押さえられているため、皆伐が伸びない。民有林の伐採後、保育に資金が掛かり、造林補助金だけでは成林できない。
- 261 当組合では、組合員の委託を受けて林業の目的に供する土地(立木を含む)の林地供給事業を実施しております。事業の実施は、事業の対象林地が林地取得希望者の取得希望内容と合致せず、かつ当該林地の所有者が不在村者である等やむをえない事情により組合による林地の買い入れを希望する場合であって、確実に当該林地の供給を行うことが出来ると見込まれるときに限り事業を行うことができるものです。なお、税の特例として、林業経営の規模の拡大、林地の集団化その他林地保有の合理化に資するため、森林組合に委託して地域森林計画の対象とされた山林に係る土地を譲渡し、その土地の取得者がその有する山林の全部につき森林施業計画の認定を受けた場合は、800万円の特別控除額がうけられます。
- 265 現在林地売買は少ないが今後は多くなると思います。売却者については、出来る限り、山林を管理又は山が好きで人に売ってもらいたい。買取者については、山林として維持していける自信がある人に頼みたい。決して金もうけや、開発の為でなく。

埼玉県

- 266 林地については、個人の財産であり、個人の自由であります。できることであれば手放すより、管理をしてほしい。
- 269 転用以外での林地売買は、家計破綻が連想されるため極めて内密に行われる場合が多く、事例把握はほとんど出来ない。現在のところ、林地の売買が原因で森林が荒廃した事例は見あたらないが、今後、森林荒廃に影響を与える場合が出て来た時は、森林組合が中心となり、販売の斡旋や取得後の管理指導等を通して健全な森林の維持に努める体制を創る必要があると思われる。
- 270 埼玉県では、平成16年度より森林吸収源対策重点地区緊急整備事業における低コスト育林を実施し始め、数年で伐採跡地は少なくなるのではと考えています。
- 271 できるだけ現在の所有者に林地をもってもらい最終目標の「皆伐、再造林」の施業形態を完成させ、循環型林業を産業として成り立たせたい。

千葉県

- 275 ゴルフ場開発予定地或いは工場予定地として計画し中途にして企業倒産の為か10年あまりに亘り、開発放棄の山林が見受けられるが誠に不経済なことである。長年に亘る無利用にてある林地等については国家管理として有効利用されたら如何か。

- 277 林地売買は殆ど見られないか、道路用地としては時々話を聞きます。山林経営も、価格の低迷、後継者の不足、経営者の高齢化等、現状維持も危ぶまれる状況です。森林の持つ機能等は十分承知していると思いますが、管理は不十分となります。今後は組合としても、山林管理に熱心な人もいますのでこのような方を中心に事業を進めていきます。
- 281 林業経営を目的とした林地売買は、皆無に等しく開発行為あるいは残土等の埋立処分が終了後、放置している場所が多く、雑草・笹竹・葛藤等が繁茂している。今後、埋立処分等の終了後の植栽・保育の義務づけが必要になってくると思われる。
- 287 今の木材価格が続けば山林は荒れる一方で公益性にも山林としての機能も失われ日本の森は「竹山」化して行くと思う。森林組合の存在価値もなくなり、雨や風による国土の崩壊が多くなり人間と自然との共生が失われて行くと思います。一言で言えば木材価格を値上げする手段を国が真剣に考えねばならぬ時が来ていると思います。私たちの組合は、成田空港に隣接していますので当然林地開発は進むと思います。森林の大事さは、十分わかっていても、仕方がない現状です。
- 290 野田市内には、林業従事者がいなく、野田市森林組合もほとんど事業を実施していない現状です。このため、皆伐については、宅地開発等の林地以外への用途変更がほとんどであり、本アンケートに係わる内容のほとんどは、把握しておりません。ご了承ください。

神奈川県

- 295 ①当組合地域にては当アンケートの回答しにくい地域林業による問題のみである。又林地の売却については売り主はあっても買う人がいない現状である②特例として15年度は75年生(すぎ・ひのき・さわら)の伐採があった。計画的伐採であり保安林であり植えつけが義務づけられており放置はない。17年度植林予定③2.4Iであるが、2度目3度目の間伐不十分の意であり補助金の77以上には出来ないと云うことで。木材価の低迷による負担金が出しにくくなっている為。
- 298 林業(儲からない林業生産、もともと山造りはかなりきつい) ①業として成立しない(材木が安い、流通経路)山林ばなれ→放置 ②山林を売りたい 相続・金にならない(現在の建物は鉄とコンクリート)・代替わりで境界等、山林管理が出来ない・山林離れ ③山林を買いたい(比較的になだらかな所) 投資・資財置き場 ④組合の考え方 定款重視・本来の林業の見直し、原点に戻る・CO2環境を考え事業展開・材木(杉・松・雑木)の利用、売る

新潟県

- 303 最近の売買の傾向をみると、林業経営を目的として山林を買う人は殆どいない。森林を所有していない人が、余暇やレジャー目的で広葉樹林を買うパターンが殆どである。そのような現状から、スギを伐採後の跡地をどうするかが、今後の課題である。伐採跡地が広葉樹林化するまで相当の年月を要することから災害等の心配もあり国・県の補助金を従来よりアップして所有者負担を少なくすれば少しは解決できると思う。(当然、植栽後の保育にも補助金が出ることが前提ですが)
- 307 「山を持っていても何にもならない。子供たちも迷惑に考えている」とよく言われます。世間では「緑が大切だ」「二酸化炭素を吸収するために」などとマスコミははやしたてるが、それに乗って踊り出す所有者は一人もいません。何十年来の林業不況に加え、病害虫の多発などで山に対する関心は全くありません。更に地方では深刻な経済不況のため、自分の日々の生活で精一杯で地球環境や国の将来など論じている場合ではないのです。食べていくだけでやっとです。高いところにいる人達はあまりにも末端のことを知らずします。新潟県の林業について県も何を目指しているのかよく分かりませんが、打開策はない
- 309 経済的理由により林地を処分するケースが多いと思われる。買い取った人が保育管理、拡大造林(森林組合へ委託)を行っている人も一部あるが、不在地主である開発業者へ渡っているケースも多い。現在ではリゾート開発は進まないと思われるので人工造林地では保育管理のできない林分が多くなると思われる。山村地帯に生活している人が市街地に引っ越す場合も多く見られ、処分したくても売れない山林等が益々手入れ不足で荒れていくのではないかと。
- 314 国内における木材需要が回復しなければ山林経営又は山に対する関心を薄れ荒廃していくだろう。そうでなければ国において管理をしていくべきだ。
- 315 柏崎地域では林地売買もほとんどなく、又一山全部という皆伐もほとんど見受けられない。
- 316 所有者の状況の変化に対応して有る程度の増加はやむを得ない。不在村地主を少なくするため斡旋を活用したい。皆伐跡地の再造林について ①当地域では個人所有林は小規模のためほとんど再造林を行っており、問題は多くない。最大の課題は官行造林、県行造林、公社など公的分収林の皆伐跡地の植林である。大規模面積の伐採跡地が変換されても再造林の意欲も資金も力量もない。少なくとも公的分収林の跡地は公的な再造林が絶対必要である。②零細所有者の伐採は0.5ha以下が多い。国の造林補助金支給の最低が0.5ha以上となっているが0.1ha以上にして欲しい。③国の造林補助金では再造林の場合、拡大造林より安い、現状では再造林が経費も多くかかる。現在の林政の必要性に鑑み再造林を拡大造林より手厚い補助制度にすることが緊急の課題である。
- 318 木材価格の長期低迷で育林意欲はすっかり失われた。林地の売り手はあるが買い手が無く、放置林の増加に歯止めがかからない。経済優先政策(市場原理)が林地(国土)の荒廃を招いているのに、その手だてを生産者(林家)に求めてばかりいるのに疑問を感じる。森林の意義・効用をより高く評価して育林施策に賃金補償や税制面への配慮等思い切った施策が欲しい。森林(やま)の適正に管理されれば平地(都市生活)も平穏になると思う。
- 320 希望として町内の人に売却して欲しい。(後の管理上の問題)
- 323 今の木材価格が低迷していて、伐採しても収入が見込めないため、所有者も認識しており当管内では林地売買は現在の所ない、又今後対策に対する考えはない。
- 324 木材価格の低迷と、燃料として活用されてきた薪、木炭の消耗かつ皆無に等しくなったため、山の資産価値が極端に低下して、山林経営に対する関心がなくなって来ているのが現状である。組合としては、村で行って来た人工造林を中心に森林保育の整備に力を入れながら自然環境の保全に努めて行きたい。
- 328 先ず多方山林、林業に興味がなくなって来ている。考えられることとして、薪炭材の不要(燃料使用の変革)及び建築用材としての価値がなくなった(木材価格の下落)。潜在的には相当山林を手放したい所有者があり、買い手としても、現状では無理してまでも山林を求めない。お互いの希望とする価格差が埋まらな

329 当地域は多雪地帯で優良材生産は比較的少ないが、現在の木材価格では再生産が出来ない状況である。民有林を再生産するには特段の国家的施策が必要である。森林は大事と言われながら、林業公社、公団、公共予算の対応も減少しているでしょう。森林整備作業を森林組合が中心になって行くと地域の雇用推進緑の再生が盛んになり、行政と一体となってその利活用を一層推進しなければならない。

332 立木同様林地の性格も下向きするので売買は少なくなると思われる

富山県

335 森林所有者の所有面積は、小規模であるため、林地を仮に売却しようと思っても、まとまった金額にならないことから、林地の売買は行われていないと思われる。組合として、適正な森林整備を進めて行く上からも、不在村所有者の増加と組合地域外の所有者の増加は、好ましくないと考えております。

石川県

344 林地売買のニーズは確実にあります。先代・先々代が手に入れた山林を処分されるケースでは、なるべく地元の組合員に声をかけて所有者が分散しないように心がけています。また、業者が過去に買収した山林は、ある程度まとまった面積なので、個人が引き受けるには荷が重い(分割はほとんど出来ない)。

347 外材の輸入等により国産材の価格が30年前も単価が同じくらいであり売れば売れば赤字になる。こうした中、林業に(若者)魅力が出てこない。今後の林業は、国県市町村に援助して頂き地産地消を目的で管理せざるのではないかと。

350 この組合管内の個人所有面積は非常に零細で20年位前から特に山には無関心で、放置状態と言っても過言ではない。このような状態の山林を所有者に何度育林の重要性を言っても無理と思われる。後は県なりが半ば強制的にでも管理するしかないと思う。

352 不動産売却の希望者は沢山いるが、買い手がいない状況で、町の山林所有者以外町外の方が160名いるくらい、町外や都会(東京、大阪)の方が入って来ている。農地については、農業委員会があり、規制があるが、山林は、規制がないので、大変だと思う。自分の代にお金にならない木で有り、価格の低迷で山に関心の有る方が少ないので、公的機関(国)がもう少し、テコ入れをするようにしないと、どの森林組合も経営困難になるのではないかとと思われる。

354 造林資金等の公的金融機関からの償還金が払えず、林地を処分する状況が見られる。このような件については組合として積極的に関与するが、それ以外は情報としては少ない。売買の実態がつかめない状況である。

355 当森林組合管内では森林所有面積が5ha以下の森林所有者が80%を超えており零細な林家が多い。したがって、今日の木材価格の低迷に起因した山離れに一層拍車がかかっている。今後こうした山離れはさらに進み、林地の用途外目的の売買や再造林の放棄、間伐等の保育管理の放棄など放置森林が一層増える事が考えられる、そして、それは森林の崩壊のみならず、著しい環境の悪化(治山、治水、水源、炭酸ガス吸収において)を招く事が特に懸念される。しかしながら、外材の輸入制限による適正な木材価格が実現し、自然環境における森林の必要性が国民に理解されれば、計画的な森林整備が可能となり夢のある林業の未来が見えてくるのではないのでしょうか。

福井県

358 木材価格の低迷と世代交代が進み木材に対する価値観と木材利用度が低下し山林に関心を持たなくなってきた。このことから山林の境界が分からなくなる恐れが生じ、売買に走ることが多くなるように感じられます。

359 一次産業は先の見えない不況が続いている。不況産業の最たるのが林業であり、業として成り立たないのも林業であると言われて20年余り経過している。木材価格においては"0"に等しい。このような状況下では林地の売買は少ないと思う。林業の振興策は不況を**すること(出来ないと思う)①外材の輸入全面禁止 ②公共建造物は全面木材使用 ③木造住宅のPRと助成支援

363 ①関与していきたい ②価格があれば購入していきたい ③価格の合わないものは国や県で購入して欲しい。又は補助なり行政の支援があればよい。

365 森林組合等が仲介することにより、森林経営の集団化を推進すべきだと考えます。

367 ①小規模林家と小規模林地が多いので林地の交換等の話を進めながら林地供給事業として対策を進めたい。 ②小規模林家～中規模林家を含めて林*集落単位での管理から伐採まで1団地50ha～100haの経営管理システムへの移行を進めてゆきたい。 ③境界の明確化を進めるため、国の地積調査事業、GISの導入を進めたい。

373 このような経済不況の中、木材価格の低迷が続く状況では、林業経営は難しいと思われ、当然ある程度木材価格が上昇しなければ林家は売買をしないと思います。

374 動物被害の増加(シカ等)

山梨県

376 森林組合へ売却の斡旋依頼があった場合には下記のような対応を考えている。1. これから継続的に資金、労働力の投入ができないので売却したい。「有利な造林補助金制度があること。労働力については森林組合に委託施業ができることを具体的に案内し、売却しないですむ方法を説明する。」2. 理由あって売却したい場合「現時価、取引の状況を説明、納得される中での斡旋をする。(組合員で森林づくりに熱意のある者へ斡旋する)」

377 木材価格の低迷により、木材の流通及び林地の売買の事例はない。

378 林地売買の実態なし

380 木材価格が低迷して長年になる。山林所有者も代替わりが行われ、山林に対する愛着もなければ、依存度も少ない。個人有林の境界査定もできないのが実情である事と、林道密度3m以下では、買い手もない。今後山村を守るには、不在森林所有者と調整をして、町が森林を購入して、町有林として管理する事が望ましい。町が創設した「森林環境保全基金」の今後に期待したい。

- 381 当地区においては、林地の売買は、ほとんどありません。田舎の古いしきたりがあり、山林財産の売買はほとんど行われていません。現在の山林所有者の多くは、大正から昭和初期の年代の人達が多いので、土地に対する考え方が、現代の人達とは違い、財産を減らす事には大きな抵抗を持っていると思われる。又、若者は都会に住み、親は田舎に住むという二元社会の傾向があります。さらに、田舎に住む人達は土地は昔から家の所有物との観念があり、土地登記に対しても、あまり関心がなく、二代、三代前の登記をそのままにしているのが現状です。この為最近林道開設等に伴い、皆伐がなされても、分収造林が出来なく、そのままに放置されている山林が多いのが見られます。又、今日の材木市場価格を見ると、将来的な高価格の様相は見られなく、個人の財(資金)を投入してまで、再造林に取り組む地主はほとんどありません。各種補助金を利用して森林整備等を実施していこうと考えている人が圧倒的だと思います。今後の課題はどれだけ、公的資金を投入出来るかが重要な鍵を握っていると思われます。
- 382 木材価格が低迷している中で、森林所有者の林業経営意欲は減退している。また当町では小規模零細な所有者が多く、林業からの収益は僅かであり、林地価格も期待出来ない状態である。現有している山林について売買も含めて経営的なことについて関心は薄れている。またそういう中で売却希望者があったとしても前出の理由から、隣接するとか、よほど好条件でないとい買い受け者は見つからないと思います。したがって、立木も含め林地の売買については木材価格が上がらない限り少ないと思いますが、林地(素地)については、伐採した後の造林費がかさむため、そのまま放置するか、売却を希望するものが多くなるかと思えます。有る程度、林業経営を維持している林業に関心の高い、所有規模の大きい所有者に集中した方が、山の手入れが出来、適性に維持されたいと思えます。
- 383 すべての元凶は、材価が安いことにあると思います。高性能林業機械をそろえ、いくら頑張っても、間伐材の搬出で、赤字を出さずにいられるのは、ごく限られた地域のみです。皆伐もなく、間伐しようにも補助金もつかず、山主も出さない。山が荒れていくばかりなのに、手をこまねいて見ているばかりです。国では、山で作業をする若い人を育てると言っていますが現場では、仕事が先細りで、どうやって食っていくのでしょうか。林地あるいは立木の売買が活発になり、仕事ができ、将来に希望のもてる時代が、いつ来るのでしょうか。真っ暗闇です。
- 384 峡北地域は、スギ、ヒノキの造林地としては寒冷のため不適地であり、カラマツ、アカマツの適地のため造林しても林業経営はなりたたないため、林地は不動産の騰貴として扱われてきたが、土地価格の低下により林地の売買もほとんど行われない状況にあります。
- 385 高齢化や伐採箇所が急峻で素材の生産性が低いため素材の販売価格と伐出経費との逆ざやが生ずることもあり、生産意欲が低下している。このため担い手の減少や整備の遅れにつながり、森林の手入れが行われなくなり何年も放置されてしまう。山はいったん崩壊すると取り戻すには気の遠くなるような歳月と努力が必要となり、いよいよ整備に対する意欲を失い林地を手放すことになる。今後は、林道、作業道の整備と、林業従事者や若者が林業に魅力がもてるような、林業に従事することにより生活の安定向上が図れるよう、国などからの補助金の増額が必要である。
- 387 経済上やむなく売却するケースがあるが、個人個人の財産なので仕方がないが、ゴミの処分場にならないよう、日頃の集会などで指導している。今後もこの考えで組合員の方々と接し、どうしてもという場合は組合が適当な買い手を見つけて仲介していくつもりです。

長野県

- 391 当地域での林地売買例の殆どが、金融機関の担保物件の処分で占められております。また、その価格は非常に安くなっております。しかし、林地が、平地で他用途へ転用可能な場所がほとんど無いため、公共機関が買取りそのまま管理する事例が多く、好ましい状況と考えております。
- 394 当管内の森林所有者の森林面積は非常に小さく売買があったとしても、表面化しずらくて、よくわからないのが現状。林地売買より、現在の事業量確保が大変で他の事は、ほとんど考えてもらえない。
- 396 林地が放置されないよう当組合としては、林地供給事業にて対応することとしているが、売りたい方と買いたい方との価格が合意出来ない例が多く、成立する割合は、最近ではほとんど無くなっている。買い手がないまま放置され、管理が行き届かない場合もあり問題となる。森林の評価(価値)の中に、単に立木の売買価格評価だけでなく、公益的機能、特にCO2吸収能としての価値を加味し、買い手にとっても、その価値が税制に有利となったり、CO2排出権取引対象等につながる方策が講じられれば良いと考える。
- 406 ①林地の売買はほとんど(まったく)ありません ②山口村森林組合はH15年6月に解散しました
- 407 ①公有林の手入れは進んでいるが私有林整備については今後の課題 ②私有林の手入れについて持ちだしの補助体型的確立 ③山林は国民共有の財産として管理することの認識が必要
- 408 このごろは山に関心がなくなっている人が増えているため、林地売買に関しては、あまりない様な気がします。
- 409 林地売買については組合で把握していないのが現状です。組合員の所有林については、ある程度把握をし、計画的な森林管理が出来よう対応したい。
- 410 ①組合独自で行ったアンケート調査では、50歳代以下のいわゆる後継者と言われる方は、買い手があれば山林を手放したいと言う意見が多く見られました。反面、所有規模が零細なため、売っても宅地の様な高額にはならないため、しかたなく相続していると言う実態かと思われれます。 ②現状では、離村した方が、管理出来ずに売買する、又は、売買を組合に依頼するケースが殆どですので、今後過疎化が進んでいる村においては、売り手は増える事と思われれます。 ③国調が行われていない市町村においては登記がいまいなため、所有者自身が明確な位置もわからない状況ですので、境界等確定作業が進められれば、売買の動きが活発化する可能性はあると思われれます。 ④停滞している林業において、買い手が経営として山林を取得するのであれば、売買等による所有者移動は良いのではないかと思います。

- 412 皆伐については、ご承知のとおり材価の低迷により、収入を目的とした伐採は殆ど行われていない。林道沿いで小面積シイタケの原木が切られている程度で、ある程度まとまった面積の伐採は、人工林アカマツ・カラマツの単層林が雪害等で成林が望めない山において再造林を目的とした伐採か、延堤工事などを目的とした伐採である。再造林については、森林造成の補助金を利用する中で行われ実施率は高いと思われるが、下刈完了後(7年生～10年生)の管理となると手が入らなくなってくるので、一部の地域においては、せっかく再造林は行ったものの、カモシカやニホンジカの食害により手を入れる意欲を失う森林所有者も多い。林地売買については、国営アルプスあずみの公園の用地買収及び長野オリンピック関連施設の用地買収により、林地売買はあったものの、通常考えられる林地売買は少なく、売り手はあっても買い手がいないのが現状です。造林、間伐、林地売買のいずれにしても、境界及び所有権が不明確となっている民有林が多い現状を見ると、近い将来多くの民有林が放置されるのではないかと危惧しております。GISシステムについて、いろいろな情報が入ってまいりますが、森林計画図や森林簿の精度が低い現状ではGISシステムの推進について疑問を感じます。また、GPSの精度にもよりますが、±0.005秒(±15cm)程度の精度であれば、そのデータを境界の座標値として残すことで代替わりしても境界の確認が容易に出来るものと思います。
- 415 林地供給事業として制度はあるが、依頼は殆どないが需給バランスの問題があり難しい。

岐阜県

- 417 近年は極端な木材単価の下落により木材の生産費すら出ない現状であり木材の伐採者は少なくなり、伐採地の再造林は困難となってある。又未立木地の買い手はいない現状である。今後は、森林組合が売却者を申し受け、国・県・市町村が買い取りをして、買い受け希望者に売りつけてはどうか。
- 419 林地売買は山林経営が目的でなく、林地開発や投機目的の場合が多い。また、標準的な価格もなく、境界も確かでない林地の評価は難しく、森林組合の名で売買等の斡旋することは危険である。
- 421 管内の森林所有者に対して1/3が組合員となっておりますが組合員は当然のごとく永代にわたり山林を守って行かなければならないと思います。今後は非組合員への組合参画を呼び掛け、森林保全に関与して行く施策が必要であります。当組は事業規模が少なくH17 4/1に近隣の3組と広域合併する予定です。
- 425 当組合は林地売買には関わっていません。せいぜい紹介をする程度です。素材の低迷で林家は非常に困っています。このままでは益々山離れが進み山林の荒廃が心配されます。
- 426 境界がわからなく買うことも売ることもできない森林がほとんどです。森林組合が境界確認作業に関与しGPS、GISを取り入れ誰でも境界の確認ができれば山村は将来的に環境問題等で関心の高い財産に変わると思います。森林組合が中心となり流域的長期的森林管理体制が今後もっとも重要だと思います。
- 427 近年木材価格が低迷し、将来の見通しが悪く、又、後継者不足や林業労働者の高齢化等の諸問題が多く山林に対する意識が薄くなってきていることが現状であり、そのため山林を手放す方も見受けられます。森林組合としては、なるべく売らずに森林管理と森林施行を委託して頂きたいと考えています。しかし、もし山林を売買する事となった場合は、なるべくなら在村所有者に売却してほしいと願っています。今後は、森林所有者が高齢化し、境界等が不明となる山林が増えると予想しています。森林組合として、適期に制度を上手く活用して、森林管理と整備を強く推進して、町内の森林と自然を守って行くことが使命だと考えています。
- 429 地区外所有者が増えると林道等の開設に理解が得られない場合が多く、できる限り、地区内の売買が望ましい。また売買の際、森林組合が関与し長期的に管理できるシステムが必要。
- 432 買い取る人は、資金に余裕がある人しか買わないから、今、こういう時代だからあまり買う人はいなくなると思う。又、売る人は世代交代で年齢が若くなり自分の山林の境界をあまり知らなくなっているのので売る人の数も減ると思う。
- 437 1) 問題点 山林のある地域に持ち主が住む、住まないにかかわらず、後継者が山林に興味を持たない。山林は資産としての価値がなく、マイナスの資産となっている。その為、森林整備に金を掛ける人がいない。 2) 今後の対策 森林組合が後継者のいない山林を整備し、管理できるよう、公的資金を投入しない限り、間伐・枝打ち等保育は進まない。補助金でなく、事業資金として、公的資金を注ぎ込む必要があります。又、林業労働者の労災保険料が59/1000と土木労働者の23/1000に比べて2.5倍も高くなっている。保険を支える労働者数が林業では6万人位しかない。全国の労働者全部で平等に負担すべきである。労働集約産業である山林労働者の安定的な確保は厳しくなると思われる。
- 449 地元の山林所有者から、売りたいが、誰か紹介してほしいと依頼を受けているが、買いたい人もいるが値段的に折り合わない。組合が仲介するときは極力地元の人に斡旋をしたい。

静岡県

- 451 過去、森林を不動産投資の対象として、売買された時があったが、現在は投資的意味はない。山林としての購入を考えるなら、売買の対象になっても良いと思う。今は、森林としての公共財に重点を置くなら、地価の安い今、地元なり、公共機関が購入して、森林としての利用を考える時と思う。
- 456 開発行為には、行政が慎重に監視してほしい。
- 458 裾野市では個人の山林を近隣の市町村の財産区が購入し、管理するケースが見られる。この山林は、年1・2回の山回りを実施していて、境界がはっきりとしている。この様に山の管理を前提とした購入者が増えてくれば、山の管理・治山・治水の面でも良いことだと思います。
- 460 森林組合には、林地の売買について相談は現在のところない。
- 461 ①林地売買は、木材価格が長期にわたって低迷しているため、林地の管理に意欲もなく、木材価格の先行が不透明なことが影響していると思われる。②今後の対策として、外材の輸入調整等、諸施策を講じて林家の収益が得られるようにしていただきたい。
- 462 所有者の移転は管理する事からみて、あまりよくないことだと考えます。先行、境がはっきりしないで売買が発生してしまうのではないかと。管理していくのにも大変になって来ると考えます。
- 468 林道、作業道の開設に当たって協力的な買い手が望ましい。
- 469 森林組合に売買の話が来た場合には今後の事を考え買主はできるだけ地元の人に話をかける。
- 470 林地を売却したい要請は森林組合として受けることは多いが、買い手がないため実行例が少ない。「林地供給事業」の申し込みを受けていても、買い手に適当な者がなく苦慮している。
- 472 森林の育成、整備、管理のできない所有者は、育成、管理の意欲がある人に譲ることが望ましい。
- 473 森林組合の林地供給事業的なもので、将来の森林管理を目的とする林地売買は適正であると思う。むやみ開発の為の売買では森林のもつ公益性は失われ、今後益々森林の荒れに拍車が止まらない。林業家だけでなく国が森林整備にもっと力を注ぐべきである。

愛知県

- 474 林地を所有者が管理できずに売買を希望する場合、市町村等の公的機関が買い取って行くようになれば以後の林地が荒廃しなくてすむ。
- 475 売却希望者多いが買主少ないのが現状。森林組合林地売買委託されるも、地元の林接地所有者、山持ち等優先に進めているが、成果は少ない。
- 479 林地の売買については、本組合としては、直接行っていません。しかし、情報の提供として、売却及び買取希望の組合員へ行っています。しかしながら、売却希望は多くありますが、買取希望は少なく(ほとんど無い)バランスがとれていない現状であります。今後、第2東名の用地買収により林地を手放した組合員よりの買取希望が増加する事を期待しています。
- 483 林地売買が積極的に行われ林業振興につながるものならば良いが、産廃業者等が買った場合は、山林がゴミ捨て場にならないよう留意する。
- 485 岡崎市では、林業家がおらず、長伐期傾向の中で、人工林の伐採はほとんどありません。将来、伐期がきても、伐採して、市場に出せるかは、わからない状況です。
- 486 相続等で所有が分散し、管理が出来ず、隣接に影響する。又林道の維持等にまとまりが無くなる。このような林業政策が続けば、山村は崩壊する。木材を工業製品と同じ扱いにして(輸入自由化・関税)商社のいいなりではないか。狭い国土で我が国ただ一つの資源であり長い期間かかる(3~4代)商品である。この生長する間も環境に良い仕事をしている。これほど山村を無視して良いのだろうか。それとも、山林家の声が小さいのか。一票の重みが3倍以上は違法だと川下は騒ぐ。自分たちが移り住み集まったのに。とにかく林政は安定していかなくては、経済等で変化が多すぎる。
- 487 山林所有者の世代が交代してきて興味がなくなっている。その対策を急がなければいけない。
- 489 森林保全のためにも造林を行い、森林の管理をしてもらいたい。
- 493 当組合の地区内では、現在ほとんど林地売買はない。何年かに一度、遠方へ転出する人が財産処分の為売ることがまれにある程度。今後もこの様な状態が続くだろう。

三重県

- 494 林地売買で買い取った業者が山林の撫育管理まで行わない林地が見受けられる。組合としてもこのような山林の管理に力を入れていかなければ、皆伐された跡地が放置されるケースが増えると心配です。
- 495 比較的規模の大きい所有者の中で、相続で山林を得た者や負債整理で山林を手放すものが、土地立木を一括して素材生産業者に売却し、素材生産の後造林放棄する者が多く見受けられる。一方、立木売りの後再造林しない所有者も増加している。当地方では、平成3年の台風19号の後散見されるようになり、材価の低迷と緑資源機構の引き受け減少により再造林放棄が増加してきた。このような林地では、時間の経過に伴い豪雨災害や林地崩壊の危険性が高まっている。
- 496 木材価格の下落から、立木販売による収入だけでは、林家にとって家計的支出をまかなうことしかできず、とても再造林に要する経費をまかなうことはできない。一方、地元の製材業者にとっては、原木の確保は最大の課題であり、搬出経費の安い道路端の立木を購入して皆伐することとなり製材業者にとっても製品価格の下落から再造林経費をまかなうことができず、当組合の管内でも道路端の造林放棄地が目立つ。
- 497 木材価格の安さと日本鹿の食害により、森林所有者の山に対する意欲は非常に低い。大口所有者は計画伐採により再造林は行っても苗木1本当たり1000円以上かかる獣害対策はできず、未植と同様の状態である。日本鹿の保護を解き、日本鹿の頭数調整をしてほしい。それによって当地域の伐採跡地が草原化から森林へ復活すると思う。
- 500 当組合では、林地売買の斡旋も行っておりますが、買い手が見つからないのが現状です。

滋賀県

- 502 今の木材価格状況では、林地売買については売却したくても買う人もなく森林荒廃は進む。産地製品については、国、県で補助等施策をして少しでも国産材の流通を活性化させておかないと崩壊する。
- 503 とに角、山林に興味なくなっている。皆伐をした材木の代金で再造林が出来かねる状態なので無理はない。もっと国民全体で山林を守っていく方策を進めないと山林そのものが手のつけようがなくなってしまう。
- 504 当組合では組合所有林はありません。そこで、山主から林地を無償で貸与されるような形が取れば、手入れも進められることになると考えております(面積がまとまればの話です)。個人が手入れをしていくことは今後ますます減少していくことは間違いないと思います。補助金があっても手入れをしないことはアンケートのとおりです。手入れを全て森林組合に任せ、林家にも負担が皆無であるなら森林組合は計画通りに手入れをしていくことは可能だと思います。ただし、森林組合もボランティアではできないので、そこでは行政のバックアップが必要でしょう。
- 506 木材価格の低迷により山林の価値は下落し、移動は少ない。また、木材の伐採(皆伐)も行われず。間伐しても材の売り上げはない上に、唯一間伐に対する補助金も減少しているので、消極的になっている。原因は政治の貧困である。再造林をしても鹿の食害にやられ1年で苗は引き抜かれ皆無になる。このままでは森林は破壊するであろう。なんとか考え直してほしい。
- 507 林地売却は事業が許す限りしない方がよいが、売却されるならば在村所有者とする。第二名神高速用地、工場用地等に売却され、その代替用地として林地が求められたが、これらの事業が終了したのに伴い、林地の売却は少ない。
- 509 昭和60年頃から平成の初期にかけて活発に林地売買がおこなわれ多くの不在地主が生まれたが、現在こうした地主において相続時期となり山林への関心も低く、放置森林となっている。こうした山林は全体の20%程度であり規模は1ha以下が多く、境界問題など今後の森林整備に当たっては現状を把握しなければと思っている。
- 511 林地売買が行われるとの情報が森林組合に入った場合、本組合としては仲介せずに組合が買い取るべきと考えている。但し、採算がとれる見込みの山が対象である。又今後、伐採が行われ再造林が見込めない場合は、組合が買い取ってでも再造林し放棄林を発生させない様努力したい。

京都府

- 515 バブル崩壊後、不動産の価格が下がり、金融機関の担保としても山林はほとんど担保価値がない状況、農地に関しても同様です。買う業者はほとんど産廃業者関係が多いので所有者も売らない現状。しかし、相続では評価額、地区の倍率、縄延べ等が計算されるので大規模所有者(50ha)はなくなりつつある。現状では資産価値はなくなり、お荷物の状態になりつつあります。相続税法の抜本的改革を要望いたします。

- 517 日本林業の問題点として所有形態(小さいこと)がある。とりわけ木材の利用が集成材に偏ってから、木材は工業用原料となったので所有の規模が問題になってきた。対策としては森林組合が地域の森林を取りまとめて大規模所有と同じような働きをさせることも不可能ではないが、今の大半の森林組合はその能力も責任感も皆無なので無理だろう。これが一つめ。二つめは間伐だ。間伐問題はもう時間がない。このまま10年経てば多くの人工林は形状比が100を越え、再起不能に陥るだろう。早急に対策の必要がある。
- 518 行政が考えている以上に山離れは進んでいる。所有者が山林管理することは今後なくなるかもしれない。
- 519 林地売買には係わりません。
- 520 木材価格の極端な下落で林地、立木の売買はほとんど行われていない。森林の有する公益的機能、森林の重要性をもっと国民全体に広く知らせるべき。CO2の固定という観点から木材の使用(国産材)を公的資金を導入して推進すべき。
- 521 売買広告の一つとしてネットを使い広くPRする。未整備山林については、ボランティアを利用する、若しくは、区画貸与方式をとればどうかと考える。
- 522 後継者不足と木材価格の低迷で、山に興味がなくなり売りたい山主は多くなっているが、逆に買いたい人もない。放置される人工林が増えている。
- 524 先祖なりから引き継いで森林を所有しているだけで全く興味が無い。邪魔なお荷物、納税するのが嫌だ、たとえ少額でも入るなら手放す。しかし売却先が異変な行為をし山林を荒らされると売り主が責められるので誰でもよい訳ではない、等々をよく耳にします。この様な状況で山林を所有されていても放置・荒廃は必ず起る。公的機関の下で山林売買に関する窓口をもって頂き、或いは売買の仲介ができれば相互に安心、且つ適正な価格での売買が望めるのではないかと。また、購入しようとする意欲があれば森林の管理も積極性が望めるものと思う。勿論森林整備等に対する国庫補助は欠かせないことは言うに及ばず。

兵庫県

- 525 当組合事業地は林業地域ではない為、意見を述べるのが難しいです。参考にならず申し訳ありません。
- 531 本市森林組合は、実業務は行っていないため、森林の売買等は不明です。
- 532 立木価格の低迷等により山を育てる意欲が減退し、山の維持管理をする人が高齢化になり、山林の所在地及び境界を知っている方が少なくなり、林地売買についても今後難しくなると思われるので、山林の地積調査がいそがれる。
- 533 昨年大型台風により管内で約40ha近い被害を受け、非常に厳しい状況である。精魂込めて手入れした林家もあり、ショックは隠しきれない。森林組合としても前向きに組合員の力になるよう対処したい。
- 535 造林補助制度や森林整備計画などにより、補助率が一定でないため、林家に説明するのが大変である。特に森林計画制度の機能区分は林家の了承を得ることは困難である。
- 538 市内の林地の活動がほとんどなく、情報も入ってこない。
- 541 林地売買については、現在、組合は介入していない。今後についても介入はしない。
- 543 当組合の区域ではもともと林地の売買はあまりなかった。数年に1件程度であり林地売買に重点は置いていない。現在林地取得しても広葉樹林を伐採して針葉樹の植栽も造林補助金減額により対象とならず、植林も進まない状況で林地の売買は今後も少ないものと思われる。
- 544 当組合管内での林地売買はほとんど確認していない。
- 545 林地売買に関して一切関与していないので、売買についての情報を持っていません。今後も関与しないだろう。今後、売却者はある程度は増えることが予想されるが、現在の木材価格からすれば買い取り者はいないのではないかと考えられます。
- 546 流動化が望ましい。特に、不在村者から在村者への流動を望む。売買価格については市場価格のウェイトが高いので、現在では、以前に購入した価格を割り込んで売る事になってしまう。売り手はあるが買い手がない。売買価格の設定がしづらいので、何か根拠を明確にして、解りやすいものがあればと思う。特に森林評価については、大変わずらわしいことであるし、また、費用面での負担も大きい。
- 547 環境問題としての森林でしかないものであるから、固定資産税を廃止して森林を適切に管理している者に対して今以上の助成が必要である。
- 548 本組合は造林保育事業のみ行っております。
- 549 売買などの調査は、公的機関なら税務署、法務局にたずねてください。

奈良県

- 550 人工林は殆ど放置の状態である。間伐材の有効利用と云うことを行政は訴えているが、何ら具体的な指導はない。行政が公共事業に間伐材を利用することを義務づけたらどうか。林業界はここ30年くらい低迷続きである。そんな環境の中で森林の整備保育は全く実施されていないのが現状である。この様なアンケートをもっと切実にとらえ、何らかの答えを出すべきである。
- 551 放置林が増える状況下で売買により、山林を管理しようとする人が一人でも増えることは、良いことではあると思うが、山林所有者の山林に対する興味の低下や、後継者不足、材の価格低下のための経営難による売買は、悲しいことである。
- 552 木材市場の現状では、林地取得・木材育成保育の目標が立てられない。生活のよりどころとしての根幹収入が得られない。農山村の生活基礎が整わないままに山林整備・多目的利用といっても関心を持っていない。国内産材を最終需要者に届けられる直販体制の整備、流通経路を確立することを、コンスタントに材が流れるシステムの確保が緊要と思う。諸外国の例にある、外国産材の輸入の徹底した制限が必要。
- 553 新しい所有者とのコミュニケーションがとれるかどうかが問題。林地売買と材価の低迷、国産材の需要の減少との関わりは、当地については、リンク、シンクロしているかどうか、判らない。
- 557 経済林として価値がなくなった現在、皆伐しても赤字になっている。その為、たとえ皆伐しても再造林(補助金を適用)しても個人負担が多く掛かる為、放置林が増えているのが現状である。また、山林所有者としては、売却したい意向の方はかなりいるが、買い手がいないのも現状である。
- 558 木材価格の大幅な下落が続いて、今後上る見込みがないため、所有していると固定資産税だけでもつらくなっている。山林所有していると手入れ賃や税やらでマイナスの財産化している為、手放しを考えるようになるのではないかとおそれています。
- 559 当組合管内は交通等立地条件良く、以前経済状態の良い時は(無指定地区)林地開発が盛んになされて、ゴルフ場、工場用地、住宅用地等に転用された。最近山に対しても厳しい状態であり、この様な開発の為の林地売買はほとんどなくなった。こんな状況の中での保育等山の手入れを実施しているが、森林に対する国民の期待はますます増大するが、保育等への資金投入が負担となり、困惑している。

- 560 金融機関（農林公庫、農中金）で競売により、著しく正常と思われる山林単価を逸脱した価格で売られる場合がある。買取方は競売等の価格が市場価格と思い、通常の単価での売買を成立しない事がある。山林所有者は 高齢の零細所有者が多く、相続者のほとんどが山林に興味はなく。所有者が亡くなると、放置されるか、安く売買される傾向にあると考えられる。山林の今後は 競売等にかかる山林を、一時国の機関で所有して、環境問題の一環として、企業への売買を行う。税制の優遇をつけて考える。零細所有者の山林管理を、森林組合が行う。零細所有者の山林をまとめて、大山林家への売買を行う。国は、戦後国の国益のために、戦後植林を進め現在 35～50 年生の山林が多くを占めている。しかるに間伐材の需要は外材に圧倒され、保育間伐をおこなう補助金で、なんとか山林を維持している状況にあります。国は環境問題で山林を考えるのではなく、日本の資源として山林を考え政策を求めたい。また、林業界も合理的な自己努力をもっと進め、木材需要拡大に努力を行うように、団結する必要がある。
- 561 出来ることならば森林組合管内の十津川村村内の人に所有していただきたいと考えている。対策としては、森林組合の組合員になることを進めている。人工造林を推進して行く上で大きな問題となっているのは、カモシカ、ニホンジカ、イノシシ等による獣害があげられる。これらによる被害を防ぐ施策を国、行政レベルで取り組まない限り人工造林を行うことは不可能だと考えます。防護策、頭数制限等についても、又費用面についても、行政の力がなくてはなかなか取り組めないのが実情です。行政の支援をお願いいたします。
- 564 年輩の町内所有者或いは町内管理が居る間は良いが、相続が発生すると殆どが財産分与やもらった土地を換金しようとする。これは、知識・技術より山林経営が成り立たない話が現実で、税金や場合によっては分担金等まで払わなくてはならなくなる。机上でわかることである。組合としては、山林解放はやってほしくない。林地の細分化になるとある関係する区域で何十人もの方と一かけからの説明が生じるし、理解してもらえないとは思えない。しかし、山村の住民は年金や細々とした収入で生活しているので、規模拡大は望まれない。金の持った成金さんが、タダのような価格で取り引きされているものもあると思う。これは、金融機関が不良債権処理をするので、これらの価格が目安となっている話が良く聞かれる。現在の国の政策や施策は、我が国を護れるが山村や森林を殺している。一度貴研究所の考えなどホームページにでも載せればどうですか？（国産木材の価格が安いのに、外材を止めなかったら 法律違反である）
- 565 森林林業の現況はあまりにも長期に亘る厳しい不況で一森林組合でどうすることも出来ない。出来得れば不況前の状態にまで早期に戻ってほしいが、現状は不可能かと思われる。現状が続く限り森林組合として今後の対策など考えがつかない。自助自力は既に遠くへ行行ってしまっただけでこれからは国が地球温暖化の防止等多公益を持つ森林に対して大きな目開きを希望します。
- 566 林地や田畑の売却希望者は増加してきているが、買い主との価格が合わない（安い）。山林としての目的ではなく、別荘や産業廃棄物処理用地として購入する所が見受けられる。（利用目的に応じ高値である）地球温暖化防止対策として、放置林等を公的資金（環境税）にて賄い、森林組合が中心となって森林整備を進めていく必要がある。造林資金等の借入により育林をして、木材の売り上げにより資金返済の計画を立てていたが、昨今の木材価格の低迷により、資金返済が困難な状況の件数が増加してきている。
- 567 組合員の中にも在村者不在村者を問わず、「現在所有している山林を売却したいので仲介してほしい」との意見が良く聞かれます。理由としては種々様々ですが、中でも山林労務者の高齢化と人材不足、材価の低迷の長期化による山林手入れ資金等の借入金等がある山林所有者の資金返済等が原因としてみられることが多く、所有者が好きこのんで売却に走っているわけではないのです。現状を考えると、森林組合も進んでとは言えませんが、組合員のためを考えると山林の売却にもっと積極的に取り組まなければならないのかとも考えます。反面、森林組合としては手放さなくてはすむような、しかも山林の活性化の方法を提案していけるような政策等を国等に要望、働きかけをしていきたいと思えます。
- 568 林地売買の現況は、形状変更、用途変更が多い。森林施業目的外の売買に組合が介入することによる不都合は避けたい。

和歌山県

- 570 大正9年の山元立木価格が昭和7年に7分の1に下落したが、その後値上がりして昭和55年をピークに値下げになり、平成15年には桧で約3分の1に下落し、その後依然として低水準にあり明るい見通しはない。平成13年7月、37年振りに林業基本法が見直され、新たに森林・林業基本法が制度され、木材生産重視から森林の有する多面的機能の持続的な発揮のために必要となる新しい施策が位置づけられた。その後木材価格は下落のままで依然として低水準にあり、森林・林業は新たな投資意欲を生み出すことが難しい産業になってしまった。放置林が増え続け、国土の保全、水源涵養、土砂流出等の防止はできなくなる日は遠くないと思われる。戦後、経済が混乱した時代に、当時の山林所有者は塗炭の苦しみに耐え、国策により生活を犠牲にして山の復興と山村の発展をうたい文句に植林した森林が伐期に達しようとした時、市場に出材したら赤字になる。これが現況である。20年遅れのような現在の国策では、山村は立ち上がれない。
- 571 木材価格が安いので経営の意欲が所有者にないので、保育が進めない。林地の価格が安いので売買にならない。
- 574 資産は取引があれば活況となるので経済的には売買が盛んなほどよいが、森林については樹木の育成がともなうので、広葉樹林を過大評価する傾向があるが、資源の確保が重要な課題であるので本質をしっかりと見極める必要がある。山林育成は、資金調達が他産業と比べ不利である。経済と同一視できない特殊な次元である事を認識するべきである。CO2削減取引に期待している。熊野川町の森林面積16,000haで年間CO2 52,000t 削減している。山林労務者約100名ですから、一人年520tの吸収の手伝いをしていることになる。このような企業は、日本に存在しないと思う。最近鎮守の森が削減効果が高いとの報道もあるが、その森のみを考えると効果があるかも分からないが、面積が多くないと、削減にならないのではないかと。やはり管理の行き届いた森林面積を増やさなければならない。
- 575 個人の森林所有面積の平均が2ha前後で、森林の管理の出来る（財産としての価値がなくなった）状況にない。管理の出来ない山林が多く（特に分収林）法的な整理が必要。誰も手がつけられない。森林所有者に管理業務を強化する。固定資産を上げ、転売を促す。
- 579 木材価格が下落し、林家は森林に対し意欲をなくしている中、もっと行政も国産材に対して目を向けてほしい。
- 580 負債整理による売買で林業に関心の薄い方が所有者となるケースがあり、その後の森林保育等が進みにくい。最近の木材価格の低迷により、スギは採算割れ、ヒノキも売り上げが残らず、皆伐事業ができない状況となっている。再造林ができないのも無理のない話である。

- 581 最近、山林立木価格の低迷、後継者不足などの理由により、不在村所有者が在村所有者に山林を売却する事例が見られる。やはり、在村所有者の方が山林の管理に関心が高く、当組合としてはよいことだと思っているが、売却価格の低さについては憂慮している。
- 584 現在の木材市況では、林業経営はたちいかない実情であるが、森林組合としては雇用者もいる中で事業量確保もしていかなければならない。コストダウン等、懸命の努力を続けながら作業を実行させている状態である。そんな中で林地の売買は買い手がいないものですから、伐採跡地の再造林は難しい。今後の森林組合の作業量確保には、独立行政法人緑資源機構のますますの取り組み拡大が必要である。

島根県

- 591 林地売買については組合としては特に考えておりません。
- 596 林地の財産的価値が著しく低下している為、売却したくてもお金にならないし、買っても価値がない。との理由から売却はあまり行われていない。現在は木材価格も安く、補助金もあてにならないので再造林はもとより、皆伐林地そのものがなくなりつつあり、林家の経営意欲は低下し、林地の保全そのものが放棄されつつある現状なので、林地保全を目的とした公費負担を検討する必要がある。
- 597 今後、管理する意欲を持った人に購入してもらおう方が望ましい。

岡山県

- 605 具体的な数字等、発表できない部分も(個人情報のため)かなりあることをご理解いただきたい。林地の売買についてだが、売り希望の林家は年々増えているのが実情であるが、買い手が見つからず、売却できないケースがほとんどである。今までと今後も含め、森林組合として山林および林地の売買には関わることなく事業展開を進めていく予定である。
- 606 売却したい人は多いが買い手がいない。価格が折り合わない。理解のない人に売った場合、周囲の住民(すでにトラブルが起きている)、所有者(作業路開設、倒木処理、管理等)が迷惑する。手入れができない他放置森林は公有林にすべきである。規制緩和すべきである。
- 614 小さな森林組合であり、地域内での林地売買はあまり聞きません。
- 615 伐採跡地が増大している為、跡地の再造林を森林所有者では現在の材価では難しい為に公共機関にてお願いしたい。
- 618 経営者が高齢のためと後継者不足、台風等の被害、木材の低下など補助金の不足等の中、組合合併をして体質強化、労働力確保、経営基盤の強化に努力をしています。
- 620 前年の台風23号により激甚被害地に指定となり、現在復旧作業が行われております。林齢50年以上の人工林が多い造林ですが、木材価格が安価な上に倒木被害となった木の価格は今後の林業としての営みを消す状況です。まったく価格はゼロ、運送費を引くとマイナスが発生します。植栽(跡地造林)を行っても、鹿等の被害、下草刈り等の経費を考えますと山林経営の将来の見通しが立たないことは事実であります。跡地の放置が発生しないように復旧事業を促進している次第です。
- 622 1. 材価の下落、台風被害により山林経営意欲は大きく衰退している。2. 分取育林、公社造林等はかつての材価予測水準の破綻から経営がゆきづまっている。森林機能に対する評価が大きく変化している。当今、育林経営を目的とした前向きの林地の流動は考えられない。公有林も市町村合併のドサクサで地元への無償払下げが行われたり、森林の取り扱いが安易に流れている。一方、CO2吸収源としての森林などその重要性は、つとに高まっている中、当組合では、所有規模の代償に不拘(かかわらず)、精一杯の育林活動を組合員に勧めている。
- 623 調査項目5-1でも記したように、昨年10月の台風23号による倒木処理および再造林がほとんど行われていない状態です。今後、被災地をどのように復旧していくか、また林家の対応が問題となると考える。当組合区域内での林地の売買は少ない状態が今後とも続くように思われる。
- 624 岡山県南部に位置する組合のため、山に対する関心が非常に薄い。また、松山がまつくい虫被害のためかなりのスピードで減少している。山は財産としての価値を失いつつあり、将来林地売買が増えてくるとは思わない。森林組合も現在では素材生産というよりは治山事業、土木関連事業、購買事業等で生計を維持している状態である。台風23号の被害で岡山県北部については激甚被害の指定を受け手厚い財政保護を受けているが、南部についてはそれもなく、北部に頼みの治山事業を持っていられ、アップアップの状態まで追い込まれている。森林組合存亡の危機に立たされている。
- 626 山を購入する際、林況及び土地の形質等を熟知せず、買い取った人が多いと思われる。(特にバブル期)

広島県

- 627 当区域内では林地売買はあまりない。あったとしても森林組合が仲介することはほとんどありません。
- 629 補助金の削減を見直し、補助金による造林事業が行えるよう考えていただきたい。又、若者に山の魅力をアピールするセミナー等を開き、関心を持っていただき、森林を守る担い手が増えるよう働きかけていただきたい。
- 631 本地域では平成15年度に豪雪、平成16年度に台風被害に見舞われ、大きな森林被害を受けました。結果、木材価格の極端な安値長期化、採算ラインを割り込んでいます。森林所有者の山離れに拍車をかけている状態です。しかし、林地売買については、森林の下、立木の価格のイメージは高く、所有権は動いていないようである。木材生産が安定的に経営できる様、価格の回復が望まれる。
- 632 売却希望者は増加傾向であるが、買い取り希望者が少ない。木材価格が安いので、立木と林地を含めての売却希望が増えてくる。
- 635 今、農山村は高齢化が進み水田管理を含め森林管理を行う力が衰えている。林地を手放したい者は増えているが、取得したい者は減っている。木材価格、米価等、農山村を守っていく収入源が年々減少する中、何らかの手助けを期待したい。厳しい状況にあつて森林管理を目的に林地を取得したい者があれば、組合はあつせんに協力したい。
- 636 売却希望者はいるが、買い手がいない。
- 637 経営意欲のある素材生産業者等が天然材を地山をふくめ買い取り、植は管理していたが、新植補助金の廃止され、今後は移動も少なくなると思われる。材価があがらなければ、山地の荒廃が進むものと思われ

- 638 当組合管内の森林所有形態は大多数が0.1～0.5haの方が多い。国土調査も実施されておらず、現在の木材価格の低迷、後継者不足、林業への関心のなさ等、今後ますます森林の境界がわからなくなる事例（ケース）が多くなってくると思う。その中で、林地売買等むつかしくなっていくのではないかと（売ろうにも場所がわからない）と思う。組合では過去の植林情報等利用し、（個人情報保護法で？）補助金を有効に利用しながら森林管理をして行く上で合わせて境界管理等、森林所有者に呼びかけています。すなわち境界がわからなくなっていくように心がけています。このことが多少でも林地売買に対しての歯止めになるのではと思います。
- 639 現在の状況を考えれば、林地売買が増えるのは、当たり前かもしれません。山林を売りたい、手離したいと思っている山林所有者から山林を管理できる、欲しい買い手への情報提供、仲介を森林組合が行い、その結果地域の山林が健全に保たれるようになれば、組合事業として取り組む意義があるのではないかと思います。これを可能にするために境界座標を含めた山林情報を、整備管理することが大切であると考えて一筆当たり面積が小規模点在のため、山林管理が難しい面があるので改善できればと思う。

山口県

- 641 造林未済地の増加理由および背景と対策。近年、特に長引く木材価格の低迷と農山村の過疎化高齢化の進行で、林業経営に対する意欲や関心が薄れがちになっていたところへ、追い打ちをかけるように、昨年の台風被害によりさらに山林経営に対する意欲を喪失させる状況になってきている。また、農林業を中心に生計を維持してきたかなりの世帯等では、農業収入と国民年金に頼る生活をしているものが多く、こうした世帯では、その日その日の生活すら事欠く状況にあり、なんとか換金できそうな立木でもあれば、いくら安くても立木を売って生活費に回すという状況が目立つようになってきている。こうした世帯では、立木を伐採した跡地に造林するなどという考えは全くないのが現状である。このような現実の中で、しかも、人工林の伐採跡地造林の補助率が悪く、再植栽時の森林所有者負担が多くなる上、事後の保育事業にもかなりの負担を要し、立ち木の売却代金だけでは賄いができない状況にある。後継者である子供も、独立して都市部へ出ている者が多く、山への関心や意欲の無い者が多くなり、親としても山を所有することの意義すら疑問視する者が出始めている。更には、山口県農林開発公社では、平成16年度限りで新規の植栽事業を廃止したことや、独立行政法人緑資源機構では、人工林の伐採跡地については、契約の可能性がないこと等から、ある程度の面積規模以上の山林になると地力での造林を行うには、余りにも森林所有者の負担が大きすぎて、手出しできない者が大半であり、必然的に造林未済地となるケースが目立つようになっていく。以上のようなこと等から、今後ますます造林未済地が増加し荒廃山林が多くなる状況にあることから、未済地造林解消対策は緊急を要する大変大きな課題となってきていることの現実を直視し、この問題解消のための新しい施策の立ち上げと大幅な予算措置が望まれる。
- 643 木材市況が厳しい昨今、林地売買にとどまらず、何をやってもダメ状況となっている。
- 645 近況として林地を売却したいとの山林所有者からの声を時々耳にするが林地を取得したいとの話は、ほとんど無く売買契約が成立していないのが現状である。木材価格等、林業全体が低迷する中、山林所有者の多くは、安価で山林を処分して一時的な所得にするよりも手放さず経費をかけず、現状維持するだけである。
- 647 これまで、当組合では照会のあった林地の情報を提供することはあったが仲介を行ったことはない。不動産取引の資格等の問題もあり今後もないと思われる。したがって、管内での売買の状況は把握できておらず回答の内容も推定したものとなっている。不動産業者や森林所有者から価格の問い合わせもあるが、目的も市街地周辺での開発に対する、投機的なもの、里山や林業を体感する場としての取引等が主で林業経営に係わるものは少ない。管内は零細規模の林家が多く、資産保存型といえるが、資産価値として認められない林地の保有は負担であり潜在的な売却希望者は多いが、供給が過剰な一方的なものとなり実際の取引は減少するものと思われる。

徳島県

- 651 林地売買については、所有者それぞれに事情があり、以前のように借り入れできない状況では仕方ないが、買い主に施業を委託してもらおうよう働きかけるつもり。
- 655 林地売買については、森林組合への情報が少ないため、なかなか対策などができない。広い山などは競売などが多く、これも情報不足である。今後は個人所有者に組合に相談するように連絡する。
- 656 将来、林地の維持管理ができない人の売買が多いように思う。特に不在村社の売買が多く見られるようになった。今後、森林組合にとっては、不在森林所有者及び森林所有者の高齢化に伴う境界や森林所有地の不明確化等が発生し、森林施業に支障を来す恐れがある。組合としては、このような森林の実態を調査し、組合員のニーズに応じた事業を展開していきたい。
- 657 売買を直接交渉する場合が多いので、安い価格での取引が行われる。益々山林の価値が下がってくる可能性が出てくる。
- 658 不在村所有者が多くなり、林地の売却を希望する人が増える。対策としては売却を希望した林地を隣接林家に斡旋し規模拡大を図る。

香川県

- 665 香川県の森林は民有林の雑木林が約60%を占めており、針葉樹（主としてヒノキ）は40年生以下となっており、1ha以下の所有者が多く、その上集団化しておらず、今後の林業経営は非常に困難が予想される。現在の林業政策では将来憂慮される現状にある。
- 666 林業経営を考えると、現在の木材価格の推移、少子高齢化から住宅着工戸数の見通しを考えると、長期に渡り非常に厳しい状況を想定しなくてはならない。そこで資産として林地を所有する者を除き林業経営は小規模林家では困難であるので売買は増えるものと考えます。そこで、林地の在村所有者から不在村所有者への売却がこれから増えていくことが予想され、自然災害や地域の森林行政担当部局の業務が大きな負担を強いられるのは問題となる。できれば地域の市長村有林の形で買い上げ、管理するのがいいかと考える。一方従前の補助金制度では対応できないと考えられるので、普通林でも制限林（保安林？）なみの
- 667 山林経営に興味を持った人にスムーズに転売できる制度や売買情報がわかるしくみができるとよい。

愛媛県

- 668 20年ほど前、スギ・ヒノキの人工林が10haほど皆伐されて放置された山林が今、雑木林になっています。この山をずっと見てきていますと、伐採直後は下草ばかりの山林で、どうなるかと心配していましたが自然に有用広葉樹やスギ・ヒノキも天然に育ち始め、人の手を全くかけなくても、今は保水力のある森となっています。この山は葛も多くイノシシの遊び場（生活の場）となりシカのエサ場ともなっているのので、周辺のスギ・ヒノキ人工林に被害を抑えているとも考えられます。20年くらいすれば、山は元に戻りますので、再造林放棄を悪く考えるのもどうかと思いますが、あくまでこれは立地条件に合った所のことで、やせた土地などは当てはまらないと思います。
- 669 林地売買は素材生産業者が多く、立木のみ買った物件を森林組合へ横流しするケースもある。跡地については第三者に売却し、その第三者が植林するといったケースがたまに見られる。中には土地も含めたもので売買し、後は分収林で植林するケースもある。もう少し補助金があればいいと思う。地拵え、苗木代、植え付け、をすると山林所有者の負担もかなりのものである。今後は伐採跡地に限らず人工林・雑木を含め公有林化していく必要があるかと思っています。
- 670 スギ・ヒノキの人工林は資源として考えられない状況で、逆にお荷物とされている。所有者の不在村化や高齢化等により手放したい人がいても、買い取り者がいないのが、現状ではないかと思う。
- 671 個人が所有している不動産なので組合としてはどうこう言える立場でないかもしれないが、適正な価格での売買であればやむを得ないと思う。そのために組合が仲介すべきでないか考えるが、現実には難しい面が多い。素材業者が皆伐する事を目的に買う事も仕方がないことだが、伐採跡地の再造林には積極的に取り組んでほしい。緑資源機構による分収造林を活用すれば再造林放棄の防止になるのではないか。
- 674 売買はほとんどなく、あったとしても把握していないのが現状です。
- 675 木材価格が安いいため山林経営の見通しが立たず、売却を考えている所有者が増加しており、売却後皆伐された山が放置されることが多い。
- 677 郡内は不在村地主が40%を超えている。そのような所有者の森林管理をどのように維持していくかが今後の課題となる。また後継者である人たちが木材価格の低迷等から山林を必要としていない理由もある。
- 680 材価が低いために植林経費が出ないため。
- 681 山が好きで、資金のある方はどんどん買っていただき森林の整備をして財産を殖やしてほしい。そのような方には積極的に斡旋します。
- 682 現在の木材価格では林地処分もやむなしと思われるが、買う人は管理できる人がほとんどであり、できない人も組合に依頼するケースがほとんどで、問題はないと思う。できれば、森林組合が買い手となり受け皿となるべきと思うが資金的に難しい。
- 687 当地区の人工林は7齢級以下が多くほとんどが切り捨て間伐で収入間伐はあまり多くない。皆伐は素材業者がブローカーを通じて売買する場合が多く、特に広葉樹の林分が主体で伐採跡地の造林はシカの食害等により防護ネットを張らないと生育しない為、造林は現在ほとんど行われていない。今後人工林がある程度成熟しても皆伐は行わずに収入間伐を行って林業経営をしていくだろう。長引く木材価格低迷の為、森林所有者の森林所有者の山に対する意識は低くなるばかりである。

高知県

- 689 不在地主等が当地区でも多く、森林組合の知らない内にブローカー等により林地の売買がかなり進んでいる。森林組合員であれば組合を通して村内在住者に売買の斡旋もできるのだが。今後は実情を把握し、村が介入する等村外地主へ流出しない方策を考えなくてはいいかと思う。
- 690 林地を買う人が少ない。売れない（雑木で0.1ha＝10,000円、スギ40年生で0.1ha 50,000円～80,000円）
- 691 当地区森林の齢級構成でみた感じでは、8-9齢級が全体の40-50%を占め、皆伐をすれば経営としてはなんとか成立するが、再造林の費用及び保育の費用等は全然残らない状況にある。前述した大規模森林所有者は亡くなった後、後継者が山林に対する意欲もなく土地を含めて売却している状況である。しかし、1-2団地は売却せずに保全をしていく姿も見える。山林所有者そのものの意識として「もう林業はいかん」の一言に尽きる感がある。新植（再造林）・保育に対する補助金制度もあるが、補助金の負担に耐えきれなくなっているし、負担できる現金があるなら温存しておくという意識が強くある様に見える。疲弊しきった林業、そのなかでも一番の原因は何といっても材価の低迷であり、スギ1m3当たりの市場での販売価格は7,000円/m3（消費税350円）、販売手数料504円/m3、植立手数料1,050円/m3、+消費税77円、差し引き収支では、売上金7,350円-費用1,631円＝手取額5,719円/m3、山元生産経費が手取額で 全て賄えたとしても、収入は0円。しかし、いくら便の良い山林であっても市場付経費5,719円では到底無理な事業である。現実的に伐採跡地を買い入れするケースは極めて稀で、ほとんど売れない。
- 692 公共団体が林地の荒廃を防ぐ為に不用品林地の購入を行って林地の健全化を図って欲しい。
- 693 面積の大きい林地の売買は不在村所有者の負債整理・事業資金調達の場合が多い。伐採跡地は不在村所有者に渡る場合が多く、なんとか県・町に買ってほしい。
- 694 昭和50年頃の山林価格が非常に高い折、投資目的で購入した人の売却希望が多いが、現在の価格では商談が成立しにくい。また、その人たちの多くが山林の所在地及び境界が分からない。山林の価格が現在の2倍以上になれば売買は一挙に進むと思う。
- 696 木材価格が安く、将来的にも見通しが立たない。売る方も買う方も魅力がなく先行きは不透明。
- 698 売却地との隣接林地における山の管理の大切さを感じる。特に市内における宅地の拡大と山の管理不足による。支障木や日照不足の問題等を耳にする。
- 700 森林組合としては、伐採跡地にはなるべく造林するように勧めている。造林を頼む方もいます。2件位放棄地があるが、どのような目的で林地を取得したかはわからない。
- 702 木材価格の低下、事業費の高騰。後継者不足、作業班員の高齢化等、皆伐しても手取りが少なく、利用間伐では手取りが全くない。補助金が入るだけである。今一番安い価格は、立米あたり平均8,000円でしか売れない状況で、林業は大変厳しい。外材輸入を7割までにして、国産材を使えるようにしていただきたい。
- 703 林地売買に関しては、山林所有者の考えであるため、森林組合としては意見を挟む立場にないが、山林所有者または買い取った人から相談があれば、アドバイスなり今後の山林経営等について話し合っていくと思っています。
- 711 負債整理のために立木の売買又は林地や田畑などの売却がみられる。対策はない。経済回復が一番である。
- 713 売却をしたい人は多くいるが、買いたいという人がいない。売りたい人は保育事業もしないので、荒廃山林が増えるので困る。

- 714 担保山林等で売却先を探しているが、山林価格低迷により買い手が少なく苦労している。ブローカーに頼る事はない。人工林の木材価格の安定、立米当たりヒノキは40,000円、スギ15,000円程度でなければ 再造林がなくなり、山の崩壊が近い将来くるだろう。

福岡県

- 719 所有者間の売買は有るかもしれませんが森林組合には聞かえてきません。経済的な面での売却は仕方ないかもしれない。ただその後の乱開発については国、県の規制強化を望む。
- 723 篠栗町では水源涵養を目的とした放置山林や台風被害などで荒廃した森林を再生する事業に取り組んでい
- 727 宗像市の場合博多と小倉の中間にあり、林地売買の場合ほとんどが宅地分譲であるが面積等については組合で把握できない。しかし宗像市吉武地区にある山林は昭和55年頃から売買が始まり財貨になりそうな木は地元住民が切り倒しは皆伐状態となったため、放置された山林は竹林化され今も面積を拡大しつつある。売買されたときの面積は60ha程度と聞いている。今後の対策等については何も考えていない。
- 728 負債整理の目的で不動産業者が介入し山林以外の収入を得るため残土捨て場その他の計画がある。県及び市行政の強い対応が必要である。
- 731 林地売買について買い取り者が林地を山林としてそのまま所有するのであれば問題ないが、開発目的特に産廃業者が目をつけている。木材価格がよければ、それなりの管理もするのであるが、非常に安いため林家も高く買うからと交渉されれば売る方に傾いてしまう。
- 733 今後の課題 企業が山林を所有して(買)山林保有に対して税金対策を国策でしていくべきと考える。そうしないと山は守られないと思います。(環境を守る優良企業) 将来の為に誰が植林するのかを国民全体で考えていくべき、その運動をお願いします。
- 734 林地売買のアンケートで回答したのは実際に組合が係わった例で会社倒産による負債整理(組合から資金貸し付け)のため売却が1件と、単なる会社倒産+相続税評価額への不満+その他諸々の理由による売却が1件です。長引く不況木材価格の低迷等により山への関心は極端に薄れつつあります。今や経済林という感覚はなくそれどころか「収入にもならないのに相続税だけはやたら大きくおまけに物納も認められない。山を残した親を恨みたい」という声も頻繁に聞かれます。「京都議定書」を推進し地球温暖化防止を叫ぶ日本ですが、表面を繕う綺麗事に過ぎません。
- 737 もともと土地、立木とも個人の物であり、組合としては買い取り林産、委託事業等を受け入れる。又土地は林接者への売買を勧めている。
- 738 現在木材価格が平均で1m³ 1万円以下であり、人件費及び搬出代金を差し引けば土地所有者には0円である。搬出代金の経費を少なくするための作業道を作るために、補助金を出すように指導されたり。計画書の通りでは設計価格が高くなるので、簡単にブルドーザーで工事をして1m³1000円くらい補助金を支出する
- 745 他県より木材業者(素材生産業者)が立木を買い取る場合に、森林所有者が跡地の植林が出来ないので林地を含めて売却する場合が多いので、跡地は植林しないで放置したままの林地がかなりある。県外業者が所有者になっている場合、植林の推進等の話し合いが出来ないので困っている。県並びに市町村等の行政と連携を密にして今後の対策を進めたいと考えています。
- 747 H3年の台風の後より木材価格が低下し森林所有者の山林への関心が無くなってきた。40-50代の若い息子さんたちは山があるのも知らないほど。しかし、まだ森林組合が間伐を勧めれば実施する所有者もいるのであきらめるのは早いと思う。この先は地域の森林を森林組合が管理委託を締結し、計画的な森林整備を行っていけば一番良いかもしれない。

佐賀県

- 749 林地売買に関する情報が無いが、高齢化が進むとどうなるか分からない。
- 750 売却林地は各林地所在地の各市町村が買い受けることが望ましいと思う。後の管理が適正にいくのでは。
- 752 不在村者(近郊に住んでいる人は除く)への売却は避けたい。
- 753 森林の持つ機能を優先する考えが主流となっている中で環境問題は森林経営とは逆行する。民有林は経済林として考えるならばまず収益性を考慮するだろうし、造林補助金が永続することを希望するだろう。材価が安いことが一番林地崩壊の源的なことからいかにして材価が上がるか、上がることが出来るかだろうが、輸入量を減らす事が一番反映するだろうが、これは国策として期待できないだろうし、経費を如何に抑えるかによって収益性を上げる方法にも限度があるが、自立するには家族労働で頑張ることが最も割に合うが、林業に対する後継者の熱意と短期間で収入が得られる施業体系を確立できるならば、楽しい林業の一面も出てくる。しかし、現実では全てのことが八方ふさがりの状況では難しい。林地売買がある程度中規模所有者の後継者のしっかりした林家へ集まっていく感じである。30年生前後で20万/反程度であるから一時期(昭和50年前後)土地だけでも15万/反していた頃を考えると安い買い物であるから。
- 754 木材価格の低下、後継者の不在等で森林に対し育林意欲がなくなっている現状で放置林が目立ってきている。組合では間伐等を含めた育林の啓蒙啓発に努めているが成果が上がってこない。行政方の支援をお願いしたい(補助金等)
- 756 組合運営の上では組合員による林地取得が最適と思われるが、現状の所有者の状況としては高齢者であり木材価格の低迷と育林事業に関心を引くことが出来なく、少しでも育林費用の軽減をはかるために補助事業の推進を行っております。今後国の政策は補助金減の傾向にあり、木材育成山林より環境整備の山林を取り入れつつ良質材の生産に励みたいと思っております。
- 758 林地売買については、負債整理等経済的なこと以外では動くことはないと思われる。林地そのものが安価であるから。

長崎県

- 759 現状の木材価格では今までの管理費を取れない状況であり、立木のみでなく土地を含めての売買を森林所有者は考えているだろうか?今の景気では買い手もいないと考えられる。
- 761 長崎林業公社、長崎住宅供給公社も大赤字でいます。当組合は鍋島家の林を主体とし製材所を作り大工に供給していましたが今住宅建設が少なく買い上げは最高の3分の1になり決算は少し黒字です。平成4年19号台風により風倒木が多数有り20年30年手入れた林木が一夜にて見る影もなくなくなったのに対し林家が林木に対して愛着が無くなり又木材の価格低迷に愛着が無くなり間伐も少なくなり組合の仕事も減少しています。組合長会議でも組合自体の存続も危ぶまれ今後県産材を使用した住宅に補助金を出すと水税等を取り森林保全にするように手を打たなければ荒廃するばかりです。

- 763 当市に於いては林業に対する意識が薄く民有林約9000haの内34%が人工林でその内約25%が公社造林地であり残りの私有林は林業経営と言うよりも昔ながらの自分の代で家の新築のために伐採したので子供、孫のために植林し保育を行ってきたと言うのがほとんどである。そのために経営的に皆伐と言ったことはなく、林地売買についても負債整理のために売買するといった形が多い。しかし近年では木材価格の低迷、若者の林業に対する関心の無さ等から山林の売買も見られなくなり、管理もされず放置される森林が多くなっている。特に長崎県で問題なのは林業公社が経営の悪化から伐期にきている公社造林地を皆伐するが再造林は行わず分収相手に返すという事だと思う。当市でも800haある公社造林地が皆伐され放置されると大きな問題になると思われる。
- 764 人工林、天然林を問わず林地の売買はかなり以前よりあった様ですが、林家が負債の整理や財産処分形で売買した山林の把握は森林組合では難しい状況です。林地の売買については所有者からの問い合わせが年1〜2回ほどありますが、森林組合は仲介等していません。林家が林家に売買することがほとんどでその後森林として管理され皆伐し放置された林地は今のところ少ないようです。
- 766 以前は開発を目的に林地売買が多くみられたが最近は減っている。間伐遅れの林分も多くあるが伐期に達している山もかなりある。木材価格が低迷しているため皆伐できない状況にある。皆伐に対する助成が欲しい。
- 769 林地売買について後継者がいない等の問題で今後増えると思います。

熊本県

- 772 宮崎県は山主負担が無等、造林補助が充実しているため放棄森林は少ないが、他県は補助金が少なすぎるため放棄森林が増えつつあると思われる。
- 775 皆伐でなく間伐を推進している・施業計画に対する優遇を行うべきである・現在の木材価格では林業は行えない・林地の公有化も進めて欲しい・地域にあった補助制度
- 776 森林施業計画の作成に当り林地移動の(売買、伐採等)の情報が無く現況の把握が難しい。(売買された場合の個々の情報が欲しい)・現在国土調査が行われているが国土調査が終わっている山林でも世代が変われば現地が分からないという事例がある。・不在村者へ売買された場合、林道作業道の開設や説明等に支障を来すことがあり時間がかかる。
- 777 森林組合で保有した山が伐採放棄されていまいその後の放棄地の災害が心配されます。又適地適木生産性の高いこの日本の国土が無駄になり山林自体が地域の生活から遠ざかり将来の子供たちへの財産が消えてゆく様な気がします。又、子供の人間性にも影響するのでは？小さな日本国土を有効利用し地域にあった家を造り生活することが基本であると思われます。土壌や地形にあった有機物生産を促進し生活に利用することが小さな国の文化であるからです。売買され放棄された所も行政の力で適地は造林可能な助成が必要であります。悲しいかな現在の補助制度では植林から6年生までの下刈りまでha当たり100万円程度の負担が必要であり立木代金は残らないのが現状であります。よって何らかの対策が国土保全と公益的機能の発揮には必要ではないでしょうか。
- 778 当組合は皆伐跡地については、植林を進め放置林は少ない状況であった。これも補助金要望満額出たからで、補助金が減少してきている16年度は放置林までは対応できないと思う。又、大面積の放置林については、市町村で購入していただき災害等の保全に努めてもらいたいと願います。
- 779 組合が知らずに林地売買が進んでいるのが現状であり、歯止めができないので、頭を痛めている。今後そのような情報をいち早く取り入れて処理をしていきたい。
- 782 林地売買については共有林が多く、個人所有の山林は面積が小さい(1ha未満)ものが多いのでほとんどない。
- 786 ・林地売買された森林の適正管理を願う・ある程度管理された山林(5-10ha以上)があれば組合で買い取って管理したい・適正に管理されていない不在村者の森林の売買を進めたい

大分県

- 787 現在の木材価格(杉1m3 1万円)では将来の林業経営意欲が減退し林地売買は増えると思われるが、買い手が少なく売買契約が成立しない。そのため林地の荒廃が進むのでは無いかと心配する。そこで林業公社や緑資源機構等による経営契約を拡大するか、それに代わる機構(県営等)を設立し少しでも森林の荒廃を減少させたい。
- 789 等組合では林地売買を行う場合には組合に相談するように呼びかけをしていますが、売買はあまりないようです。山林を担保とし融資を受けたもののうち木材価格の低迷で返済できず、土地、立木で処理することが何件か有り、個人で売買したものについては分かりません。
- 792 現在の木材価格では産業としての将来性がないため積極的に林地売買の斡旋をする考えはないが、組合員林家から相談があれば対応する。
- 793 高齢化、後継者不足により山林作業が出来なくなりつつある。中木材価格の低下により保育事業の採算がとれなくなった。今後の取り組みとしては後継者の育成、長期施業の推進、放棄地の広葉樹造林等の普及、森林機能の充実に努める。
- 794 林家の高齢化木材の価格低迷輸入材の取り扱い拡大等今後山林の経営管理の見通しは悪く現状維持も困難になるのではないかと考えられます。経済は不安定であり過疎化は進み後継者もいない林家が増加する中立木売却交渉に際しては立木もさることながら林地共に売却を依頼する売却者が増加していくのではないかと予測しております。単に立木のみを売却したかった買い取り者にしてみれば二束三文のような価格で手にした立木と土地。利用価値のある者はそれなりに、しかしそうでないものは皆伐をし伐採後は放置する事態も考えられます。これからの組合はこれを出るだけ阻止するため緊急地域雇用創出特別交付金や林業担い手育成確保対策事業等を利用し林業の担い手の育成や補助金等の活用により多くの事業拡大を目指し地域に密着した放置地の増加をくい止める事業体になっていくべきだと考えております。
- 796 木材価格の低迷が続けば、植栽・保育・間伐、皆伐等林業経営の長期的見通しが成り立たない。公益的な森林保全だけでは経営意欲が減少し、放置森林の荒廃が進み(後継者としては生活が成り立たない。)大きな社会問題となりつつあります。今後は国や下流域住民に対して「木材の需要拡大」「国産材供給及び生産性の向上」等、上流域林業関連者の置かれた状況と森林の持つ水源涵養や地球温暖化防止などの果たす役割をご理解いただきたい。

- 797 皆伐後の再造林については森林組合でも積極的に推進している。(再造林に要する費用や造林補助金等の具体的な金額の提示)しかし、土地込みの立木売買(当地では一般林家から民間市場への売却が一般的)では伐出経費を下げるために林地に重機が縦横無尽に入り込み地拵え作業に支障を来す例が出ている。当然造林に多額の費用を要するために放置林となっている。又無計画に木材搬出用の作業道を開設したり谷筋にウラ木等を捨てたりするために公道に多量の土砂が出てくる恐れのある林地も現実に出てきている。防止策であるが、行政等に権限を持たせ、問題を起こした業者には自己責任で修復させるくらいの措置が必要であると思う。
- 798 放棄山林及び林地の移動状況についてのアンケート依頼の件ですがどうして放棄山林が増えるかと申しますと木材価格の低迷により以前は小面積でもある程度の金が取れていましたが昨今は大面積を伐採しなければ以前のような金は取れません。そして、以前は立木だけを売買していたが、伐採跡地の造林資金不足の為土地も一緒に買ってくれなければ売らないと言うような売買の仕方になっているようです。買った業者の方は搬出費を安くする為に重機による作業を無理矢理に行っているのが現状です。伐採跡地が無残な姿になった山は誰も買おうと思いません。この繰り返しで放棄地はどんどん増えるばかりです。ここ下毛郡管内では、林業振興協議会で放棄地の調査を行いアンケート調査を実施して売却や委託管理の意向調査をして出来るだけ放棄地を減らす努力はしていますが、何せ人様の財産であるために、こちらの思うようにはいきません。アンケート回収率は10%前後でなかなか難しい問題です。

宮崎県

- 801 林地売却されるときは、買い手相場で安く処分されるケースが多く、売却したくても条件が悪ければ買い手もない状況である。当組合では伐採した跡は出来る限り補助事業制度等を活用し所有者に再造林を推進してきたが、年々補助制度の予算が削減されていく中放置林等も拡大していくと考えられる。今後は関係機関との連携を取りながら長期的な計画を立て森林の管理施策をしていければ、放置林は少なくなるのでは無いかと考える。
- 802 材価低迷のため、立木処分に置いて林家の意欲減退から再造林の意志が無いため、土地を含めた売買になっており、素材生産業者も伐採後の造林を余儀なくされており、森林組合としても極力再造林して頂くようお願いしているが難しい状況となっている。今後未植地が増加するものと思われる。
- 804 木材価格の低下により皆伐しても手取りが少なく、また再造林するにも補助金は安いので個人の負担が多いので放棄するケースが多いのではないと思われる。これを解消するためには木材価格の安定確保、また財源を確保し補助率のアップで個人の負担が少なければ放置林も減り売買もなくなるのではないか。又再造林が進めば雇用の場が増え、川上が元気になれば後継者が育ち山が守られ、災害も無くなり水不足やCO2の問題解消につながるのではないか。
- 807 林地売買は従来より大なり小なり行われてきた。原因としては負債整理的なものが多かった様だが、件数、面積は小規模であった。最近もその傾向はあるが、変わった点として、立木を売る場合に伐採跡地の再造林ができないために、土地も一緒に売ってしまう例がある。又、プロセッサ等の林業機械の普及により伐採面積が拡大したために、尚一層再造林が困難となり、土地を手放す所有者も増えているようだ。

鹿児島県

- 809 林地開発がない限り売買はなくなると思います。
- 810 山を売りたい人はいるが、買う人がいない。
- 811 まず木材価格の低迷が山離れを増幅させた原因であろう。山村は少子高齢化が進み、一極集中は益々進むであろう。この様なとき木材価格の安定を目的に国の施策を考える時に来ている。遅れているとは思いますが皆様の集計結果を元にご検討よろしくお願い申し上げます。
- 812 木材価格低迷のため林地売買は少なくなる。台風18号の災害が多く、山林に対しての考え方が変化している。
- 814 先行き不透明な安い木材価格と所有者の高齢化並びに木材需給の激減化により森林離れが急増してきている。然し21世紀は水時代と言われるように公益的機能は言うまでもありません。又温暖化対策等表面ではPRされているが地についていない現状である。今後の林業経営の取り組みとして集中型林業基盤整備が重要かと考えます。例えば大規模による森林造成事業から素材生産、加工流通、販売までの一環体制づくり特に森林所有者が管理が出来なくなってきている現状をふまえて分収造林等の推進等林業全般から見るといろいろ課題が多い。又素材生産について受注生産型に変わろうとしている。当地に於いても運営が厳しい状況になって来ているため合併等協議されていますが苦しいから合併ではなく将来に向かっての合併であって欲しいと思います。
- 815 農地と同様に扱うこと
- 817 当地区に於いて森林組合に依頼されるのは、相続等により不在村者の相続人が管理、保育できない、又山に関心がないとの理由により買い手がいたら売りたいとの内容が多い。しかし、買いたい人に於いては面積地理等条件が多く、売り手と買い手の林地内容が合わなく組合に依頼を受けたもので取引がされた林地はほとんどない。
- 820 現在の木材価格では山に対する関心が薄れる一方で伐採して放置林が増える状況なので、一番の対策は外材輸入を5%~10%減らして国産材の需要を増して行けば木材価格も少しは上昇してくると思います。木材価格が上昇する事が山への関心が高まる一歩だと考えます。山への興味が薄れた原因は木材価格の低下にあると思います。
- 821 木材価格等の低迷、労働力の後継者不足等が進み、中若者の林業経営に対する意識が年々減っていくことが予想されるので、今後更に林地売買は進んでいくものと思われる。
- 824 所有者の高齢化、死亡等につき所有者の所在地境界が分からなくなるケースや後継者不明の林地が多くなるとみられる。そのようなことから若者に魅力あるものにするための何らかの施策が必要ではないでしょうか。
- 827 林地売買については適正管理の出来る者については構わないがそれ以外は納得できない点もある。林地放置については何らかの施策が必要ではないかと考える。2齢級の補助事業の創設など考えられないか。当組合でもこの時期の保育(枝打ち、つる切り等)が課題にのぼる。森林環境税等の創設等、今後森林に対する国民の注目が多くなるので、森林組合としても森林管理についても万全を期したい。
- 832 皆伐、新植、保育と言った山を動かすと言う意味で奄美の9割近く占めている。広葉樹林の資源を有効に活用していく方法を探していくことが、今奄美では重要なことだと思う。

「交付金プロジェクト」は、平成13年度に森林総合研究所が独立行政法人となるにあたり、これまで推進してきた農林水産技術会議によるプロジェクト研究（特別研究など）の一部、および森林総合研究所の経費による特別研究調査費（特定研究）を統合し、研究所の運営費交付金により運営する新たな行政ニーズへの対応、中期計画の推進、所の研究基盤高揚のためのプロジェクト研究として設立・運営するものである。

この冊子は、交付金プロジェクト研究の終了課題について、研究の成果を研究開発や、行政等の関係者に総合的且つ体系的に報告することにより、今後の研究と行政の連携協力に基づいた効率的施策推進等に資することを目的に、「森林総合研究所交付金プロジェクト研究成果集」として刊行するものである。

ISSN 1349-0605

森林総合研究所交付金プロジェクト研究 成果集 29
「森林所有権の流動化が森林管理と中山間地域の活性化
に及ぼす影響の解明」

発 行 日 平成 22 年 3 月 4 日

編集・発行 独立行政法人 森林総合研究所

〒305-8687 茨城県つくば市松の里 1 番地

電話 . 029-873-3211 (代表)

印 刷 所 株式会社 エムア

